電子政府構築計画

2003年(平成 15年)7月17日 2004年(平成 16年)6月14日一部改定

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

目 次

第1	基	基本的考え方1
	冒	電子政府構築の原則1
	E	目標 2
	言	計画の期間、見直し等3
	1	対象機関3
	2	計画期間3
	3	計画の評価と見直し3
第 2	於	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	Ξ	国民の利便性・サービスの向上
	1	行政ポータルサイトの整備、充実4
	2	ワンストップサービスの拡大5
	(1	1)輸出入・港湾手続のワンストップ化
	(2	2) 自動車保有関係手続のワンストップ化6
	(3	ィ-ヵヵ 3)e-Govを活用したワンストップサービスの推進6
	3	政府調達手続の電子化の推進6
	4	オンライン利用の促進のための環境整備7
	(1	1)オンライン利用の促進方策
	(2	2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)8
]	I T化に対応した業務改革9
	1	業務・システムの最適化10
	(1	1)府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム 10
	(2	2)個別府省業務・システム
	(3	3)業務・システムの見直し方針の策定
	(4	4)業務・システムの最適化に係る作業の透明性、整合性の確保11
	2	内部管理業務の業務・システムの最適化12
	(1	1)人事・給与等業務
	(2	2)その他官房基幹業務13

	3	共通システムの最適化14
		共通的な環境整備14
	1	推進体制の充実・強化14
	(1) 府省内各部門の連携強化14
	(2) 外部専門家の活用15
	2	情報システムの整備・運用管理の高度化15
	(1)情報システムに係る政府調達の改善15
	(2) 外部委託の推進15
	(3)技術的共通課題の検討15
	(4)文字情報・コードの整備16
	3	情報セキュリティ対策等の充実・強化16
	(1)情報システムの安全性・信頼性の確保16
	(2)個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用17
	4	関係機関との連携協力17
第3		府省別計画19
1		内閣官房19
2		内閣法制局23
3		人事院25
4		内閣府本府27
5		宮内庁35
6		公正取引委員会
7		警察庁45
8		防衛庁55
9		金融庁67
10)	総務省85
11		公害等調整委員会103
12	2	法務省105
13	3	外務省117
14	ļ	財務省125
15	5	文部科学省157

16	厚生労働省	. 173
17	農林水産省	. 245
18	経済産業省	. 275
19	国土交通省	. 309
20	環境省	. 327

第1 基本的考え方

電子政府の構築は、行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた 業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、 信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政 サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化(効率化・合理化)」 を図ることにほかならない。

こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当 たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。

電子政府構築の原則

国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供 行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所に おいて簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

政策に関する透明性の確保、説明責務の履行及び国民参加の拡大

電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

ユニバーサル・デザイン(誰もが使いやすい設計)の確保

高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム(音声による 読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等)の導入に努める。

業務効率の徹底的追求

業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務 効率の向上を徹底的に追求する。

民間活力の活用

情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化

に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努める。

情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護

情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、IT社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。

国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保

独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関 (以下「関係機関」という。)との連携協力により、国民の利便性・サービ スの向上等を総合的・一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図 りつつ、システム構築等にあたる。

活力ある社会形成への配慮

電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や 企業活動におけるIT利用促進の触媒的機能を十分に果たす。

目標

上記 の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24 時間 365 日ノンストップで(いつでも)必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで(インターネット上の一つの窓口で)適切な行政サービスを受けることを可能にする。

予算効率の高い簡素な政府の実現

業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の

外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

計画の期間、見直し等

1 対象機関

全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。

2 計画期間

2003年度(平成15年度)から2005年度末(平成17年度末)までの3か年計画とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進ちょく状況を把握、分析、評価し、その結果を踏まえ、予算編成日程等を勘案して計画を見直す。

これに関連して、各府省は、電子政府に係る施策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象とすることとし、当該政策評価を 実施する場合においては、部外有識者の知見を活用するものとする。

なお、各府省は、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時までに、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示する。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

国民の利便性・サービスの向上に関しては、e-Govにおいて、2004 年(平成 16 年) 1 月から、ライフイベント(就職、結婚、退職など人生の主な出来事) 及びサービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんどすべてをオンライン化するなど、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、 分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、 引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでい く必要がある。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 行政ポータルサイトの整備、充実

e-Gov及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末(平成17年度末)までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」(2004年(平成16年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1)各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易に するため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、 情報提供の一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(2001年(平成 13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002年(平成14年)7 月30日改定)に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲

載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載項目の見直 し、掲載情報の充実を図るとともに、各府省のホームページ画面上における 当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。

- (3)各府省は、e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。
- (4) e-Govにおいて、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関、 民間団体等が運営するホームページその他の情報提供系サイト(データベー スを含む。)へのリンクによる案内を拡充するなど、情報提供の充実を図る。
- (5)上記(1)から(4)に掲げるものを含め、行政情報の電子的提供業務について、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という。)の下、総務省が中心となって、2004年(平成 16 年)7月までに業務・システムの見直し方針を策定する。
- 2 ワンストップサービスの拡大
- (1)輸出入・港湾手続のワンストップ化

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠など関係府省における手続の徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって、業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の締結を行うための措置を 2004 年度中(平成 16 年度中)に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。

(2)自動車保有関係手続のワンストップ化

関係府省は、自動車保有関係手続について、2005年中(平成17年中)に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指す。このため、2004年度(平成16年度)には、2003年度(平成15年度)に開発したシステムの改良を行うとともに、対象地域等を拡大して実用化に係る試験運用を行う。

(3)e-Govを活用したワンストップサービスの推進

電子申請システムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、e-Govを活用して、申請・届出等手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出(複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続、共管公益法人に係る手続を含む。)までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、以下の取組を実施する。

- ア 利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一する。このため、総務省は、e-Govに、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を 2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備する。これに伴い、各府省は、それぞれの電子申請システムについて、機能の見直しを行う。
- イ また、CIO 連絡会議の下、総務省が中心となって、2004 年(平成 16 年) 7月までに電子申請等受付業務の業務・システムの見直し方針を策定する。

3 政府調達手続の電子化の推進

総務省及び各府省は、政府調達における契約の電子化について、2004 年度内 (平成 16 年度内)に具体的な実施方策を検討し、これを踏まえ、政府調達に係 る業務・システムの最適化を図るため、契約の電子化を着実に推進する。

4 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、これを促進させるため、年間申請件数の多い(年間申請件数 10 万件以上)手続を重点に、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映、添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化を図り、オンライン利用の利便性を実感できるようにする。

このため、各府省は、2005 年度末(平成 17 年度末)までに以下の取組を実施する。

- ア 「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、総務省は各府省の協力を 得て上記2(3)アのe-Govに整備する共通的に利用者に提供する機能につ いて、各府省は個別手続専用の電子申請システムについて、それぞれ仕様 の公開、代理人による手続への対応を図るなど、利用者の利便性向上に資 する措置を講ずる。
- イ 利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、「行政ポータルサイトの整備方針」に基づき、総務省において、e-Gov(e-Govに整備する各府省が共通に利用する機能を含む。)の利用方法等についての相談・案内に一元的に対応する電子政府利用支援センターを 2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備する。
- ウ オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。
- エ オンライン利用に係る手数料については、引き続き、業務・システムの

効率化による行政経費の低減を図り、実費を適切に反映した手数料を設定する。

オ 各府省は、申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」 (2004年(平成 16年)2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議 報告)に基づき、2005年度末(平成17年度末)までに、必要性の乏しい手 続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。

また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で業務・システムの最適 化計画の策定対象となっているものについては、各府省は、計画の策定過 程において、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施す る。

カ 添付書類の提出についても、できる限りオンライン化するため、民間が 発行する証明書等の電子化について、所管府省は、府省別の計画に沿って、 2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。

なお、電子申請システムを利用して送信することができない添付書類 (電子的に発行することが困難な証明書等)をスキャナー等を利用して電子化し、オンラインで送信できるようにするための方策については、CIO 連絡会議において引き続き検討を進める。

- キ 年金に関する情報など国民等利用者からの照会、相談などが多く、関心が高いものについて、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答、教示等を行うサービスの提供を推進する。
- ク e-Gov及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性(オンライン利用の際の処理期間、手数料等)などを周知する。また、オンライン利用状況や改善要望等の把握・分析を行い、的確な利用説明会、講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。
- (2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政

との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。

- イ 電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、 国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連携協力を図りつつ、 地方公共団体の施設(公民館、図書館等)、郵便局、学校等国民に身近な 施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進 める。
- ウ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行 政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。

IT化に対応した業務改革

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分である。また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、IT導入による業務・システム

の最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

このような認識の下、政府は、昨年 12 月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施し、これを踏まえ、各府省に共通する業務・システム(21分野)及び個別府省の業務・システム(51分野)について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とし、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する最適化計画を 2005 年度末(平成17年度末)までに策定することとしたところである。

これに基づき、政府として、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。

1 業務・システムの最適化

(1)府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム

「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」(2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に掲げる府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム(内部管理業務の業務・システム及び共通システムについては、2及び3を参照。)については、担当府省が中心となって、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

その際、各府省に共通するシステムについては、政府全体で一元的なシステム構築を行い、全府省が利用する等、システム構築に係る無駄な重複投資を排除し、効率的な予算執行を図る。

(2)個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」(2004 年(平成 16 年)2月 10 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)に掲げる個別府省業務・システムについては、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保 有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係 る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

刷新可能性調査を通じ、

- ・ 汎用パッケージソフトウェアの利用
- · オープンシステム化
- ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化(分離調達)
- ・ 随意契約から競争入札への移行
- ・ データ通信サービス契約の見直し
- 国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。 システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

(3)業務・システムの見直し方針の策定

各府省(府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムにあっては担当府省。以下この項において同じ。)は、各業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする業務・システムの見直し方針を遅くとも 2005 年(平成 17 年)6 月までに策定し、政府全体における業務・システムの最適化の具体的な取組事項について、その全容を明らかにする。

(4)業務・システムの最適化に係る作業の透明性、整合性の確保

ア 最適化計画等の公表

各府省は、業務・システムの見直し方針及び最適化計画(旧式(レガシ

ー)システムにあっては、上記1(2)の行動計画に基づき行われる刷新可能性調査結果等各段階の取組状況を含む。)について、当該業務・システムのセキュリティ(安全性)に直接かかわる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議に報告し、助言を受けるとともに、インターネットの利用その他により公表する。

特に、国民、企業等に密接に関係する業務・システムの見直し方針及び 最適化計画については、各府省においてパブリックコメント(意見募集及 び結果公表)を行う。

また、最適化計画に基づき整備するシステムの仕様書等については、情報システムに係る政府調達事例データベースにより、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議を含む政府内の共有を図るとともに、インターネットを通じ広く一般の利用に供する。

イ 最適化に係る作業の統一的実施手順

業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一的実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針(ガイドライン)」及び「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を各最適化計画の策定に活用する。

「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」については、 システムの設計手法、管理手法に係る国際標準、事実上の標準の動向を踏 まえ、随時見直しを行う。

なお、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に基づき各最適化計画に添付する設計資料については、情報システムの構築過程を通じて適切に作成・更新を行うことにより、業務・システムの最適化を継続的に行う環境を整備する。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金 及び旅費の各業務について、業務の改革を行った上で、徹底したシステム統合 により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業 務・システムの最適化を図る。

(1)人事・給与等業務

- ア 人事院、総務省、財務省及び各府省は、「人事・給与等業務・システム 最適化計画」(2004年(平成 16年)2月27日各府省情報化統括責任者 (CIO)連絡会議決定)に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と 処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に 取り組む。
- イ 人事院、総務省及び財務省は、2004 年度末(平成 16 年度末)までに人 事・給与関係業務情報システムの主要な部分を整備する。
- ウ 各府省は、2004年(平成 16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを2007年度末(平成 19年度末)までに、人事・給与関係業務情報システムに更新する。
- エ 国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、 2005年度末(平成17年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地 域を除き、各行政機関において原則として100%の実施を目指すとともに、 各行政機関別の実施状況を定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

- ア 共済業務については、CIO 連絡会議の下、財務省が中心となって、また、 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、 CIO 連絡会議の下、経済産業省が中心となって、「官房基幹業務・システム 最適化計画(仮称)」を 2004 年(平成 16 年)7月までに策定する。
- イ 各府省は、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費 の各業務について、上記最適化計画に基づき、業務・システムの最適化に 取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」(2004年(平成 16年)3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、霞が関WAN(電子文書交換システムを含む。)及び政府認証基盤については、行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、2004年度末(平成 16年度末)までに、また、府省内ネットワークについては、各府省において、2005年度末(平成 17年度末)までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

各府省は、府省内の「情報化推進委員会」等について、情報化に関する方針の策定・推進に加え、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保、情報化推進に必要な予算・執行の調整、人材育成等も担う組織として充実・強化を図った。

また、CIO連絡会議に電子政府全般に精通した外部の有識者の参加を図ったほか、各府省にも、原則として、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を情報化統括責任者(CIO)補佐官(以下「CIO補佐官」という。)として配置するとともに、各府省のCIO補佐官からなる「各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議」を設置し、電子政府構築のための推進体制を充実・強化したところである。

引き続き、効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、 推進体制の充実・強化、 情報システムの整備・運用管理の高度化、 個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策の充実・強化、 関係機関との連携協力を図っていく必要がある。

このため、以下の取組を推進する。

1 推進体制の充実・強化

(1)府省内各部門の連携強化等

各府省は、最適化計画と予算要求・執行を連動させ、府省内のシステム投資を統括する仕組みを確立するとともに、情報化統括責任者(CIO)の下、情

報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門等の関係部門が密接 な連携を図り、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に 戦略的に取り組む。

また、各府省は、研修などの充実により職員の情報活用能力の向上に努め、内部人材の育成を図る。

(2)外部専門家の活用

各府省は、外部の専門家等を活用し、情報化統括責任者(CIO)補佐官の支援体制、各業務・システムの最適化の取組に係る工程管理(プロジェクトマネジメント)、仕様策定、システム監査などを実施するための支援体制を整備し、府省内の業務・システムの最適化その他電子政府構築に係る推進体制の一層の充実・強化を図る。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1)情報システムに係る政府調達の改善

各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年(平成14年)3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。2004年(平成16年)3月30日改定)に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

(2)外部委託の推進

各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成 12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

(3)技術的共通課題の検討

各府省が業務・システムに係る最適化計画策定過程等において、各府省共通の課題として検討が必要な技術的共通課題については、行政情報システム関係課長連絡会議において、引き続き検討を進める。

(4)文字情報・コードの整備

経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れつつ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2005年度末(平成17年度末)までに構築する。

(5)情報システムの高度化

各府省は、業務・システムの最適化計画を踏まえ、 I P v 6 等新たな技術革新の成果の導入を順次進め、情報システムの高度化を図る。

- 3 情報セキュリティ対策等の充実・強化
- (1)情報システムの安全性・信頼性の確保
 - ア 各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)に沿って2002年度(平成14年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

特に、電子政府の基盤となるシステムについては、その安全対策を徹底し、信頼性の確保を図る。

- イ 各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。
- ウ 各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成 15年)2月 28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

(2)個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、総務省は、個人情報の適切な管理に関する指針等を策定、同法の周知などを図るとともに、各府省は、個人情報の適切な管理に関する定めの整備、職員への教育研修を行うなど、適切な施行準備を行う。また、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

4 関係機関との連携協力

- (1) e-Govについて、「行政ポータルサイトの整備方針」に基づき、関係機関の協力の下、各機関が運営するホームページその他の情報提供系サイト(データベースを含む。)へのリンクによる案内の充実を図るとともに、e-Govから関係機関の電子申請システムにおける個々の手続画面への案内が可能となるよう、e-Govと連携する場合のインターフェースに関する仕様等必要な情報を提供する。
- (2)独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の 策定について盛り込む等の措置を講ずる。

また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。

(3)国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、原則として総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用する。

また、国の行政機関と独立行政法人、国会等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。

(4)国、地方公共団体を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、電子行政推進国・地方公共団体協議会(2003年(平成 15年)8月 29日設置)において、霞が関WANと総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した情報

の交換及び共有の在り方、行政ポータルの連携の在り方などについて、引き 続き、意見の交換、情報の共有を行う。

第3 府省別計画

内閣官房電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報を速やかにe-Govに登録、更新し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。また、手続案内情報の提供に際しては、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を通じて、引き続き国民等からの政策提言等に適切に対応する。

2 総合的なワンストップサービスの拡大

2004 年度中(平成 16 年度中)を目途に、電子申請システムとe-Govを連携させ、利用者の利便性・サービスの向上を図る。また、e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能が 2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備されることに伴い、内閣官房の電子申請システムについては、その機能の見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

電子申請システムについては、手数料等の電子納付システムとの連携を 図ったうえで速やかに整備する。

電子申請については、原則として 365 日 24 時間受付を行う。

電子申請システムの整備と同時期に、内閣官房ホームページにおいて、電子申請の利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設ける。

(2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) 高齢者や障害者の利用にも配慮した情報内容の作成を行うとともに、ウェ ブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、必要なシステムの改善を図る。

4 首相官邸からの情報提供等の充実

「首相官邸ホームページ」は、総理の施政方針・記者会見や内閣の重要政策に関する情報など国民の関心の高い情報を提供しており、年間では1億ページビュー(画面表示回数)に上る利用がなされており、内閣から国民に対して直接情報提供を行う重要な役割を果たすとともに、行政機関のポータルサイトとしての機能をも担っている。また、「小泉内閣メールマガジン」は、総理・大臣の考え方や内閣の政策情報等を直接国民に伝える有効な媒体となっている。今後とも、首相官邸から国民に対する情報提供を充実させるため、2005年度末(平成17年度末)までを目途に、これらについて、以下の取組を実施する。

(1)首相官邸ホームページ関連

音声や動画の配信等ブロードバンド(高速大容量通信)化の進展に対応 した提供情報の充実に引き続き努める。

各府省ホームページとの連携強化を図るとともに、統一された設計、構成による各府省の紹介や政策の分かりやすい解説などにより、ポータルサイト機能の充実、利便性・サービスの向上等を図る。高齢者や障害者の利用に対応した行政情報の提供については、計画的に提供情報内容の充実や必要なシステムの改善を図る。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、一層の提供情報内容の充実を図る。

「ご意見募集」や「お答えします」のコーナーの充実等引き続き国民との双方向性の確保を図る。

(2)小泉内閣メールマガジン関連

小泉内閣メールマガジンについては、これまでも携帯端末、携帯電話等に 対応した行政情報の提供、オンラインアンケート結果に基づく内容の見直し 等読者との双方向性の確保を行ってきている。また、英語版メールマガジン の発刊により、海外への積極的な情報発信を行っている。引き続きこれらの 取組を進めるとともに、国民に直接情報を発信することの意義に鑑み、読者 にとってさらに魅力あるものとなるよう内容の一層の充実を図る。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004 年(平成 16 年)6月末を目途に導入計画を策定し、当該導入計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取り組む。

また、給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、原則として 100%の実施を目指すとともに、定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務について、業務・システムの 最適化に取り組む。

(3)個別府省業務・システムの最適化

内閣官房の個別府省業務・システムについて、今後の業務・システムの分析状況等により、必要に応じて最適化計画の策定を検討する。

2 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークについては、 2005 年度末(平成 17 年度末)までのできるだけ早期に、最適化計画を策定し、 システムの見直しを進める。

内閣法制局電子政府構築計画

1 基本方針

内閣法制局においては、情報通信技術を活用し、国民の利便性及びサービスの向上並びに業務の効率化を図る観点から、当局の業務の内容及び組織の規模等を踏まえ、効果的な予算配分及び費用対効果に十分配慮しつつ、2から4までの取組を推進する。

2 行政ポータルサイトの整備・充実

利用者の視点に立った行政サービスの改善を図るため、行政ポータルサイトの整備・充実に向けて、以下の取組を実施する。

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、2004 年度 (平成 16 年度)以降、一般競争入札の実施状況を公表する等、公共調達に関す る情報の充実を図るとともに、予算に関する情報の提供を開始する。

情報公開制度について、利便性の向上に資するため、行政文書開示請求書の様式を掲載する等、情報提供の充実を図る。

3 IT化に対応した内部管理業務等の効率化

人事・給与業務をはじめとする内部管理業務等について、共通システムの導入・ 活用等により、IT化に対応した業務の効率化を推進する。

「人事・給与等業務・システム最適化計画」を踏まえ、2004 年度(平成 16 年度)に共通システムとして開発される「人事・給与関係業務情報システム」の導入計画を策定し、同システムを活用することにより、人事・給与業務の効率化を図る。

給与の全額振込みについて、職員の協力を得つつ、100%の実施を継続する。

共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務について、担当府省が策定する「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」を踏まえ、2004 年度(平成 16 年度)以降各業務・システムの最適化を図ることにより、効率化を推進する。

その他の業務について、最適化システムの導入による業務効率化の可能性を検討する。

4 共通的な環境整備

国民の利便性及びサービスの向上、情報通信技術に対応した業務の見直し、情報システムの安全性及び信頼性の確保等の観点から、以下の事務を所掌する情報化推進委員会の体制を整備し、CIO 補佐官の支援体制を充実させた上で、2004年度(平成16年度)に当局LANを高度化するための切り換えを行い、情報システムの整備・運用管理の一層の高度化を図る。

所管の業務及びシステムに関する最適化計画の策定、推進情報化推進に係る予算及び執行の調整情報化推進体制の充実、強化に係る企画及び調整その他情報化推進に関する事項

人事院電子政府構築計画

1 国民の利便性・サービスの向上

(1)行政ポータルサイトの整備、充実

「行政ポータルサイトの整備方針」等を踏まえ、手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供する。

また、上記手続案内について、利用者にとって有益な関連情報の提供を推進する。

(2)ワンストップサービス等の推進

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能が整備されることを踏まえ、 人事院の電子申請システムについて必要な対応を行う。国民等と人事院との間 の申請・届出等手続については、システムが整備され次第、順次オンライン化 を行う。

2 IT化に対応した業務改革

(1)業務・システムの最適化

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムのうち「研修・啓発業務」については、担当府省(総務省と共同で担当府省となっている)として、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

なお、個別府省業務・システムについては、今後の業務・システムの分析状況等により、対象業務の追加等の検討を行う。

(2)内部管理業務の業務・システムの最適化

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004 年(平成 16 年) 6 月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入 計画に沿って、2005年度中(平成17年度中)を目途に人事・給与関係業務情報システムに移行するなど、人事・給与等業務に係る既存の業務・システムの最適化に取り組む。

給与の全額振込化については、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、原則として 100%の実施を目指す。

(3)共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、霞が関WAN及び政府認証基盤について策定される最適化計画を踏まえ、必要な対応を行う。また、院内ネットワークについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

内閣府本府電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、行政ポータルサイトの整備・充 実に向け、内閣府本府においては、以下の取組を実施する。

- (1)手続案内、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報について、e-Govを通じて、迅速に登録、更新し、政府全体として分かりですく体系的、一元的な情報提供を行う。また、手続案内について、利用者に有益な関連情報の提供を推進する。
- (2)e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、府内に配信するための 窓口機能を通じて、国民等からの政策提言等に適切に対応する。
- 2 ワンストップサービスの拡大

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能が 2005 年度末 (平成 17 年度末)までに整備されることに伴い、内閣府本府の電子申請システムについては、その機能の見直しを行う。

- 3 オンライン利用の促進のための環境整備
- (1)オンライン利用の促進方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、電子申請システム(汎用受付等システムを含む。)について、稼動後の実施状況等を踏まえ、利便性の向上などの観点から検討を行い、必要に応じて見直す。

オンラインによる手続については、原則として365日24時間受付を行う。

内閣府本府所管の申請・届出等手続については、計画に沿って、2003 年度 末(平成15年度末)までに簡素化・合理化の措置を講じている。(別添1) 引き続き、内閣府本府ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内する。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取り に係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推 進するため、内閣府本府においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2004 年度(平成 16 年度)のできる限り早期に、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、提供すべき情報を選定し、その内容を作成する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

「災害管理業務」及び所管の個別府省業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成 17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管の個別府省業務・システムのうち、いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための内閣府本府行動計画(アクション・プログラム)」(別添2)に基づき、必要な見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004 年(平成 16 年) 6 月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入 計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取り組む。

また、給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末 (平成 17 年度末)までに、原則として 100%の実施を目指すとともに、定期的 にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、府内ネットワークについて、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

2004年(平成 16 年)7月までに、外部の専門家等を活用し、CIO 補佐官の支援体制の充実強化を図る。

また、電子内閣府(e-CAO)推進事務局を活用し、情報システムを活用した府内外とのコミュニケーションや職員研修等の効果的な方策について検討を進める。

別添1

内閣府本府所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化に係る措置

<変更手続の簡素化>

	(五)	NPO法における役員の変更等の届出に係る手続については、届出書に変更した役員に係る事項のみを記載することとしており、可能な限り簡素なものとなっている。なお、役員が新たに就任する場合に限り、就任承諾及び誓約書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面(住民票の写し等)も添付することとしている。	NPO法における定款変更の認証に係る手続については、申請書にその変更事項を記載するとともに、変更後の定款及び議事録の謄本を添付することとしており、可能な限り簡素なものとなっている。なお、事業の変更を伴う定款変更の場合には、収支予算書及び事業計画書も添付することとしている。	所轄庁の変更を伴う定款変更の認証に係る手続については、申請書にその変更事項を記載するとともに、変更後の定款及び議事録の謄本、役員名簿、確認書、前事業年度の事業報告書等を添付することとしており、可能な限り簡素なものとなっている。なお、事業の変更を伴う定款変更の場合には、収支予算書及び事業計画書も添付することとしている。	NPO法における定款変更の届出に係る手続については、届出書に定款の変更内容及びその変更理由を記載することとしており、可能な限り簡素なものとなっている。	
	2005年度 (平成17年度					
措置内容	2004年度 (平成16年度)			1	-	
	2003年度 (平成15年度)	拼置游	描置済	浜 屬押	措置済	
	根拠法令	特定非営利活動促進法第23条第1項	特定非営利活動促進法第25条第4項	特定非営利活動促進法第26条第1項	特定非営利活動促進法第25条第6項	4/4
	手続名	特定非営利活動法人の役員の「特変更等の届出	特定非営利活動法人の定款変 更の認証にかかる手続	特定非営利活動法人の定款変 1 更の認証にかかる手続(所轄庁 の変更を伴う場合)	特定非営利活動法人の定款変 物の属出	手続件数

<その他の具体的な簡素化・合理化事項>

0000年世/亚中/年/ 0007年年/亚十年/
2003年度(3
 特定非営利活動促進法第10条第 改正する法律。 特定非営利活動促進法第10条第 改正する法律。
施行)により、設立認申請書類の簡素化を
特定非営利活動促進法第34条第 成長非営利活動促進法の一部を持定非営利活動促進法第34条第 改作による法律に対して
応打ルネツ、戸併診 申請書類の簡素化を

内閣府本府レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)

現在の業務・システム・契約方法の見直しにより、利便性を下げずにトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げられるかという視点で、「経済財政政策関係業務等に必要なシステム」の見直しを行うため、「内閣府本府 レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」を以下のとおり定める。

<u>. 見直しの対象とするシステム</u>

「経済財政政策関係業務等に必要なシステム」

. 見直しに向けた作業

- 1. レガシーシステム刷新可能性調査の実施に向けての事前準備 レガシーシステム刷新可能性調査の実施に向けての事前準備を実施する。
- 2. レガシーシステム刷新可能性調査の実施

目的:

上記のシステムについて、「業務・システム・契約方法の見直しにより利便性を 下げずにコストを下げられるか否か」について検討し、結論を得る。

調査のポイント:

業務目的に対する業務処理の在り方(業務分析)業務処理に対するシステムの在り方(システム分析)システムに対する調達等の在り方(調達方法等の分析)について調査し、効率性と経済性(コスト面)の視点から以下のポイントを中心に評価する。

効率性の評価のポイント

業務目的に対するシステムの合理性に評価のポイントを置く。具体的な評価のポイントは以下のとおり。

- 業務目的に対して、必要かつ十分な業務処理が実現されているか(過剰な業務処理が含まれていないか)。
- 必要とされる業務処理に対して、必要かつ十分な性能が発揮できるシステム

構成(ソフトウェア面も含む。)となっているか。

経済性(コスト面)の評価のポイント

システムの汎用性、必要な機器(ソフトウェアを含む)の費用算定方法の妥当性及び契約・調達方法に評価のポイントを置く。具体的な評価のポイントは以下のとおり。

- システムの汎用性(汎用パッケージの利用、オープンシステム化等)
- 開発・運用経費の算定方法が妥当であるか。
- 契約方法(競争入札・随意契約) 調達方法(買取・リース)や入札における 評価方法)が妥当であるか。

調査結果:

本調査結果は、2004年度(平成16年度)に公表する。

3.「見直し方針」及び「最適化計画」の策定

「レガシーシステムの刷新可能性調査」の結果を踏まえ、必要に応じ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則って、最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする「見直し方針」を2005年(平成17年)6月までに策定し、それを受け、業務処理、システム、契約・調達の最適化を内容とする「最適化計画」を策定する。

4.「レガシーシステム刷新可能性調査」等の実施体制

外部専門家とシステム運用・管理、システム利用、会計等に係る業務に携わる職員から構成される「内閣府レガシーシステム検討会」(座長は外部専門家)を設置し、検討を行う。

5. 最適化の実施

「レガシーシステム刷新可能性調査」や「レガシーシステムに係る最適化計画」 等を踏まえ、業務処理、システム、契約・調達の最適化を実施する。

. 全体スケジュール

レガシーシステムの見直しについては、別紙のスケジュールで行うものとする。

2006年度~(平成18年度~) 最適化の実施 2005年度(平成17年度) 最適化 計画の 策定 見直し 方針の 策定 6月まで 要否の判断 検討結果の公表 2004年度(平成16年度) レガシ-システム刷新可能 性調査の実施 レガシーシステム 刷新可能性 調査のための 事前準備 2003年度(平成15年度) 経済財政政策関係業務 等に必要なシステム システム名

内閣府本府レガシーシステム見直し全体スケジュール

宮内庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

- 1 利用者視点に立ったシステムの整備,サービスの改善「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ,宮内庁においては,以下の取組を実施する。
- (1)組織・制度概要について, e-Govを通じて, 迅速に更新, 提供する。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ,情報の提供の充実を図る。
- 2 オンライン利用の促進のための環境整備
- (1) オンライン手続への対応については、e-govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備することに伴い、宮内庁において必要な措置を検討する。なお、当面は、オンライン利用を進めるため、行政文書の開示請求・開示決定等に限り、情報管理等に十分留意しつつ、インターネットメールを活用したオンラインシステムの導入について検討する。
- (2) 多様な手段による電子政府の利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページの多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため,宮内庁においては,以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、引き続き、情報内容の再点検を行い、画像への文字情報の付与等分かりやすさと利便性の向上に努める。

携帯端末,携帯電話等に対応した行政情報の提供については,提供す

べき情報を選定し,情報内容の作成に努める。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

所管の個別府省業務・システムについて,「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し,2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に業務及びシステムの最適化計画の策定を検討する。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき,2004年(平成 16年)6月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定 し,当該導入計画に沿って,既存のシステムを更新するなど,業務・シ ステムの最適化に取り組む。

給与の全額振込化については,2004年(平成16年)4月に100%実施しているところであるが,引き続きその取組を行うこととする。

(2)その他官房基幹業務

共済,物品調達,物品管理,謝金・諸手当,補助金及び旅費の各業務について,2004年(平成16年)7月までに策定される「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき,業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

庁内ネットワークについては,2005年度末(平成17年度末)までのできる 限り早期に最適化計画を策定する。

公正取引委員会電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

公正取引委員会のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末(平成17年度末)までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1)国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、 書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供 の一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載情報の充実を図るとともに、公正取引委員会のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。
- (3) e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報について迅速な更新、提供を行うとともに、申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。
- 2 ワンストップサービスの拡大
 ^{ィーカラ} e-Govを活用したワンストップサービスの推進
 電子申請システムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、e-Govを活用して、

申請・届出等手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出(共管公益法人に係る手続を含む。)までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、以下の取組を実施する。

利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、総務省が 2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備する、e-Govに、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能に合わせ、公正取引委員会の電子申請システムについて、機能の見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

公正取引委員会が扱う申請・届出等手続(23 件)のオンライン化については、2003 年(平成 15 年)12 月までにその基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

このため、公正取引委員会においては、2005年度末(平成17年度末)までに以下の取組を実施する。

- ア オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、 処理期間の短縮を図る。
- イ 公正取引委員会における申請・届出等手続について、「手続の簡素化・ 合理化計画」に基づき、2005年度末(平成17年度末)までに、必要性の乏 しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。(別添)
- ウ e-Gov及び公正取引委員会のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性(オンライン利用の際の処理期間等)などを周知する。また、オンライン利用状況や改善要望

等の把握・分析を行い、的確な利用説明会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。

- (2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) e-Gov、公正取引委員会のホームページや電子申請システム等の国民等利用 者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段 により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、公正取引委員会は、 以下の取組を実施する。
 - ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラ・メッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様なOS(オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。さらに、総務省が先行的に進める容易にオンラインによる手続を可能とする取組の成果を踏まえ、当委員会において所要の措置を講ずる。
 - イ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行 政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

個別府省業務・システムについて、業務・システムの分析状況等を踏まえつ つ、適宜、追加等の見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

公正取引委員会は、人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、業務の改革を行った上で、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業務・システムの最適化を図る。

(1)人事・給与等業務

- ア 公正取引委員会は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に取り組む。
- イ 公正取引委員会は、2004年(平成16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステムを人事・給与関係業務情報システムに更新する。
- ウ 国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、 2005 年度末(平成 17 年度末)までに、原則として 100%の実施を目指すと ともに、実施状況を定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

公正取引委員会は、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、共済業務については、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO連絡会議の下、経済産業省が中心となって、2004年(平成 16 年)7月までに策定する「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、公正取引委員会内ネットワークについて 2005 年度末 (平成 17 年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

- 1 推進体制の充実・強化
- (1)府省内各部門の連携強化

公正取引委員会は、最適化計画と予算要求・執行を連動させ、府省内のシ

ステム投資を統括する仕組みを確立するとともに、情報化統括責任者(CIO)の下、情報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門等の関係部門が密接な連携を図り、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に戦略的に取り組む。

- 2 情報システムの整備・運用管理の高度化
- (1)情報システムに係る政府調達の改善

公正取引委員会は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

(2)外部委託の推進

公正取引委員会は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注 の推進について」を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

- 3 情報セキュリティ対策等の充実・強化
- (1)情報システムの安全性・信頼性の確保

ア 公正取引委員会は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って 2002 年度(平成 14 年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、

情報セキュリティポリシーに準拠した「公正取引委員会情報セキュ リティマニュアル」の整備

職員のセキュリティ意識向上のため、情報セキュリティ研修の実施 システムセキュリティの向上の観点からの外部監査の実施

という、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講じたところである。 公正取引委員会では、引き続き、情報セキュリティ確保のために必要な 措置を講じる。

イ 公正取引委員会は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製

品の利用方針」に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた 製品等の利用を推進する。

ウ 公正取引委員会の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

(2)個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、公正取引委員会は、個人情報の適切な管理に関する定めの整備、職員への教育研修を行うなど、適切な施行準備を行う。また、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

手続の簡素化・合理化計画

(1) 対やに義務が17かない条約曹操の廃止	会も重複の第二		{{\bar{4}}			
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	有量内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	חוג
銀行又は保険会社の議決権保有 の認可申請	独占禁止法第11条第1項	添付書類の廃止もしくは規則 化の可能性の検討	"	検討結果を踏まえ廃止もしく は規則化		
銀行又は保険会社の議決権保有 の認可申請(一年を超えて当該 議決権を保有する場合)	独占禁止法第11条第2項	添付書類の廃止もしくは規則 化の可能性の検討	"	検討結果を踏まえ廃止もしく は規則化		
手続件数	2件	-				
(2) 公表資料等を活用する添付省略	秦付省略					
	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	NIC.
一定の規模を超える会社の設立 の届出	独占禁止法第9条第6項	商業登記簿謄本について,登 記情報閲覧サービス等の活用 により代替することを検討	u	検討結果を踏まえ所要の措置 を講ずる		
手続件数	1件	- +	-	-	1	
2 処理期間の短線						
手続名	根拠法令名・根拠規定	2003年度〈亚대45年度〉	措置内容	2005年十二年17年年1	これまでの処理期間 期間 (圣完)	備老
親專業者及び下請事業者に対す る定期調査	下請法第9条	調査票のオンライン提出が可能となる定期調査を実施	下鯖法改正,処理フローの改善等に対応するためのシステム整備	,	- 「力量で対して	オンライン提出利用者の増加により処理期間の短縮が 同心まり処理期間の短縮が 見かまれると思われるが、 オンライン提出に対応した 定期調査の処理には至って いない(16年1月中旬が回答 期限)ことから、現段階で は短縮期間を具体的に記載 することは困難である。
手続件数						
3 変更手続の簡素化						
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	NI-
公正競争規約の変更の認定に係 る申請	景品表示法第10条	電子申請時に申請者が入力す べき事項と変更申請時の入力 事項が同一の場合には,同一 個所について,変更申請時の 入力が省略できるよう簡素化 方策の検討		検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる		
事業者団体の変更届出	独占禁止法第0条3項	電子申請時に添付を求める書類がインターネット上において公表されている場合には、変更届時にNRを入力することでその添付に代えることができるよう簡素化方策の検討できるよう簡素化方策の検討		検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる		
手続件数		-	-			

警察庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

- 1 行政ポータルサイトの整備、充実
- (1)国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に沿って、書面で 公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層 の充実を図る。
- (2)申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供する。

また、申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

- (3) e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、警察庁内に配信する ための窓口機能を活用し、国民等からの政策提言等に適切に対応する。
- 2 ワンストップサービスの拡大(e-Govを活用したワンストップサービスの推進)

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能が整備されることに伴い、 警察庁電子申請・届出システムについて必要な見直しを実施する。

- 3 オンライン利用の促進のための環境整備
- (1)手続の簡素化・合理化の徹底(変更手続の簡素化) 変更手続 117 件のうち、残りの 5 件については、2005 年度末(平成 17 年度 末)までに所要の措置を講ずる。(別添 1)
- (2) オンライン利用の向上方策 オンラインによる手続については、原則として 365 日 24 時間受付を継続

する。

警察庁ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、 利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するとともに、広報誌等に よる周知を図る。

また、所管法人等を対象者とする利用説明会等を開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の促進を図る。

(3) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、警察庁においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、定期的に情報内容の 点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、警察庁において一部実施しており、今後、更に提供すべき情報を検討し、内容の充実を図る。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口は 2003 年(平成 15 年) 3 月に整備したところであり、引き続き適切に対応する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

個別府省業務・システムについては、「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り 早期に、最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「システム見直しのための警察庁行動計画(アクション・プログラム)」(別添2)に基づき、必要な見直しを行う。

- 2 人事・給与等業務・システムの最適化
- (1)人事・給与関係業務情報システムについては、「人事・給与等業務・システム最適化計画」に沿って、最適化に向けて取り組む。また、2004年(平成16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、人事院等の開発状況を踏まえつつ、人事・給与関係業務情報システムの更新に向けた取り組みを進める。
- (2)給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに振込口座の2口座化を図るなどして、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則として100%の実施を目指す。

3 共通システムの最適化

庁内ネットワークについては、「共通システムの見直し方針」に基づき、最 適化計画を 2005 年度末 (平成 17 年度末)までのできる限り早期に策定する。

申請・届出等手続の簡素化・合理化計画及び措置状況

変更手続の簡素化

1985年 19	変更于最の国象化					
### 1920.00	手続名	根拠法令		 5年度(平成17年度)	備考	措置状況
### ### ### ### ### ### ### ### ### #	公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
1982年 19	公益法人の事業計画書及び収支予 算書の変更の届出	法人の設立及び監督に関する規則	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
정보는 사용하는 보고 보는	公益法人の寄附行為変更の認可	法人の設立及び監督に関する規則	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
변경 전 변경	公益法人の登記事項変更の届出	法人の設立及び監督に関する規則	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
### 1995 1995		信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第4条第2項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
### 1995		信託の引受けの許可及び監督に関	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
### 1997 (中の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の			て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
### 1995 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9 第4項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
語画的の場所の表示を通知 (役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
### 1995年	定款の変更の認可		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
	協業組合の役員の変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
語名の音音の音音の音音を	協業組合の定款の変更の認可		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
	役員の変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
報道的	定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
	協業組合への組織変更の認可		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
#### 1	協業組合への組織変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
	事業協同組合への組織変更の認可		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
# 2 日本 中心を翻倒をの縁に行うられています。	事業協同組合への組織変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
	商工組合への組織変更の認可		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
語合から会社への組織である。	商工組合への組織変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
語言語というのである。	組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第100条の14	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
日本の主義の変更の承認 中心企業報告事を規定がある。		業務施設の再配置の促進に関する	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
指置演奏の名称等の変更の承記	経営革新計画の変更の承認		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
素質具質の変更の個出	指定講習の名称等の変更の承認		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
指置政務機関の名称、任所等の変更 遊技機の認定及び型式の検定等に で、過去に申請した申請データを で、中語・ログステムから取得	定款等の変更の届出		て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
議験事務規程の承認・試験事務規程の変更の認的 全国風俗環境が低温会に関する規則 全国風俗環境が低温会に関する規則 全国風俗環境が低温会に関する規則 是企業の規則と以業務の過 正化に関する法律 第条係第3条準 用) 一部分に改革 第条係第3条準 用) 一部分は放運動推進センターの名 参売の変更の届出 本国暴力追放運動推進センターの指 定に係る申請書類の内容の変更の副 出 要力追放運動推進センターの指 定に係る申請書類の内容の変更の副 出 要力追放運動推進センターの指 定に係る申請書類の内容の変更の副 出 要力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項車用) 一部分は放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第3項車用) 「過去に申請した申請データを 電子時ま「由出ンステムから取収。 一部分は、通数性は関心変更の影力を放逐動性に関す。 の場別第16条(第15条第1項後身 用) 一部分は放運動推進センターに関す 表規則第16条(第15条第1項後身 用) 「過去に申請した申請データを 電子時ま「血出ンステムから取収。 一部分は、国地公ステムから取収。 一部分は、国地公ステムにおり で、過去に申請した申請データを 電子時ま「血出ンステムにおりで、一部大に申請した申請データを 電子時ま「血出ンステム」のも取収。 一部分は、国地公ステムから取収。 一部分は、国地公ストの表ののは、国地公ストの表ののは、国地公ストの表ののは、国地公ストの表のは、国地公ストの表のは、国地公ストの表のは、国地公ストの表ののは、国地公ストの表のは、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公、国地公			て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
全国風俗理境外化協会の名称等の 変更の届出 最高級企業等の規制及び業務の過 正代に関する法律第8条(第3条準 世界・開展出分ステムから取り 由利用できるよう措置 金年事が直配対え方でいる取り を国暴力追放運動推進センターの名 を国暴力追放運動推進センターの指 定任係の申請書類の内容の変更の届出 最力追放運動推進センターの指 定任係の申請書類の内容の変更の 出 最力追放運動推進センターの期 定規第16条(第3条第1項単用) 基力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基力追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基別追放運動推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基別適及避難推進センターに関す 表規則第16条(第3条第1項単用) 基別通及型型・関邦の表現理 用 基別通及型型・関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を対象を対象を関 に対象の表現を関 に対象の表現を関 に対象の表現を対象を関 に対象の表現を対象を対象を関 に対象の表現を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		関する規則21条	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
全国暴力追放運動推進センターの名 物等の変更の届出		風俗営業等の規制及び業務の適 正化に関する法律 第8条(第3条準	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
			て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
全国暴力追放運動推進センターの事業計画意及/収支予解音の変更の		暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第3条第3項準用)	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
登録申請書記載事項等の変更の届 不当要求情報管理機関登録規程 第1条第21項(第9条第1項单用)	業計画書及び収支予算書の変更の	る規則第16条(第12条第1項後段準	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
名称等の変更の届出 道路交通法第108条の13第3項 電子申請・届出システムにおい て、過去に申請し申請デークを電子申請・届出システムから取得 は利用できるよう措置 電子申請・届出システムから取得 は利用できるよう措置 電子申請・届出システムにおい て、過去に申請し下申請デークを電子申請・属出システムにおい で、過去に申請レー申請デークを電子申請・属出システムにおい 指置済み			て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み
電子申請・届出システムにおい 電子申請・届出システムにおい 道路交通法第108条の17第1項後 長野 横置道路交通法第108条の17第1項後 電子申請・届出システムから取得 潜置済み	名称等の変更の届出	道路交通法第108条の13第3項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置			措置済み
	特定情報管理規程の変更の認可	道路交通法第108条の17第1項後 段	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得			措置済み

事業計画等の変更の提出	道路交通法第108条の20第1項後 段	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
特定交通情報提供事業の変更届	道路交通法第109条の3第1項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得		措置済み
原動機を用いる歩行補助車等の型式 認定申請事項の変更及び事業廃止 等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第 7項	し再利用できるよう措置 電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
原動機を用いる歩行補助車等の型式 認定に係る指定試験機関の名称及び 住所の変更の届出		電子申請・届出システムにおい		措置済み
駆動補助機付自転車の型式認定申 請事項の変更及び事業廃止等の届 出	道路交通法施行規則第39条の3第 3項(第39条の2第7項準用)	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		措置済み
原動機を用いる車いすの型式認定申 請事項の変更及び事業廃止等の届 出	道路交通法施行規則第39条の4第 3項(第39条の2第7項準用)	し再利用できるよう措置 電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		措置済み
普通自転車の型式認定申請事項の 変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の5第 3項(第39条の2第7項準用)	し再利用できるよう措置 電子申請・届出システムにおい て、過去に申請・一タを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
安全器財等の型式認定申請事項の 変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の6第 3項(第39条の2第7項準用)	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
運転シミュレーターの型式認定申請 事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の7第 3項(第39条の2第7項準用)	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則<道路交通法>第12条(第3条 第1項準用)	電子申請・届出システムにおい		措置済み
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則<道路交通法 第12条(第3条 第3項準用)	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
身分証票の様式の変更の提出	交通事故調査分析センターに関す る規則<道路交通法 第3条第2項 後段	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
名称、住所及び事務所の所在地の変 更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の 指定に関する規則 道路交通法施 行令 第4条第1項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請・一タを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		措置済み
申請書類記載事項の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の 指定に関する規則 道路交通法施 行令 第4条第3項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
事業計画等の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の 指定に関する規則 道路交通法施 行令 第5条第1項後段	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
名称等の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免 許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則 道路交通法施行令 第4 条第1項 外国の行政庁の免許に係る運転免	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
記載事項の変更の届出	許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則 道路交通法施行令 第4 条第3項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
駆動補助機付自転車の型式認定に 係る指定試験機関の名称及び住所の 変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
原動機を用いる車いすの型式認定に 係る指定試験機関の名称及び住所の 変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
普通自転車の型式認定に係る指定試 験機関の名称及び住所の変更の届 出	原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
安全器財等の型式認定に係る指定試 験機関の名称及び住所の変更の届 出	原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
運転シミュレーターの型式認定に係る 指定試験機関の名称及び住所の変 更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		措置済み
名称等の変更の届出	犯罪被害者等早期援助団体に関す る規則第3条第1項	実施方策提示		措置済み
事業規程又は情報管理規程の変更承認	犯罪被害者等早期援助団体に関す る規則第3条第2項	実施方策提示		措置済み
名称等の変更後の内容に係る書類の 提出		実施方策提示		措置済み
管理者設置、変更の許可申請	質屋営業法第4条第1項	実施方策提示		措置済み
営業内容の変更届	質屋営業法第4条第2項	実施方策提示	 -	措置済み
質物保管設備の変更届	質屋営業法第7条第3項	実施方策提示		措置済み
古物商等の許可事項の変更届出	古物営業法第7条第1項	実施方策提示		措置済み
複数県にかかる代表者等の変更届	古物営業法第7条第2項	実施方策提示	 	措置済み
古物市場主の変更後の規約の提出	古物営業法施行規則第6条	実施方策提示	 	措置済み
経由警察署長の変更届	古物営業法施行規則第9条第1項	実施方策提示		措置済み
変更の届出	警備業法第6条	実施方策提示		措置済み
服装の変更の届出	警備業法第9条第3項	実施方策提示		措置済み
護身用具の変更の届出	警備業法第10条第2項	実施方策提示		措置済み
基地局等の変更の届出	警備業法第11条の5	実施方策提示		措置済み
風俗営業の構造設備の変更承認申請	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第1項	実施方策提示		措置済み
風俗営業の構造設備の軽微な変更の 届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第3項	実施方策提示		措置済み
 特例風俗営業者の構造設備の変更 の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第5項	実施方策提示		措置済み
遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請		実施方策提示		措置済み
遊技機のその他の軽微な変更の届出	国の労業等の担制及び業務の適正	実施方策提示		措置済み
店舗型性風俗特殊営業の届出書記 載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第27条第2項	実施方策提示		措置済み
		1		

		I			T	
無店舗型性風俗特殊営業の届出書 記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の2第2項	美 胞力束提示				措置済み
映像送信型性風俗特殊営業の届出 書記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の7第2項	关肥刀果從小				措置済み
店舗型電話異性紹介営業の届出書 記載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の12第2 項	実施方策提示				措置済み
無店舗型電話異性紹介営業の変更 の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の17第2 項	実施方策提示				措置済み
深夜酒類提供飲食店営業の届出書 記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第33条第3項	実施方策提示				措置済み
都道府県風俗環境浄化協会の名称 又は事務所の所在地変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則第 3条	実施方策提示				措置済み
運搬証明書の記載事項の変更等の 届出	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第59条の2 第9項	実施方策提示				措置済み
猟銃等講習会の講習修了証明書の 記載事項の変更、亡失、盗難、滅失 の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の 3第3項	実施方策提示				措置済み
銃砲又は刀剣類の所持許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第 2項	実施方策提示				措置済み
教習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 6第2項	実施方策提示				措置済み
練習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 11第2項	実施方策提示				措置済み
銃砲刀剣類製造等届出書の記載事 項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第2条第2項(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示				措置済み
人命救助等に従事する者届出書の記 載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条の2第3項(銃砲刀剣類所持等取締法)	実施方策提示				措置済み
使用人届出書の記載事項変更の届 出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第3条第3項(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示				措置済み
教習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第11条の16(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示				措置済み
練習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第11条の28(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示				措置済み
猟銃等保管業届出書の記載事項変 更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第14条第2項(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示				措置済み
模造けん銃製造等届出書の記載事項 変更の届出	效项刀剑精系共等取统注体 //组	実施方策提示				措置済み
模擬銃器製造等届出書の記載事項 変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規 則第17条の3第2項(銃砲刀剣類所 持等取締法)	実施方策提示				措置済み
指定射撃場指定申請書の記載事項 変更の届出	指定射撃場の指定に関する内閣府 令第13条(銃砲刀剣類所持等取締 法)	実施方策提示				措置済み
火薬類運搬証明書の記載事項の変 更の届出	火薬類取締法第19条第4項	実施方策提示				措置済み
猟銃用火薬類等輸入許可書の記載 事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、 輸入及び消費に関する内閣府令第 9条第4項(火薬類取締法)	実施方策提示				措置済み
猟銃用火薬類等の消費許可書の記 載事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、 輸入及び消費に関する内閣府令第 11条第2項(火薬類取締法)	実施方策提示				措置済み
都道府県暴力追放運動推進センター の名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第3条第1項	実施方策提示				措置済み
都道府県暴力追放運動推進センター の指定に係る申請書類の内容の変更 の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第3条第3項	実施方策提示				措置済み
相談事業規程変更の承認	暴力追放運動推進センターに関す る規則第7条第1項後段	実施方策提示				措置済み
都道府県暴力追放運動推進センター の事業計画書及び収支予算書の変 更の提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第12条第1項後段	実施方策提示				措置済み
都道府県暴力追放運動推進センター の事業報告書及び収支決算書の変 更の提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第12条第2項	実施方策提示				措置済み
登録申請書記載事項等の変更の届 出	不当要求情報管理機関登録規程 第9条第1項	実施方策提示				措置済み
道路使用許可の記載事項の変更の 届出	道路交通法第78条第4項	実施方策提示				措置済み
保管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第7条第1項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成17年目途。	
運送用事業者に係る保管場所の変更 届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成17年目途。	
変更後の運送事業用自動車に係る保 管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成17年目途。	
副単に係る保管場所標準の再交刊の 申請	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成17年目途。	
変更後の保管場所の変更に伴う運送 事業用自動車に係る保管場所標章の 再交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成17年目途。	
変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正 化に関する法律第8条第3項	実施方策提示				措置済み
申請書記載事項の変更の届出	道路交通法施行規則第36条	実施方策提示				措置済み
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則第3条第1項	実施方策提示				措置済み
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則第3条第3項	実施方策提示				措置済み
変更の届出	運転免許取得者教育の認定に関す る規則第7条第1項	実施方策提示				措置済み
書類の内容に変更があった旨の届出	運転免許取得者教育の認定に関す る規則第7条第3項	実施方策提示				措置済み
手続件数	117件	-	-	-	-	

システム見直しのための警察庁行動計画(アクション・プログラム)

- 1 見直し対象とするシステム
 - 警察庁の保有する以下のシステムを対象とする
 - ・全国的情報処理センター用システム
 - ・指紋業務用システム
 - ・運転者管理等のシステム
- 2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業
- (1)目的

レガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者及び利用者の 利便性を下げずにトータルコストを下げることができるか否かについて検討を 行い結論を得る。

- (2)評価のポイント
 - ア システム関連業務分析
 - イ 現状システムの概要分析
 - ウ 現状システムを踏まえた関連システム技術整理
 - エ オープンシステム化の可能性の検証及び再構築の方向性の取りまとめ
 - オ 必要な機器 (ソフトウェアを含む。)の費用算定方法の妥当性、費用対効果に ついて評価。
- (3)システム刷新可能性調査の結果の公表について 調査の結果については、警察業務に支障を及ぼさない範囲で公表を行うもの とする。
- 3 各システムの最適化計画の策定
- (1)全国的情報処理センター用システム
 - ア システム刷新可能性調査の実施(2004年(平成16年)4月~2005年(平成17年) 3月)

2001年度(平成13年度)から3か年計画で業者に委託して実施している同システムの業務分析、システム分析、評価等からなる調査研究の報告を受け、システムの最適化について、警察庁内で調査(警察業務に支障を及ぼさない範囲で当該システムと関係のない外部専門家に依頼)検討を実施する。

- イ 最適化計画の策定(2005年(平成17年)4月~2006年(平成18年)3月) 調査研究、刷新可能性の調査を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・シス テムの将来像からなる最適化計画を策定する。
- ウ システム更新予定 2007年度(平成19年度)

(2)指紋業務用システム

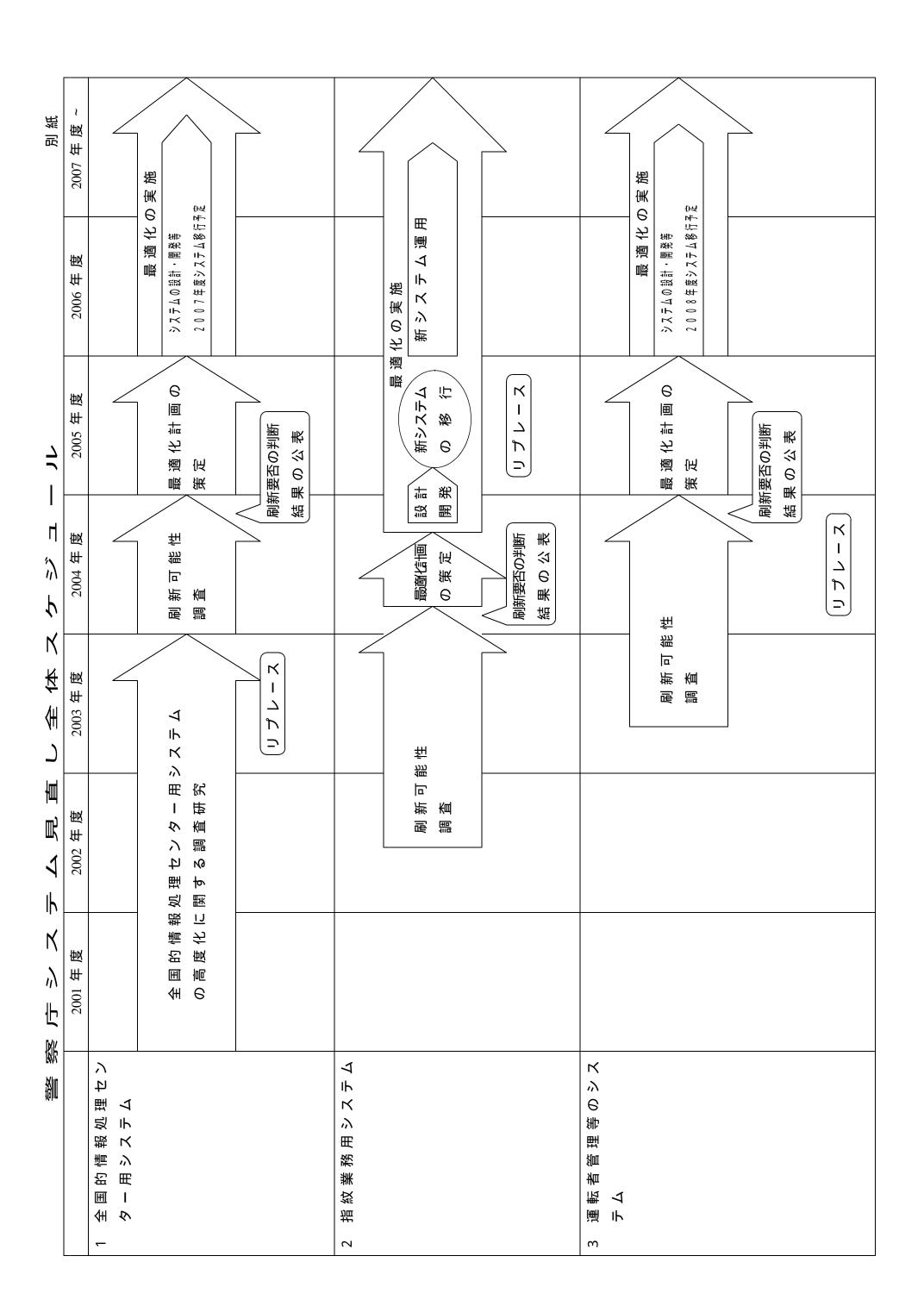
ア システム刷新可能性調査の実施(2002年(平成14年)9月~2004年(平成16年) 4月)

同システムにおけるリプレースの検討会(警察業務に支障を及ぼさない範囲 で当該システムと関係のない外部専門家が参加)において、現行システムのシ ステム分析、評価等を実施し、警察庁ホームページにて公表したところである。

- イ 最適化計画の策定(2004年(平成16年)5月~2004年(平成16年)8月) リプレースの検討会の結果を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を策定する。
- ウ システム更新予定 2005年度(平成17年度)
- (3)運転者管理等のシステム
 - ア システム刷新可能性調査の実施(2003年(平成15年)7月~2005年(平成17年) 3月)

業務分析、システム分析、評価等からなる調査について、外部(警察業務に 支障を及ぼさない範囲で当該システムと関係のない外部専門家)・内部からなる 調査を実施して、刷新可能性の調査を実施する。

- イ 最適化計画の策定(2005年(平成17年)4月~2006年(平成18年)3月) 調査結果を踏まえ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像からな る最適化計画を策定する。
- ウ システム更新予定 2008年度(平成20年度)
- 4 全体スケジュール 別紙のとおり。



防衛庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

- 1 行政ポータルサイトの整備・充実 行政ポータルサイトの整備・充実に向け、防衛庁においては、以下の取組を実 施する。
- (1)行政情報の提供について、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方 (指針)」に沿って、情報提供の一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント等)について、掲載情報の充実を図るとともに、防衛庁のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。
- (3) e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について迅速な更新、提供を行うとともに、申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。
- 2 e-Govを活用したワンストップサービスの推進

e-Govにおいて、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に 提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等共通に利用する機能を 2005 年 度末(平成 17 年度末)までに整備することに伴い、汎用受付等システムに必要な 修正等を検討する。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

防衛庁では、申請・届出等手続のオンライン利用の促進を図るため、2005年度末(平成17年度末)までに以下の取組を実施する。

- ア オンラインによる手続については、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。
- イ 添付書類の省略が、条件付きで可能とされた 11 件について、引き続き関係 省庁と調整をしながら実現可能性の検討を進める。(別添1)
- ウ 申請・届出等手続に必要となる添付書類について、可能な限りオンラインで提出できるようにするため、防衛庁が発行する証明書 2 件(防衛大学校及び防衛医科大学校卒業証明書)について、2004年度末(平成 16 年度末)までに電子化する。(別添 2)
- エ 防衛庁ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、 利便性(オンライン利用の際の処理期間、手数料等)などを国民等利用者に 分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。 また、オンライン利用状況や改善要望等の把握・分析を行う。
- (2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取り に係る各種システムについて、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を 推進するため、防衛庁においては、以下の取組を実施する。

- ア ホームページ等による行政情報の提供については、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラ・メッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様な 0 S (オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。
- イ 電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため の環境整備として、国民等が容易かつ安全に行政手続を行い、また、行政情報を入手することができるパソコンの地方窓口への整備を推進・拡大する。

ウ 携帯端末、携帯電話等の通信手段の多様化に対応した行政情報の提供を引き続き検討する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

個別府省業務・システムについては、「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては、上記の 各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「防衛庁レガシーシステム見 直しのための行動計画(アクション・プログラム)」(別添3)に基づき、必要 な見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

- ア 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に取り組む。
- イ 府省共通業務・システムとして整備される「人事・給与関係業務情報システム」の整備内容確定後、防衛庁において策定する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステムを「人事・給与関係業務情報システム」の内容を取り入れたものに更新する。
- ウ 職員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則として 100%の実施を目指すとともに、各施設等機関等別の実施状況を定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、CIO 連絡会議において 2004 年(平成 16 年)7月までに策定する「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」を踏まえ、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

庁内ネットワークについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り 早期に最適化計画を策定する。

添付書類の省略、廃止検討対象一覧

手続名	根拠法令名・根拠規定		措置内容		備考
T NI II	1以近/ムマロ・1以近外に	1 5 年度	1 6 年度	17年度	
公益法人の設立の許可	民法 第34条、内閣総理大臣の所管に 属する公益法人の設立及び監督に関す る規則 第2条	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益法人の残余財産の処分 の許可	民法 第72条第2項、内閣総理大臣の 所管に属する公益法人の設立及び監督 に関する規則 第14条	所要の検討	実現可能性 の検討		
清算人及び解散の届出	民法 第77条第1項、内閣総理大臣の 所管に属する公益法人の設立及び監督 に関する規則 第13条	所要の検討	実現可能性 の検討		
清算中に就職した清算人の 届出	民法 第77条第2項	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益法人の設立許可の取消 しによる解散の際に就職し た清算人の届出	民法 第77条第3項	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益法人の設立登記完了の 届出	民法第45条第1項、内閣総理大臣の 所管に属する公益法人の設立及び監督 に関する規則 第3条	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益法人の登記事項変更の 届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人 の設立及び監督に関する規則<民法> 第 9条第1項	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益信託の引受けの許可	信託法 第68条、内閣総理大臣の所管 に属する公益信託の引受けの許可及び 監督に関する内閣府令 第1条	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益信託の受託者の信託財 産を固有財産と為す許可	信託法 第22条第1項ただし書第72条	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託 の引受けの許可及び監督に関する内閣 府令<信託法> 第3条	所要の検討	実現可能性 の検討		
公益信託の終了の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託 の引受けの許可及び監督に関する内閣 府令<信託法> 第15条	所要の検討	実現可能性 の検討		
駐留軍等労働者(在日米軍 従業員)の離職等に対する特 別給付金の支給の申請	駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令 第11条第1項	所要の検討			オンライン化を 契機に添付書 類を廃止済

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(防衛庁)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
防衛大学校卒業証明書		防衛庁防衛大 学校	2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
防衛医科大学校卒業証明書		防衛庁防衛医 科大学校	2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
対象件数	2件		

「防衛庁レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」

本計画は、いわゆるレガシーシステムについて、利便性を下げずにトータルコスト (「初期コスト + ランニングコスト × 耐用年数」をいう。以下同じ。)を下げる方策を調査検討し、必要な見直しを行うことを目的とする。

1.見直しの対象とするレガシーシステム

防衛庁における見直し対象のレガシーシステムは、次に掲げる ものとする。

統合気象システム 航空自衛隊補給3システム

- a 航空自衛隊空幕・補給本部電算機、部隊事務用端末
- b 航空自衛隊補給処電子計算機
- c 航空自衛隊基地補給用分散処理装置 航空自衛隊データ処理近代化システム 海幕給与、経理システム
- a 海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用 入出力装置
- b 海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置 6 陸幕補給システム
- a 陸上自衛隊北海道補給処電算機
- b 陸上自衛隊東北補給処電算機
- c 陸上自衛隊関東補給処電算機
- d 陸上自衛隊関西補給処電算機
- e 陸上自衛隊九州補給処電算機
- f 陸上自衛隊補給統制本部電算機
- 2 . 各レガシーシステムの見直しに向けた作業
 - (1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下「各幕僚監部」という。)は、上記1のシステムのうち、それぞれ担当するもので、見直し未検討又は検討中のものについて、各システムと関係のない外部専門家に依頼し、以下の点に関する調査を実施するものとする。

ただし「海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用入出力装置」においては、刷新を前提とするため人事院

等で開発中の人事・給与等標準システムへの調査協力を行うとともに、刷新に向けた必要な準備を行う。

- a 業務の要求に対するシステム側処理の合理性について
 - (a)システムにおける業務処理プロセスの合理性
 - (b)システム構成の合理性
- b 費用対効果についての評価
 - (a)開発・運用経費の算定方法の妥当性

各幕僚監部は、前項の調査に当たっては、各システムを刷新した場合に、使用者及び利用者の利便性を下げずにトータルコストを下げるかことができるか否かについて検討を行い、明確な結論を出すものとする。

本調査結果は、行政情報化推進委員会の審議を経て、部外に公表する。

(2)最適化計画の策定

各幕僚監部は、上記(1)の調査を踏まえ、以下の点に留意しつつ業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像、業務・システムの刷新に係るスケジュールからなる最適化計画案(以下「計画案」という。)を2005年度末(平成17年度末)までのできるかぎり早期に策定するものとする。

ただし「6陸幕補給システム」においては、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に基づき、2005年度末(平成17年度末)までに従前の計画の見直しを実施するものとする。

- a 計画案の策定は、「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン)」に則って行うこと。
- b 計画案の策定に当たっては、特に以下の点を検討し反映 させること。
- (a) システムの対象となる業務を効率化・合理化の観点から抜本的に見直すこと。
- (b) 業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシ ステムとの整合性を確保しつつ行うこと。
- (c) 汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化及びハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化の可能性を検討し反映させること。
- c 各幕僚監部は、他の計画等において、既に刷新の決まっている業務・システムについては、そのスケジュールを

明確にするものとする。

d 各幕僚監部は、計画案において、最適化の実施時期が明確でない業務・システムについては、策定以降の取組について明示するものとする。

計画案は、行政情報化推進委員会の審議を経て了承事項とし、各幕僚監部で決定する。

(3)最適化の実施

各幕僚監部は、最適化計画の着実な実施に努めるものとする。

- 3.全体スケジュール(別表)
- 4. レガシーシステムの概要(別紙)

2007年度~ (平成19年度~) 標準システムの整備に合わせてカスタマイズ等) 新システムの 完全運用 新システムはオープンシステム化を推進 新システムの設計・開発等 (システムの整理統合を考慮) 表 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮) 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮) 最適化の実施 記 最適化の実施 最適化の実施 最適化の実施 2006年度 (平成18年度) 12年度に新システムに関する調査研究を実施。 新システムへの移行 ホスト換装時期に合わせ逐次導入 最適化計画の策定 最適化計画の策定 最適化計画の策定 最適化計画作成 2005年度 (平成17年度) 設計・開発等の段階的実施 ·刷新要否の判断 ·結果の公表 ·刷新要否の判断 ·結果の公表 ·刷新要否の判断 ·結果の公表 編集の公表 レガシーシステム刷新可能性調査 レガシーシステム刷新可能性調査 レガシーシステム刷新可能性調査 2004年度 (平成16年度) レガシーシステム刷新可能性調査 刷新を前提とするため人事・給与等標準シ ステムの調査に協力するとともに、刷新に向 けた必要な準備を行う。) 新システム への移行、 運用 最適化の実施 刷新可能性調査結果の公表 刷新可能性調査結果の公表) 2003年度 (平成15年度) 設計・開発等の段階的実施 新システムの設計・開発 2001年度 2002年度 (平成13年度) (平成14年度) 海上自衛隊給与システム、給与システムアンテム 出力装置 航空自衛隊データ処理 近代化システム 海上自衛隊部隊経理シ ステム 航空自衛隊補給3シス テム 6陸幕補給システム 統合気象システム 防衛庁

レガシーシステムの概要

9	システム名 北海湾補絵伽雪質機	担当部局課名	業務概要 陸上自衛隊北部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、北部方
型輪舞	北/		面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム 陸上自衛隊東北方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東北方 西隊の後も如開(雄給加、後ち部隊等)で活用する電質機システム
= 総ツ	関東補給処電算機	14 上替体的初	国際の医力部(Jaman Command Community)との世界でスプラム 陸上自衛隊東部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東部方 面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
ステ	関西補給処電算機	经工条惊留部	陸上自衛隊中部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、中部方 面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
4	九州補給処電算機		陸上自衛隊西部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、西部方 面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	補給統制本部電算機		陸上自衛隊の補給業務等について全国支援を実施する補給統制本部において業務処理の電子化・省力化を行うため、補給統制本部で活用する電算機システム
システ給与・	海上自衛隊給与システム用処理装置、 給与システム用入出力装置	海卜莫傄監部	海上自衛隊において給与計算業務等を処理するシステム
阻数	海上自衛隊部隊経理システム用入出力 装置		地方総監部、航空基地隊等において予算管理、契約業務、支払業務を処理するシステム
	データ処理近代化		基地における各種事務的業務の効率化を図ることを目的とし、データを集中的に管理する電子計算機とネットワーク化された端末装置等から構成されたデータ伝送/処理システム
	統合気象システム		統合気象通信用電子計算機 :自衛隊の各種活動に必須の気象情報を収集・処理し、2 4時間リアルタイムで陸・海・空の各種活動関係部隊等に対し、気象情報を提供するシステム 統合気象解析予報電子計算機 : 各種気象データの数値解析、予想資料、気象衛星画 像等を解析し、精度の高い気象資料が部隊のニーズに合った気象情報を迅速に作成し提供 するシステム 気象通信端末装置 : 部隊が必要とする気象情報の入手、気象資料の作成及び配布、 気象データの送信等を行うシステム
航空自衛隊補	空幕·補給本部電算機、部隊事務用端末	航空幕僚監部	装備系業務(補給、輸送、調達等)を実施する補給本部電算機と管理系業務(人事、会計、厚生等)を実施する空幕電算機及び端末装置で構成されており、航空自衛隊の全基地に設置された端末装置を利用して、各業務に関するデータの処理を効率的に行うとともに、他事務用電算機システム等と連接し、航空幕僚監部、補給本部及び部隊等における後方業務の円滑な支援態勢を整備するシステム
給3シロ	補給処電算機		補給処の業務(整備、補給、調達)の合理化・効率化を図ることを目的に、第1~第4補給処 において運用するシステム
ベトム	基地補給用分散処理装置		基地の補給業務(取得、保管、配分、処分)の合理化・効率化を図ることを目的に、航空機運用部隊を有する基地において運用するシステム

金融庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

- 1 行政ポータルサイトの整備、充実 行政ポータルサイトの整備・充実に向け、当庁においては、以下の取組を実施する。
- (1)手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供する。
- (2)上記手続案内について、利用者に有益な関連情報の提供を推進する。
- 2 ワンストップサービスの拡大

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を総務省が整備することに伴い、当庁の電子申請システムについて必要な見直しを実施する。

- 3 オンライン利用の促進のための環境整備
- (1)オンライン利用の促進方策

利用者からの電子申請・届出システムに関する利用方法等の問い合わせについては、引き続き相談窓口で適切に対応するほか、オンライン利用の促進を図るため、当庁各課や財務局等書類の申請窓口となる部局や関係業界団体を通じ、申請者に対してオンライン利用の要請を行うとともに、広報誌等による周知を図る。

(2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) ホームページや電子申請・届出システム等の利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについては、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、ホームページ等による行政情報の提供については、2004年度末(平成16年度末)までに、すべて再点検を行い、各情報内容における必要性を勘案の上、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成に努める。

(3) 手続の簡素化・合理化の徹底

当庁所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化については、当庁の「手続の簡素化・合理化計画」に基づき以下のとおり取り組む。

申請・届出等件数が0件の手続

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続のうち、廃止検討もしくは廃止予定とされた16件について所要の措置を講ずる。(別添1)

なお、証券決済システム改革法(2003年(平成15年)1月6日施行)による統一的な証券決済制度の整備に伴い、社債等登録法(昭和17年法律第11号)関連の申請・届出手続22件については、法施行後5年以内に廃止し、株券等の保管及び振替に関する法律に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度の整備に伴い、関連する申請・届出手続3件についても所要の措置を講ずる。

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続のうち、頻度軽減等の対象とされた3件中、1件については、その届出頻度を軽減したところである。 社債等登録法関連の届出手続の1件については、法施行後5年以内に廃止し、残る1件については、2004年度末(平成16年度末)までに届出頻度の軽減を行う。(別添2)

添付書類の省略、廃止

申請・届出等手続の添付書類について、法令に義務付けがない添付書類 4 件のうち、3 件については府令に明記したところである。残る 1 件について は、2004 年度末(平成 16 年度末)までに所要の措置を講ずる。(別添 3)

処理期間の短縮

認可申請等の手続における受付から審査、結果通知等までの一連の事務 処理について、処理手順の見直しやシステムの構築等により処理期間の短 縮が見込まれるとされた 27 件について、2005 年度末(平成 17 年度末)ま でに処理期間の短縮を図る。(別添 4)

登録事項等の変更を行う手続

登録事項等の変更を行う手続 13 件について、実質的に変更事項を入力するのみで手続が完了するよう措置を講じたところである。(別添5)

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

業務・システム最適化計画の策定対象となった所管の個別府省業務・システムについては、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、コスト削減、システム間連携を含む利便性、品質向上を目的としたシステム分析を 2004 年度末(平成 16 年度末)までに実施し、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

- (1)「人事・給与等業務・システム最適化計画」に沿って、最適化に取り組む こととし、その際、既存の人事・給与等業務に係るシステムは、2007年度末 (平成19年度末)までに人事・給与関係業務情報システムに更新する。
- (2)給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、原則として 100%の実施を目指す。

3 共通システムの最適化

府省内ネットワークについては、最適化計画を 2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に策定する。

共通的な環境整備(推進体制の充実・強化)

1 推進体制の充実・強化

業務・システム最適化計画の策定にあたり、各業務・システムの最適化に取組む推進担当者を各業務所管部門に配置するとともに、これらに対する支援・助言等を行うCIO補佐官や情報システム統括部門との役割分担を明確にした体制を整備する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

費用対効果分析等に基づく調達優先順位の検討及び仕様・見積り等の専門的 検証を通じた情報システムの調達の適正化を試行する。

3 セキュリティ対策等の充実と強化

当庁の共通情報基盤に関し、外部の監査人によるセキュリティ監査を実施し、 監査人の助言に基づいて必要な措置を講ずる。

手続の簡素化・合理化計画

必要性の乏しい手続の原則廃止 (1) 申請件数が0件のもの

別添1

1	備考								
	2005年度(平成17年度)								
措置内容	2004年度(平成16年度)								
	2003年度(平成15年度)	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ(株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発しておる新たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)。	株券等の保管及び振替に関する法律に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)。	株券等の保管及び振替に関 する法律に基づく株券保管振 替制度に代わる新たな振替 制度を整備し、当該手続の廃 止を検討(廃止時期未定)。	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ、株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発売の開発を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ(株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発権し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ(株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発施し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)。	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ、株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発売の開発を開発を開発を開発を開発を開始を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)。	株券等の保管及び振替に関する法律に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発揮し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)
;	根拠活第令	株労等の保管及び振替に関する法 律第3条の4第1項	株券等の保管及び振替に関する法 律第3条の4第2項	株券等の保管及び振替に関する法 律第4条の2第2項	株券等の保管及び振替に関する法 律第4条の3第1項	株労等の保管及び振替に関する法 律第7条の4第1項	株労等の保管及び振替に関する法 律第10条第21頁	株券等の保管及び振替に関する法 律第11条第21頁	株券等の保管及び振替に関する法 律第11条の4第2項
1	手続名	保管振替機関の資本の額の減少に 係る認可申請	保管振替機関の資本の額の増加に 係る届出	保管振替機関の兼業業務廃止の届 出	保る承認申請	保管振替機関の商号等の変更の届 出	保管振替機関の合併認可申請	保管振替機関の新設分割認可申請	保管振替機関の吸収分割認可申請

			拼署内容		
手続名	根拠法第令	2003年度(平成15年度)	6年度)	2005年度(平成17年度)	備老
保管振替機関の解散等に係る認可申請	株労等の保管及び振替に関する法 律第13条	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ(株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を発権し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)			
保管振替機関の指定の失効に係る届 出	株券等の保管及び振替に関する法 律第13条の2第2項	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ(株券保管振きを設定でものを選集ではある新たな振替制度を代わる新たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)。			
指導公認会計士の指定申請	会計士補等実務補習規則第3条 公 認会計士法第12条	公認会計士法の改正により指 、導公認会計士の制度が廃止 され、内閣府令についても平 成15年度中に改正予定(平 成18年1月施行)			
免許の申請	信託業法第1条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 発を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、本手続を規定。 廃止対象から除外。
買い入れるまたは担保とする動産の 種類を定めることの認可	信託業法第11条第2項	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			
業務報告書の提出	信託業法第13条	信託制度の整備を行うため、 新要の法案の提出に向け作 新を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、本手続を規定。 廃止対象から除外。
合併(又は分割)の認可	信託業法第14条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、本手続を規定。 廃止対象から除外。

			措置内容		
手続名	根拠法第令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
定款の変更などの認可	号1集关第15条第1号	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			
免許の効力の延長の承認	信託業法施行細則第4条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			
業務開始の届出	信託業法施行細則第5条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			
国債供託の旨の届出	信託業法施行細則第19条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、本手続を規定。 廃止対象から除外。
供託国債の下戻の届出	信託業法施行細則第20条	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、営業保証金の取戻しに関する規定を設け、詳細を政省令に委任。廃止対象から除外。
業務報告書の提出延期の承認	信託業法施行細則第24条第2項	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に向け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			
代表取締役及び常務に従事する取締 役の就任又は退任のなどの届出	信託業法施行細則第29条第1号	信託制度の整備を行うため、 所要の法案の提出に同け作 業を進めており、この中で不 要な手続の廃止を検討 (廃止 時期未定)			平成16年3月5日に国会に提出した「信託業法案」において、本手続を規定。 廃止対象から除外。
手続件数	2.2件				

		措置内容	典
十%在	依拠な邪マ	2003年度(平成15年度) 2004年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度)	角与
登録機関の社債等登録事務状況にか かる報告書	社債等登録法施行規則第56条第 < 社債等登録法 >	社債等登録法については	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日 に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関の包括指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第 1号 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに発生され、手続自体廃り	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関の個別指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第 2号 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに廃止され、手続自体廃	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が社債登録簿を磁気ディス ク等により調整する場合の承認	社債等登録法施行令第61条の5第1 項 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに、「一位を対し、「一位を対し、「一位を対し、「一位を対し、「一位を対し、」とは、「一位を対し、「一位を対し、」とは、「一位を対し、「一位を対し、」とは、「一位を対し、」とは、「一位を対し、「一位を対し、」とは、「一位を対し、」とは、「一位を対し、「一位を対し、」とは、「一位を対し、」という。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
社債登録簿の記載事項の書面等の 交付にかかる手数料徴収の認可	社債等登録法施行令第61条の6第3 項 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに発生を受ける。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
電子情報処理組織による登録請求の 手続きの承認	社債等登録法施行令第61条の8第1 項 < 社債等登録法 >	社債等登録法については 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関に登録請求する社債権者等 が印鑑を提出しない場合の届出	社債等登録法施行規則第11条第3 頂 < 社債等登録法 >	社債等登録法については に廃止され、手続自体廃	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
社債の登録及び社債登録簿等の関 覧又は社債登録簿の謄本、抄本の交 付にかかる手数料を徴収することの 認可	杜債等登録法施行令第10条第<社債等登録法>	社債等登録法についてはに発生され、手続自体廃り	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が地方債等の登録及び登録簿の関盟又は登録簿の関盟とは登録簿の謄本・抄本にかかる手数料を徴収することへの認可	社債等登録法施行令第12条第(第 10条第準用) < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに廃止され、手続自体廃り	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が社債登録簿を支店に備え 置く場合の当該支店の指定登録	社債等登録法施行規則第12条第1 頂 < 社債等登録法 >	社債等登録法については、平成15年1/ に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が社債登録簿を滅失させた 場合及び滅失の恐れを生じさせた場 合にかかる報告	社債等登録法施行規則第14条第 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに、「大人の関係を対象をはなった。」とは、「大人の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が社債登録簿を滅失し登録 簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第15条第 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに、「一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。
登録機関が社債登録簿を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2 第1項前段 < 社債等登録法 >	社債等登録法についてはに廃止され、手続自体廃	社債等登録法については、平成16年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。

府省名:金融广	
手続の簡素化・合理化計画	6. 化二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

一年	1.1	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ、株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ、株券保管振替制度に代わる新 たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)	株券等の保管及び振替に関する法律に基づ、株券保管振替制度に代わる新 たな振替制度を整備し、当該手続の廃止を検討(廃止時期未定)	
	2005年度(平成17年度)													-
ŀ														
	2003年度(平成15年度)				iden/	lilen/		- Wal						-
柜加注第今	(区)地(区)子(人)	社債等登録法施行規則第17条の2 第1項後段 < 社債等登録法 >	社債等登録法施行規則第19条第 (第14条第準用) < 社債等登録法 >	社債等登録法施行規則第19条第 (第15条第準用)<社債等登録法>	社債等登録法施行規則第19条第 (第17条の2第1項前段準用) < 社債 等登録法 >	社債等登録法施行規則第19条第 (第17条の2第1項後段準用)<社債 等登録法>	社債等登録法施行規則第50条の2 第1項 < 社債等登録法 >	社債等登録法施行規則第19条第 (第50条の2第1項準用)<社債等登 録法>	社債等登録法施行規則第50条の6 第1頂 < 社債等登録法 >	社債等登録法施行規則第50条の6 第3J頁 < 社債等登録法 >	株券等の保管及び振替に関する法 律第3条の2第1項	株券等の保管及び振替に関する法 律第7条の2第1項	株券等の保管及び振替に関する法 律第12条第21頁	2.5件
王德夕	II.	登録機関が調整した受付簿をマイクロ 7 フィルムにより保存する場合の許可 9	登録機関が地方債等の社債登録簿を 滅失させた場合及び滅失の恐れを生 じさせた場合にかかる報告	登録機関が地方債等の社債登録簿を 滅失し登録簿を再製した場合の報告	登録機関が地方債等の社債登録簿 ない 登録機関が地方債等のマイクロフィル (生を閉鎖した場合等のマイクロフィル) しにより保存する場合の許可	登録機関が地方債等の調製した受付	登録機関が社債登録簿等を定めたる 様式以外で調製する場合の承認	登録機関が地方債等の社債登録簿 特等を定めたる様式以外で調製する場 合の承認	登録機関が社債等登録簿を磁気ディスク等により調製した場合の登録事務を行う店舗の指定登録	社債等登録簿を磁気ディスクにより調 製する場合に当該社債登録簿を本支 店以外に設置することの届出	保管振替機関の指定申請	保管振替機関の業務及び財産に関す 権 る報告書の提出		手続件数
	相如注第4 指置内容	措置内容 年度) 2004年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度)	指置内容 2003年度(平成15年度) 2004年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度) 第1項後段 < 社債等登録法を 2005年度(平成17年度) 第1項後段 < 社債等登録法 > 第1項後段 < 社員	根拠法第令措置内容社債等登録法施行規則第17条の2 計頂後段 < 社債等登録法施行規則第19条第 (第14条第準用) < 社債等登録法	根拠法第令 措置内容 社債等登録法施行規則第17条の2 2003年度(平成15年度) 2004年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度) 計項後段 < 社債等登録法施行規則第19条第 (第14条第準用) < 社債等登録法施行規則第19条第 (第16条第準用) < 社債等登録法施行規則第19条第 (第16条第準用) < 社債等登録法本	根拠法第令 措置内容 社債等登録法施行規則第17条の2 2003年度(平成15年度) 2004年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度) 計頁後段 < 社債等登録法施行規則第19条第 (第14条第準用) < 社債等登録法を (第18条第準用) < 社債等登録法を (第18条第準用) < 社債等登録法を (第18条第準用) < 社債等登録法を (第18条第準用) < 社債等登録法 >	相関	相触法第令 指置内容 指置内容 1.5年度 2003年度 (平成17年度) 2003年度 (平成17年度	相触法第令 指置内容	根拠法第令措置内容社價等登録法施行規則第17条の2 第1項後段 第1項後段 (第14条第準用) (本価等登録法施行規則第19条第 (第1条の2第1項後段準用) 本債等登録法施行規則第19条第 (第16条2章 11項後日 (第16条2章 11項第日) (第16条2章 11項第日) 本債等登録法施行規則第10条第 (第16条2章 11項第日) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 (第16条2章 11項準用) 本債等登録法 等2 表2 	根拠法第令 措置内容 相信等發法施行規則第17条の2 第1項後段 < 社債等登録法施行規則第19条第 (第14条第準用) < 社債等登録法 > 社債等登録法施行規則第19条第 (第1条の2第1項前段準用) < 社債等登録法 > 社債等登録法施行規則第19条第 (第1条の2第1項的第19条第 (第1条の2第1項作用) < 社債等登録法 > 社債等登録法施行規則第19条第 (第1条の2第1項作用) < 社債等登録法 > 社債等登録法施行規則第10条第 (第1条の2第1項作用) < 社債等登録法 > 社債等登録法施行規則第50条の 6 第1項 < 社債等登錄法施行規則第50条の 6 第1項 < 社債等登錄法 > 社債等登錄法施行規則第50条の 6 第1項 < 社債等登錄法 > 社債等登錄法施行規則第50条の 6 第1項 < 社債等登錄法 >	# 根拠法第令	根拠法第令 Ami	根拠法第令

手続の簡素化・合理化計画

2 申請・届出等の頻度軽減

別添2

<i>i</i>	× 1.550		措置内容			軽減後の指度	2005年度(平成17年度)まで
十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	これまでの頻度	(予定)	「予定」 に措置が困難な理由
登録機関の社債等登録事務状况にか 社債等登録法施行規則第56条 < 社 社債等登録法については、平かる報告書 成15年1月6日か55年以内の 政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。	社債等登録法施行規則第56条 < 社債等登録法 >	社債等登録法については、平成15年1月6日から5年以内の政令の定める日に廃止され、手続自体廃止となる予定。			年2回	廃止予定	
商品投資販売業者の(中間)業務報告書等の提出	商品投資販売業者の許可及び監督 に関する命令第14条第1項	府令改正			年2回 [中間業務報告書 の提出廃止	
事業成績表等月報の提出	船主相互保険組合法施行規則第11条	緩和の方向で法令改正に向け検討	府令改正		毎月	年2回	
手続件数	34	•					

手続の簡素化・合理化計画

別添3

3 添付書類の省略、廃止 (1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

件班	一					
	2005年度(平成17年度)					
措置内容	2004年度(平成16年度)					1
	2003年度(平成15年度)	府令改正措置(府令に明記)	府令改正措置(府令に明記)	府令改正措置(府令に明記)	次期年金制度改正における 関係法令の整備の際に措置 (改正時期未定)	1
今	(Rがかなマ	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項	貸金業の規制等に関する法律第3 条第2項	貸金業の規制等に関する法律第8条第1項	確定拠出年金法第93条	4件
十二	上記	貸金業の登録	貸金業の登録の更新	貸金業者の基本的事項の変更の届 出(1)商号、名称又は氏名及び住所 の変更(2)役員、重要な使用人の氏 名及び住所の変更(3)営業所又は事 務所の名称及び所在地の変更等	確定拠出年金運営管理機関の廃業等の届出	手続件数

4 処理期間の短縮

工件分	かままま		措置内容		_	短縮後の処理	¥
十统石	依拠な事で	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	これまでの処理期間	期間(予定)	画の
有価証券市場開設の免許申請	証券取引法第80条第1項	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
証券取引所の組織変更の認可申請	証券取引法第101条の11第1項	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
株式会社証券取引所の資本の額の 減少の認可申請	証券取引法第105条第1項	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
株式会社証券取引所の自社株の自 市場への上場の承認申請	証券取引法第110条第2項	処理フローの見直し	り重目の一口と証例	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
株式会社証券取引所の自社株の自 市場での上場廃止の承認申請	証券取引法第112条第2項	処理フローの見直し	り重目の一口と証例	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
有価証券市場の開設の免許を受けた 日から6月以内に市場を開設しないこ とにかかる承認申請	証券取引法第134条第1項第5号	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
証券取引所の解散についての総会決 議の認可申請	証券取引法第135条第1項第1号	処理フローの見直し	の理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
証券取引所の合併の認可申請	証券取引法第140条第1項	処理フローの見直し	り 軍員の一口と証が	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
証券取引所の定款、業務規程、受託 契約準則の変更認可申請	証券取引法第152条第1項	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
振替機関の指定申請	社債等の振替に関する法律第4条 第1項	処理フローの見直し	り重目の一口と証例	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
金融先物市場開設の免許申請	金融先物取引法第4条	処理フローの見直し	り直見の一口と証処	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
金融先物取引所の組織変更の認可 申請	金融先物取引法第34条の14	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの簡素化等	2ヶ月	1ヶ月	
					Ī		

##	潘乡									
短縮後の処理	期間(予定)	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	25日	25日	1ヶ月	1ヶ月
######################################	しれまでの処理期間	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	2ヶ月
	2005年度(平成17年度)	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等
措置内容	2004年度(平成16年度)	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し
	2003年度(平成15年度)	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し
大	依拠/ 左я·芝	金融先物取引法第34条の22第1項	金融先物取引法第34条の23	金融先物取引法第48条の2第1項第 5号	金融先物取引法第49条第1項	金融先物取引法第51条の2第1項			金融先物取引法第62条	特定目的会社による特定資産の流 動化に関する法律等の一部を改正 する法律附則第二条第一項の規定 によりなおその対力を有するものと たれる同法第一条の規定による改 正前の特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律第9条第3 項
工件	十続右	株式会社金融先物取引所の資本の 額の減少の認可申請	金融先物取引所の合併の認可申請	金融先物市場開設の免許を受けた日 から6月以内に市場を開設しないこと に係る承認申請	金融先物取引所の解散に関する総会 決議の認可申請	金融先物取引所の定款 業務規程 受託契約準則の変更認可申請	懲戒事件に関する調書の謄本等の交 付の申込	łΧ	業務の種類及び方法の変更の認可	特定目的会社の資産流動化計画の変更承認申請

府省名:金融庁

	角布							
	期間(予定)	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3週間	2ヶ月	
14代の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	- しんよ ごの処理期間	2ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	17月	3ヶ月	
	2005年度(平成17年度)	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	処理フローの簡素化等	個別業務システムの構築等	個別業務システムの構築等	ı
措置内容	2004年度(平成16年度)	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	個別業務システムの構築等	個別業務システムの構築等	1
	2003年度(平成15年度)	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	処理フローの見直し	個別業務システムの構築等	個別業務システムの構築等	ı
が、ままま	依拠 海等	特定目的会社による特定資産の流 動化に関する法律等の一部を改正 する法律附則第二条第一項の規定 によりなおその対力を有するものと される同法第一条の規定による改 正前の特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律第11条第	保険業法第99条第41頁(第199条)	保険業法第99条第5項 (第199条)	損害保険料率算出団体に関する法 律第5条	保険業法第276条	証券取引法第64条	27件
十		資産流動化計画の変更登録	公社債ディーリングの認可など(変更を含む)	地方債等債券の募集又は管理の受託並びに担保付社債に関する信託業務の認可	定款変更の認可	生命保険募集人の登録	証券外務員の登録	手続件数

府省名 金融庁

5 変更手続の簡素化

別添5

本					
	2005年度(平成17年度)				
措置内容	2004年度(平成16年度)				
	2003年度(平成15年度)	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、 た内容(申請者・連絡先情報、 申請届出情報)を利用者のパ ソコン等にXM1ファイルとして 保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更 事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請国出情報を利用者のパソコン等にXM1ファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請届出情報)を利用者のパソコン等にXM1ファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力し た内容(申請者・連絡先情報、 申請届出情報を利用者のバ ソコン等にXMLフィルとして 保存できるようにし、変更手続 を行う際には、実質的に変更 事頂のみを入力することで手 続が完了できるよう対応
> 共 昇 甲	1は1死1な <i>マ</i>	保険業法第280条第1項	保険業法第290条第1項	証券取引法第30条第1項	正券取引法第65条の2第5頁(第30条第1項準用)
十二十	Д 364- -	登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項(2)保険募集廃止(3)死亡(4)破産(5)合併による消滅(6)合併、破産以外の理由による解散	登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項又は添付書類の内容(2)保険業務廃止(3)保険中立人である個人の死亡(4)保険仲立人である法人の破産(5)保険仲立人である法人の合併による消滅(6)保険仲立人である法人のその他の事由での解散	登録申請書の記載事項の変更届出 (1) 商号の変更 [2) 資本の額の変更 (3) 取締役及ひ監査後の氏名の変更 (4) 本店その他の営業所の名称及び 所在地の変更 [5) 他に営んで1. る事 業の種類の変更 [6) その他 [内閣府 令)	登録申請書の記載事頃の変更届出 (1)商号又は名称の変更(2)資本の 額又は出資の総額の変更(3)取締役 及び監査役の氏名の変更(4)本店そ の他の営業所又は事務所の名称及 び所在地の変更(5)他に営んでいる 事業の種類の変更(6)その他(内閣 府令)

府省名:金融庁

備考

2005年度(平成17年度)

	(1				
措置内容	2004年度(平成16年度)				
	2003年度(平成15年度)	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請届出情報(を利用者の)がソコン等にXM1ファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、 た内容(申請者・連絡先情報、 申請届出情報(を利用者のパソコン等にXM1ファイルとして 保存できるようにし、変更手続 を行う際には、実質的に変更 事項のみを入力することで手 続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請届出情報)を利用者のアンコン等にXM1ファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、た内容(申請者・連絡先情報、中請届出情報)を利用者のパソコン等にXMLファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応
	根拠法令	証券取引法第65条の2第5項(第64条の4準用)	外国証券業者に関する法律第12条第1項	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項等に関する法律第8条第1項	貸金業の規制等に関する法律第8条第1項
1	十 九	外務員の登録事項の変更等の届出 (1)法第64条第3項第2号イから八ま でに掲げる事員に変更があったとき (2)法第28条の4第9号イからへまで のいすれかに該当することなったとき(3)退職その他の理由により外務 員の職務を行わないこととなったとき	外国証券会社の基本事項の変更の 届出(1)商号及び本店の所在の場所 (2)資本の額及び持込資本金の額 (3)役員の役職名及び任名(4)主た 5支店その他の支店の名称及び所在 の場所(5)国内における代表者の氏 名及び国内の住所(6)他に営んでい る事業の種類(7)その他(内閣府令)	商号等の変更の届出	貸金業者の基本的事項の変更の届出(1)商号、名称又は氏名及び住所の変更(2)役員、重要な使用人の氏名及び住所の変更(3)営業所又は事務所の名称及び作所の変更(3)営業所及は事務所の名称及び所在地の変更等
				82	

オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請届出情報)を利用者のパソコン等にXMLファイルとして保存できるように、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応

抵当証券業の規制等に関する法律 第9条第1項

抵当証券業者の登録事項の変更の 届出

府省名:金融庁

	and					
	2005年度(平成17年度)					-
措置内容	2004年度(平成16年度)					-
	2003年度(平成15年度)	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、 た内容(申請者・連絡先情報、申請居出情報を利用者のパソコン等にXMLファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力し た内容(申請者・連絡先情報、 申請届出情報を利用者のパ ソコン等にXMLファイルとして 保存できるようにし、変更手続 を行う際には、実質的に変更 事頃のみを入力することで手 続が完了できるよう対応	た オンライン申請の際、入力し 正 た内容(申請者・連絡先情報、 正 中内容(申請者・連絡先情報、 に 中)等にXMLフォイルとして で ソコン等にXMLファイルとして 資 保存できるようにし、変更手続 で を行う際には、実質的に変更 事項のみを入力することで手 続が完了できるよう対応	オンライン申請の際、入力した内容(申請者・連絡先情報、申請居出情報を利用者のパソコン等にXMLファイルとして保存できるようにし、変更手続を行う際には、実質的に変更事項のみを入力することで手続が完了できるよう対応	-
	根拠法令	前払式証票の規制等に関する法律第11条第11負	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条	「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律解制第二条第一項の規定によりなおその效力を有するものとはされる同う第一条の規定による改立に前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第9条第1を同います。	資産の流動化に関する法律第9条第1項	13件
		第三者型発行者の登録事項の変更の届出	特定金融会社等の変更の届出	特定目的会社の商号、名称及び住所等の変更の届出	特定目的会社の商号、名称及び住所等の変更の届出	手続件数

総務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、総務省においては、引き続き「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえた情報提供の充実を図る。

また、手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供するとともに、手続案内情報については、利用者にとって有益な関連情報の提供を推進する。

2 ワンストップサービスの拡大

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備することに伴い、総務省の電子申請システムについて必要な見直しを行う。

3 オンライン利用の促進

(1)手続の簡素化・合理化の徹底

総務省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、「手続の簡素 化・合理化計画」(別添 1 参照)に基づき、以下のとおり取り組む。

また、年間申請件数が10万件以上の手続で業務・システムの最適化計画の 策定対象になっているものについては、最適化計画の策定過程を通じて、簡 素化・合理化を徹底する。

必要性の乏しい手続の原則廃止

廃止の可否について検討対象とした手続のうち、2003年度(平成15年度)に99件、2004年度(平成16年度)に5件の手続を廃止したところであり、2005年度(平成17年度)末までにさらに1件の手続を廃止する。

添付書類の省略、廃止

省略、廃止の可否について検討対象とした手続のうち、2003年度(平成15年度)までに33件の手続について添付書類の省略、廃止を実施したところであり、2005年度(平成17年度)までにさらに7件の手続について添付書類の省略、廃止を実施する。

変更手続の簡素化

変更手続の簡素化の可否について検討対象とした手続のうち、2003年度 (平成15年度)までに28件、2004年度(平成16年度)に2件の手続の簡素化 等を実施したところであり、2005年度(平成17年度)末までにさらに2件の 手続の簡素化を実施する。

(2)オンライン利用の促進方策

オンラインによる手続については、引き続き、原則365日24時間の受付を 実施する。

総務省のホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利点などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

また、申請者等を対象者とする利用説明会や講習会の定期的な開催、申請窓口や業界団体を通じたオンライン利用の要請など、引き続き、行政手続のオンライン利用に関する普及促進を行う。

(3)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) ホームページや電子申請・届出システム等の国民等利用者との間の情報の やり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用で きる環境整備を推進するため、総務省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2005年度末(平成17年度末)までに、障害者等からのモニタリングを実施し、アクセシビリティの確保について省内に周知を徹底するととともに、高齢者や障害者の利

用に配慮した情報内容を充実させ、さらに作成を推進する。

電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るための環境整備として、地方支分部局において、引き続き、国民等が行政情報に接続することができる環境を提供するとともに、日本郵政公社に対し、郵便局施設の利用について協力を依頼する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、引き続き 提供すべき情報を選定し、2005年度末(平成17年度末)までに情報内容の 作成を徹底する。

電子申請・届出システムについて、技術動向を踏まえつつ、多様なOS (オペレーティングシステム)に対応できるよう検討を進めるとともに、地上デジタルテレビの通信機能を活用した行政サービス提供に関する調査研究等、オンラインによる手続を容易に行うことができる技術環境の整備に向けた取組を実施する。

また、利用者向けに設置する相談窓口において、引き続き、電子申請・ 届出システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内を受け付 け、利用者におけるオンライン申請を支援する。

IT化に対応した業務改革

(1)業務・システムの最適化

CIO補佐官の指導の下、CIO補佐官による最適化計画に対する評価の際の考え方を策定する。

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムのうち、「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」に基づき総務省が担当府省となっている以下の業務・システム及び総務省所管の個別府省業務・システムについて、「業務・システム最適

化計画策定指針(ガイドライン)」及び の評価の考え方を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期(共通システムについては、(3)に掲げる時期まで)に、最適化計画を策定する。

- () 研修・啓発業務(人事院と共同で担当府省となっている)
- () 統計調査等業務
- () 電子申請等受付業務
- () 行政情報の電子的提供業務
- () 共通システム
- () 苦情・相談対応業務
- () 地方公共団体に対する報告徴集業務

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための総務省行動計画(アクション・プログラム)」(別添3)に基づき、必要な見直しを行う。

(2)人事・給与等業務・システムの最適化

人事・給与等業務・システム最適化計画に沿って、業務・システムの最適 化に取り組む。

人事・給与関係業務情報システムについては、「人事・給与関係業務情報システム導入計画(仮称)」を2004年(平成16年)6月末を目途に策定し、 当該導入計画に沿って、人事・給与関係業務情報システムを導入する。

給与の全額振込化については、職員の協力を得つつ推進し、2005年度末 (平成17年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、 原則として100%の実施を目指す。

(3)共通システムの最適化

共通システムのうち、霞が関WAN(電子文書交換システムを含む。)及び政府認証基盤の最適化計画については2004年度末(平成16年度末)までに、総務省内ネットワークの最適化計画については、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、それぞれ策定する。

共通的な環境整備

1 CIO補佐官による支援・助言体制の充実

総務省CIO補佐官及びその支援を行う外部専門家による支援チームについて、 定期的に部局との相談に対応する時間を設ける等、CIO補佐官による支援・助言 体制の充実を図る。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1)外部委託の推進

増大する情報システム関係業務を適切に対処するため、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえ、引き続き、外部委託を推進することにより事務負担の軽減を図るともに、システムの設計、企画等の業務についても十分な知識と経験を有する外部の専門家を積極的に活用する等により、効率的かつ効果的な業務遂行を実現する。

アイピーバージョンシックス (2) I P V 6 の導入

効率的かつ効果的なネットワーク管理を図るため、引き続き総務省 $\stackrel{7}{L}$ A N システムの $\stackrel{7}{L}$ P V 6 化を総務省内ネットワークの最適化計画等を踏まえ、段階的に進める。

- 3 情報セキュリティ対策等の充実・強化
- (1)副大臣を議長とする総務省情報セキュリティ対策連絡会議を開催し、所管分野における情報セキュリティ対策の現状と課題について情報共有を図るとともに、IT社会における情報セキュリティの確保・向上の在り方について検討する。
- (2)総務省情報セキュリティポリシー(2001年(平成13年)2月7日総務省行政 情報化推進委員会決定、2003年(平成15年)2月14日、4月1日改定)に基づき、

情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずるとともに、次の取組を実 施する。

総務省CIO補佐官及びその支援を行う外部専門家による情報セキュリティ対策支援チームの助言を踏まえ、総務省情報セキュリティポリシーについて、個人情報保護の充実を含め改正を行う等、省内の情報システムについて適切かつ効果的な情報セキュリティ対策を実施する。

電子申請・届出システムなどのシステムについて、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的に実施する。

職員の情報活用能力の育成を目的とし、情報セキュリティを中心とした IT研修(集合研修・オンライン研修)及び情報セキュリティ訓練を定期 的に実施する。

必要性の乏しい手線の原則廃止 A 申請件数が0件のもの

A THRITIMAN VII WOW					
手続名	根拠法令		措置内容	備考	
于现在	11以124/五マ	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
受信設備制御型放送番組制作施 設整備事業の実施計画の変更の 認定の申請	受信設備制御型放送番組の制 作の促進に関する臨時措置法 第5条第1項	-	法律廃止(4月1日)		認定計画に係る事業を実施している者に関しては存続。
受信設備制御型放送番組制作施 設整備事業の実施状況の報告	受信設備制御型放送番組の制 作の促進に関する臨時措置法 第10条	-	法律廃止(4月1日)		認定計画に係る事業を実施している者に関しては存続。
特定施設の整備事業の実施状況 に関する報告	民間事業者の能力の活用によ る特定施設の整備の促進に関 する臨時措置法第57条	-	民活法共管5省において法自 体の廃止可能性の検討予定	民活法共管5省において法令 改正等措置予定	
特定無線設備の工事設計につい ての認証の取消の報告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第28条第 3項	省令改正により措置			
承認証明機関が行った証明の取 消しの報告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第38条第 3項	省令改正により措置			
承認証明機関が行った認証に係 る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第53条	省令改正により措置			
承認証明機関が行った認証の取 消しの報告	3項	省令改正により措置			
技術基準適合証明の取消しの報 告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第7条の3 第3項	省令改正により措置			
手続件数	8件	-	-	-	-

「	B A以外で必要性が失われ			措置内容		
は需要素の高齢に関心に対し、	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)		2005年度(平成17年度)	備考
	設整備事業の実施計画の認定を	作の促進に関する臨時措置法 第4条第1項	-	法律廃止(4月1日)		
##の意見の必定を受けるため 機工	計画の認定を受けるための提出	推進に関する臨時措置法第4 条第1項	-	法律廃止(4月1日)		
### 1975 6 1987 (4 5 20世 年 2 19 19 月から 単元 1987 1987 1987 1987 1987 1987 1987 1987	計画の変更の認定を受けるため	推進に関する臨時措置法第5	-	法律廃止(4月1日)		
### 16 6 6 16 16 2 16 10 18 2 18 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18 18 2 18						
	関する特例に係る証明を受けた					
東京	第一種電気通信事業の許可申請	条第1項、第2項、第3項及				平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
東京開始の回出	事業開始期間の延長申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
(本の日の東京の画出 株) (本の日の東京の画出 大) (本の日の東京の東京の東京の東京の画出 大) (本の日の東京の画出 大) (本の日の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	事業開始の届出	電気通信事業法施行規則第8条				平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
電気型信仰等が上端に対し、	5名等の変更の届出					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
展報な事項の届出 2条 では、1 年 1 日本の 1 年 1 日本の						平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る定、登録等の手続きが設けられた。
取受の延長申請 現	経微な事項の届出					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る定、登録等の手続きが設けられた。
度受の開始編出 現式 (19 年 月 の) 一部 (19 年 月 の) 日本 (19 年 月	変更の延長申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
### 20	変更の開始届出	電気通信事業法第14条第4 項				平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
表人の合併及び分割の認可申請	事業の譲渡し及び譲受けの認可 申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
日熱の認可申請	去人の合併及び分割の認可申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
表々の正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 東京通信事業法施行規則第4 表令改正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 表令改正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 東京通信事業法施行規則第4 表令改正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表に係る許可手続きなほ廃上され、電気通信事業者に係 表を除いて廃止 東京通信事業法施行規則第4 表令改正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 上地等の植物の伐採の許可の申 電気通信事業法施行規則第4 表令改正により一部の対象者 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表令改正により一部の対象者 本を除いて廃止 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表令改正により一部の対象者 年底の正に法を許可手続きが設けられた。 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表令改正により一部の対象者 表を除いて廃止 上地等の植物の伐採の許可の申 電気通信事業法施行規則第4 表令改正により一部の対象者 表を除いて廃止 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 上地等の植物の伐採の許可の申 表を修正により一部の対象者 表を修正により一部の対象者 表を修正により一部の対象者 表を除いて廃止 平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 表を除いて廃止 年間に係る許可手続きな原止され、電気通信事業者に係 上地等の植物の伐採の許可の申 表に係る許可手続きな原止され、電気通信事業者に係 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 表の正により一部の対象者 表に係る許可手続きな原止され、電気通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正に表の正により一部の対象者 東京通信事業法施行規則第4 表の正に表述を応行規則第4 表の正に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に表述を応行知知的に	目続の認可申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
(芸人の併和大議文は終れ見知的) 名						平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信書者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
1.						平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る定、登録等の手続きが設けられた。
上地等の使用の協議結果の届出 2条 名に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係 定 登録等の手続きが設けられた。						平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
上地等の使用の裁定の申請	土地等の使用の協議結果の届出					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る 定、登録等の手続きが設けられた。
世地等の使作の就企の中時間の 電気通信事業法第76条 を除いて廃止	土地等の使用の裁定の申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係な定、登録等の手続きが設けられた。
土地等の一時使用の許可の申請 名に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係 定、登録等の手続きが設けられた。 電気通信事業法施行規則第 4 名 会 改正により一部の対象者 を除いて廃止 は地等の植物の伐採の許可の申 電気通信事業法施行規則第 4 名 会 改正により一部の対象者 を除いて廃止 は地等の植物の伐採の許可の申 電気通信事業法施行規則第 4 名 会 改正により一部の対象者 を除いて廃止 単地等の植物の伐採の許可の申 電気通信事業法施行規則第 4 名 会 改正により一部の対象者 表 と な る と な と な と な と な と な と な と な と な と		電気通信事業法第76条				平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係定、登録等の手続きが設けられた。
土地等の立入の許可の申請	土地等の一時使用の許可の申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係定、登録等の手続きが設けられた。
エゼラの個物の12体の計画の中 电式週間事業法施行及刑第4 はママ以上により一部の対象名 書に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係	土地等の立入の許可の申請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係な定、登録等の手続きが設けられた。
	土地等の植物の伐採の許可の申 請					平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係定、登録等の手続きが設けられた。

1 1/6/15/2		丁 粉	の間糸化・古理化計画	的 自有 . 総務首
土地等の植物の伐採の届出	電気通信事業法第81条第3 項	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認 定、登録等の手続きが設けられた。
線路の移転等の裁定の申請	電気通信事業法施行規則第 4 7条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
線路の移転等の裁定の申請書の 受理に対する意見書の提出	電気通信事業法第83条第4 項	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
公用水面の使用の届出	電気通信事業法第85条第1 項	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
公用水面の使用の変更を要しな い旨の認可の申請	電気通信事業法施行規則第4 8条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認 定、登録等の手続きが設けられた。
水底線路の保護区域の指定の申 請	電気通信事業法施行規則第49条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
水底線路の保護区域の指定を要 しなくなった旨の届出	電気通信事業法施行規則第 4 9 条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
電気通信事業会計規則によらな いことの許可の申請	電気通信事業会計規則第2条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認 定、登録等の手続きが設けられた。
電気通信事業会計規則に基づく 財務諸表の提出	電気通信事業会計規則第 1 7 条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
附属明細書に関する経過措置と しての役務別損益明細表等の提 出	電気通信事業会計規則附則第 3項	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
第一種電気通信事業者の電気通 信業務の一部の委託に関する認 可の申請	電気通信事業法施行規則第 1 3 条	法令改正により廃止		
接続約款の届出	電気通信事業法施行規則第2 3条の11	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者の接続に 係る申立て	電気通信事業法施行規則第2 3条の14	法令改正により廃止		
第一種指定電気通信設備との接続に関する認可接続約款等に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第2 3条の9	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者に係る共 用に係る申立て	電気通信事業法施行規則第2 5条の3	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者に係る共 用に係る裁定の申請	電気通信事業法施行規則第2 5条の4	法令改正により廃止		
第二種指定電気通信設備との接 続に関する接続約款に係る接続 協定の届出	電気通信事業法第38条の3 第6項	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者に係る第 一種指定電気通信設備の共用の 協定の締結又は変更の認可の申 請	電気通信事業法第39条の3 第1項	法令改正により廃止		
卸電気通信役務を提供する契約 の締結又は変更の届出	電気通信事業法施行規則第2 5条の5	法令改正により廃止		
卸電気通信役務に係る契約約款 の届出	電気通信事業法施行規則第2 5条の6	法令改正により廃止		
卸電気通信役務に係る契約約款 による契約の締結又は変更の届 出	電気通信事業法第39条の5 第5項	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者の役務に 関する料金の届出	電気通信事業法施行規則第 1 9 条	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者の契約約 款の認可の申請	電気通信事業法施行規則第 2 1 条	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者の契約約 款の届出	電気通信事業法施行規則第2 1条の2	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者の契約約款に関する届出(標準契約約款に係る届出)	電気通信事業法施行規則第2 2条	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者に係る接 続に関する協定の届出	電気通信事業法施行規則第2 3条の10	法令改正により廃止		
接続約款に係る接続協定の届出	電気通信事業法施行規則第2 3条の13	法令改正により廃止		
第一種電気通信事業者に係る共 用に関する協定の届出及び変更 の届出	電気通信事業法施行規則第2 5条の2	法令改正により廃止		
総合デジタル通信網対応設備設 置状況報告	電気通信事業報告規則第 1 条	既に廃止済み		
電気通信役務通信量等状況報告 (第二種電気通信事業者)	電気通信事業報告規則第2条	省令改正により廃止		
電気通信役務収入状況報告	電気通信事業報告規則第2条	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業の届出	電気通信事業法施行規則第3 3条の2第1項	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業者の氏 名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 3条の2第3項	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業の役務 の種類等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 3条の2第4項	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業者の地 位の承継の届出	電気通信事業法施行規則第3 4条第1項	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業の休止 又は廃止の届出	電気通信事業法施行規則第3 4条第2項	省令改正により廃止		

別添1		于 続	の間素化・合埋化計画	府省台∶総務省
一般第二種電気通信事業者たる 法人の解散の届出	電気通信事業法施行規則第3 4条第3項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業の登録 申請	電気通信事業法施行規則第3 5条第1項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業の役務 の種類等の変更の登録申請	電気通信事業法施行規則第3 6条第2項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者の氏 名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 6条第4項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者の地 位の承継の届出	電気通信事業法施行規則第3 7条第1項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業の休止 又は廃止の届出	電気通信事業法施行規則第3 7条第2項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者たる 法人の解散の届出	電気通信事業法施行規則第3 7条第3項	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者に係 る接続に関する協定の届出及び 変更の届出	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第23条の10)	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業者又は 特別第二種電気通信事業者の接 続に係る裁定の申請	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第23条の15)	省令改正により廃止		
一般第二種電気通信事業者又は 特別第二種電気通信事業者の接 続に係る申立て	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第23条の15)	省令改正により廃止		
卸電気通信役務の提供をする契 約締結(変更)届出	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第25条の2)	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者に係 る共用に関する協定の届出及び 変更の届出	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第25条の2)	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者に係 る共用に係る申立て	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第25条の3)	省令改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者の契約約款に関する届出	電気通信事業法第31条の4 第9項	法改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者に係る第一種指定電気通信設備の共用の協定の認可の申請	電気通信事業法第39条の3 第1項	法改正により廃止		
特別第二種電気通信事業者に係 る外国政府、外国人、外国法人 との協定の締結、変更、廃止の 認可	電気通信事業法第40条	法改正により廃止		
認定外国試験事業者の地位の変 更の届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令準 用第13条第2項	法令改正により廃止		
認定試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 10条	法令改正により廃止		
認定試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 11条第1項	法令改正により廃止		
認定試験事業者の認定証の再発 行の請求	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 12条第1項	法令改正により廃止		
認定試験事業者の地位の承継の 届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 13条第2項	法令改正により廃止		
認定試験事業者の変更の承認	13条第2項	法令改正により廃止		
認定試験事業者の廃止の届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 14条第1項	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の変更の届 出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第10条)	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第11条第1 項)	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の認定証の 再発行の請求	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第12条第1	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の廃止の届 出	項) 電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第14条第1	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の変更の承認	項) 電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第9条第1項)	法令改正により廃止		
認定外国試験事業者の試験能力 の認定の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用)、第7条第1 III	法令改正により廃止		
事業者の試験能力の認定の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 7条第1項	法令改正により廃止		
端末設備の技術的条件の認可の 申請	電気通信事業法施行規則第3 0条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業 者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認 定、登録等の手続きが設けられた。
自営電気通信設備の接続の技術 的条件の認可の申請	電気通信事業法施行規則第3 0条	法令改正により一部の対象者 を除いて廃止		平成16年4月の改正法施行により、第一種電気通信事業者に係る許可手続きは廃止され、電気通信事業者に係る認定、登録等の手続きが設けられた。
指定証明機関の事業計画等の提 出	電波法第38条の9第1項	法令改正により廃止		
指定証明機関の事業計画等の変 更の提出	電波法第38条の9第1項	法令改正により廃止		
指定証明機関の事業報告等	電波法第38条の9第2項	法令改正により廃止		

認証に係る申請書記載事項変更 の報告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第27条	法令改正により廃止			
手続件数	97件	-	-	-	-

添付書類の省略、廃止

A 既往の閣議決定等に基づく省略、廃止

A 既住の閣議決定等に基づく	首略、廃止				
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
公益法人の設立の許可の申請	総務大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する 省令第3条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替 を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討		代替効果を見ながら省略を検討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
公益法人の定款又は寄附行為の 変更認可の申請	総務大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する 省令第5条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討	代替効果を見ながら省略を検 討	代替効果を見ながら省略を検 討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
登記事項変更の届出	総務大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する 省令第9条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討	代替効果を見ながら省略を検 討	代替効果を見ながら省略を検 討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
公益信託の引受けの許可の申請	総務大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督 に関する省令第2条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討	代替効果を見ながら省略を検 討	代替効果を見ながら省略を検 討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
信託条項の変更の認可の申請	総務大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督 に関する省令第8条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討	代替効果を見ながら省略を検 討	代替効果を見ながら省略を検 討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
受託者の氏名等の変更の届出	総務大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督 に関する省令第13条	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)を検討 住民票の写しの添付の省略 (住民基本台帳ネットワーク システムにより代替)を検討	代替効果を見ながら省略を検 討	代替効果を見ながら省略を検 討	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
恩給の支給郵便局の変更の届出	恩給給与細則第12条	新支給郵便局の証明印の廃止	-	-	
交付金の交付請求書の提出	政党助成法第11条第2項及 び第27条第6項	-	-	-	電子情報処理組織を利用して請求書を提出する場合、商業 法人登記簿體抄本の添付を省略できる。(平成14年度に 措置済み)
放送番組センターの指定申請	放送法第53条第1項	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)			「総務省行政手続の電子化推進アクションプラン」による もの
地域振興に資する放送番組制作 事業者(個人)の認定の申請	租税特別措置法施行令第5条 の13第3項	住民票の写しの添付の省略 (公的個人認証サービスの電子証明書により代替)			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」による もの
地域振興に資する放送番組制作 事業者(法人)の認定の申請	租税特別措置法施行令第28 条の9第5項	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)			「総務省行政手続の電子化推進アクションプラン」による もの
実施計画の認定	新事業創出促進法第11条の 2第1項	商業登記簿謄本の添付の省略 (登記情報閲覧サービスシス テムにより代替)			平成16年4月から登記情報閲覧サービスシステムにより 代替
事業計画の変更の届出	電波法施行規則第43条の3 第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略			「電子政府構築計画」によるもの
会社の取締役及び監査役の選任の決議の認可の申請	日本電信電話株式会社等に関する法律第10条第2項	住民基本台帳ネットワークシ ステムの活用により、日本の 国籍を有することを証するに 足る書面について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
工事担任者資格者証の交付の申 請	工事担任者規則第37条	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
工事担任者資格者証の再交付の 申請	工事担任者規則第40条	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
工事担任者資格者証の訂正の申 請	工事担任者規則第39条	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によ るもの
電気通信主任技術者資格者証の 交付の申請	電気通信主任技術者規則第3 9条第1項	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
電気通信主任技術者資格者証の 訂正の申請	電気通信主任技術者規則第4 1条第1項	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
電気通信主任技術者資格者証の 再交付の申請	電気通信主任技術者規則第42条第1項	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
無線従事者の免許の申請	無線従事者規則第46条	住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
登録点検事業者の地位の承継の 届出	電波法第24条の6第2項		住基ネットの活用により、氏 名及び生年月日を証明する書 類について添付省略		「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
一般信書便事業の許可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第6条	「公的個人認証サービスの 電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの

		*			
一般信書便事業の事業計画の 変更認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第12条第1項	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
一般信書便事業の譲渡し及び 譲受けの認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第13条第1項	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
一般信書便事業者たる法人の 合併及び分割の認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第13条第2項	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
一般信書便事業の相続の認可 申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第14条第1項	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
特定信書便事業の許可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第29条	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
特定信書便事業の事業計画の 変更認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第33条	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
特定信書便事業の譲渡し及び 譲受けの認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第33条	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
特定信書便事業者たる法人の 合併及び分割の認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第33条	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
特定信書便事業の相続の認可申請	民間事業者による信書の送達 に関する法律第33条	「公的個人認証サービスの電子証明書」の活用により 「氏名、住所及び生年月日 を証する書類」について 添付省略(電子申請の場合 に限る。)	-	-	「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」等によるもの
第一種事業者の氏名等の変更の 届出	石油コンビナート等災害防止 法第13条第1項	商業法人登記簿謄抄本を省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションプラン」による もの
第一種事業者の地位の継承の届 出	石油コンビナート等災害防止 法第14条第 3 項	商業法人登記簿謄抄本を省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションブラン」による もの
指定試験機関の指定申請(危険 物取扱者試験)	消防法13条の5第2項	登記簿謄本を省略			「総務省行政手続の電子化推進アクションプラン」による もの
手続件数	3 5 件	-	-	-	-

B A以外の省略、廃止

手続名	根拠法令		措置内容	備考	
于統石	依拠法マ	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	PH '□
交付金の交付請求書の提出	政党助成法第11条第2項及 び第27条第6項	-	-	-	電子情報処理組織を利用して請求書を提出する場合、印鑑証明書の添付を省略できる。(平成14年度に措置済み)
増加試験研究費税額控除制度の 特別試験研究(国際共同試験研 究)に係る総務大臣認定申請	租税特別措置法施行令第5条 の3第4項第3号(ロ)及び 租税特別措置法施行令第27 条の4第11項第3号(ロ)	認定申請書の写しを省略			他省庁との共管制度であるため、手続きの簡素化・廃止の ためには他省庁との連携・協議が必要。
特別試験研究(ネットワーク産	租税特別措置法施行令第5条 の3第14項第5号及び租税 特別措置法施行令第27条の 4第11項第5号	認定申請書の写しを省略			他省庁との共管制度であるため、手続きの簡素化・廃止の ためには他省庁との連携・協議が必要。
承認証明機関の承認の申請		法令改正により、財産目録、 貸借対照表、事業計画書等の 添付を廃止			
指定証明機関の指定の申請	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第9条	法令改正により、財産目録、 貸借対照表、事業計画書等の 添付を廃止			
手続件数	5件	-	-	-	-

変更手続の簡素化

THE	40 th 14 A		措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
衆議院・参議院比例代表選挙の選 挙事務所設置・異動届出	公職選挙法第130条第2I頁	電子申請対象手続きとすることにより手続を簡素化			
	公職選挙法第182条第1項、第2 項	電子申請対象手続きとすることにより手続を簡素化			
	公職選挙法第183条第3項、第4 項	電子申請対象手続きとすることにより手続を簡素化			
計画の変更の認定を受けるため	放送番組素材利用促進事業の 推進に関する臨時措置法第5 条第1項	-	法律廃止(4月1日)		
特定施設の整備計画の変更の申	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条第1項			民活法共管5省において法令 改正等措置予定	

		3 100			
事業計画の変更の届出	電波法施行規則第43条の3 第1項	現在、変更事項のみの提出が 可能であり、法令上は簡素化 の措置済み。	-	-	
高度テレビジョン放送施設整備 事業の実施に関する計画の変更 の認定申請	高度テレビジョン放送施設整 備促進臨時措置法第5条第1 項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システムにおける添付情報について、全て任意項目とし、当該変更に係る情報のみを必須項目とする。		
一般第二種電気通信事業者の氏 名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 3条の2第3項	法及び施行規則の改正により 廃止			
- 般第二種電気通信事業の役務 の種類等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 3条の2第4項	法及び施行規則の改正により 廃止			
特別第二種電気通信事業の役務 の種類等の変更の登録申請	電気通信事業法施行規則第3 6条第2項	法及び施行規則の改正により 廃止			
特別第二種電気通信事業者の氏 名等の変更の届出	電気通信事業法施行規則第3 6条第4項	法及び施行規則の改正により 廃止			
特別第二種電気通信事業者に係 る接続に関する協定の届出及び 変更の届出		法及び施行規則の改正により 廃止			
卸電気通信役務の提供をする契 約締結(変更)届出	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第25条の2)	法及び施行規則の改正により 廃止			
特別第二種電気通信事業者に係 る共用に関する協定の届出及び 変更の届出	電気通信事業法施行規則第4 0条(準用第25条の2)	法及び施行規則の改正により 廃止			
特別第二種電気通信事業者に係 る外国政府、外国人、外国法人 との協定の締結、変更、廃止の 認可	電気通信事業法第40条	法及び施行規則の改正により 廃止			
指定認定機関の名称等の変更の 届出	端末機器の技術基準適合認定 及び設計についての認証に関 する規則第12条	法令改正により簡素化			変更する事項(変更年月日、変更理由を含む)のみの様式 を定めた
業務規程の変更の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定 及び設計についての認証に関 する規則第17条第2項	法令改正により簡素化			変更する事項(変更年月日、変更理由を含む)のみの様式 を定めた
承認認定機関の名称等の変更の 届出	端末機器の技術基準適合認定 及び設計についての認証に関 する規則第26条	法令改正により簡素化			変更する事項(変更年月日、変更理由を含む)のみの様式 を定めた
承認認定機関の業務規程の変更 の認可の申請	端末機器の技術基準適合認定 及び設計についての認証に関 する規則第26条	法令改正により簡素化			変更する事項(変更年月日、変更理由を含む)のみの様式 を定めた
認定外国試験事業者の地位の変 更の届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令準 用第13条第2項	法令改正により廃止			
認定試験事業者の変更の届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 10条	法令改正により廃止			
認定試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 11条第1項	法令改正により廃止			
認定試験事業者の地位の承継の 届出	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 13条第2項	法令改正により廃止			
認定試験事業者の変更の承認	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 13条第2項	法令改正により廃止			
認定外国試験事業者の変更の届 出	15条(準用第10条)	法令改正により廃止			
認定外国試験事業者の認定証の訂正の申請	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第11条第1 項)	法令改正により廃止			
認定外国試験事業者の変更の承 認	電気通信事業法に基づく認定 試験事業者等に関する省令第 15条(準用第9条第1項)	法令改正により廃止			
事業計画等の変更の認可の申請	電気通信事業法第71条の3 後段	法令改正により廃止			
高周波利用設備の型式指定の変 更承認の申請	電波法施行規則第46条の3 第1項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	型式指定申請及び変更承認申 請における図面の省略又は簡 略化を行うよう措置	
指定証明機関の事業計画等の変 更の提出	電波法第38条の9第1項	法令改正により廃止			
認証に係る申請書記載事項変更 の報告	特定無線設備の技術基準適合 証明に関する規則第27条	法令改正により廃止			
承認証明機関が行った認証に係る申請書記載事項変更の報告	特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第53条	法令改正により廃止			
手続件数	3 2 件	-	-	-	-

民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し計画

	:	#	47七重	制度	見直し等の実	施時期	
民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	幾関)	対応	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	備考(電子化の方法、電子化困難な理由)
登録証明書	根拠法令なし	日本行政 書士会連 合会		実施			平成16年2月に認証局を立ち上げ、本人 確認及び資格証明を行う電子証明書を発 行。
検討対象数	14	ı	ı	1	1	1	

レガシーシステム見直しのための総務省行動計画(アクション・プログラム)

総務省のレガシーシステムの刷新を図るため、「レガシーシステム見直しのための 総務省行動計画(アクション・プログラム)」を以下のとおり定める。

1.対象システム

総合無線局監理システム

2. レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

総合無線局監理システム(以下「パートナー」という。)を刷新し、最適な新システムへの移行を図るため、2000年度(平成12年度)に、同システムとは関係のない外部コンサルタント事業者による刷新可能性調査を実施し、次の結論を得たところであり、本調査結果については、2003年度(平成15年度)インターネットを利用して公表済み。

効率性

求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されており、また、必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているが、

- ホストコンピュータにより構成された現行のシステムからオープンシステムへの刷新
- ・ 分散処理方式から集中処理方式への移行

を行うことにより、次のようなより効率性の高いシステムを実現することが可能である。

ア 現行システムを刷新することにより、業務処理の速度が向上する。

イ 現行システムは、1日の業務処理結果を夕方からバッチ処理によりデータベースへ反映している方式としているため、17時以降業務処理を行うことができなかったが、リアルタイムにデータベースに反映する方式に変更することにより、常時業務処理が可能となる。

経済性

次のようにシステムの刷新を行うことにより、安全性・信頼性並びに使用者 及び利用者の利便性を下げることなく、機器費用を減額し、トータルコストを 削減することが可能である。

ア ホストコンピュータにより構成された現行のシステムからオープンシス

テムへの刷新

- イ 分散処理方式から集中処理方式への移行
- ウ ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化

(2) 最適化計画の策定

刷新可能性調査の結果を踏まえ、2004年度末(平成16年度末)までにシステムの最適化を実現することを目標としたパートナーの最適化計画として、次の内容を含む「総合無線局監理システム将来計画」を策定したところであり、本計画については、2003年度(平成15年度)インターネットを利用して公表済み。

また、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を踏まえ、最適化計画の必要な見直しを行う。

オープンシステムへの移行

ホストコンピュータとして汎用コンピュータやオフィスコンピュータを使用したシステムから、これらのコンピュータ機器を用いることなく、 $\int_{0.5}^{1.5} a^{\frac{1}{2}} v^{\frac{1}{2}} a^{\frac{1}{2}} a^{\frac{1}{2}} v^{\frac{1}{2}} a^{\frac{1}{$

集中処理方式への移行

業務処理過程を見直し、高速回線を活用した集中処理方式とすることにより、 機器の集中化と運用の集中化によるコスト削減を実現する。

安全性・信頼性の向上

最新のセキュリティ技術を採用し、システム全体として総合的にセキュリティ管理が可能なシステムを構築する。

ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化

従来と同様にハードウェア調達とソフトウェア開発委託を独立させて調達 手続を行うとともに、可能な限り汎用パッケージソフトウェアを活用し、競争 入札中心による調達を行う。

関係システムとの整合性確保

電波監理事務に係る業務プロセス及びデータ連携に関し、密接に関連する官 庁会計事務データ通信システム、マルチペイメントネットワーク(公共料金等 の支払いに関する民間金融機関のネットワーク)等の関係システムとの整合性 及び相互互換性を確保したシステム整備を行う。

業務の効率化・合理化の推進

無線局申請等処理、電波利用料徴収、無線局監督、周波数管理、伝搬障害防止、技術計算、無線局統計作成、電子情報提供等の電波監理事務に係る一連の事務を総合的に処理することを可能とするとともに、インターネットを通じた電子申請、手数料・電波利用料の収納等を可能とする電子申請・届出受付機能を実現することにより、電波利用者への行政サービスの向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を実現する。

(3) 最適化の実施

システムの最適化に向け、2001年度(平成13年度)に概念設計、2002年度(平成14年度)から2004年度(平成16年度)までに基本設計、詳細設計及びシステム開発を行い、2005年度当初(平成17年度当初)に新システムの運用を開始する。また、電子政府の実現を図るため、2001年度(平成13年度)から2003年度(平成15年度)までに電子申請・届出受付機能の開発を実施する。

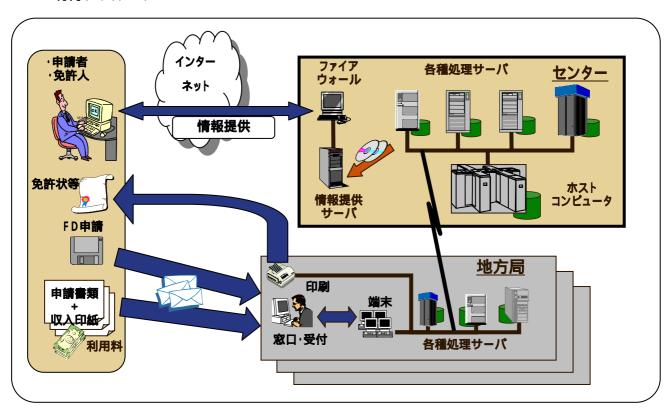
さらに、システム刷新後も、最適な業務・システムの整備・運用及び情報セキュリティを確保するため、業務・システムの最適化に向けた評価・外部監査を継続して実施する。

3.全体スケジュール

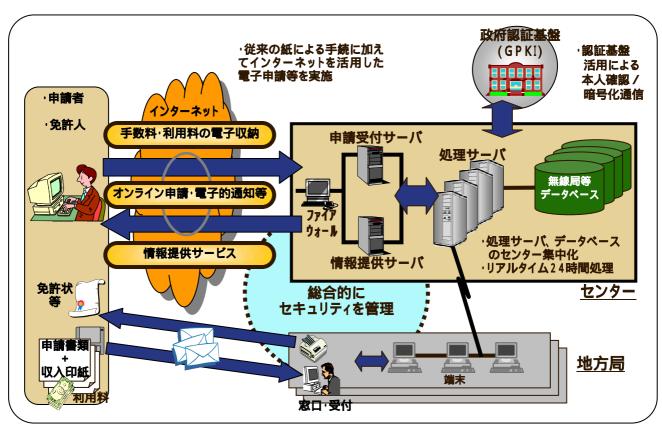
2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度~
刷新可能性調 査実施及び最 適化計画策定	新シ	ノステムの設計	・開発等	新システムへの移行	用・外部監査の
,			刷新可能性調査 結果及び最適化 計画を公表		 /

総合無線局監理システムの最適化概要図

1. 現行システム



2.新システム(最適化実施後のシステム)



公害等調整委員会電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上(行政ポータルサイトの整備、充実) 行政ポータルサイトの整備・充実に向け、公害等調整委員会においては、以下 の取組を実施する。

- (1) インターネットによる行政情報の入手を容易にするため、すべての公表情報 を公害等調整委員会のホームページに迅速に掲載するとともに、制度や手続の 利用に関する情報について、一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報について、提供情報を充実させるとともに、公害等調整委員会のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置について政府全体との整合性を図る。
- (3)政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供を行うため、手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供を行う。また、上記手続案内については、利用者に有益な関連情報の提供を推進する。

IT化に対応した業務改革

- 1 業務・システムの最適化(個別府省業務・システム)
 個別府省業務・システムについて、今後の業務・システムの分析状況等により、適宜、対象業務の検討を行う。
- 2 内部管理業務の業務・システムの最適化 内部管理業務の業務・システムの最適化に向け、公害等調整委員会において は、以下の取組を実施する。

(1)人事・給与等業務

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。また、2004年(平成16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステムを人事・給与関係業務情報システムに更新する。

さらに、給与の全額振込化について、既に100%実施しているところであるが、引き続きその取組を行うこととする。

(2) その他官房基幹業務

共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務について、 2004年7月末までにCIO連絡会議の下で策定される最適化計画に基づき、業 務・システムの最適化に取り組む。

共通的な環境整備(関係行政機関との連携協力)

「公害苦情調査実施事務の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、公害等調整委員会が、毎年度の地方公共団体による公害苦情処理の状況を取りまとめる「公害苦情調査」について、調査に係る事務の簡素化・効率化及び調査結果データ利用の利便性向上を目的として、公害苦情処理情報システムを2003年度(平成15年度)及び2004年度(平成16年度)において構築しており、2005年度(平成17年度)以降にLGWANを活用した調査データ閲覧のネットワーク化を図ることを検討している。

法務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備・充実

e-Gov において政府全体として体系的,一元的に提供している手続案内情報,組織・制度概要,パブリックコメント(意見募集及び公表結果)情報については,その内容の迅速な追加,更新を行う。

また,手続案内情報について,手続概要,提出時期等手続に直接関わる情報に加え,利用者にとって有益な関連情報の提供を推進する。

2 ワンストップサービスの拡大

国民等利用者が行う電子申請について,申請データの作成・送信,補正,取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理,形式チェック等の機能がe-Govに整備(以下,e-Govに整備される機能を「窓口システム」という。)されるため,法務省においても窓口システムを利用し申請・届出等手続を処理することが適当な手続について窓口システムを利用することとし,これに伴い法務省総合的な受付・通知システムについて必要な見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

法務省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について,法務省における手続の簡素化・合理化計画に基づき所要の措置を講ずる。(別添1)

特に,年間申請件数が10万件以上の手続で業務・システムの最適化計画の策定対象となっているものについては,最適化計画の策定過程において,手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

添付書類のオンライン化の促進

申請・届出等手続に必要となる添付書類について,できる限りオンラインで提出できるようにするため,法務省所管法令に基づき民間が発行する証明書等1件を対象として,2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。(別添2)

オンライン利用の普及・啓発活動の展開

法務省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などをさらに分かりやすく案内するとともに、広報誌等による周知を図る。

また,更なる利用の促進を図るため,利用説明会を開催するとともに,申請窓口や業界団体を通じ,オンライン利用の普及・啓発を行う。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ウェブコンテンツ(掲載情報)のバリアフリー化(分かりやすさ)ホームページ等による行政情報の提供については,高齢者や障害者を含め誰もが利用しやすい情報内容とするため,ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ,必要な改善を図る。

コンテンツの整備

携帯端末,携帯電話等に対応した行政情報の提供については,2004 年度末(平成16年度末)までに,提供を開始する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

所管の個別府省業務・システムのうち,最適化計画策定対象である個別府 省・業務システムについて,「業務・システム最適化計画策定指針(ガイド ライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に 最適化計画を策定する。

また,所管の個別府省業務・システムのうち,いわゆる旧式(レガシー)システムに該当するものについては,「レガシーシステム見直しのための法務省行動計画(アクション・プログラム)」(別添3)に基づき,必要な見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

内部管理業務のうち,人事・給与等業務については,人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき,必要な措置を講ずる。また,人事・給与関係業務情報システムの導入については,2004年(平成16年)6月末を目途に法務省において策定される人事・給与関係情報システム導入計画に基づき,人事・給与等業務に係る既存のシステムを人事・給与関係業務情報システムに更新する。

また,給与の全額振込化について,職員の協力を得つつ推進し,2005年度末(平成17年度末)までに,山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き,原則として100パーセントの実施を目指す。

3 共通システムの最適化

法務省内におけるネットワークについて,2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に,最適化計画を策定する。

1 添付書類の省略、廃止

(3) 既住の閣議決定等に基づ<省略、廃止

王結夕	西西洋小		指重闪谷		借来
H 36"-F	수 업/교(지)	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	(E) (E)
		は 基システムの 活用により		•	行政手続等の電子化推進に関するアクション
司法試験第二次試験の手続	司法試験法第5条	に並べた。このにいていた。 平成17年度以降における住 民票の添付省略を検討			ン」によるもの。 現在,住基ネットに対応したシステムの構築を検討中であり,同システムの運用開始予定である平成17年度以降における住民票の添付省略を検討する。
\(\frac{1}{4}\) \(\frac{1}{4}	H+ - 4 - 50 + 10 + 10 - 11			4	
聿記 説闕の光勝	叮沾耽尺法, 多,是	同工			干品
手続件数	2/4	•	-		

2 処理期間の短縮

子院子	申加许令		措置内容		ことまたの処理問題	短縮後の処理	年
耳 30% 十	TK 126/25 🗸	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	これるこの必当期間	期間(予定)	重
振替機関の指定申請	社債等の振替に関する法律第3条			17年度までに規則改正。	2月	1月	
手続件数			•	-		•	

が 国 手権 の 簡素 分.

	本		
		2005年度(平成17年度	
	措置内容	2004年度(平成16年度)	電子申請システムにおいて 変更事項のみを入力するこ とで手続が完了する方式等 の採用を検討
		2003年度(平成15年度)	変更手続の簡素化方策の検 討
	> 世 單	1 2	債権管理回収業に関する特別措置法第7条
3 发史于配の間熱化	千结夕	肾	債権回収会社変更等の届出

手続の簡素化・合理化計画

別添1

쩾	
彩	
浜	
加	
峺	
变	

7# H	> 共 异 甲		措置内容		并
于統石	依拠,左受	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	角布
外国法事務弁護士となる資格の承 認を受けた者の氏名の変更等の届出	外国弁護士による法律事務 の取扱いに関する特別措置 法施行規則第9条第1項	電子申請システムによる届 出を可とした。			
不動産登記の申請	不動産登記法第25条	•	平成16年度未の不動産登記のオンライン申請システム の運用開始に伴い、出頭主義、保証書制度及び予告登記制度の廃止、登記識別情報の創設による登記済証の廃止、共同担保目録の添付制度を廃止するほか、一定の条件の下に住所を証する書面の添付省略を可能とするなど必要な簡素化を行う予定である		
更生保護法人の役員等の異動届 出	更生保護事業法施行規則13 条1項(更生保護事業法)	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し,その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
更生保護法人の定款変更の認可	更生保護事業法27条1項	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 1 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
更生保護法人の定款変更の届出	更生保護事業法27条3項	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
継続保護事業の認可事項の変更 認可	更生保護事業法47条1項	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 1 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
継続保護事業の認可事項の変更 届出	更生保護事業法施行規則25 条2項 更生保護事業法	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
継続保護事業の認可事項の変更届出	更生保護事業法施行規則26 条1項前段 更生保護事業法	対象手続について簡素化の可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 1 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	

工作力	~ 共		措置内容		4 世
十続右	作(地)左ラ	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	角布
継続保護事業の認可事項の変更 届出	更生保護事業法施行規則26 条1項後段 更生保護事業法	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
更生保護法人等の役員等の異動 届出	更生保護事業法施行規則26 条21頁 更生保護事業法	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
届出事項の変更の届出	更生保護事業法47条の2	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
補助事業計画変更の承認	更生保護施設整備費補助金 交付規則8条	対象手続について簡素化の 可否の検討	変更手続の簡素化方策検討	オンライン上において変更事 頃のみを入力し、その他の事 頃は既存データを呼び出す ことが可能となるような措置 を目指す。	
指定法人の名称及び主たる事務 所の変更の届出	民事法律扶助法5条3項	-		-	運用開始当初から申請書に変更事項のみを入力するよう簡 素化の措置済み。
業務規程の認可	民事法律扶助法7条1項	ı			運用開始当初から新規及び変更に係る申請書様式を統合す るなど簡素化の措置済み。
事業計画書及び収支予算書の認 可	民事法律扶助法8条1項	,	1	,	運用開始当初から新規及び変更に係る申請書様式を統合するなど簡素化の措置済み。
会計規程の制定又は変更の届出	民事法律扶助法施行規則13 条2項<民事法律扶助法>		,	-	運用開始当初から新規及び変更に係る申請書様式を統合す るなど簡素化の措置済み。
手続件数	17件				

			小艺墨	制度	制度見直し等の実施時期	寺 期	
民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	12 (2003年度	2004年度	2005年度	備考(電子化の方法)
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	
<u> </u>	日司連登録事務取扱規則第29条	日 神 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			_	ı	平成13年3月に認証局を立ち上げ、オン ラインによる債権譲渡登記申請の代理人と なる司法書士につき、本人確認及び資格証 明を行う電子証明書を発行しており、不動 産登記申請及び商業登記申請についても、 不動産登記法等の改正によりオンライン申 請が可能となるのに合わせて、本人確認及 び資格証明を行う電子証明書を発行する取 扱いとする予定。
検討対象数	1件	-	-				

レガシーシステム見直しのための法務省行動計画(アクションプログラム)

- 1 見直しの対象とするレガシーシステム
 - ア 登記情報システム
 - イ 出入国管理システム

具体的には,出入国記録等情報システム(外国人の出入国記録のデータ管理を行うシステム)を基幹システム(ホスト系)に,その下に各業務に対応する個別サブシステム(サーバ系)として,

- ・ 空海港での出入(帰)国審査を支援する出入国審査総合管理システム
- ・ 外国人の入国事前審査,在留資格審査業務を支援する在留資格審査事 務支援システム
- ・ 入管法違反外国人に対する退去強制手続を支援する退去強制手続支援システム

が稼動しているほか、

・ 昨年7月に稼動開始し,港湾手続のワンストップサービス化を実現した乗員上陸許可支援システム

がある。

ただし、これらシステムについては、統合・一元化及び一層のオープン化を図るために新システムの開発を行っており、2004年度(平成16年度)にこれらシステムを統合・一元化した新システムであるFEIS(外国人出入国情報システム)へ移行する予定である。

また,日本版 Ā P Ī S (事前旅客情報システム)についても2003年度(平成15年度)から開発作業を行っており2004年度(平成16年度)に警察庁,財務省及び法務省の共通システム運用開始予定である。

- 2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業
 - (1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
 - ア 登記情報システム
 - (ア) 刷新可能性調査の経緯

1998年度(平成10年度)を初年度とし、現行システムを最適なシステムに再構築するための前提作業として、現行システムにおける現状の問題点を明らかにするとともに、次期登記情報システムの最適化を一般競争入札により実施するための仕様書案を作成する作業を実施した。

(イ) 登記情報システム監査委員会による監査

(ア)の作業と並行して,外部専門家による「登記情報システム監査委

員会」を設置し、現行の登記情報システムが、メインフレームのコンピュータを中核としたシステムであり、有用な新技術の採用に多くの問題点を伴うことから、システムの抜本的な見直しの必要性を指摘しつつ、国民の多様なニーズに柔軟に対応できる質の高い行政サービスを実現するためには、システム再構築が喫緊の課題であるとの認識の下、システムの監査を実施してきた。

(ウ) 刷新可能性調査結果の公表

(ア)及び(1)は,刷新可能性調査に相当するものであるので,2003年(平成15年)8月に公表し,2004年(平成16年)3月19日に各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議に報告した。

(I) これまでの最適化に関する取組

現行システムにおける最適化に向けての取組の経緯は,次のとおりである。

2000年度(平成12年度)に専用端末装置を汎用パソコンに切り替えるための開発等を実施し、2002年度(平成14年度)においては、専用印刷装置に代えて汎用プリンタを導入するための開発等を実施した。

2003年度(平成15年度)においては、登記情報ステムの回線を IP-VPN回線に切り替え、合理化と通信経費の削減を図っている。 2004年度(平成16年度)から各登記所に設置しているホストコンピュータを法務局・地方法務局に1箇所設置されているバックアップセンターに集中する作業を開始した。これによってシステム数を大幅に削減する。

イ 出入国管理システム

2004年度(平成16年度)においては,現行のシステムとは関係のない第三者に調査を依頼し,実際に新システムへ移行した場合に効率性,経済性,利便性が向上し,かつ,トータルコストを下げることが期待できるかについて検証作業中である。

特にホスト系システムについては,運用業務の特徴,保有データベースの規模・内容からダウンサイジング(分散システム)について,その適用可能性,経済性,効率性,利便性等についての調査・研究を行うこととする。

具体的には,ホスト系システムについては,現在のメインフレームから ダウンサイジングを図った場合の業務処理の効率性,システムメンテナン ス性,セキュリティの確保及びシステム運用上の信頼性などの比較衡量を 行うことはもちろん,特定メーカに依存しないシステム構築の可能性,高性能サーバシステムによるデータベースの一元または分散管理への移行可能性を検討し,そのようなダウンサイジングを行った場合におけるシステム開発期間,移行経費及び運用経費の検討や前倒しでシステム更新を実施できるか,また,実施した場合の影響などを調査・検証する。

なお、端末系については、すでにオープン化が推進されていることや、現在も開発・導入が継続しており、また、通信ネットワークについても、従来の専用線によるネットワーク網から広域イーサネットを利用したネットワークシステム(V‐LAN)への移行が完了し、合理化と通信経費の削減を図っている。

また,2004年度(平成16年度)に行う刷新可能性調査の結果を公表する。

(2) 最適化計画の策定

ア 登記情報システム

(ア) 現行登記情報システムの問題点

今日においては,目覚ましい技術革新の結果,メインフレームからオープンアーキテクチャーのコンピュータへとダウンサイジング化が進み,普及の実態が大きくシフトし,ハード・ソフトとも標準化が進みつつある。

ところが、現行の登記情報システムは、いわゆるメインフレームと呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものであり、新たな情報処理技術や安価なハードウェア及びソフトウェアを選択しようとしても、その活用の余地がほとんどないという問題が生じている。また、インターネットの爆発的な普及を踏まえ、これを利用した更なるサービスの拡充をしようとしても、メインフレームのままでは適切・迅速な対応ができないといった問題点も指摘されていた。

そこで,前述の(1)ア(ア)から(ウ)のとおり刷新可能性調査を実施した。

(イ) 次期登記情報システムの開発

これらの成果に基づき,2003年度(平成15年度)から次期登記情報システムの基本設計のための調達手続を開始し,同年 9 月には国際競争入札により基本設計の入札が行われた。また,2004年度(平成16年度)予算においては,次期登記情報システムの詳細設計以降の開発経費が平成19年度までの国庫債務負担行為として計上されている。

(ウ) 最適化計画の策定

行政手続のワンストップ・サービスへの移行,世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成,申請・届出等手続の電子化を始めとする行

政の情報化・公共分野における情報通信技術の活用の推進等の政府全体の方針の下,これまで,登記業務に関連して, 登記情報提供制度及び登記情報交換制度の導入, 商業登記に基づく電子認証制度の創設,債権譲渡登記オンライン申請制度の導入, 電子署名及び認証業務に関する法律の制定等を実現してきたところであるが,登記制度自体についても,業務の簡素化・効率化を図るとともに,利用者の負担軽減を実現し,利用者の利便性の向上を図るため,業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン),電子政府構築計画,各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議の助言等に従い,2004年度(平成16年度)中に最適化計画を策定する予定である。

イ 出入国管理システム

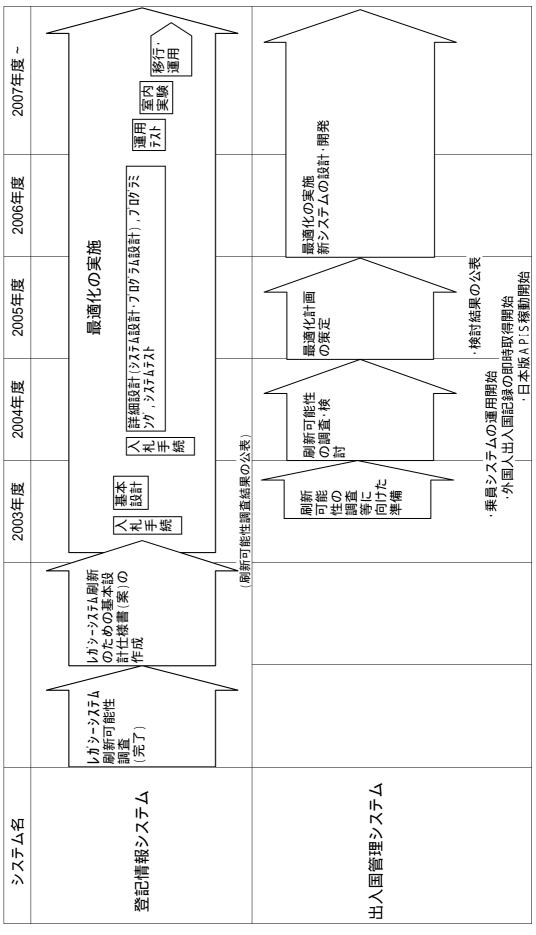
本システムは、銀行のオンラインシステム同様、大量のトランザクション(更新処理等)を即時にしかも安全に処理すると同時に、日本人出帰国記録の管理及び外国人出入国・在留関係記録という大規模データベースを全国一元管理するという特異性や重要性を持つため、実績、信頼性のあるメインフレームを従来どおり使用してきたところであるが、システムのセキュリティー等にも配慮しつつ、本システムについてのオープンシステム化の可能性、汎用パッケージソフトウェアの利用について検討を行うとともに、特に、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化、随意契約から競争入札への一層なる移行推進、国庫債務負担行為の活用についての可能性を検討しつつ、レガシーシステム刷新可能性調査を行う。また「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像からなる最適化計画を2005年度中(平成17年度中)に策定する。

(3) 最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査,最適化計画を踏まえ,順次システム及び関連業務の最適化を実施する。

3 全体スケジュール 別紙のとおり。

法務省レガシーシステム見直し全体スケジュール



外務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

外務省は、ホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載情報の充実を図り、また外務省のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。

また、手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供するとともに、手続案内情報については、利用者にとって有益な関連情報の提供を推進する。

2 ワンストップサービスの拡大

e-Gov を活用したワンストップサービスの推進

e-Govに、電子申請の申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を整備することに伴い、外務省は、自省の関連する電子申請システムについて、機能の見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、外務省は、総務省がe-Gov に整備する共通的に利用者に提供する機能を除く個別手続専用の電子申請システムについて、仕様の公開を行い、代理人による手続への対応を図るなど、利用者の利便性向上に資する措置を講ずる。

オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理時間の短縮を図る。

オンライン利用に係る手数料については、引き続き業務・システムの効率化による行政経費の低減を図り、実費を適切に反映した手数料を設定する。

外務省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性(オンライン利用の際の処理期間、手数料等)などを国民等利用者に案内すると共に、汎用受付等システムによりオンラインで行える手続のうち、独立行政法人関連の手続について、同法人に対し手続のオンライン化について利用説明会を行った。

オンライン利用状況や改善要望等の把握・分析の上、的確な利用説明会、 講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページ等による行政情報の提供については、高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラーメッセージの表示等必要な改善を図る。

また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様な 0 S (オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

個別府省業務・システム

外務省における最適化計画策定対象である個別府省業務・システム(以下 4件)

- ・ 通信機能強化システム
- ・ ホストコンピュータシステム
- 在外経理システム

領事関連システム

については「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成 17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

なお、個別府省業務・システムについては業務・システムの分析状況等 を踏まえつつ、適宜、追加等の見直しを行う。

また、旧式(レガシー)システムである通信機能強化システムについては、2000年度(平成12年度)から、経済性、効率性の改善を念頭に、調査・研究に着手し、2004年(平成16年)5月末、新システムへの移行を完了した。新システムへの移行により、処理過程の合理化等による定員削減及び運用経費の削減等一定の成果を挙げたところ、新システム(通信機能強化システム)についても、「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画(アクション・プログラム)」(別添)に基づき、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定し、引き続き効率化・合理化を推進する。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

人事・給与等業務

外務省は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に取り組み、2004年(平成 16 年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを 2007年度末(平成 19年度末)に、人事・給与関係業務情報システムに更新する。

なお、国家公務員の給与の全額振込化については、外務省は既に 100%の実施を実現している。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、省内ネットワークについては、 2005 年度末(平成 17 年度末)までにできる限り早期に、最適化計画を策定し、 システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

外務省は、外部の専門家等の活用をしつつ、CIO 補佐官の支援体制の強化を図り、また外部の専門家による各業務・システムの最適化の取組に係る工程管理 (プロジェクトマネジメント)、仕様策定、システム監査などの支援体制を整備する。

2 情報セキュリティ対策等の充実・強化

外務省は「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って 2002 年度(平成 14 年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために、必要な措置を講ずる。具体的には、2005 年度末(平成 17 年度末)までに主要な情報システムにおいて外部監査を実施し、監査結果を踏まえ、各情報システムの安全対策を徹底し、信頼性の確保を図る。

「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画」

はじめに

外務省における、本行動計画の対象となる「通信機能強化システム」について、 これまでの最適化検討過程、その効果及び今後の最適化の実施について報告する。

1.見直しの対象となるレガシーシステム

通信機能強化システム

2 . 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

2000 年度(平成 12 年度)における新システム構想立案時に、現行システムにつき経済性、効率性の改善を念頭に、業務改革との連携、オープンシステム化等、目的とする最適化計画の妥当性を充分踏まえて、下記の調査・検討を行ったところであり、本調査結果については、外交通信に支障を及ぼさない範囲で公表するものとする。

業務要求調査

業務要求に対する現行システムの課題点

システム構成の見直し

上記の結果、汎用機中心のシステムからオープンシステムへの移行及び一般競争入札の導入が可能なUNIX、PCサーバ等中心のクライアント・サーバシステムに移行することとした。

(注)経済効率性

システムの移行により、現行システムの運用経費が年間約 15 億円であるのに対し、新システムの運用経費は 2004 年度(平成 16 年度)以降、年間約 8 億円となり、約 48%の経費削減効果がでる予定である。

(2) 最適化計画の策定

「通信機能強化システム」については、上述のとおり、2000 年度(平成 12 年度)より新システムに関する調査・研究を開始し、右を踏まえ順次、基本設計、詳細設計及び開発を行い、2003 年度末(平成 15 年度末)に新システムへの移行(2004 年(平成 16 年)3 月運用開始)を予定している。

なお、具体的スケジュールは以下のとおり。

2000年度(平成12年度) 新システム構想立案(調査・研究)

2001年度(平成13年度) "基本設計

2001~2002年度(平成13~14年度) "詳細設計

(プログラミング、各種テスト等)

一般競争入札(政府調達)による機器調達の実施

2003 年度末 (平成 15 年度末) 新システムへの移行

(3) 最適化の実施

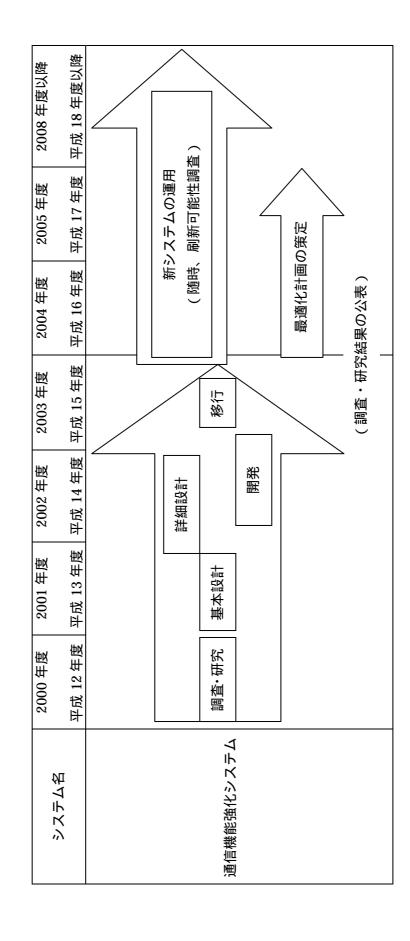
2003年度末(平成15年度末)に移行する新システムの更新に際しても、運用・保守管理を通じて、更なる経済性、効率性の改善を念頭に、当該システムと関係のない外部専門家に依頼して随時刷新可能性調査を行い、外交通信に支障を及ぼさない範囲でその結果を公表するとともに、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則り、業務・システムの最適化に取り組む。

また、2005 年度末 (平成 17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画 を策定する。

3.全体スケジュール

全体スケジュールのイメージについては別紙参照。

「外務省レガシーシステム見直し全体スケジュール」のイメージ



財務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

財務省では、国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、これまで各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化などを進めてきたところである。

今後は、こうした取組を引き続き推進するとともに、分かりやすさ、使いやす さなどの観点から、利用者の視点に立ったシステム整備、サービスの改善を行う ため、以下の取組を推進する。

- 1 財務省の各ホームページの整備、充実及びe-Govの整備、充実への貢献
- (1)国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、 情報内容の正確性に留意しつつ、書面で公表する情報はすべてホームページ に迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。
- (2)全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載項目の見直しや各府省のホームページ上の当該カテゴリーの表示位置の統一化等に関する政府全体の検討結果を踏まえ、財務省の各ホームページにおいて迅速に対応する。
- (3) e-Govにおいて提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度の概要、 パブリックコメント(意見募集及び結果公表)の迅速な更新を行う。また、 申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる 情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンク による案内の充実を図る。
- 2 ワンストップサービスの拡大
- (1)輸出入・港湾手続のワンストップ化

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の の簡素化、国際標準への準拠など関係府省における手続の徹底した見直しを もとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、CIO 連絡会議の下、当省が中心となって、業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の締結を行うための措置を 2004 年度中(平成 16 年度中)に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁と連携して、着実な対応を図る。

(2)自動車保有関係手続のワンストップ化

自動車保有関係手続(検査・登録、車庫証明、自動車関係諸税の納付等)について、2005年度中(平成17年度中)に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指し、2004年度(平成16年度)には、2003年度(平成15年度)に開発したシステムの改良を行うとともに、対象地域等を拡大して実用化に係る試験運用を行う。

(3) e-Govを活用したワンストップサービスの推進

ア 2004 年(平成 16 年) 7 月までに、財務省が取り扱う申請・届出等手続に ついて、各手続の特性を踏まえ、e-Govに整備される政府全体の窓口システムにおいて処理可能な手続と個別の専用システムにより処理することが適当である手続に整理する。

イ 政府全体の窓口システムがe-Govに整備されることに伴い、財務省の電子 申請システムについて、必要な機能の見直しを行う。

3 オンライン利用促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

ア 財務省の個別手続専用の電子申請システムについて、利用者の利便性の 向上に資するため、情報セキュリティ対策に十分留意しつつ、仕様の公開、 代理人申請による手続への対応を図るなどの措置を講ずる。

- イ 法人企業統計調査等ネットワークシステム及び国税電子申告・納税システムについて、システムの安定的な稼動に留意しつつ、その運用状況、利用者のニーズを十分に踏まえ、365 日 24 時間受付について検討を行う。
- ウ オンライン利用に係る手数料について、業務・システムの効率化に応じ た実費を適切に反映した手数料を設定する。
- エ 2003 年中(平成 15 年中)に行った申請・届出等の手続の簡素化・合理化 に関する検討結果を踏まえ、必要性の乏しい手続の廃止、申請・届出等の 頻度軽減等の措置を着実に実施する。(別添 1)

また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で業務・システム最適化計画の策定対象となっているものについては、最適化計画の策定に当たり、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に検討する。

- オ 添付書類については、引き続き省略・廃止の検討を行った上で、できる 限りオンラインによる提出を可能とするよう検討を行うこととする。また、 源泉徴収義務者が交付する源泉徴収票の電子化について引き続き検討を行 う。
- カ 財務省の各ホームページ及び広報誌等各媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性(オンライン利用の際の処理期間、手数料等)などを国民に周知する。また、オンライン利用状況や改善要望等の 把握・分析を行い、的確な利用説明会、講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。
- (2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラーメッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様なOS(オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲

覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応等に留意する。さらに、総 務省における先行的な取組みの成果を踏まえ、その他容易にオンラインに よる手続を可能とするための措置を講ずる。

イ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行 政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。

IT化に対応した業務改革

IT化に対応した業務改革の視点を徹底し、業務の見直し、更に見直しに基づいた新たなシステムの整備を行い、業務・システムの最適化を図ることにより、行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的に推進するため、以下の取組を推進する。

1 業務・システムの最適化

財務省は、4つの府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについて担当府省として関係府省と協力しつつ、また、4つの所管個別府省業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、共済業務については2004年(平成16年)7月までに、その他については2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

また、旧式(レガシー)システムについては、業務・システムの最適化の一環として、「レガシーシステム見直しのための財務省行動計画(アクション・プログラム)」(別添2)に基づき、必要な見直しを行う。

なお、業務・システム最適化計画実施までの間は、CIO 補佐官の支援・助言の下、既存システムの運用費用等の経常的経費の削減に取り組む。業務・システム最適化計画策定対象外のシステムについても同様とする。

(参考)財務省が策定する業務・システム最適化計画対象業務・システム

(1)府省共通業務・システム又は一部関係府省業務・システム

業務・システム	策定時期
共済業務	2004年(平成 16年)7月まで
予算・決算業務	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期
国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く)	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期
輸出入及び港湾・空港手続関係業務	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期

(2)所管個別府省業務・システム

業務・システム	策定時期
外郵(外国郵便)輸入事務電算処理システム	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期
財政融資資金関連業務	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期
共同利用電算機	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期
国税関係業務	2005 年度末 (平成 17 年度末)までの
	できる限り早期

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

ア 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、情報システムの 統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など最適 化に向けた取り組みを推進するとともに、2004 年(平成 16 年)6 月末を目 途に策定する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステム を人事・給与関係業務情報システムに更新する。 イ 給与の全額振込化を、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則として 100%の実施を目指す。

(2) その他官房基幹業務

共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、今後府省共通業務・システムとして策定される最適化計画を踏まえ、 業務・システムの最適化に取り組む。

(3)共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、財務省が保有するネットワークについて、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

(4)その他業務

決裁過程に要する時間を短縮するとともに、ペーパーレス化を推進するため、職員に対し電子決裁の操作研修を実施するなど、電子決裁の利用を促進する。

3 各府省共通インフラの整備

会計事務の更なる効率化を図るため、官庁会計事務データ通信システムについて、導入官署を一層拡大するとともに、歳入歳出外現金に関する機能を追加し、2004年度中(平成16年度中)に運用を開始する。

また、決算書作成業務の更なる効率化を図るため、決算書作成システムの開発を進めるとともに、国有財産総合情報システムの機能追加を行い、2003年度(平成15年度)決算書作成から運用を開始する。

4 情報システムの管理・運用業務の効率化

LAN等の情報システムの管理・運用業務や財務省の各ホームページの作成・管理業務等について、費用対効果を踏まえつつ、可能なものについて外部委託(アウトソーシング)を一層推進する。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

効率的に電子政府を構築し、IT投資の適切な成果を上げるためには、計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) のいわゆる PDCA サイクルを確立する必要がある。このため、財務省においては、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に戦略的に取組むこととし、情報化統括責任者 (ClO) の指揮及び ClO 補佐官の支援・助言の下、情報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門の密接な連携を図り、最適化計画と予算要求・執行を連動させる仕組みを一層充実させ、効率的な IT 投資に取り組む。なお、計画 (Plan) を策定するに当たっては、情報システムの目的を明確にするとともに、効果を可能な限り定量的に示し、上記 PDCA サイクルの過程で検証を行う。

また、財政当局の立場から、総務省行政管理局と連携しつつ、各府省の最適 化計画及びこれに基づいた予算要求を評価し、厳格な予算査定を行うとともに、 投資効果の高い電子政府関連施策へ重点化し、メリハリのあるIT投資を図る。

2 情報セキュリティ対策の充実・強化

財務省では、これまでに保有する全てのシステムについて、CIO 補佐官による情報セキュリティ対策に係る調査を実施したところであるが、今後は、当該調査結果及び政府全体の指針を踏まえつつ、情報セキュリティ対策水準の適正化等、一層の情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

別添1-1 必要性の乏しい手続の原則廃止

(1) 申請件数が0件のもの

	(1)			措置内容	
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)
1	業務及び財産状況等の報告期限の延長の承認	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び 監督に関する省令第3条かっこ書	平成15年3月20日財務省 令第10号において廃止		
2	社団法人の解散の届出	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び 監督に関する省令第6条第1項 < 民法 >	平成15年3月20日財務省 令第10号において廃止		
3	発電用石油に係る発電事業場の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第2項	-	平成16年度廃止予定	
4	製造用原料品の用途外使用等の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
5	製造用原料品の滅却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
6	製造用原料品の用途外使用等の場合の減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
7	製造用原料品の用途外使用とされない用途の承認 申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
8	小規模企業製造用原料品の用途外使用等の承認申 請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
9	小規模企業製造用原料品の滅却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
10	小規模企業製造用原料品の用途外使用等の場合の 減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
11	小規模企業製造用原料品の用途外使用とされない 用途の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
12	発電用石油の用途外使用等の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
13	発電用石油の滅却の承認申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
14	発電用石油の用途外使用等の場合の減税申請	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83 条第4項	-	平成16年度廃止予定	
15	製造用原料品の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別 措置等に関する政令第113条第3項<沖縄の復 帰に伴う特別措置に関する法律>	-	平成16年度廃止予定	
16	小規模企業製造用原料品の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別 措置等に関する政令第114条第3項<沖縄の復 帰に伴う特別措置に関する法律>	-	平成16年度廃止予定	
17	発電用石油に係る発電事業場の承認内容変更の届 出	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別 措置等に関する政令第117条第3項<沖縄の復 帰に伴う特別措置に関する法律>	-	平成16年度廃止予定	
18	発電用石油の亡失の届出	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別 措置等に関する政令第117条第4項<沖縄の復 帰に伴う特別措置に関する法律>	-	平成16年度廃止予定	
	手続件数	18 件	-	-	-
			1	(

(2) (1)以外で必要性が失われたため廃止するもの

番号	手続名	根拠法令		措置内容	
留写	于統石	依拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)
1	認可法人の設立	日本万国博覧会記念協会法第9条、第10条	平成15年10月1日根拠法 廃止		
2	認可法人の資本金の増加	日本万国博覧会記念協会法第4条第3項	平成15年10月1日根拠法 廃止		
3	認可法人の定款の変更の認可	日本万国博覧会記念協会法第13条第2項	平成15年10月1日根拠法 廃止		
4	認可法人の役員の兼職の認可	日本万国博覧会記念協会法第16条	平成15年10月1日根拠法 廃止		
5	認可法人の設立目的に関する実務実施の認可	日本万国博覧会記念協会法第21条第2項	平成15年10月1日根拠法 廃止		
6	認可法人の業務方法書の認可	日本万国博覧会記念協会法第22条	平成15年10月1日根拠法 廃止		
7	認可法人の借入金の認可	日本万国博覧会記念協会法第30条	平成15年10月1日根拠法 廃止		
8	認可法人の基金取崩しの承認	日本万国博覧会記念協会法施行令第6条 <日本万国博覧会記念協会法>	平成15年10月1日根拠法 廃止		
9	認可法人の会計規程の制定の承認	日本万国博覧会記念協会法施行細則第22条 <日本万国博覧会記念協会法>	平成15年10月1日根拠法 廃止		
	手続件数	9 件	-	=	=

<u>別添1-2 申請·届出等の頻度軽減</u>

				措置内容			軽減後の頻
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	これまでの頻度	度 (予定)
1	特殊整理状況報告	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第27条	緩和の方向で検討	関係機関との調整	頻度の軽減予定	年4回	年1回
2	特別経理会社一覧報告	企業再建整備法第51条	緩和の方向で検討	関係機関との調整	頻度の軽減予定	毎月1回	年1回
	手続件数	2件	-	-	2件	-	-

別添1-3 添付書類の省略、廃止

	(1) 法令に義務付けがない	1港付書類の廃止	ı			
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容	2006年度(亚成17年度)	備考
1	合衆国軍隊の航空機(公用機)の入出港届の提出	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第6条に基づ、施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊 地位に関する協定の実施に伴う開税法等 の臨時特例に関する法律第5条1項	2003年度(平成15年度) 添付書類の廃止の可能 性の検討	2004年度(十成10年度)	合衆国軍隊の航空機に ついては、添付の廃止。	流付書類:合農国軍隊の船舶又は航空機証明書 (当該手続は、従前より、公用機である旨を証明するため、入港届の提出に添付を義務つけていたものであり、税間においては、当該航空機が公用機であるか否かの判断材料となっている。そのため、当該書類の廃止には、税関側も含め慎重な判断を必要とするため、17年度廃止としているものである。)
2	製造たばこの小売販売業の営業所移転の許可申請	たばこ事業法第25条			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	添付書類:小売販売業許可証
3	製造たばこの小売販売業の出 張販売の許可	たばこ事業法第26条			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	添付書類: 小売販売業許可証の写し
4	製造たばこの小売販売業の承継の届出	たばこ事業法第27条第1項			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	添付書類: 小壳販売業許可証
5	製造たばこの小売販売業の継 続の届出	たばこ事業法第27条第2項			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	漆付書類:小売販売業許可証
6	製造たばこの小売販売業の商 号等変更の届出	たばこ事業法第30条第1項			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	添付書類:小売販売業許可証
7	製造たばこの小売販売業の廃 止の届出	たばこ事業法第30条第2項			平成17年度に許可証自 体を廃止する予定	漆付書類:小売販売業許可証
8	製造たばこの小売販売業の承 継の届出	たばこ事業法第27条	平成15年度中に法令に 義務付けがない書類の 添付を廃止する予定			添付書類: 承継に関し居所不明者がある場合にその代理人として家庭裁判所の審判により選任された財産管理人の同意書
9	製造たばこの小売販売業の承 継の届出	たばこ事業法第27条	平成15年度中に法令に 義務付けがない書類の 添付を廃止する予定			添付書類:相続による製造たばこい売販売業の承継に関し同願位相続人のうち未成年者がある場合にその相続人の親権者が連署捺印した同意書、親権者がもした相続人になるときは家庭裁判所の審判による特別代理人が連署捺印した同意書、親権者が相続開始前に死亡し又は親権者の権利を失っているときは、後見人が連署捺印した同意書
10	輸出物品販売場許可申請書	消費税法及び消費税課通達(「消費税関係 申告書等の様式の制定について」)	添付書類の廃止			添付書類:販売場の所在地の概略図(平成15年8月廃止措置)
11	法別表第三法人に係る申告期 限の特例の承認申請書	消費税法及び消費税課通達(「消費税関係 申告書等の様式の制定について」)	添付書類の廃止の可能性の検討	添付書類の廃止		添付書類: 申請の根拠法令の写し
12	酒類・酒母・もろみ製造内免許 申請書	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	本手続きの廃止の可能 性の検討	通達を改正して本手続 きを廃止		添付書類:「製造設備状況書」「事業もくろみ書」「所要資金の調達方法についての書類」「財務請表」 「担保提供系語書」(会社登記簿題本及び定款、「役員名簿及び主な株主若しくは出資者の名簿」「申請者の履歴書」「海税法第10条(免許の要件)の規定に該当しないことを証明する書類、「製造技術 責任者の履歴書」「申請製造場の土地及び建物の登記簿題本」「申請製造場の敷地の公図の写し」 「建物等の配置図及び申請製造場周辺の見取図」
13	酒類・酒母・もろみ製造場移転 内許可申請書	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	本手続きの廃止の可能 性の検討	通達を改正して本手続 きを廃止		添付書類:「製造設備状況書」「財務諸表」「担保提供承諾書」「役員名簿及び主な株主若しくは出資 者の名簿」「申請者の履歴書」「申請製造場の土地及び建物の登記簿謄本」「申請製造場の敷地の 公図の写し」「建物等の配置図及び申請製造場周辺の見取図」
14	酒類蔵置場設置内許可申請 書	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	本手続きの廃止の可能 性の検討	通達を改正して本手続 きを廃止		添付書類:「蔵置設備状況書」「事業もくろみ書」「未納税移入数量の計画書」「所要資金調達方法に ついての書類」「担保提供承諾書」「財務諸表」「申請蔵置場の土地及び建物の登記簿謄本」「蔵置 場の図面及び位置図」
15	エチルアルコール又は蒸留酒 用とうもろこし関税割当申請限 度内示書交付申請書	酒税法及び酒類行政関係事務マニュアル	添付書類の廃止の可能 性の検討	通達を改正して添付書 類の廃止		添付書類:「誓約書」「エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし需給計画等表」
16	酒類製造・販売業免許の条件 緩和・解除申立書	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達				添付書類:「担保提供承諾書」「酒税法第10条(免許の要件)の規定に該当しないことの誓約書」 ・廃止不可とした添付書類については、17年度に法令に規定する方向で関係部署と調整予定
	手続件数	16件	=	-	-	-

(2)	公表資料等を活用する源付省略
(4)	公式気行でも行わりを添ける場

	THA	担地さる		措置内容		備者
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	福 专
1	標本等に係る特定用途免税に 係る施設指定申請及び内容変 更届	開税定率法施行令第17条第2号、第4号、 第18条4項	変更届に添付する書類につい てHP等で公表されている資 科等による代替方法検討	HP等で公表されている資料 等を活用することにより添付 を省略	-	本申請に関する添付書類の見直しが可能であるかどうか検討中。 (間連通達の見直しを検討中)
2	製造たばこの特定販売業の登 録の申請	たばこ事業法第11条			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
3	製造たばこの特定販売業の承 継の届出	たばこ事業法第14条			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
4	製造たばこの特定販売業者の 商号等の変更の届出	たばこ事業法第15条			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
5	製造たばこの卸売販売業の登 録の申請	たばこ事業法第20条			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)

番号	手続名	根拠法令		措置内容		備考
田与	7501	NIXIVA V	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	He "5
6	製造たばこの卸売販売業の承 継の届出	たばこ事業法第21条(たばこ事業法第14 条準用)			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
7		たばこ事業法第21条(たばこ事業法第15 条準用)			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
8	製造たばこの小売販売業の許 可	たばこ事業法第22条			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予 定)
9	製造たばこの小売販売業の承 継の届出	たばこ事業法第27条、第28条			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
10	塩製造業の登録申請	塩事業法第5条第2項			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
11	塩製造業の登録事項の変更 届出	塩事業法第5条第2項			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
12	特殊用塩等塩製造業の届出	塩事業法第15条第1項			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
13	特殊用塩等塩製造業の届出 事項の変更の届出	塩事業法第15条2項			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
14	塩特定販売業の登録申請	塩事業法第16条第2項			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台幅ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予 定)
15	塩特定販売業の登録事項の 変更の届出	塩事業法第17条(同法第9条準用)			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予 定)
16	特殊用塩特定販売業の届出	塩事業法第18条1項			オンライン化検討・実施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予 定)
17	特殊用塩特定販売業の届出 事項の変更の届出	塩事業法第18条2項			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
18	塩卸売業の登録申請	塩事業法第19条2項			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予 定)
19	塩卸売業の登録事項の変更 の届出	塩事業法第20条(同法第9条準用)			オンライン化検討・実 施・運用予定	住民票を省略予定(住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証システムにより代替予定)
20	通関業の許可	通開業法 第3条第1項			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿種本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民兼の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
21	許可申請事項変更の届出 (1)氏名、名称、住所、法人 の場合役員の氏名、住所 (2)営業所の名称、所在地 (3)営業所の責任者の氏名、 通関士の数 (4)兼業の種類	通関業法 第12条			オンライン化検討・実 施・連用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民景の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
22	保証団体の認可(輸入自動車 等に課される関税、物品税を 保証するための団体)	自家用自動車の一時輸入に関する通商条 約の実施に伴う関税法等の特例に関する 法律 第7条第1項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記鴻腰本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
23	保証団体の認可(通関手帳の 発給、保証団体)	物品の一時輸入のための通関手帳に関す る通商条約(ATA条約)の実施に伴う関税 法等の特例に関する法律 第5条第1項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
24	特例輸入者の承認	関税法第7条の2第6項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
25	相続又は合併若しくは分割に よる特例輸入者の承認の承継 の承認	関税法第7条の13			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)

				措置内容		
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
26	外国往来船又は外国往来航空機 との貨物の授受を目的とする交通 の許可	関稅法第24条第2項	オンライン化検討・実 施・運用			戸籍の謄本又は抄本その他身分を証する書類の省略(住民基本台帳ネットワークシステムにより代替)
27	保税蔵置場の許可	関税法第42条第1項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
28	合併又は分割による保税蔵置 場の許可の承継の承認	関税法第48条の2第4項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
29	合併又は分割による保税工場 の許可の承継の承認	関税法第62条(同法第48条の2第4項 準用)			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
30	合併又は分割による保税展示 場の許可の承継の承認	関税法第62条の7(同法第48条の2第 4項準用)			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
31	合併又は分割による総合保税 地域の許可の承継の承認	関税法第62条の15(同法第48条の2 第4項準用)			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
32	保税工場の許可	関税法第56条第1項			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
33	保税展示場の許可	関税法第62条の2第1項			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
34	総合保税地域の許可	関税法第62条の8			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
35	製造用原料品の減税又は免税に係る製造工場の承認	関税定率法第13条第1項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
36	輸出貨物製造用原料品の減 税、免税又は戻し税に係る製 造工場の承認	関税定率法第19条第1項			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替) 及び住民票の写しの省略(公的個人認証システムにより代替)
37	博覧会等用のカタログ等の無 条件免税に係る博覧会等の承 認	関税定率法施行規則第2条の2第1項第2号<関税定率法と			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
38	船長以外の者を納税義務者とす る場合の承認申請	とん税法第4条第2項 特別とん税法第4条			オンライン化検討・実施・運用	商業法人登記簿謄抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
39	保証団体の認可(国際道路運 送手帳の発給、保証団体)	コンテナーに関する通関条約及び国際道路 運送事帳による担保の下で行なう貨物の国 際運送に関する通関条的(TIR条の 実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 11条第1項			オンライン化検討・実 施・運用	商業法人登記簿謄本・抄本の省略(商業登記に基礎を置く電子認証システムにより代替)
	手続件数	39件	-	-	-	-

別添1.4 処理期間の領知

	別添1 - 4 処理期間の短値	1				
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
1	開税を納付すべき期限の延長	関税法 第9条の2第2項	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローの簡素化		新たにデータベース化を行う部分はないものの、現在まで、 輸入地を管轄するすべての税間長の承認を必要としていた ものを、原則、受理税間官署において処理できることとし、 手続きそのものを簡素化することを検討中。
2	外国貨物を保税展示場に入れる場合 に積卸、運搬又は蔵置等の行為をする ことの承認	関税法 第62条の3第1項	処理フローの簡素化			本年度中に本手続が通開情報処理システムで処理可能となり、申請内容を電子的に審査することが可能となるため、 審査時間の短縮が期待される。
3	製造たばこの小売販売業の許可	たばこ事業法第22条	「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に見 直しを行う			申請を受理した日の属する月の末日から3月以内を2月以内とした。
4	製造たばこ小売販売業の営業所移転の許可	たばこ事業法第25条	「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に見直しを行う			申請を受理した日の属する月の末日から3月以内を2月以内と1た。
5	製造たばこ小売販売業の出張販売の 許可		「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に見直しを行う			申請を受理した日の属する月の末日から3月以内を2月以内とした。
6	遺産が未分割であることについてやむ を得ない事由がある旨の承認申請	租税特別措置法施行令第40条の2第10項<租税特別措置法> 相続税法施行令第4条の2第2項 <相続税法	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
7	確定優良住宅地造成等事業に関する 期間(再)延長承認申請	租税特別措置法施行規則第13 条の3第9項<租税特別措置法 >	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
8	租税特別措置法第40条の規定による 承認申請	租税特別措置法施行令第25条 の17第1項 < 租税特別措置法 >	処理フローを簡素化			平成14事務年度末に事務提要を改正し、平成15年度以降、間素化可能な部分は間素化(事業管理ファイルをシステム管理することにより、検索時間を短縮)措置済。
9	贈与税の納税猶予に係る農地等の証 明願	租税特別措置法施行規則第27 条 < 租税特別措置法 >	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
10	造成宅地の譲受け承認申請	租税特別措置法施行令第25条 の6第5項 < 租税特別措置法 >	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
11	代替資産の取得期限延長承認申請	租税特別措置法施行規則第14 条第6項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
12	代替農地等の取得に関する承認申請 (約期限延長事業用)	租税特別措置法施行令(昭和50 年改正前)第40条の2第7項 < 租 税特別措置法 >	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
13	代替農地等の取得に関する承認申請 (納税猶予事案用)	租税特別措置法施行令第40条の6第25項、第40条の7第25項 <租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
14	代替農地等の取得又は都市営農農地 等該当に関する承認申請	租税特別措置法施行令第40条 の6第39項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
15	都市営農農地等該当に関する明細書	租税特別措置法施行規則第23 条の7条第28項、第23条の8第 24項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
16	買換え承認申請	租税特別措置法施行規則第14 条第4項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		申請制度を廃止し、申告要件とすることについて平成16年 度税制改正要望している。
17	買取等の申出等に伴う代替農地等の 取得価額等に関する明細書	租税特別措置法施行規則第23 条の7第27項、第23条の8第23 項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
18	一時的道路用地等としての貸付けに関 する承認申請	租税特別措置法施行令第40条の6第28項、第40の7第29項<租税特別措置法>	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
19	学校経営事業者の家事充当金額の限 度額の認定に関する申請	相続税法附則第8項	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
20	学校経営事業者の家事充当金額の限 度額の変更に関する申請	相続税法附則第12項	処理期間の短縮の可否を検討。	処理フローを簡素化		
	手続件数	20件				

別添1-5 変更手続の簡素化

		1-2-2-3-1-4	T.		
番号	手続名	根拠法令		措置内容	
□ ¬	ם טעוו נ	TRIJETA Y	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)
1	標本等に係る特定用途免税に係る 施設指定申請及び内容変更届	関税定率法施行令第17条第2号、第4号、第18条4項	変更届に添付する書類についてH P等で公表されている資料等によ る代替方法を検討	HP等で公表されている資料等を活用することにより添付を省略	-
2	支払等、資本取引又は役務取引等 の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第1項	16年3月までに電子申請システム での変更手続が可能となるよう措 置		
3	支払等、資本取引又は役務取引等 の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第2項	16年3月までに電子申請システム での変更手続が可能となるよう措 置		
4	延納条件変更	相続税法第39条第5項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
5	消費税異動届出書	消費税法第25条	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
6	たばこ税営業等開始申告事項異動申告手続	たばこ税法第24条第2項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
7	揮発油税営業等開始申告事項異動 申告手続	揮発油税法第23条第2項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
8	石油ガス税営業等開始申告事項異 動申告手続	石油ガス税法第23条第2項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
9	石油ガス税課税石油ガス重量計算 方法変更届出手続	石油ガス税法施行令第4条第6項 < 石油ガス税法 >	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
10	石油税営業等開始申告事項異動申 告手続	石油税法第20条第2項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
11	石油税指定納税地変更申請手続	石油税法施行令第16条第7項<石油 税法>	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
12	電源開発促進税営業等開始申告事項異動届出手続	電源開発促進税法施行令第5条第2 項<電源開発促進税法>	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
13	延払条件付譲渡に係る所得税額の 延納条件の変更の申請	所得税法第134条第1項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
14	青色専従者給与に関する届出(変更 届出)書	所得税法施行令第164条第2項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
15	所得税のたな卸資産の評価方法の 変更承認申請書	所得税法施行令第101条第2項 < 所得税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
16	所得税の減価償却資産の償却方法 の変更承認申請書	所得税法施行令第124条第2項 < 所得税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
17	所得税の有価証券の評価方法の変 更承認申請書	所得税法施行令第107条第2項 < 所得税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
18	退職給与規程に関する書類	所得税法施行令第158条第2項 < 所得税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
19	定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
20	規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
21	事業計画及び収支予算書の変更の 届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
22	役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条(組合 法第35条の2準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
23	産業業務施設の移転計画の変更の 認定	地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第4項	オンラインによる変更手続につい ては、窓口府省が経済産業省に一 元化され、当庁への提出が不要と なった。		

				措置内容	
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)
24	組合員以外の者の事業の利用の特 例の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第17条の2第1項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
25	組合員以外の者の事業の利用の特 例の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第33条(第17条の2第1項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
26		中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項(組合法第35条の2準 用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
27	定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項(組合法第51条第2項 準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
28	協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項(組合法第35条の2 準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
29		中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項(組合法第51条第2 項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
30	協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の7第2項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
31	協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第95条第4項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
32	協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第95条第7項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
33	事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第96条第5項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
34	事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第96条第8項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
35	商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項(第96条第5項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
36	商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項(第96条第8項準用)		電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
37	役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
38		中小企業等協同組合法第51条第2 項		電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
39	労働時間短縮実施計画の変更の承 認	労働時間の短縮の促進に関する臨 時措置法第9条第1項	オンラインによる変更手続については、窓口府省が厚生労働省に一元化され、当庁への提出が不要となった。		
40		容器包装に係る分別収集及び再商 品化の促進等に関する法律第16条 第1項	オンラインによる変更手続については、窓口府省が環境省に一元化され、当庁への提出が不要となった。		
41	保存酒類の変換承認申請書	酒税法第34条第1項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
42	販売場を設けていない酒類販売業 者の住所移転申告	酒税法施行令第17条<酒税法>	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は変 更に係る事項のみ入力するよう措置	
43	住所・氏名又は名称、製造場又は販売場の所在地及び名称等の異動の 申告	酒税法第47条	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置	
44	定款の変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第38条第3項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
45	協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第1項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
46	協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第83条(第43条第3項準用)	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
47	異動事項を記載した書類の提出	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置	

				措置内容	
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)
48	事業計画等の変更の認可	清酒製造業等の安定に関する特別 措置法第11条後段	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
49	業務方法書の変更の認可	清酒製造業等の安定に関する特別 措置法第4条後段	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
50	定款の変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関 する法律第38条第3項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
51	協定の設定及び変更の認可	酒税の保全及び酒類業組合等に関 する法律第43条第1項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
52	協定の設定及び変更の届出	酒税の保全及び酒類業組合等に関 する法律第43条第3項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
53	表示すべき事項の一部省略又は異なる表示をする旨の承認	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第6項<酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5>	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
54	連続式蒸留機の設置及び拡張の申請	連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令<酒税の保全及 び酒類業組合等に関する法律第84 条第2項>	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム連用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
55		中小企業経営革新支援法第5条第1 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
56	経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条第 1項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
57	連鎖化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条 第1項 < 中小小売商業振興法 >	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
58	組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律 施行規則第27条	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置	
59	粉末酒の数量計算方法の変更届出	酒税法施行令第11条第6項<酒税法>	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置	
60	更正の請求	国税通則法第23条第3項等	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
61	国税関係帳簿書類の電磁的記録等 による保存等の変更の届出	電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例 に関する法律第7条第2項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
62		電子計算機を使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方法等の特例 に関する法律第9条(第7条第2項準 用)	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
63	被相続人の国税に関する書類の受 領に係る相続人代表者の指定の変 更の届出	国税通則法施行令第4条第6項<国税通則法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
64	貸付特例適用農地等の(変更)届出 (貸付特例適用農地等の設定されて いる賃借権等が消滅した場合)	租税特別措置法第70条の4第10項 第70条の6第13項、租税特別措置法 施行令第40条の6第21項<租税特 別措置法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
65	貸付特例適用農地等の変更届出 (再借受代替農地等を借り受けた場合)	租税特別措置法第70条の4第10項 第70条の6第13項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
66	学校経営事業者の家事充当金額の 限度額の変更に関する申請	相続税法施行規則附則第12項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
67	特定退職金共済団体に関する変更 承認申請	所得税法施行令74条5項	変更手続の簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	
68	為替予約差額の一括計上の方法の 変更承認申請	法人税法施行令第122条の11(令第 122条の6(第2項から第5項まで)の 規定の準用)条第2項 < 法人税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏名等の基本事項は既存データを呼び出すことが可能となるよう措置	
69	外貨建資産等の期末換算方法の変 更承認申請	法人税法施行令第122条の6第2項 <法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置	

		IDIIa) A	措置内容			
番号	手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
70	減価償却資産の償却方法の変更承 認申請	法人税法施行令第52条第2項<法 人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
71	事業年度等を変更した場合等の届 出	法人税法第15条	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置		
72	棚卸資産の評価方法の変更承認申請	法人税法施行令第30条第2項<法 人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
73	納税地の異動の届出	法人税法施行令第18条 < 法人税法 >	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置		
74	有価証券の一単位当たりの帳簿価 額の算出方法の変更承認申請	法人税法施行令第119条の6第2項 <法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
75	芸能個人の氏名、住所等の変更届出書	所得税法第206条第1項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
76	源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国銀行等の名称、所在 地等の変更届出書	租税特別措置法第42条の2	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
77	適格退職年金契約の変更の承認申 請	法人税法施行令附則第17条第5項< 法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
78	特例適格退職年金契約の変更の承 認申請	租税特別措置法第39条の36第11項 <租税特別措置法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
79	適格退職年金契約の変更の届出	法人税法施行令附則第17条第7項< 法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
80	特例適格退職年金契約変更の届出	租税特別措置法第39条の36第13項 <租税特別措置法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
81	異動事項の届出	法人税法施行規則附則第6条第3項 <法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
82	異動事項の届出	租税特別措置法施行規則第22条の 21第3項<租税特別措置法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
83	連結法人に係る為替予約差額の一 括計上の方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2 項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
84	連結法人に係る外貨建資産等の期末換算方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2 項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
85	連結法人に係る減価償却資産の償却方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2 項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
86	連結法人に係る棚卸資産の評価方法の変更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2 項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
87	連結子法人の本店等所在地の異動 届出	法人税法20条第2項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は変更に係る事項のみ入力するよう措置		
88	連結法人に係る有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変 更承認申請	法人税法施行令第155条の6第1、2 項<法人税法>	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
89	認定事業再構築計画に係る変更認 定	産業活力再生特別措置法第3条第1 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
90	認定活用事業計画の変更認定	産業活力再生特別措置法第7条第1 項	変更手続きの簡素化方策を検討	電子申請システム運用開始後は、氏 名等の基本事項は既存データを呼 び出すことが可能となるよう措置		
	手続件数	90 件	-	-	-	
	1	<u>i</u>	<u>i</u>	1		

レガシーシステム見直しのための財務省行動計画(アクション・プログラム)

財務省では、「予算効率の高い簡素な政府を実現」するための取組の一環として、いわゆる旧式(レガシー)システムについて、必要な見直しを行う。

このため、近年の急激な情報通信技術の進歩などを踏まえ、現在、汎用コンピュータを使用しているシステムのうち予算額が 10 億円以上となっているものを対象として、その刷新可能性調査を実施し、その結果等を踏まえ、各業務・システムの最適化を図ることとする。

財務省における見直し対象システム及び当該システム見直しのための行動計画は、以下のとおりである。

1.予算編成支援システム

(1) システム概要

本システムは、国の予算編成作業の効率化を図るため、財務省主計局及び各府省庁会計課等に予算編成用のサーバー・端末機等を設置するとともに、専用回線によるネットワークを構築することにより、概算要求から査定、内示、決定までの計数管理及び予算書の自動作成を行うもので、1996年度(平成8年度)から運用を開始し、その後、1999年度(平成11年度)に当初予算書、2002年度(平成14年度)に補正予算書、2003年度(平成15年度)に暫定予算書の自動作成のそれぞれ運用を開始している。

本システムを活用することにより、概算要求書及び予定経費要求書等の行政手続の電子化が図られることとなる。

(2) システム見直しのための行動計画

イ.システム刷新可能性調査の実施

2004年度(平成16年度)を目途に、当該システムと関係のない外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ)安定性及び信頼性

予算編成作業の重要性を踏まえ、安定性及び信頼性確保の観点から、現行システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等)及びその運用状

況を検証する。

(ロ)セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、 現行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(八)効率性

予算編成事務フロー及びその業務量を踏まえ、現行システムの 構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(二)現行システムの経済性

現行システムについて、旧システムからの引継資産ソフトの活用によるコスト低減効果を含め、経済性の観点から検証するとともに、調達方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

(ホ)システム見直しの経済性

最新の技術動向等を踏まえ、更なるオープンシステム(注1) 化及び汎用パッケージソフトウェアの利用等により、現行システムを見直す場合の経済性を費用対効果の観点から検証する。

口.最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度中(平成17年度中)に最適化計画を策定する。

その際には、業務の効率化を図るため、公務員制度改革の推進状況等を踏まえた人件費システムや、新たな三段表(概算要求額査定表)システムの開発に着手するほか、概算要求関連調書等の行政手続について一層の電子化を図るなど、予算編成作業の更なる省力化・ペーパーレス化を推進する。

八.最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び 最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施 する。

(3)スケジュール別紙1のとおり。

(注1) オープンシステム

一般的には、クライアントサーバー方式によるシステム構成や、

仕様を公開することで、特定メーカーの製品に依存することなく、 複数メーカーの製品を取り込めるようにしたシステムをいう。

2.税関システム

(1) システム概要

税関システムは、以下の3システムを基幹として、これらを税関ネットワークで結ぶことにより構成されている。

イ.通関情報処理システム

本システムは、輸出入貨物に係る税関手続とこれに密接に関連する 民間業務を相互に関連付けながら同時に処理する官民共同利用のシス テムで、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和52年法律第54号)に基づき、独立行政法人通関情報処理センター で運営されている。同システムは、航空貨物通関情報処理システムと 海上貨物通関情報処理システムから構成され、1978年度(昭和53年度)、1991年度(平成3年度)からそれぞれ運用が開始されている。

口.税関手続申請システム

本システムは、保税地域の許可、通関業の許可手続など、上記イのシステムによらない税関関連の申請・届出等手続の処理システムであり、2002年度(平成14年度)から運用が開始されている。

八.通関情報総合判定システム

本システムは、不正申告の摘発、関税の適正な徴収など各部門の事務効率化等のため、上記イのシステムによる輸出入申告データ及び税関が保有している各種の情報を蓄積し、一元的に管理するデータベースシステムであり、1991 年度(平成3年度)から運用が開始されている。

(2) システム見直しのための行動計画

イ.システム刷新可能性調査の実施

税関システムは、上記のとおり3システムを基幹として構成されていることから、当該システムについて、2004年度(平成16年度)に、当該システムと関係のない外部専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ)安定性及び信頼性

税関の基幹システムとしての重要性を踏まえ、安定性及び信頼 性確保の観点から、現行システムの構成(ハードウェア、ソフト ウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等)及びその運用状況を検証する。

(ロ)セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、現 行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(八)効率性

税関事務のフロー(流れ)及びその業務量を踏まえ、各システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(二)現行システムの経済性

現行の契約方式のうち、データ通信役務契約となっているシステムについては、使用料の算定方法の妥当性を検証し、随意契約となっているものについては、費用算定方法の妥当性を検証する。また、契約方式を変更する場合の課題及び問題点についても検討する。

併せて、汎用コンピュータを使用しているシステム構成について、調達における競争環境を確保するため、オープンシステム化等への移行の可能性を検証する。

(ホ)システム見直しの経済性

最新の技術動向等を踏まえ、現行システムを見直す場合の経済 性を費用対効果の観点から検証する。

口.最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

(イ)税関システム全体の最適化

税関業務の更なる効率化の視点を踏まえ、各システムの抜本的な見直しも視野に入れつつ、税関システム全体の最適化を図る。

その際、汎用コンピュータを使用している現行方式の是非を検討しつつ、行政サービスの水準は維持し、一層の予算効率性及び 長期的なシステムの安定性・最適化を目指すことを念頭に検討を 進める。

(口)利用者の利便性の確保

通関情報処理システムは、利用者利便の観点から、利用者の社

内システムとの連携や「輸出入・港湾関連手続のシングルウィン ドウ化」の基幹システムとして多数のシステムとの連携が図られ ていることから、引き続き利用者利便に十分に配慮し、関係シス テムとの整合性を確保する。

八.最適化の実施

最適化計画の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果 及び最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに 実施する。

(3) スケジュール 別紙2のとおり。

3.財政融資資金の運用事務等システム

(1) システム概要

本システムは、「財政融資資金」の「負債」である預託金及び財投債 と、「資産」である貸付金及び有価証券の管理業務のほか、ALM(Asset Liability Management:資産・負債総合管理)や収支状況などに関する 各種予測・分析業務等を行うシステムであり、財政融資資金の運用及び その債権債務の管理事務等をより一層効率的に行うため、2001 年度(平 成 13 年度)の財投改革に伴い、財投債管理機能を追加し、現在のシス テム構成となっている。

(2) システム見直しのための行動計画

新たなシステムに刷新した場合に利便性を下げずにトータルコストを 下げることができるか否かについて検討するため、(イ)安定性及び信 頼性、(ロ)セキュリティ、(ハ)効率性、(二)現行システムの経済 性、及び(ホ)システム見直しの経済性の観点から、外部専門家に委託 して刷新可能性調査を 2003 年度中(平成 15 年度中)に実施した。 今後は、更なる改善に向けて以下のとおり検討することとする。

イ.最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業 務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定 する。

(イ) 業務・システムの効率化及び刷新

官庁会計事務データ通信システムに歳入歳出外システムが追加 されることを踏まえ、2005 年度末(平成 17 年度末)を目途に、

各特別会計及び日本銀行等と連携を図りつつ、財政融資資金の運用事務の電子化を推進する。

具体的には、財政融資資金の貸付事務に関して、会計センター を経由した貸付金の振込み処理の実現等を図る。

さらに、財政融資資金の債権債務管理事務について、上記歳入 歳出外システム等各種インフラの整備状況を踏まえつつ、更なる 効率化・安全性向上を図れるシステムの構築を目指す。

(ロ) 関連システムとの連携及び整合性確保 会計センター及び日本銀行等とのデータ連携、関連システム間 の整合性を確保する。

口.最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び 最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施 する。

(3)スケジュール 別紙3のとおり。

4. 官庁会計事務データ通信システム

(1) システム概要

本システムは、予算執行過程における国の会計事務の適正化、効率化、 迅速化等を図るため、会計事務を取り扱う官署に端末機を設置し、これ と会計センターのシステムを通信回線で結び、各官署が即時に会計処理 を行うもので、1987年度(昭和62年度)以降、各府省庁へ順次拡大し、 2004年(平成16年)4月現在1565官署に導入されている。

本システムは、国の会計事務に関する各府省共通システムであり、同システムを活用することにより、各種の法定帳簿等の電子化を図るとともに、納入告知書の送付及び債権者に対する振込等の事務を会計センターで一括処理している。

(2) システム見直しのための行動計画

イ.システム刷新可能性調査の実施

2004年度(平成16年度)を目途に、当該システムと関係のない外部専門家によるコンサルティングを活用してシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を公表する。

本調査は、以下の点を踏まえ、実施するものとする。

(イ)安定性及び信頼性

国庫会計システムとしての重要性を踏まえ、安定性及び信頼性 確保の観点から、現行システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク及び開発・運用環境等)及び その運用状況を検証する。

(ロ)セキュリティ

データのバックアップを含め、セキュリティ確保の観点から、 現行システムの構成及びその運用状況を検証する。

(八)効率性

会計事務のフロー(流れ)及びその業務量を踏まえ、現行システムの構成が効率的かつ合理的なものとなっているかについて検証する。

(二)現行システムの経済性

データ通信役務契約について、使用料の算定方法の妥当性を検証するとともに、契約方式を変更する場合の課題及び問題点について検討する。

併せて、汎用コンピュータ及び専用端末を使用している現行システムについて、オープンシステム化等への移行の可能性を検討する。

(ホ)システム見直しの経済性

費用対効果の観点から、現行システムを見直すことにより、どのような改善効果が得られるかを検討する。

口. 最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果及び以下の点を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

(イ)業務の効率化

会計事務の更なる効率化を図り、かつ、電子政府の最も基幹的なインフラと考えられる総合的な電子会計処理システムとして、本システムの機能を更に充実させることとする。このため、2004年度中(平成16年度中)に歳入歳出外システムの運用を開始するとともに、その利用を推進する。

加えて、本システムが会計事務に関する各府省共通システムとなっている点を活かして、電子政府構築計画における内部管理業

務の業務・システムの最適化の検討状況にも的確に対応する。

(口)関連システムとの整合性確保

日本銀行、会計検査院及び各府省庁等の関連システムとの整合性を確保する。

八.最適化の実施

最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び 最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施 する。

(3) スケジュール 別紙4のとおり。

5.国税総合管理(KSK)システム

(1) システム概要

本システムは、全国の国税局(所)及び税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種税務情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するなど、地域や税目を超えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムであり、1995年(平成7年)以降、順次導入を進め、2001年(平成13年)に全国524税務署への導入が完了した。

本システムにより国税債権等の一元的かつ正確な管理を行うほか、各種情報の税務調査や滞納整理への活用など適正・公平な課税の実現に寄与するとともに、納税者からの問い合せへの対応や納税証明書発行等の迅速化など納税者利便の向上にも寄与している。

(2) システム見直しのための行動計画

国税庁においては、近年の情報通信技術の進歩などを踏まえ、外部専門家の意見も受けつつ、従前から以下のようなKSKシステムの効率化に取り組んできている。

- (イ) KSKシステムと連携する国税電子申告・納税システム (e - Tax)や国税庁WANについて、オープンシステムを採用。 (1996年度(平成8年度)から)
- (ロ) KSKシステム、e Tax及び国税庁WANで使用する回線及び 端末機の統合(基本ソフトの共通化を含む。)に向けた作業。(2002 年度(平成 14 年度)から)
- (八)機器等の調達においては、可能なものから競争入札を導入。(1999)

年度(平成11年度)から)

また、新たなシステムに刷新した場合に利便性を下げずにトータルコストを下げることができるか否かについて検討するため、(イ)安定性及び信頼性、(ロ)セキュリティ、(ハ)効率性、(二)現行システムの経済性、及び(ホ)システム見直しの経済性の観点から、外部専門家に委託して刷新可能性調査を 2003 年度中(平成 15 年度中)に実施した。今後は、刷新可能性調査の結果を踏まえ、システムの見直しを進めると共に、更なる改善に向けて以下のとおり検討することとする。

イ.最適化計画の策定

上記のシステム刷新可能性調査結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005 年度末(平成17年度末)までに最適化計画を策定する。

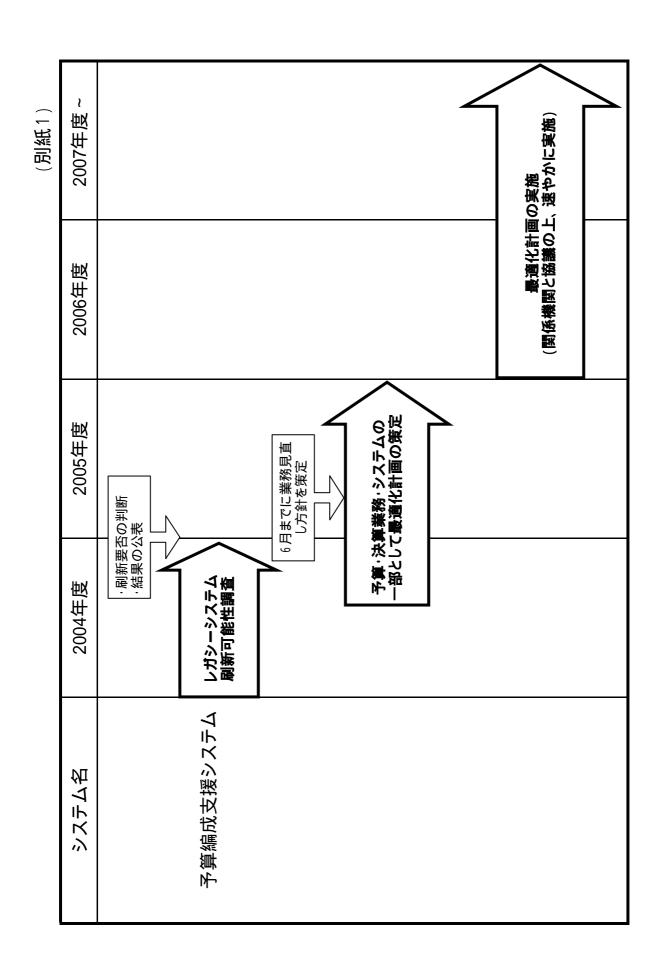
その際には、本システムが、国税の根幹となる事務処理を行うとともに、極めて守秘性の高い情報を処理しているという特殊性にかんがみ、システムの安定性、信頼性及びセキュリティを確保しつつ、一層の予算の効率化及び長期的な業務・システムの最適化を目指して検討を進める。

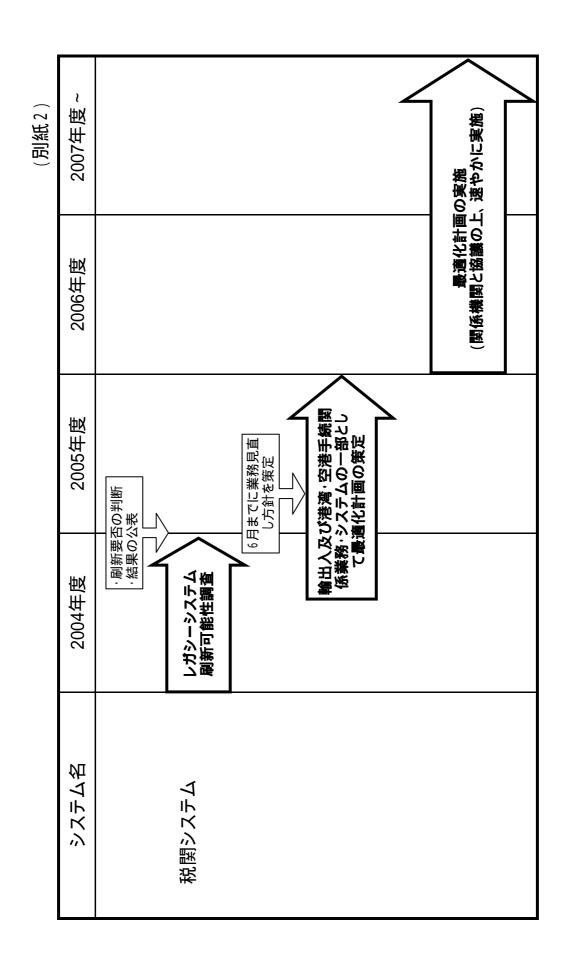
口.最適化の実施

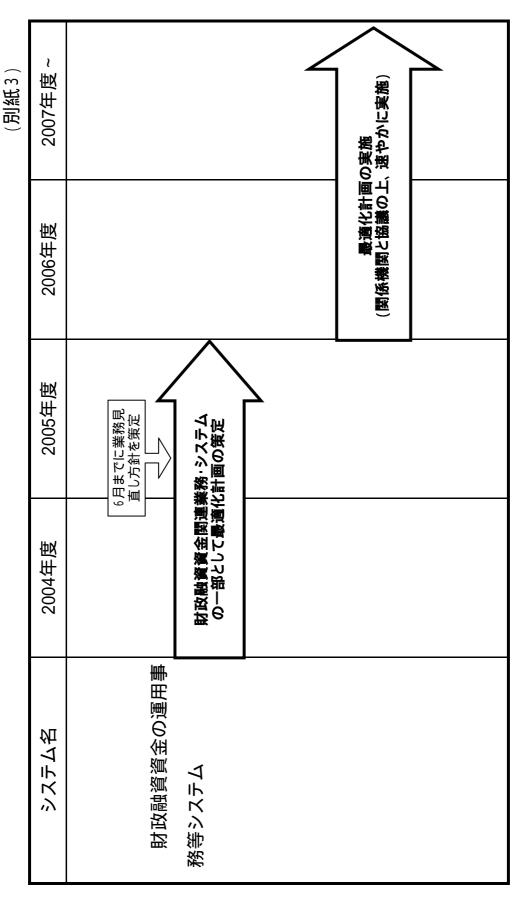
最適化の実施については、上記のシステム刷新可能性調査結果及び 最適化計画を踏まえ、関係機関と協議の上、できる限り速やかに実施 する。

なお、最適化後においても外部専門家から意見(システム監査を含む。)を受けることとする。

(3) スケジュール 別紙5のとおり。

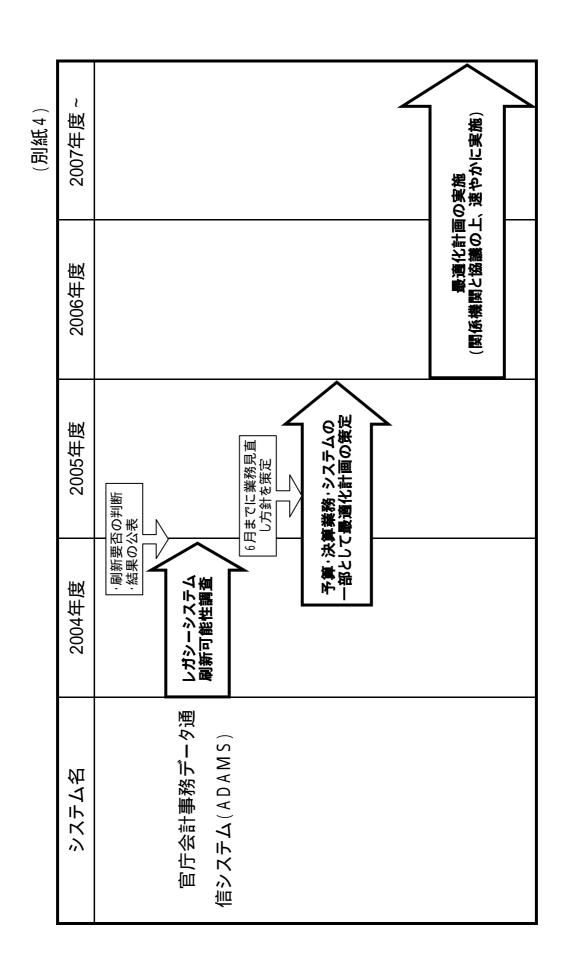


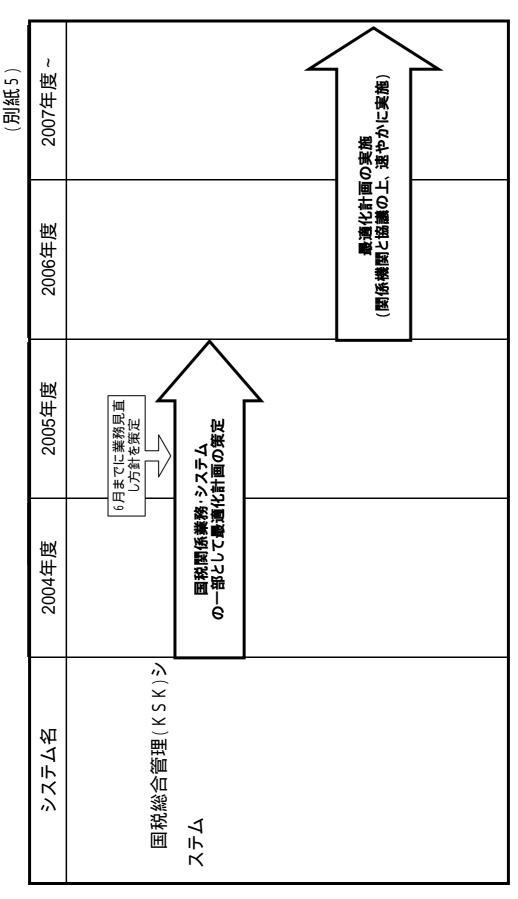




(注)財政融資資金の運用事務等システムについては、2003年度中に刷新可能性調査を実施し、結果を公表

LT118°





(注)国税総合管理(KSK)システムについては、2003年度中に刷新可能性調査を実施し、結果を公表している。

文部科学省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

- 1 行政ポータルサイトの整備・充実 行政ポータルサイトの整備・充実に向け、文部科学省においては、以下の取 組を実施する。
- (1)国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、 書面で公表する情報はすべてホームページで迅速に掲載するなど、情報提供 の一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に基づきホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載情報の充実を図るとともに、文部科学省のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を府省間で図ることにより、利便性の向上を図る。
- (3) e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について迅速な更新、提供を行う。
- (4)上記の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報の掲載されたホームページへのリンクによる案内の充実を図る。
- 2 ワンストップサービスの拡大
 - e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備することに伴い、文部科学省電子申請システムについて必要な見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、府省別計画に 基づいて所要の措置を講じたところである。(別添1)

オンライン利用の向上方策

オンラインによる手続については、今後も原則として 365 日 24 時間受付を実施する。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備を推進するため、文部科学省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、既に音声ソフトに対応した情報内容を、利用者にとってさらに使いやすいものとするため、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の整備、作成を目指す。

電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るための環境整備として、2005年度末(平成17年度末)までに、地方公共団体の施設(公民館、図書館等)に、国民等が容易かつ安全に行政情報を入手することができるパソコンコーナー等の整備を図る。

なお、学校においては、児童生徒等の利便性・安全性を考慮した上での 利用について検討を推進する。

既存の行政情報から、携帯端末及び携帯電話等に対応した行政情報の厳選、整理を行うとともに、2005年度末(平成17年度末)までに情報内容の作成を目指す。

また、情報セキュリティに対応した携帯端末及び携帯電話等に必要な専用サイトのシステム整備に関する検討を行っていく。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

文部科学省が担当府省となった研究開発管理業務・システム及び各所管の個別府省業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

なお、レガシーシステムについては、府省共通業務・システムとの整合性を 図りつつ、「レガシーシステム見直しのための文部科学省行動計画(アクション・プログラム)」(別添 2)に基づき、必要な見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

- (1)人事・給与等業務については、人事・給与等業務・システム最適化計画に 沿って最適化に取り組むこととし、2004年(平成16年)6月末を目途に策定 する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステムを人事・給 与関係業務情報システムに更新する。
- (2)国家公務員の給与の全額振込化については、引き続き職員の協力を得つつ推進し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、原則として100%の実施を目指す。

3 共通システムの最適化

省内ネットワークについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限 リ早期に最適化計画を策定する。

共通的な環境整備

- 1 情報システムの整備・運用管理の高度化
- (1)情報システムに係る政府調達の改善

文部科学省では、2002 年(平成 14 年) 8 月の入札公告から加算方式を適用 し、2003 年度(平成 15 年度)は2件において加算方式による総合評価が行わ れ、文部科学省ホームページにおいて入札結果等情報の公表を行っていると ころである。

今後とも「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、 情報システムの調達に必要な取組を行う。

(2)外部委託の推進

電子計算機のオペレーション(運用)、ヘルプデスク(各種問い合わせ対応)等について外注化を図っており、さらに業務・システムの最適化計画策定に関しても外注化を推進する。

2 国立大学法人等の事務情報化の推進

国立大学法人等の事務情報化については、これまで各機関に共通的な事務に 関する共通システムの開発、レガシーシステムからの移行などに取り組んでき たところであるが、引き続き、政府の取り組みに準じて業務・システムの最適 化を推進するものとする。

1 添付書類の省略、廃止

_ 法令に義務付けがない還付書類の一部廃止

Г	1	1	
手続名	根拠法令	措置状況	備考
国公私立の臨床工学技士学校の指定	臨床工学技士学校養成所指定規則第2条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書籍
国公私立の義肢装具士学校の指定	義肢装具士学校養成所指定規則第2条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等をお割した書館
国公私立の救急救命士学校の指定	救急救命士学校養成所指定規則第2条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の言語聴覚士学校の指定	言語聴覚士学校養成所指定規則第2条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、、教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の臨床工学技士学校の学則等の変更の承認	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の義肢装具士学校の学則等の変更の承認	義肢装具士学校養成所指定規則第3条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の教急救命士学校の学則等の変更の承認	教急救命士学校養成所指定規則第3条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の言語聴覚士学校の学則等の変更の承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の保健師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の助産師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実営科目の評価
国公私立の看護師学校の指定	保健師助産師看護師法施行令第12条		方法等を記載した書類。 「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
		法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類」
国公私立の保健師、助産師、看護師学校の学則等の変更の 承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
		法令に義務付けかない為付書類の一部廃止	
国公私立の理学療法士学校の指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書類」
国公私立の作業療法士学校の指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先、「関係機関からの要望書、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書類
国公私立の理学療法士学校又は作業療法士学校の学則等の 変更の承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	教員の教育研究業績書:、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類:
国公私立の視能訓練士学校の指定	視能訓練士法施行令第11条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書類」
国公私立の視能訓練士学校の学則等の変更の承認	視能訓練士法施行令第12条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	教員の教育研究業績書:、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類:
国公私立の臨床検査技師学校の指定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第13条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書類」
国公私立の臨床検査技師学校の学則等の変更の承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	- が大学では新りた 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の診療放射線技師学校の指定	診療放射線技師法施行令第8条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価 方法等を記載した書類
国公私立の診療放射線技師学校の学則等の変更の承認	診療放射線技師法施行令第9条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	/ガスサでも10年の代島時月 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の歯科衛生士学校の指定	歯科衛生士法施行令第3条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先、「関係機関からの要望書、「当該都道府県内の 養成学校一覧、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の歯科衛生士学校の学則等の変更の承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の歯科技工士学校の指定	歯科技工士法施行令第10条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の歯科技工士学校の学則等の変更の承認	歯科技工士法施行令第11条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師養 成学校の認定	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師 養成学校の学則等の変更の承認	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条 第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	方法等を記載した書類。 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
国公私立の柔道整復師学校の指定	柔道整復師法施行令第3条	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	「学生の卒業後の進路先」、「関係機関からの要望書」、「当該都道府県内の 養成学校一覧」、「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価
国公私立の柔道整復師学校の学則等の変更の承認	柔道整復師法施行令第4条第1項	法令に義務付けがない添付書類の一部廃止	<u>古法語を印載した書類。</u> 「教員の教育研究業績書」、「臨床(臨地)実習科目の評価方法等を記載した 書類」
手続件数	2 9件		1

2 変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	措置内容	備考
公益法人の定款又は寄附行為の変更の認可	文部科学大臣の所管に関する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進	
民法法人の事業計画書等の変更の届出	文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進	
信託条項の変更の認可	文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規 財第8条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進	
事業計画書等の変更の届出	文部科学大臣の所舊に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規 則第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進	
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃 止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は 廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入力が可能となるように簡略化を推進	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進	

定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入力が可能となるように関略化を推進
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2の13第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	
		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように順略化を推進
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	
		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 3 3 条第 4 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
通信教育の変更(承認)	社会教育法第55条、社会通信教育規程第10条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
通信教育の変更(届出)(定款、寄附行為、代表者等、基 本教材等、通信教育に関する規則、教務責任者等、受講料 等、通信教育開始時期の変更)	社会通信教育規程第11条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように順略化を推進
技能審査の変更(承認)(認定技能審査の名称、審査基準 又は実施規則の変更)	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則 第8条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
技能審査の変更(届出)(認定法人等の定款、役員、事務 組織等の変更)	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則 第8条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
在外教育施設の変更の承認	左从勤奋雄弘亦领空竿I-朋末 Z 担犯第 1 0 条	NAME OF A PARTICULAR DESIRED
エアタト 原名ない女 エリチョウ	仕外外 同應談U部正等に関9 の 規程第 I 8 奈	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入力が可能となるように開絡化を推進
記載事項変更届出	教科用図書検定規則第18条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
教科書の製造工程に関する予定計画書等の変更の届出	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
教科書定価算出書の変更の承認	教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第18条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
指定教員養成機関の教育課程又は学生定員に関する事項の 変更の承認	教育職員免許法施行規則第 3 1 条第 1 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入
指定教員養成機関の名称等の変更又は廃止の届出	教育職員免許法施行規則第31条第2項	力が可能となるように 関略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
免許法認定講習申請書の記載事項変更の届出(1)講習課 程等(2)講師の氏名等	教育職員免許法施行規則第40条	力が可能となるように簡略化を推進
免許法認定公開講座申請書の記載事項変更の届出(1)講	教育職員免許法施行規則第43条の5	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
習課程等(2)講師の氏名等 発許法認定適信教育申請書の記載事項変更の届出(1)教		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
育課程等(2)教員の氏名等		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
公私立大学の設置者の変更	学校教育法第 4 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
大学・短期大学の学則変更	学校教育法施行規則	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
大学の目的変更(私立大学等)	学校教育法施行規則 2 条 1 号 , 4 条の 2 第 1 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
	<u> </u>	

大学の学則変更(公私立大学等)	学校教育法施行令 2 6 条 3 号 ,	
	学校教育法施行規則 2 条 1 号 , 4 条の 2 第 1 項	電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
大学の学則変更(公立大学の学部の学科の設置)	学校教育法施行令26条3号,学校教育法施行規則7条の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
大学の学則変更(公立大学・短期大学の学部の学科の廃 止)	学校教育法施行令26条3号,学校教育法施行規則7条の7	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように顧略化を推進
大学の学則変更(公立大学の学部の学科等の収容定員の変 更)	学校教育法施行令26条3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
LAMA DA COLOR TO A DATE OF THE STATE OF THE		力が可能となるように関略化を推進
大学の学則変更(公私立大学等の専攻科等の設置)	学校教育法施行令 2 6 条 3 号 , 学校教育法施行規則 7 条の 3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように顧略化を推進
大学の学則変更(公私立大学等の専攻科等の廃止)	学校教育法施行令 2 6 条 3 号 , 学校教育法施行規則 7 条の 7	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
大学の学則変更 (公私立大学・短期大学の通信教育に関する規程の変更)	学校教育法施行会27条, 学校教育法施行規則2条1項5号,7条の4第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
大学の名称変更(公私立大学等)	学校教育法施行令26条1号,3号学校教育法施行規則2条1号,4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
大学の学則変更 (公私立大学の大学院の研究科の専攻の収 容定員等の変更)	学校教育法施行令 2 6 条 3 号	電子申請システムにおいて変更専項等のみ入 力が可能となるように順略化を推進
大学の位置変更(公私立大学等)	学校教育法施行今26条2号, 学校教育法施行規則2条1号,4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
大学の学長変更(私立大学・短期大学)	学校教育法施行規則14条	電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
高等専門学校の学則の変更等の届出(専攻科の設置に係る ものを除く)	学校教育法施行令第26条 学校教育法施行規則第2条第1項第1号	プルツ部となるように側向けを推進 電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
高等専門学校の学則の変更等の届出(専攻科の設置)	学校教育法施行令第26条 学校教育法施行规则第2条第1項第1号	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入
国公私立の臨床工学技士学校の学則等の変更の承認	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項	力が可能となるように 順略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
国公私立の義肢装具士学校の学則等の変更の承認	義胺装具士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項	力が可能となるように同略化を推進
		電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の教急教命士学校の学則等の変更の承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の言語聴覚士学校の学則等の変更の承認	吉語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の臨床工学技士学校に係る届出事項の変更の届出	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の義族装具士学校に係る届出事項の変更の届出	義胺装具士学校養成所指定規則第3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の救急救命士学校に係る届出事項の変更の届出	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
国公私立の言語聴覚士学校に係る届出事項の変更の届出	言語聽覚士学校養成所指定規則第3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の名称変更等の届出	日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に 関する省令第5条	電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育譲程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育施設の位置の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を作わない届出 準備教育施設の校地・校舎の重要なの 変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更専項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育課程の収容定員の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育施設の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	力が可能となるように関略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ入
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育課程の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	力が可能となるように 顔略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子 下部 ノステム Lob に 交叉 学界 マロックハ 力が可能となるように 開発化を推進
更を伴わない届出 準備教育課程の廃止の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育課程の指定取消の申請	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
<u> </u>		·

准備教育課程に任る本面の中語 准備教育課程の秘書者本	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	
更を伴わない届出 準備教育施設の長の変更届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴わない届出 準備教育施設の規則変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴う届出 準備教育施設の設置者変更のみの届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の位置の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように顧略化を推進
車備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を拝う届出 準備教育施設の校地・校舎の重要な変更届 出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更乗項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の収容定員の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように顧略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育施設の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の名称変更の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように顧略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の廃止の届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変更を伴う届出 準備教育課程の指定取消の申請	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴う届出 準備教育施設の長の変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
準備教育課程に係る変更の申請 準備教育課程の設置者変 更を伴う届出 準備教育施設の規則変更届出	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第26条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
大学等の設置等に係る学校法人等の組織変更の認可申請	私立学校法第64条第6項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
学校法人の寄附行為変更の認可申請	私立学校法第 4 5 条,私立学校法施行規則第 4 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可申請	私立学校法第30条、第45条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
校地校舎の変更編	学校教育法施行規則第2条及び第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
原子炉の設置の変更の許可	枝原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉の設置の変更の届出	核原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
原子力船の名称の変更の届出	核原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第3項後 段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	核原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第1項後 段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉施設の設計及び工事の方法の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉施設の変更に係る使用前検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第1項後 段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉運転計画の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
原子炉設置者の保安規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項後 段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の2第1 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
核燃料物質の使用の変更の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
核燃料物質の使用の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第1 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
核燃料物質の使用者の保安規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第1 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
		<u> </u>

核燃料物質の使用者の核物質防護規定の変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の2第1 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
核原料物質の使用の変更の届出	核原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第3 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国際規制物資使用場所等の変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の5第1 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国際規制物資使用者氏名等の変更届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の5第2	
	項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
計量管理規定変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8第1 現後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
国際特定活動の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の9の2 第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
加工事業者等の核燃料物質受払計画等報告書の記載事項の 変更の報告	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第14項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
貯蔵施設等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の2第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
届出使用者の氏名、住所等変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の2第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
許可使用者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
使用施設等の変更の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第2項本 文	力が可能となるように 顔略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
許可使用者の軽微な変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第5項	力が可能となるように顧略化を推進
許可使用者に係る使用場所の一時的変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第6項	電子申請システムにおいて変更専項等のみ入力が可能となるように関略化を推進
販売業者及び賃貸業者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように顧略化を推進
詰替施設等の変更の許可		電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
原棄業者の氏名、住所等の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 1 1 条の 2 第 1 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
廃棄施設等の変更の許可	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第11条の2第2 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
放射線障害予防規定の変更の届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第21条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように顔略化を推進
私的録音録画補償金の額の変更の認可	著作権法第104条の6第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
補償金関係業務の執行に関する規程の変更の届出	著作権法第104条の7第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
商業用レコードの二次使用料に関する指定団体の業務規程 の変更の編出	著作権法施行令第47条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化を推進
指定団体の二次使用料関係業務に関する事業計画等の変更 の提出	著作権法施行令第49条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬に関する指定団 体の業務規程の変更の届出	著作権法施行令第57条の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
指定団体の報酬等関係業務に関する事業計画等の変更の提 出	著作権法施行令第57条の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画等の変更 の提出	著作権法施行令第57条の9	力が可能となるように 関略化を推進 電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人法第 2 7 条	力が可能となるように関略化を推進電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
重要無形文化財の保持者の氏名、住所の変更又は死亡の届 出	文化財保護法第56条の5	力が可能となるように順略化を推進
■要無形文化財の保持団体の名称等の変更、構成員の異動	文化財保護法第56条の5	電子申請システムにおいて変更駆逐等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
又は解散の届出 重要有形民俗文化財所有者の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第1項)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように順略化を推進
and the		電子申請システムにおいて変更専項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進

重要有形民俗文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第2項)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要有形民俗文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名 称、住所の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第32条第3項)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要有形民俗文化財の所在の場所の変更の届出	文化財保護法第56条の12(第34条)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の届出	文化財保護法第56条の13第1項	
		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
選定保存技術の保持者の氏名、住所の変更または死亡の届 出	文化財保護法第83条の9(第56条の5)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
選定保存技術の保存団体の名称等の変更、構成員の異動ま たは解散の届出	文化財保護法第83条の9(第56条の5)	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように順略化を推進
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の変更の届出	文化財保護法第56条の15第1項但書	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の終了の報告	文化財保護法第56条の13第1項	/ J / プ 付 () C / 多 × 冬 ノ
		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
公開事前届出免除施設の変更の場合の免除の申請	文化財保護法第56条の15第1項但書	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
公開事前届出免除施設の設置に関する規約等の変更書類の 提出	文化財保護法第56条の15第1項但書	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
重要文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の	文化財保護法第32条第3項	電子甲舗ンスアムにおける変更専項等のの人 力が可能となるように関略化を推進
重要文化的の所有者又は管理員正者の代名、名称、任用の 変更の届出	THE STREET STREET	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
公開承認施設の変更の承認の申請	文化財保護法第53条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
公開承認施設の設置に関する規約等の変更の書類の提出	文化財保護法第53条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
登録美術品公開契約変更報告	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第1項第3号	
取43.4.4.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	サイドスの 神経 かに おしま 八朝 A 日本 田間 まま 7 大海 朝 A 女 教 A 女	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように開路化を推進
登録美術品公開等計画変更届出	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第8条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化を推進
史跡名勝天然記念物の所有者の変更の届出	文化財保護法第75条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化を推進
史跡名勝天然記念物の管理責任者の変更の届出	文化财保護法第75条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請書又は添付書	文化財保護法第80条 第91条	
類等の記載事項等の変更許可		電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
史跡名勝天然記念物の復旧の変更の届出(復旧の届出をした者)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規 関第2条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要文化財の所有者の変更の届出	文化財保護法第32条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
重要文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第32条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人
重要文化財の所在の場所の変更の届出	文化財保護法第34条	電子で能となるように開路化を推進 力が可能となるように開路化を推進
東央へ10別ツ川はツカ川ツ冬天ツ川山	へいか の部はガラマ ボ	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
重要文化財の修理の変更の届出	国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第2条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
登録有形文化財の所有者又は管理責任者の氏名、名称、住 所の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
登録有形文化財の所有者の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	
登録有形文化財の管理責任者の変更の届出	文化財保護法第56条の2の4第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入力が可能となるように同略化を推進
ユン・プリング A L M V B 生民 は B V 文 文 V 周 ロ		電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化を推進
登録有形文化財の現状変更の届出の記載事項等の変更の届 出	登録有形文化財に係る登録手続及び編出書等に関する規則第14条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化を推進
技術士・技術士補の登録事項の変更の届出	技術士法第35条第1項 技術士法施行規則第17条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
使用施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第1 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示

A++++++000 - +0 MI II 1 ++ T - +++0 0 +		
話替施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 1 2 条の 8 第 2 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
廃棄物詰替施設等の設置又は変更の施設検査	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 1 2 条の 8 第 3 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変 更の認可の申請	学校教育法第4条第1項,第83条2項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行規則第4条の2第2項,第78条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第82条の8 学校教育法施行規則第77条の11,第7条の6	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の目的の変更の認可の申請	学校教育法第82条の8 学校教育法施行規則第77条の11,第7条の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の名称の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行規則第77条の11,第4条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の位置の変更の届出	学校教育法第62条の9 学校教育法施行規則第77条の11,第4条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の学則の変更の届出	学校教育法第 2 条の 9 学校教育法施行規則第 7 7 条の 1 1 ,第 4 条の 2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
専修学校の校地、校舎等の変更の届出	学校教育法第82条の9 学校教育法施行令第24条の3 学校教育法施行規則第77条の11,第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
各種学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第83条第2項,第4条第1項 学校教育法施行規則第78条,第7条の6	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の各種学校の目的の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の各種学校の名称の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように順略化の実施方策を提示
私立の各種学校の位置の変更の届出	学校教育法施行念第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の各種学校の学則(収容定員に係るものを除く。)の 変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第4条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の各種学校の校地、校舎等の変更の届出	学校教育法施行令第27条の3, 学校教育法施行規則第78条,第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立の各種学校の経費の見積り及び維持方法の変更の届出	学校教育法施行規則第78条,第4条の2	電子申請システムにおいて変更更項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
博物館の登録事項等の変更の届出	博物館法第13条1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
学校の設置者の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行领期23条 学校教育法施行规则第7条の6 私立学校法第5条	電子申請システムにおいて変更更項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可の 申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条 学校教育法施行党期9第4条の2 私立学校法第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
盲学校、聾学校又は養護学校の位置の変更の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行全第23条 学校教育法施行規則第4条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
育学校、雙学校又は養護学校の高等部の学級の編成の変更 の認可の申請	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行全第23条 学校教育法施行規則第7条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
雷学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育の 規程の変更についての届出	学校教育法施行令第27条、第27条の2 学校教育法施行規則第7条の4	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
私立学校の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維 持方法の変更等の届出	学校教育法施行令第27条の2, 学校教育法施行規則第4条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
国公私立の理学療法士学校又は作業療法士学校の学則等の 変更の承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
国公私立の理学療法士学校又は作業療法士学校に係る届出 事項の変更の届出	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
国公私立の歯科技工士学校の学則等の変更の承認	歯科技工士法施行令第11条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示
国公私立の歯科技工士学校に係る届出事項の変更の届出	歯科技工士法施行令第11条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示
国公私立のあん屋マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師 養成学校の学則等の変更の承認	あん原マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条 第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示
国公私立のあん屋マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師 養成学校に係る届出事項の変更の届出	あん原マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条 第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示

PI ハシ キの表演教作師学校の学別学の本事の子類	表送教復師注於仁久等 4 名等 1 TB		
国公私立の柔道整復師学校の学則等の変更の承認	柔道整復師法施行令第4条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
国公私立の柔道整復師学校に係る届出事項の変更の届出	柔道整復師法施行令第 4 祭第 2 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
管理栄養士養成施設の内容変更(学生定員 等)	宋養士法施行令5条1項 管理栄養士学校指定規則4条1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
管理栄養士養成施設の届出 (学校名称・所在地・設置者等の変更)	管理栄養士学校指定規則 5 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
国公私立の保健師、助産師、看護師学校の学則等の変更の 承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の保健師、助産師、看護師学校に係る届出事項の 変更の届出	保健師助産師看護師法施行令第13条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
国公私立の視能訓練士学校の学則等の変更の承認	視能訓練士法施行令第12条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の視能訓練士学校に係る届出事項の変更の届出	視能訓練士法施行令第12条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
国公私立の臨床検査技師学校の学則等の変更の承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の臨床検査技師学校に係る届出事項の変更の届出	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の診療放射線技師学校の学則等の変更の承認	診療放射線技師法施行令第9条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の診療放射線技師学校に係る届出事項の変更の届 出	診療放射線技師法施行令第9条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の歯科衛生士学校の学則等の変更の承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように関略化の実施方策を提示	
国公私立の歯科衛生士学校に係る届出事項の変更の届出	歯科衛生士法施行令第 4 祭第 2 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人法第 2 7 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ人 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
重要文化財の現状変更の終了の報告	国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規制第3条	電子申請システムにおいて変更事項等のみ入 力が可能となるように簡略化の実施方策を提示	
手続件数	197件		

レガシーシステム見直しのための文部科学省 行動計画 (アクション・プログラム)

1.目的

文部科学省における行政情報システムのうち、旧式(レガシー)システム(以下「レガシーシステム」という。)については、レガシーシステム刷新可能性調査を実施し、 最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行等により費用対効果の改善 及び業務の効率化・合理化を図る。

2.基本方針

文部科学省におけるレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者 (文部科学省)及び利用者(国民等)の利便性を下げずにトータルコスト(初期コスト + ランニングコスト×耐用年数)を下げることが可能な場合、レガシーシステムを刷新、改善する。

3.見直しに向けた作業

本アクション・プログラムは、以下の手順により実施する。

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

(2)の最適化計画の策定のための予備調査として、文部科学省におけるレガシーシステムを新システムに刷新した場合、使用者(文部科学省)及び利用者(国民等)の利便性を下げずにトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げることができるか否かの可能性について検討し、結論を得ることを目的とする。

別紙 1 レガシーシステム刷新可能性調査における評価のポイントをもとに、 当該システムと関係のない外部専門家による効率性、経済性(コスト面)等に ついての評価を中心に実施する。

本調査結果は、文部科学省ホームページにより公表する。

(2)最適化計画の策定

レガシーシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、「業務・システム最適化計画 策定指針(ガイドライン)」に則り、業務プロセスの見直し、業務・システムの将 来像等からなる最適化計画を、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早 期に策定する。

また、以下の事項について最適化計画へ明記する。

他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革(業務の効率化・合理化)を行うこと

業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保 しつつ行うこと

次の点における可能性について検討し、反映させること

- ・ 汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・ オープンシステム化
- ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化
- ・ 国庫債務負担行為の活用

(3)最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、別紙2に示すスケジュールのとおりシステム及び関連業務の最適化を実施する。

なお、最適化の実施に当たっては、予算面・運用面等の総合的な事情を勘案の上、 実施するものとする。

4.見直しの対象とするレガシーシステム

本アクション・プログラムの対象システムは以下のとおり。

システム名:本省情報基盤システム

レガシーシステム刷新可能性調査における評価のポイント

1.効率性の評価のポイント

主にシステムの性能と資源を中心に把握調査。業務の要求に対するシステム側処理 の合理性について評価。

【評価の主なポイント】

システムにおける業務処理プロセスの合理性

・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理プロセスが実現されているか(過剰な業務処理プロセスが含まれていないか 等)

システム構成の合理性

・必要とされる業務処理プロセス及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分 な性能を発揮できるシステム構成となっているか(メインフレーム、サーバ、ネット ワーク、アプリケーション、データベース 等)

2 . 経済性の評価のポイント

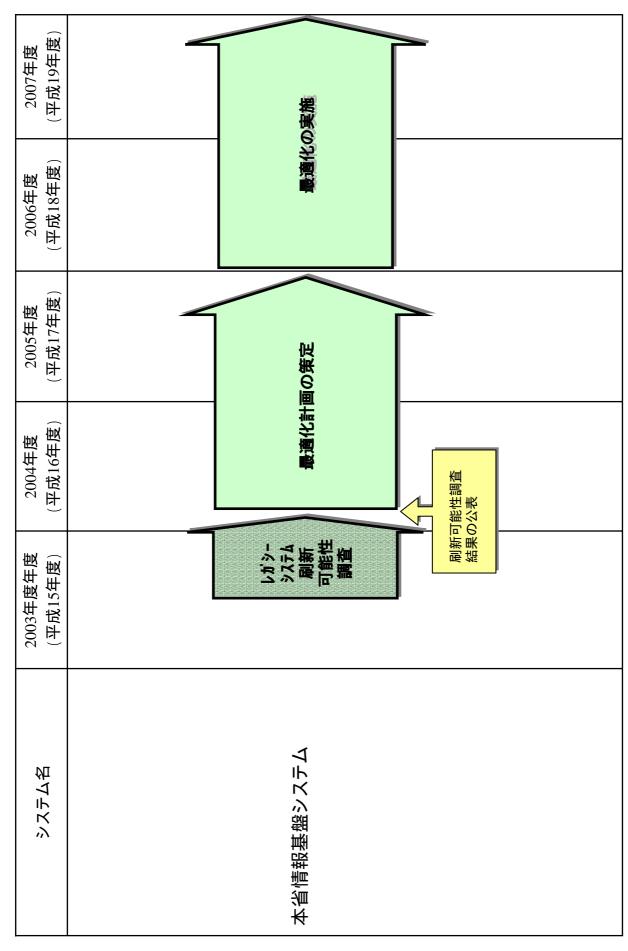
必要な機器 (ソフトウェアを含む) の費用算定方法の妥当性、費用対効果について 評価。

【評価の主なポイント】

府省自らが機器を調達し運用するシステム

- ・開発・運用経費の算定方法の妥当性
- ・競争入札に移行する場合の課題 (随意契約で行われている場合)等

文部科学省レガシーシステム見直し全体スケジュール



厚生労働省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度の概要及びパブリックコメント(意見募集及び結果公表)について、e-ガブe-Govを通じて迅速に提供するとともに、申請・届出等の手続案内については、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

2004 年(平成 16 年)7月までに総務省が中心となって策定する電子申請等受付業務の業務・システムの見直し方針に基づき、各府省の電子申請システムを統合し、申請方法等を統一するための機能を 2005 年度末(平成 17 年度末)までにe-Govに整備することに伴い、厚生労働省電子申請・届出システムについても、順次必要な見直しを行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進方策

ア e-Govの利用方法等の相談・案内に一元的に対応する電子政府利用支援センターが 2005 年度末(平成 17 年度末)までに整備されることを踏まえ、厚生労働省は、本省及び地方支分部局等の関係機関への相談・案内に対応する電子申請・届出システムヘルプデスクについて、順次必要な見直しを行う。

イ 「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、当省所管の申請・届出等手続 について、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、必要性の乏しい手続の廃 止、頻度軽減などの措置を着実に実施する。(別添 1)

また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で業務・システムの最適 化計画の策定対象となっているものについては、最適化計画の策定過程に

おいて、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

- ウ 添付書類の提出についても、可能な限りオンライン化するため、「民間が発行する各種証明書等の電子化推進のための制度見直し計画」に基づき、 民間が発行する証明書等 11 件を対象として、2005 年度末(平成 17 年度 末)までに所要の措置を講ずる。(別添 2)
- エ 国民年金及び厚生年金の年金加入状況や年金見込額に関する照会について、公的個人認証サービス等の活用による本人確認を厳格に行いつつ、インターネットにより回答を行う仕組みを 2004 年度末(平成 16 年度末)までに整備する。

なお、実施当初においては、年金加入状況は全年齢の者、年金見込額は55歳以上の者を対象とするが、早期に対象年齢を全年齢とするとともに、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。

オ 厚生労働省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用 方法、長所などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けてい るとともに、広報誌等による周知を図っている。厚生労働省及び関係団体 が開催する各種会議等において、オンライン利用の要請を行う。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備

2003 年度(平成 15 年度)から、障害者ITサポートセンターを整備し、障害者がパソコンを利用しやすい環境の整備に努めている。引き続き、障害者ITサポートセンターの整備を進める。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

「個別府省業務・システムについて」に掲げる「所管の個別府省業務・システム」の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針

(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り 早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)」(別添3)に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

なお、個別府省業務・システムについて、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、適宜、追加等の見直しを行う。

- 2 内部管理業務の業務・システムの最適化
- (1)「人事・給与等業務・システム最適化計画」に沿って、業務・システムの最適化に取り組む。

また、「人事・給与関係業務情報システム導入計画(仮称)」を 2004 年 (平成 16 年)6 月末を目途に策定し、当該導入計画に沿って、人事・給与等 業務に係る既存のシステムを人事・給与関係業務情報システムに更新する。

- (2)給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成 17 年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則として100%の実施を目指す。
- 3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、省内ネットワークについては、 2005年(平成17年)5月までに最適化計画を策定する。

共通的な環境整備

- 1 情報セキュリティ対策等の充実・強化
- (1)2003年度(平成15年度)に改定した厚生労働省情報セキュリティポリシーに基づき、行政情報化推進会議の下の情報セキュリティ部会を通じ、情報安全対策の一層の充実・強化を図る。

厚生労働省電子申請・届出システム、厚生労働省認証局システム及び厚生

労働省インターネットシステムについて、外部監査(内部監査、運用監査及び事後確認監査を含む。)を行う。厚生労働省所管のその他のシステムについても、今後、外部監査の実施を検討する。

(2)「情報システムの調達におけるセキュリティ確保のための運用指針(2004年(平成 16 年)3月31日行政情報化推進会議座長決定)」に基づき、安全性・信頼性の高い情報システムの構築を図るとともに、統一的な情報セキュリティの確保を行う。

2 関係機関との連携協力

地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク (LGWAN)を可能な限り活用するため、同ネットワークの回線容量等について 関係府省等と調整の上、更改に向けた検討を行う。

1 必要性の乏しい手続の原則廃止

(1) 申請件数が0件のもの

(1) 1 2011 2013 11			措置内容			
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年 度)		2005年度(平成17年 度)	備考	
外国の病院における臨床研修 の報告	医師法第16条の3第2項		「医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)」の施行により平成16年4月より廃止			
労働時間短縮支援センターの 指定	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第14条第1項			労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法が平成1 7年度に廃止予定であり、 その際に措置		
労働時間短縮実施計画の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第1項			労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法が平成1 7年度に廃止予定であり、 その際に措置		
労働時間短縮実施計画の変更の承認	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第9条第2項			労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法が平成1 7年度に廃止予定であり、 その際に措置		
の申請	製造時等検査代行機関等に関 する規則(労働安全衛生法)第 1条の3	年度末に指定代行機関が 登録制に移行することに伴 い手続きそのものを廃止)				
請	製造時等検査代行機関等に関する規則(労働安全衛生法)第 3条	年度末に指定代行機関が 登録制に移行することに伴 い手続きそのものを廃止)				
個別検定代行機関の指定の申 請	製造時等検査代行機関等に関 する規則(労働安全衛生法)第 12条					
型式検定代行機関の指定の申 請	製造時等検査代行機関等に関する規則(労働安全衛生法)第 19条の4					
	第3項	法改正(平成15年度中に 施行)により、手続きを見直 し廃止する予定				
一般労働者派遣事業の統轄事 業所廃止等届出	労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律施 行規則第10条	行)により、手続きを見直し				
業所廃止等届出	労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律施 行規則第16条	行)により、手続きを見直し 廃止する予定				
中央高年齢者等雇用安定センターの指定	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第24条第1項	法改正(平成15年10月施行)により廃止				
中央高年齢者等雇用安定セン ターの名称等の変更の届出	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第24条第3項	法改正(平成15年10月施行)により廃止				
都道府県高年齢者等雇用安定 センターの指定	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第40条	法改正(平成15年10月施行)により廃止				
	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第42条第1項後段)					
全国高年齢者職業経験活用センターの指定	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第37条	高年齢者職業経験活用センター事業については、抜本的見直しを行う方向で検討開始	検討結果を踏まえ対応			
	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第39条(第32条第 3項準用)		検討結果を踏まえ対応			
L	<u>l</u>	<u>I</u>	ı	1		

			措置内容		
手続名	根拠法令	度)	2004年度(平成16年 度)	2005年度(平成17年 度)	備考
	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第32条	高年齢者職業経験活用センター事業については、抜本的見直しを行う方向で検討開始	検討結果を踏まえ対応		
有料統括事業所に係る廃止の届出	職業安定法施行規則第24条 第2項	法改正(平成15年度中に施行)により、手続きを廃止する予定			
無料統括事業所に係る廃止の 届出		法改正(平成15年度中に施行)により、手続きを廃止する予定			
無料職業紹介事業の廃止の証 明の届出	職業安定法施行規則第25条	法改正(平成15年度中に施行)により、手続きを廃止 する予定			
居宅介護、日常生活用具の貸 与等事業への貸し付け	社会福祉·医療事業団法第21 条第1項第1の2号	10月に法律廃止			
	身体障害者福祉法第25条第1 項		法改正の要否も含め、廃止 を検討	検討結果を踏まえ対応	
製作品受注納入等の法人の指 定	身体障害者福祉法第25条第3項		法改正の要否も含め、廃止 を検討	検討結果を踏まえ対応	
事業等の報告	身体障害者福祉法施行規則第 19条		法改正の要否も含め、廃止 を検討	検討結果を踏まえ対応	
	身体障害者福祉法第25条第1項、第2項		法改正の要否も含め、廃止 を検討	検討結果を踏まえ対応	
手続件数	26件				

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

(2) (1)以外で必要性が失われたため廃止するもの

(-) ((),001 (22)			措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年 度)	2004年度(平成16年 度)	2005年度(平成17年 度)	備考
労使委員会設置届	労働基準法第38条の4	法改正により手続を廃止			
置の届出	労働時間の短縮の促進に関す る臨時措置法第7条	法改正により手続を廃止			
時間外·休日労働に関する時 短推進委員会の決議届	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第7条(労働基準法第36条第1項の読み替え)			労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法が平成1 7年度に廃止予定であり、 その際に措置	
職業紹介責任者証の確認申請	職業安定法第32条の14	職業安定法の改正に伴い 手続を廃止(平成15年度中 に施行)			
		職業安定法施行規則の改 正により廃止(平成15年度 中に施行)			
有料職業紹介事業を行ってい た旨の証明		職業安定法施行規則の改 正により廃止(平成15年度 中に施行)			
有料職業紹介事業の廃止証明	第4項	職業安定法施行規則の改 正により廃止(平成15年度 中に施行)			
中央高年齢者等雇用安定セン ターの事業計画書、収支予算 書の提出	関する法律第30条第1項前段	行)により廃止			
中央高年齢者等雇用安定センターの事業計画書、収支予算 書の変更の提出	関する法律第30条第1項後段	行)により廃止			
中央高年齢者等雇用安定セン ターの事業報告書、貸借対照 表、収支予算書、財産目録の 提出		法改正(平成15年10月施行)により廃止			

			措置内容		
手続名		2003年度(平成15年 度)	2004年度(平成16年 度)	2005年度(平成17年 度)	備考
	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第44条(第24条第3 項準用)				
都道府県高年齢者等雇用安定 センター事業計画書及び収支 予算書の提出					
都道府県高年齢者等雇用安定 センター事業報告書及び収支 決算書の提出		法改正(平成15年10月施行)により廃止			
日本障害者雇用促進協会の監事による会長又は厚生労働大 臣に対する意見の提出		法改正(平成15年10月施行)により廃止			
手続件数	14件				

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

2 申請·届出等の頻度軽減

			措置内容			軽減後の	
手続名	根拠法令	2003年度 (平成15年 度)	2004年度 (平成16年 度)	2005年度 (平成17年 度)	これまでの 頻度	頻度 (予定)	備考
理容師の指定登録機関の 登録状況の報告	る省令第15条	緩和の方向で 手数料改定と 同時期に省令 改正を検討			年4回	年1回	
美容師の指定登録機関の 登録状況の報告	る省令第15条	緩和の方向で 手数料改定と 同時期に省令 改正を検討			年4回	年1回	
いての計画の認定を受け 委託募集に従事する事業 協同組合等又は中小企業 者による労働者募集報告 の提出	の確保及び良好な雇用の 機会の創出のための関係 管理の改進に募集 関するを記述の意味を 関するを はに対応して行う職 での円機をの創出等をのの の内機を のの機を のの内機を のの内機を のの内機を のの内機を のの内機を のの内機を のの内機を のの のの内機を のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	緩和の方向で 省令改正に向 け検討				年1回	
林業労働者募集報告	林業労働力の確保の促進 に関する法律に基づ〈委託 募集等に関する省令第3条	省令改正に向			4半期に1回	年1回	
委託募集の許可を受けた 者の労働者募集報告の提 出	職業安定法施行規則第28 条第3項	緩和の方向で 省令改正に向 け検討	省令改正措置		4半期に1回	年1回	
手続件数	5件						

3 添付書類の省略、廃止

(1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

			措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
林業労働力の委託募集の届出	関する法律第13条第1項	共同改善計画認定通 知書の廃止(平成16 年3月1日予定)			
職業紹介責任者証の確認申請	職業安定法第32条の14	職業紹介責任者証の 廃止(16年3月1日予 定)			
の届出	有料職業紹介事業保証金規則 職業安定法 第4条第2項				
常温保存可能品としての認定申請	乳及び乳製品の成分規格等 に関する省令第7条第2項第 2号ホ		添付書類(図面等)の 必要性を含め検討	検討結果を踏まえ対 応	
一般労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する 法律第5条第1項	法改正(平成15年度 中に施行)により、手 続きを見直しい遭元 長 任者講習を受講したこ とを証する書面を廃止 する予定			
一般労働者派遣事業の許可 の有効期間の更新	労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する 法律第10条第2項	法改正(平成15年度 中に施行)により、手 続きを見直し派遣元 長者講習を受講したこ とを証する書面を廃止 する予定			
一般労働者派遣事業の変更 の届出 住所 法人にあつては、その代表 者の氏名 法人にあつては、その役員 の氏名及び住所 派遣元責任者の氏名及び 住所	労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する 法律第11条第1項	法改正(平成15年度 中に施行)により、手 続きを見直し につい て派遣元責任者講習 を受講したことを証す る書面を廃止する予 定			
盲導犬の貸与の申請・貸与	身体障害者福祉法第21条の 3	添付書類の廃止の可 能性の検討	廃止の周知·徹底	任意提出の誓約書、 盲導犬飼育承諾書、 住民票抄本を廃止	
福祉用具専門相談員指定講 習会の指定	指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関 する基準(省令)第194条及 び福祉用具専門相談員指定 び福祉の指定について(平成 11年老発第437号)			検討結果を踏まえ対 応	
手続件数	9件				

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

(2) 公表資料等を活用する添付省略

			措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
ターの事業計画及び収支予					

手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
全国生活衛生営業指導セン ターの事業状況等の報告	生活衛生関係営業の運営の 適正化に関する法律第57条 の11(第57条の5第2項準 用)	事業計画書等につい て、HPに公表している 資料を活用することに より省略			
技能検定の受検資格に関す る専修学校等の指定	厚生労働省告示	学校概要等HPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
社内検定の認定	社内検定認定規定第1条第1 項	事業主等の概要が分かるパンフレット等についてHPに公表している資料を活用することにより省略			
指定試験機関の指定の申請	職業能力開発促進法施行規 則第63条の3第1項	申請者の定款等についてHPに公表している資料を活用することにより省略			
指定法人の指定 - 老人福祉	老人福祉法第28条の2第1 項	寄付行為、事業報告書、財務諸表、事業計画書、収支予算書、役 員名簿についてHPに 公表している資料を活用することにより省略			
指定法人の指定 - 福祉用具	福祉用具の研究開発及び普 及の促進に関する法律第7 条第1項	寄付行為、事業報告書、財務諸表、事業計画書、収支予算書、役員名簿、組織図及び職員名簿についてHPに公表している資料を活用することにより省略			
福祉用具専門相談員指定講 習会の指定		告書、財産目録、募集 要項(案)又は事前説 明資料(案)について			
納付受託希望の申出	国民年金法施行規則72条の 2 国民年金法	貸借対照表及び損益 計算書について、各企 業で公表している資料 を活用できるものにつ いては省略			
指定試験機関が行う技能検 定の合格証書の再交付	職業能力開発促進法施行規 則第69条	氏名を変更したことを 証する書面について 住基ネットを活用する ことにより省略			
ナースセンターの申請	看護師等の人材確保の促進 に関する法律第14条第1項	資産の総額・種類に関する書類について、HPに公表している資料を活用することにより省略			
職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条 第1項	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
認定訓練の指導員訓練の認 定	職業能力開発促進法第27条 の2第2項 (第24条第1項準用)	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
認定職業訓練に関する事項 の変更の届出	職業能力開発促進法施行規 則第33条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
認定職業訓練の廃止届	職業能力開発促進法施行規 則第34条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練施設の設置の承認	職業能力開発促進法施行規 則第35条 第1項	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
認定訓練の指導員訓練に関 する事項の変更届出	職業能力開発促進法施行規 則第36条 の13(第33条準用)	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
認定訓練の指導員訓練の廃 止届	職業能力開発促進法施行規 則第36条 の13(第34条準用)	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の設立の認可	職業能力開発促進法施行規則第49条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の成立の認可	職業能力開発促進法施行規 則第50条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の定款又は寄 附行為の変更の認可	職業能力開発促進法施行規則第51条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の解散の認可	職業能力開発促進法施行規 則第52条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法施行規 則第53条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の残余財産の 帰属の認可	職業能力開発促進法施行規 則第54条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
技能検定の合格証書の再交 付	職業能力開発促進法施行規 則第69条	氏名を変更したことを 証する書面について 住基ネットを活用する ことにより省略			
事業主等が行う職業訓練の認定	職業能力開発促進法第24条	一部都道府県において、HPに公表している資料等(訓練概要等)を活用することにより省略			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
職業訓練法人の設立認可	職業能力開発促進法第36条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人設立の届出	職業能力開発促進法第37条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出	職業能力開発促進法第39条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
職業訓練法人の解散の届出	職業能力開発促進法第40条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
事業主による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第30条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
事業主団体等による職業訓練認定申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則第31条	一部都道府県において、HPに公表している 資料等(訓練概要等) を活用することにより 省略			
身体障害者居宅生活支援事 業等の開始の届出	身体障害者福祉法第26条第 1項	収支予算書、事業計 画書についてHPに公 表している資料を活用 することにより省略			
指定居宅支援事業者の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の 17	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
指定居宅支援事業者の変更 の届出等	身体障害者福祉法第17条の 20	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
の指定の申請	身体障害者福祉法第17条の 24	等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
指定身体障害者更生施設等の変更の届出	27	等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出	知的障害者福祉法第18条	収支予算書、事業計 画書についてHPに公 表している資料を活用 することにより省略			
指定居宅支援事業者の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の 17	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
の届出等	知的障害者福祉法第15条の 20	等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
指定知的障害者更生施設等 の指定の申請	知的障害者福祉法第15条の 24	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			

			措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
指定知的障害者更生施設等 の変更の届出	知的障害者福祉法第15条の 27	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
児童居宅生活支援事業の開始の届出	児童福祉法第34条の3第1 項	収支予算書、事業計 画書についてHPに公 表している資料を活用 することにより省略			
指定居宅支援事業者の指定 の申請	児童福祉法第21条の17	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
指定居宅支援事業者の変更 の届出等	児童福祉法第21条の20	定款、寄附行為、条例 等についてHPに公表 している資料を活用す ることにより省略			
外国製造医薬品等の製造の 承認	薬事法第19条の2第1項	外国製造医薬品等の 製造承認申請の際に 選任する国内管理人 が個人の場合に添す することされている 住民票のりについ て、住基ネットの利用 を希望する場合は省 略			
外国製造医療用具の製造の 承認	薬事法第19条の2第1項	外国製造医療用具の 製造承認申請の際理 選任する国内管理人 が個人の場合に添することされている 住民票のりについ て、住基ネットの利用 を希望する場合は省 略			
国内管理人に関する変更の 届出ー医薬品	薬事法第19条の3	外国製造医薬品等の 製造承認申請の際に 選任する国内管理人 が個人の場合に添付 することされている 住民票のりについ て、住基ネットの利用 を希望する場合は省 略			
国内管理人に関する変更の 届出ー用具	薬事法第19条の3	外国製造医療用具の 製造承認申請の際に 選任する国内管理人 が個人の場合に添けることされている 住民票の写しについ て、住基ネットの利用 を希望する場合は省 略			
医薬品・医薬部外品又は化 粧品の副作用・感染症等の 報告	薬事法第77条の4の2	医療用医薬品に係る 医薬品添付文書情報 を省略済			
封かん証紙の交付申請	覚せい剤取締法第21条第1 項、覚せい剤取締法施行規 則第5条第2項	覚せい剤製造業者の 免許の写しの添付を 省略済			
封かん証紙の交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 30条第1項、麻薬及び向精 神薬取締法施行規則第11条 第2項	写しの添付を省略済			

			措置内容		
手続名	根拠法令	年度)	2004年度(平成16 年度)	年度)	備考
毒物劇物製造業、輸入業の 登録	毒物及び劇物取締法第4条 第1項	定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	省略	
事物劇物製造業の登録の申請	毒物及び劇物取締法第4条 第1項		定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	省略	
毒物劇物輸入業の登録の申 請	毒物及び劇物取締法第4条 第1項		定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	省略	
毒物劇物販売業の登録の申 請	毒物及び劇物取締法第4条 第1項	定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	省略	
毒物劇物製造業、輸入業の 登録	毒物及び劇物取締法第4条 第1項		定款若しくは寄付行為 について省略後の代 替え方法の検討	省略	
事務代行団体の指定	勤労者財産形成促進法第14 条の2	貸借対照表等につい てHPに公表している 資料を活用することに より省略			
雇用管理の改善事業につい ての計画の認定	確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の 改善の促進に関する法律第 4条 (「経済社会の急速な変化に 対応して行う中高年齢者の円 滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための 雇用保険法する法事の場所の特別 指置に関するより読み等する 1項の規定により読み替えて 適用する場合を含む)		応		
雇用管理の改善事業につい ての計画の変更の認定	確保及び良好な雇用の機会	略の方向で検討開始	応		
	社会福祉法第59 条		貸借対照表等をHPで 公表している場合は当 該資料を活用すること により省略		
確定拠出年金企業型年金規約の承認申請	確定拠出年金法第3条、確定 拠出年金施行規則第3条	おける関係法令の整 備の際に措置(商業登 記簿謄本についてイン ターネット登記情報提			

			措置内容		
手続名	根拠法令	年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)	備考
確定拠出年金企業型年金規約変更の承認申請	確定拠出年金法第5条	おける関係法令の整備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提			
確定拠出年金企業型年金規 約変更の届出		おける関係法令の整備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提			
確定拠出年金企業型年金規約失効の届出	確定拠出年金法第47条	備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提	おける関係法令の整 備の際に措置(商業登 記簿謄本についてイン		
確定拠出年金運営管理機関 登録申請		備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提	おける関係法令の整 備の際に措置(商業登 記簿謄本についてイン		
確定拠出年金運営管理機関 登録変更の届出	確定拠出年金法第92条第1 項、確定拠出年金運営管理 機関に関する命令第5条	備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提	おける関係法令の整 備の際に措置(商業登 記簿謄本についてイン		
確定拠出年金運営管理機関 廃業等の届出		おける関係法令の整備の際に措置(商業登記簿謄本についてインターネット登記情報提			
手続件数	6 8 件				

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

4 処理期間の短縮

特別用途表示の許可申請 宋養改善法第12条第11頁	/## **
中語された高目の一部 について、審議会を経 す事務局書館のみで許 可、処理期間を担縮 特別用途表示のなされた食品 の輸入の許可申請 特定保健用食品として 中語された面目の一部 について、審議会を経 す事務局書館のみで計 可し、処理期間を担縮 特定保健用食品として 中語された面目の一部 について、審議会を経 ず事務局書館のよび 中語された面目の一部 について、審議会を経 ず事務局書館を定 ですり、処理期間を担縮 特定保健用食品として 中語された面目の一部 にのいて、審議会を経 ず事務局書館を定 で事務局書館を定 で事務局書の申請 場別の審査の申請 の別分動間係が争の解決の依 造に関する法律第5余第1項 の別分動間係が争の解決の依 進に関する法律第5余第1項 の別分動間係が争の解決の依 進に関する法律第5余第1項 の別分動間係が争の解決の依 進に関する法律第5余第1項 の別分動間係が事の解決の依 進に関する法律第5余第1項 の選別の一定を開発化する とともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理即間を担縮 のとないの処理期間を をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理期間を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理関係を担縮 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理関係を担循 をとともに、別人権・決裁 システムの活用により 処理関係を担循 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理関係を担循 をとともに、別人を決裁 システムの活用により 処理即のを経験 をとともに、別人議・決裁 システムの活用により 処理即のを知解を担緒 編出、 をとともに、別人を決対 のののののをと物とでのと解析的のを定とのといるに、別述を対する をとともに、別述・決裁 システムの活用により 処理の関係を担循 をとともに、別述・決裁 システムの活用により 処理の関係を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を知解を	備考
議議の変更の認可 中小企業団体の組織に関する 法無罪1条第26年 別年 日本の企業団体の組織に関する 法法第51条第21項 組合法 第51条第21項 組合法 第51条第21项 租合法 第51条第21项 租合法 第51条第21项 租合法 第51条第21项 租合法 程序 第51条第21项 租合法 程序 第51条第21项 租合法 程序 第51条第21项 租合法 程序 第51条第21项 租 和	
の輸入の許可申請	
効果の審査の申請	
進に関する法律第5条第1項 あっせん処理票やあっせん機要記録票などの入力や管理を電子化し、全体の処理期間を短縮	
法律第5条の23第3項(組合法 第51条第2項準用) 25日 25日	
法律第47条第2項(組合法 第 51条第2項準用)	
第 2 項	
の確認	
いて必要な事項の公表 外国為 替及び外国貿易法 三	
連鎖化事業計画の認定 中小小売商業振興法第4条第5 処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮	
連鎖化事業計画変更の認定 中小小売商業振興法施行令第 処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮	
工場移転に関する計画の認定 工業再配置促進法第5条第1項 処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮	
工場移転に関する計画変更の	
利用計画の認定 新エネルギー利用等の促進に 関する特別措置法第8条第1項 るとともに、りん議:決裁 システムの活用により 処理期間を短縮	
利用計画の変更の認定 新エネルギー利用等の促進に 関する特別措置法第9条第1項 るとともに、りん議・決裁 システムの活用により 処理期間を短縮	

			措置内容		これまで	短縮後の	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)		処理期間 (予定)	備考
輸入の促進及び対内投資事業 の円滑化に関する臨時措置法 第2条第6項の特定対内投資事 業者に関する省令第1条の規定 に基づ(特定対内投資事業者認 定申請	の円滑化に関する臨時特別措 置法第2条第6項	処理フローを簡素化するとともに、りん譲、決裁システムの活用により 処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法 律第15条第1項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法 律第16条第1項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
自主回収の認定	容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法 律第18条第1項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
使用済み指定再資源化製品の 自主回収及び再資源化の認定	使用済指定再資源化製品の自 主回収及び再資源化の認定に 関する省令第3条	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
産業業務施設の移転計画の認 定	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十三条第三 項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
産業業務施設の移転計画の認 定の取消し	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十四条	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
産業業務施設の移転計画の変 更の認定	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十三条第四 項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
合格証書の再交付	薬剤師法施行規則第12条第1 項	手続全体処理の再点検	審査の迅速化を図り処 理期間を短縮		10日	7日	
有料職業紹介事業の許可の有 効期間の更新	職業安定法第32条の6第2項	業務処理体制の見直し を行い処理期間を短縮			55日	30日	
無料職業紹介事業の許可の有 効期間の更新	職業安定法第33条第4項	業務処理体制の見直し を行い処理期間を短縮			55日	30日	
一般労働者派遣事業の許可の 有効期間の更新	労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律第1 0条第2項	業務処理体制の見直し を行い処理期間を短縮			60日	30日	
技能検定の受検資格に関する 専修学校等の指定	厚生労働省告示	処理フローの見直し	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮		90日	60日	
職業訓練指導員試験の受験資 格に関する専修学校等の指定	厚生労働省告示	処理フローの見直し	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により処理期間を短縮		90日	60日	
社会福祉事業に関する寄付金 募集の許可(募集地域が2以上 の都道府県の区域にわたる場 合)	社会福祉法第73条第1項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		1ヶ月	3週間	
社会福祉法人の設立の認可	社会福祉法第31条第1項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		4ヶ月	110日	
社会福祉法人の定款変更の認可	社会福祉法第43条第1項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		1ヶ月	3 週間	

			措置内容		これまで	短縮後の	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15 年度)	2004年度(平成16 年度)	2005年度(平成17 年度)		処理期間 (予定)	備考
社会福祉法人の解散の認可	社会福祉法第46条第2項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		50日	6週間	
社会福祉法人の解散の認定	社会福祉法第46条第2項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		50日	6週間	
社会福祉法人の合併の認可	社会福祉法第49条第2項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		50日	6 週間	
事業約款の認可(福利厚生セン ター)	社会福祉法第104条第1項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		6ヶ月	1ヶ月	
事業約款の変更の認可(福利厚 生センター)	社会福祉法第104条第1項	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		6ヶ月	1ヶ月	
事業計画書及び収支予算書の 提出(福利厚生センター)	社会福祉法第106条(同法第96条第1項準用)	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		6ヶ月	1ヶ月	
事業計画書及び収支予算書の 変更の認可(福利厚生セン ター)	社会福祉法第106条(同法第96条第1項準用)	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		6ヶ月	1ヶ月	
事業報告書及び収支決算書の 認可(福利厚生センター)	社会福祉法第106条(同法第96条第2項準用)	処理フローの見直し	処理フローの簡素化を するとともに、りん議・決 裁システムの活用によ り処理期間を短縮		6ヶ月	1ヶ月	
旧令共済から年金を受ける権利 を失ったとき又は額が改定され たときの届出		処理フローの簡素化及 び事務処理手続の迅速 化の周知により、全体 の処理期間を短縮			60日	30日	
産業業務施設の移転計画の認 定	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十三条第三 項	るとともに、りん議・決裁			1ヶ月	25日	
産業業務施設の移転計画の認 定の取消し	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十四条	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
更の認定	地方拠点都市地域の整備及び 産業業務施設の再配置の促進 に関する法律第三十三条第四 項	処理フローを簡素化するとともに、りん議・決裁システムの活用により 処理期間を短縮			1ヶ月	25日	
納付の猶予の申請	老人保健法施行規則第59条	処理フローの見直しを 行い、平成15年度に処 理期間を短縮			60日	30日	
保険者の過大・過小申請	老人保健法による保険者の拠 出金の額の算定に関する省令 第5条、8条、16条	処理フローの見直しを 行い、平成15年度に処 理期間を短縮			60日	30日	
年度途中に設立した保険者等に係る老人医療費見込額等に ついての申請	老人保健法による保険者の拠 出金の額の算定に関する省令 第5条、7条、8条、11条の3、1 1条の4、16条				60日	30日	
 手続件数	47件						

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

5 変更手続の簡素化

	I= II= 1 . 4		措置内容		,,,,,
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
公益法人の定款変更の認 可	厚生労働大臣の所管に属 する公益法人の設立及び				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業計画書等変更の届出	厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び 監督に関する規則第8条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
寄附行為の変更の認可	厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び 監督に関する規則第3条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業計画書及び収支予算 書の変更の届出	厚生労働大臣の所管に属 する公益信託の引受けの 許可及び監督に関する規 則第4条第2項	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
信託条項の変更の認可	信託法第70条 厚生労働大臣の所管に属 する公益信託の引受け及 び監督に関する規則第7 条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の氏名、住所、職業等の 変更の届出	厚生労働大臣の所管に属 する公益信託の引受けの 許可及び監督に関する規 則第12条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業変更申請書等の提出	厚生労働科学研究費補助 金取扱規程第12条第2 号、第3号及び第4号、厚 生労働科学研究費補助金 取扱細則10	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			既に、事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更については、様式により提出は免除となっており、研究事業等の実施計画の変更を伴うようなものについては、計画書全体の差し替えが必要であるため、手続の簡素化は困難
研究者等の所属機関の変 更の届出	厚生労働科学研究費補助 金取扱規程第12条第5号				研究者の所属機関の変更に際しては、 新たに、所属機関の長の承諾書が必 要であるため、手続の簡素化は困難
研究者等の住所の変更の 届出	厚生労働科学研究費補助 金取扱規程第12条第6号				措置済(現時点においても、特段の様式を定めていない。)
特定機能病院の承認事項 等の変更の届出	医療法施行令第4条の3	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
義肢装具士養成所の学則 等変更の承認	義肢装具士学校養成所指 定規則 義肢装具士法 第 3条第1項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
義肢装具士養成所の住所 等変更の届出	義肢装具士学校養成所指 定規則 義肢装具士法 第 3条第3項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
臨床工学技士養成所の学 則等変更の承認	臨床工学技士学校養成所 指定規則 臨床工学技士 法 第3条第1項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
臨床工学技士養成所の住 所等変更の届出	臨床工学技士学校養成所 指定規則 臨床工学技士 法 第3条第3項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
臨床修練計画書の記載事 項の変更の届出	外国医師等特例法施行規 則第4条第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等変更の承認		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
中央ナースセンターの名称、住所又は事務所の所 在地の変更の届出	(第14条第4項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包	4D tim '.+ ^		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
中央ナースセンターの事業計画書及び収支予算書 の変更の提出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第22条 (第17条第1項後段準用)	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
協業組合の役員の変更の 届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
協業組合の定款の変更の 認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3 項(組合法 第51条第2 項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
役員の変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項 (組合法 第51条第2項 準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
協業組合への組織変更の 認可	中小企業団体の組織に関 する法律第95条第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
協業組合の組織変更の届 出		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業協同組合への組織変 更の認可	中小企業団体の組織に関 する法律第96条第5項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業協同組合への組織変 更の届出	中小企業団体の組織に関 する法律第96条第8項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
商工組合への組織変更の 認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
商工組合への組織変更の 届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 (第96条第8項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第 35条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第 51条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第 10条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
規約の設定、変更、廃止 の届出	鉱工業技術研究組合法第 11条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業計画及び収支予算書 の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第 12条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第 16条(組合法 第35条の 2準用)				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
連鎖化事業計画変更の認 定	中小小売商業振興法施行 令第9条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は 図られているが、共管手続であるた め、各共管府省において簡素化につい て検討
工場移転に関する計画変 更の認定	工業再配置促進法施行令 第6条第3項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討

工件包	担地社会		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
利用計画の変更の認定	9条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
等変更の承認	言語聴覚士学校養成所指 定規則第3条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
言語聴覚士養成所の住所 等変更の届出	言語聴覚士学校養成所指 定規則第3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
認	中小企業経営革新支援法第5条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法 第11条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			電子化の実施により手続の簡素化は 図られているが、共管手続であるた め、各共管府省において簡素化につい て検討
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律第16条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
届出	及び再商品化の促進等に 関する法律第21条第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
規程の変更の認可	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律第24条第1項 後段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は 図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
変更の認可	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律第25条第1項 後段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は 図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
医療法人の定款又は寄附 行為の変更の認可	医療法第50条第1項第6 8条の2第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医療法人の事務所所在地 変更の届出	8条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
医療法人の役員変更の届出	医療法施行令第5条の8、 第5条の10	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
組織変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等に関する共済規程の変 更又は廃止の認可		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
済等に関する共済規程の 変更又は廃止の認可		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の変更の認定		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
	臨床検査技師、衛生検査 技師等に関する法律第20 条の4第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
	臨床検査技師、衛生検査 技師等に関する法律第20 条の4第3項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包	扫加计人		措置内容		/#: ±z
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
届出	柔道整復師法第19条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ナースセンターの名称変 更等の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第 4項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
届出	(組合法第35条の2準用)	いて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
認可	項(組合法第51条第2項 準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項 (組合法第35条の2準用)	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項 (組合法第51条第2項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
認可	中小企業団体の組織に関 する法律第95条第4項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
商工組合への組織変更の 認可	中小企業団体の組織に関 する法律第97条第2項 (第96条第5項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
商工組合への組織変更の 届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 (第96条第8項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第 35条の2	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第 51条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)

工件包	4日4加2十八		措置内容		/# 1 /
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	· 備考
変更等の届出	医療法施行規則第29条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
保健師、助産師、看護師 養成所の学則等変更の承 認	保健師助産師看護師施行 令第13条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
保健師、助産師、看護師 養成所設置者の氏名等変 更の届出	保健師助産師看護師施行 令第13条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医療法人の定款又は寄附 行為の変更の認可	医療法第50条第1項第6 8条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医療法人の事務所所在地 変更の届出	医療法第50条第3項第6 8条の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医療法人の役員変更の届 出	第5条の10	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
学則等変更の承認		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
設置者の氏名等変更の届 出	技師法 第3条第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
則等変更の承認	法律 第3条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
置者の氏名等の変更の届 出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
士の養成施設の学則等変 更の承認	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 理学療法士及び作業療法士法 第3条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
士養成施設の設置者の住 所等変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等変更の承認	視能訓練士学校養成所指 定規則 視能訓練士法 第 3条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
者の氏名等変更の届出	視能訓練士学校養成所指 定規則 視能訓練士法 第 3条第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
認定養成施設の教育課程 等の変更の承認	師、はり師、きゆう師等に 関する法律第2条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T/4-5	1E17P0.7T V		措置内容		/# +/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
あん摩マツサージ指圧師 等養成施設設置者の氏名 等変更の届出	あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定対則 あん摩マツサージ指圧師、はり師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条第2項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
柔道整復師養成施設の学 則等変更の承認	柔道整復師学校養成施設 指定規則 柔道整復師法 第3条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
者の氏名等変更の届出	第3条第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
歯科衛生士養成所の学則 等変更の承認	歯科衛生士学校養成所指 定規則 歯科衛生士法 第 4条第1項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
歯科衛生士養成所設置者 の氏名等変更の届出	歯科衛生士学校養成所指 定規則 歯科衛生士法 第 4条第2項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等変更の承認	歯科技工士学校養成所指 定規則 歯科技工士法 第 4条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
歯科技工士養成所設置者 の氏名等変更の届出	歯科技工士学校養成所指 定規則 歯科技工士法 第 4条第2項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
経営革新計画の変更の承 認	中小企業経営革新支援法 第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
認定健康増進施設の内容 変更の届出	健康増進施設認定規程第 8条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
認定事業の変更	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定に関する省令第4条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
定款等変更届出	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査及び証明の事業の認定 に関する省令第4条第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
申請事項の変更届出	臓器の移植に関する法施 行規則第12条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			臓器のあっせん業を行う事務所の所在 地及び名称の変更に際し定款、寄附行 為の変更を伴う場合には、定款、寄附 行為の添付を求めている。この場合、 インターネット等で入手可能な定款、寄 附行為は変更される前のものである ケースが多く審査に不都合を生じるた め、手続の簡素化は困難
指定試験機関の名称等の 変更の届出	建築物における衛生的環 境の確保に関する法律施 行規則第19条の3				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
請及び変更の申請	建築物における衛生的環 境の確保に関する法律第 9条の5、同法施行規則第 19条の7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
等の届出	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第35条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
適正化基準変更の認可	生活衛生関係営業の運営 の適正化に関する法律第 55条後段				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T (+ 5)	101677		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
共済又は再共済に係る規程の変更、廃止の認可	56条(第14条の2第3項 準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
条第1項第1号及び第2号 に係る事業につきアウトサ イダーと締結する組合協 約変更の認可	項後段準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
生活衛生同業組合連合会の定款変更の認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
定款に記載する事務所所 在地変更の届出	56条(第28条第5項準 用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ンターの事務所所在地変 更の届出	57条の11(第57条の3 第4項準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
標準営業約款変更の認可	生活衛生関係営業の運営 の適正化に関する法律第 57条の12第1項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	行規則第14条(第6条準 用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
理容師の指定試験機関の 名称等の変更の届出	理容師法第4条の4第2 項、同法に基づ〈指定試験 機関及び指定登録機関に 関する省令第2条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
理容師の指定登録機関の 名称等の変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
理容師養成施設の生徒の 定員等の変更の承認	理容師養成施設指定規則 第6条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
美容師の指定試験機関の 名称等の変更の届出	項、同法に基づ〈指定試験 機関及び指定登録機関に				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
美容師の指定登録機関の 名称等の変更の届出					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
美容師養成施設における 生徒の定員等の変更の承 認	美容師養成施設指定規則 第5条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
験機関の名称等の変更の 届出	クリーニング業法第7条の 4第2項、同法施行規則第 3条の3第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
水道事業の給水区域、取水地点等事業変更の認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加の場合は、需要に応じた十分な水の供給確保の観点から、取水地点又は浄水方法の変更は清浄な水の確保の観点から認可が必要であるため、手続の簡素化は困難
水道事業の料金を変更したときの届出		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
地方公共団体以外の水道 事業者の供給条件の変更 の認可(1)料金(2)需要 者の負担等		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			水道事業は公共性の強い事業であり その料金に関して、適切に設定されて いるか審査する必要があるため、手続 の簡素化は困難

T/4-0	- ロルスへ		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
指定試験機関の名称等の 変更届出	水道法第25条の14第2 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
試験委員の選任及び変更 の届出	水道法第25条の16第3 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
試験事務の実施に関する 規程の変更認可申請	水道法第25条の18第1 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(適切な試験の運営のために必要であり、また、現在以上の簡素化は不可能。)
指定試験機関の事業計画 及び収支予算の認可及び 変更許可申請	項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(適切な試験の運営のために必要であり、また、現在以上の簡素化は不可能。)
水道用水供給事業の給水 対象、浄水方法等変更の 認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加の場合は、需要に応じた十分な水の供給確保の観点から、取水地点又は浄水方法の変更は清浄な水の確保の観点から認可が必要であるため、手続の簡素化は困難
水道事業の認可申請書記 載事項変更の届出(申請 者の住所、氏名及び事務 所の所在地)	水道法第7条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
水道用水供給事業の認可 申請書記載事項変更の届 出(申請者の住所、氏名及 び事務所の所在地)	7条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国の専用水道の届出書記 載事項変更の届出	33条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
称等の変更届出	理容師養成施設指定規則 第7条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
称等の変更の届出	美容師養成施設指定規則 第6条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
水道事業の軽微な変更等の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(H14.4の改正水道法で、変更認可のうち軽微な変更については届出でよいこととした。)
水道用水供給事業の軽微な変更等の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(H14.4の改正水道法で、変更認可のうち軽微な変更については届出でよいこととした。)
事業者からの事業内容変 更後の第二種事業の概要 の届出の受理及びアセス 実施の必要性の有無の通 知(環境省関連事業)		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			水道事業の適切な管理のため必要であるため、手続の簡素化は困難
登録事項の変更の届出	狂犬病予防法第4条第4 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
	項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
墓地の区域・納骨堂また は火葬場の施設の変更の 申請・許可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)

工件包	4日 4四 十 人		措置内容		/#: ±z
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
適正化規程変更の認可	る法律第9条第1項後段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
共済規程の変更認可	る法律第14条の2第3項 前段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
組合協約変更の認可	る法律第14条の10第1 項後段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
組合の定款変更の認可	る法律第28条3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
組合の定款変更の届出の 受理	生活衛生関係営業の運営 の適正化及び振興に関す る法律第28条5項				措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
	る法律第52条の10第1 項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
の受理	る法律第52条の10第1 項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
都道府県指導センターの 所在地変更届けの受理	る法律第57条の3第4項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
受理	る法律施行規則第2条第 1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
受理	る法律施行規則第2条の 2第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の受理		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
受理	2第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
受理	る法律施行規則第5条の 10	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
受理		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
小組合の定款変更申請書 の受理	る法律施行規則第13条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包	4日 4四 十 人		措置内容		/#: ±z
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
小組合の役員変更届出書 の受理		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
理容所変更等の届出	理容師法第11条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
美容所変更等の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
クリーニング所変更等の 届出	クリーニング業法第5条第 2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
旅館業の変更等の届出	旅館業法施行規則第4条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
公衆浴場業の変更等の届 出	条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
水道事業の給水区域、取水地点等事業変更の認可 水地点等事業変更の認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			水道事業の適切な管理のため必要で あるため、手続の簡素化は困難
地方公共団体以外の水道 事業者の供給条件の変更 の認可(1)料金(2)需要 者の負担等		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			水道事業の適切な管理のため必要で あるため、手続の簡素化は困難
指定給水装置工事事業者 の変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
水道用水供給事業の給水 対象、浄水方法等変更の 認可	水道法第30条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			水道事業の適切な管理のため必要であるため、手続の簡素化は困難
水道事業の軽微な変更等 の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(H14.4の改正水道法で、変更認可のうち軽微な変更については届出でよいこととした。)
水道用水供給事業の軽微 な変更等の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(H14.4の改正水道法で、変更認可のうち軽微な変更については届出でよいこととした。)
専用水道の確認申請書の 記載事項の変更届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
徒の定員等の変更の承認 (学校の管理栄養士養成 施設を除く)		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
管理栄養士養成施設の生 徒の定員等の変更の承認	管理栄養士学校指定規則 第4条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包	担地社会		措置内容		/# 1 /
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	·
栄養士養成施設の名称、 所在地等の変更の届出	第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
の変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
定員等の変更の承認	調理師法施行規則第8条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
調理師養成施設の名称等 の変更の届出	第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康被害に対する給付に 係る手続(障害児養育年金 の額の変更)	号、同法施行規則第11条 の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
健康被害に対する給付に 係る手続(障害年金の額の 変更)		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
年金受給者の氏名等の変 更の届出	予防接種法施行規則第11 条の7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
適正化規程変更の認可	生活衛生関係営業の運営 の適正化に関する法律第 9条第1項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
第2号に係る事業につきア	14条の10第1項後段、同	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
振興計画変更の認定					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
変更の届出	理容師養成施設施行規則 第7条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
名等及び額等変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
美容師養成施設の名称等 変更の届出	美容師養成施設施行規則 第6条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
名等及び額等変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
験機関の名称等の変更の 届出	クリーニング業法第7条の 5第2項、同法施行規則第 3条の3第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
薬物に係る治験計画の変 更等の届出	薬事法施行規則第66条 の4	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)

T/4-0	中地子へ		措置内容		/# +/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
器具機械に係る治験計画 変更等の届出	薬事法施行規則第69条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
麻薬取扱者(1)~(6)の 免許証記載事項の変更の 届出	麻薬及び向精神薬取締法 第9条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(免許証の書き換えが必要であるとともに麻薬取扱者の実態を把握するためこれ以上の簡素化は困難。)
麻薬輸入許可申請書記載 事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法 第14条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸入の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
麻薬輸出許可申請書記載 事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法 第18条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
向精神薬営業者(1)~ (3)の免許証記載事項の 変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の4(第9条第1項 準用)				措置済(免許証の書き換えに必要であるとともに向精神薬営業者の実態を把握するためこれ以上の簡素化は困難。)
第1種向精神薬輸入許可 申請書記載事項の変更許 可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の9第3項(第14 条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸入の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
第2種向精神薬輸入許可 申請書記載事項の変更許 可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の9第4項(第14 条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸入の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
第3種向精神薬輸入許可 申請書記載事項の変更許 可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の9第5項(第14 条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸入の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
第1種向精神薬輸出許可 申請書記載事項の変更許 可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の12第3項(第1 8条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
第2種向精神薬輸出許可 申請書記載事項の変更許 可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の12第4項(第1 8条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
第3種向精神薬輸出許可 申請書記載事項の変更許 可		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
特定第2種向精神薬輸出 許可申請書記載事項の変 更許可		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
特定第3種向精神薬輸出 許可申請書記載事項の変 更許可	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の13第3項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(許可書を書き換えるのに必要であるとともに輸出の実態を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
向精神薬取扱責任者の変 更の届出		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(届出を受けた向精神薬取扱者が適当であるか否か確認するのに必要なため簡素化は困難。)
麻薬等原料営業者の業務 の変更の届出(1)麻薬等 原料輸入業者(2)麻薬等 原料輸出業者(3)特定麻 薬等原料製造業者	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の27後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(麻薬の密造目的に流用されることを防止する観点から、その流通に関与する業者を把握するのに必要なため簡素化は困難。)
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の7(第9条第1項 準用)				措置済(登録証を書き換えるのに必要であるとともに実態を把握するのに必要なため、これ以上の簡素化は困難。)
指定認定機関の事務所変 更届	工業標準化法第31条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定認定機関の認定業務 規程変更認可	工業標準化法第32条第1 項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
承認認定機関の事務所変 更届	工業標準化法第39条第2 項において準用する第31 条	電子申請システムにお			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包	出地计人		措置内容		/##.#z
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
規程変更認可	工業標準化法第32条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
毒物劇物取扱責任者の変 更の届出	条第3項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
取扱品目追加に係る登録 の変更	条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
氏名等変更の届出(1)氏 名、住所、営業所等の名 称(2)施設設備(3)取扱 品目(廃止に係るもの) (4)営業の廃止	0条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
薬局開設の変更の届出	薬事法施行規則第12条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
一般販売業の変更の届出	薬事法施行規則第29条 の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医薬品の販売又は授与の 相手方変更の許可の申請		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
変更の届出	薬事法施行規則第29条 の6	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
医薬品の販売業の許可証 の変更の届出	薬事法施行規則第33条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
毒物劇物製造業の登録の 変更の申請	条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
毒物劇物輸入業の登録の 変更の申請	毒物及び劇物取締法第9 条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
毒物劇物製造業者における毒物劇物取扱責任者の 変更の届出	条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
毒物劇物輸入業者における毒物劇物取扱責任者の 変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
毒物劇物販売業者におけ る毒物劇物取扱責任者の 変更の届出	条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
物劇物取扱責任者の変更 の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
毒物劇物製造業者の変更 の届出	毒物及び劇物取締法第1 0条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)

エはね	担加计会	措置内容			/#.# <u>/</u>
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
毒物劇物輸入業者の変更 の届出	毒物及び劇物取締法第1 0条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
毒物劇物販売業者の変更 の届出	毒物及び劇物取締法第1 0条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
特定毒物研究者の変更の 届出	毒物及び劇物取締法第1 0条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
業務上取扱者の変更の届 出	毒物及び劇物取締法第2 2条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	麻薬及び向精神薬取締法 第9条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(免許証の書き換えが必要であるとともに麻薬取扱者の実態を把握するためこれ以上の簡素化は困難。)
向精神薬営業者の免許証 記載事項の変更の届出 (1)向精神薬卸売業者 (2)向精神薬小売業者	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の4(第9条第1項 準用)				措置済(登録証を書き換えるのに必要であるとともに向精神薬営業者の実態を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の7(第9条第1項 準用)				措置済(登録証を書き換えるのに必要であるとともに実態を把握するのに必要なため、これ以上の簡素化は困難。)
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の20第4項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(届出を受けた向精神薬取扱者が適当であるか否か確認するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
麻薬等原料営業者の業務 の変更の届出(1)特定麻 薬等原料卸小売業者	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の27後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(麻薬の密造目的に流用されることを防止する観点から、その流通に関与する業者を把握するのに必要なためこれ以上の簡素化は困難。)
項の届出	大麻取締法第10条第5項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
覚せい剤施用機関の名称 変更の届出	覚せい剤取締法第12条 第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
覚せい剤研究者の氏名等 変更の届出	第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
等変更の届出	覚せい剤取締法第12条第 2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
覚せい剤研究者の氏名等 変更の届出	覚せい剤取締法第12条第 3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)

エはわ	担加计点		措置内容		/#.#Z
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
医療用具の販売業・賃貸業の休止・廃止・再開、変更届	薬事法第40条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
医薬品等の製造承認事項 の一部変更承認	薬事法第14条第7項	改正薬事法(平成14年7月31日法律第96号)の施行日を定める政子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	
医療用具の製造承認事項 の一部変更承認	薬事法第14条第7項	改正薬事法(平成14年7月31日法律第96号)の施行日を定める政令を公布する予定。電りで表す。である。である。であるとにおいてで更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	
医薬品等製造所の製造品 目の変更追加の許可	薬事法第18条第1項	改正薬事法(平成14年7月31日法律第96号)の施行日を定める政令を公布する予定。電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	
医療用具等製造所の製造品目の変更追加の許可	薬事法第18条第1項	改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電り を公布する予において 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライン 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	
医薬品等製造所の休廃止 等の届出 (1)廃止、休 止、再開(2)業者、管理者 又は責任技術者の氏名、 住所の変更(3)製造所の 名称の変更(4)構造設備 の主要部分の変更(5)製 造品目の変更	薬事法第19条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
医療用具製造所の休廃止 等の届出 (1)廃止、休 止、再開(2)業者又は責 任技術者の氏名、住所の 変更(3)製造所の名称の 変更(4)構造設備の主要 部分の変更(5)製造品目 の変更		電子申請システムにおいて変更事項等のみをいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
外国製造医薬品等の製造承認事項の一部変更承認	(第14条第7項準用)	7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電子 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライン 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	
外国製造医療用具の製造 承認事項の一部変更承認		改正薬事法(平成14年7月31日法律第96号)の施行日を定める政令を公布する予定。電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定	

THO	出地よる	措置内容			/ 世史	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	
国内管理人に関する変更の届出ー医薬品	薬事法第19条の3	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
国内管理人に関する変更の届出ー用具		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
医薬品等の輸入承認事項 の一部変更承認	薬事法第23条(第14条 第7準用)	改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電争 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライ 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医療用具の輸入承認事項 の一部変更承認	薬事法第23条(第14条 第7項準用)	改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電子 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライン 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医薬品等輸入販売業者の 輸入品目の変更追加の許 可		改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電子 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライ 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医療用具輸入販売業者の 輸入品目の変更追加の許 可		改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定、電子 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライン 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医薬品等輸入販売営業所 の休廃止等の届出 (1) 廃止、休止、再開(2)業 者、管理者又は責任技術 者の氏名、任所の変更 (3)営業所の名称の変更 (4)構造設備の変更(5) 取扱品目の変更		改正薬事法(平成14年7月31日法律第96号)の施行日を定める政令を公布する予定。電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医療用具輸入販売営業所の休廃止等の届出 (1) 廃止、休止、再開(2)業者 又は責任技術者の氏名、 住所の変更(3)営業所の 名称の変更(4)構造設備 の変更(5)取扱品目の変 更	薬事法第23条(第19条 準用)	改正薬事法(平成14年 7月31日法律第96号) の施行日を定める政令 を公布する予定。電子 申請システムにおいて 変更事項等のみを入力 することにより簡略化を 推進するようオンライン 化実施方策を提示		平成17年4月1日改正 薬事法施行予定		
医薬品等の製造業の許可 等に付された条件の変更 の申出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
医療用具の製造業の許可 等に付された条件の変更 の申出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	

工件包	扫物法人		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	·
	の10第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
毒物劇物取扱責任者の変 更の届出	条第3項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(この変更届は、新たに任命された責任者に関する情報を求めるものであり、行政が保持する旧責任者に関するすべての情報を差し替える必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
取扱品目追加に係る登録 の変更	条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
氏名等変更の届出(1)氏 名、住所、営業所等の名 称(2)施設設備(3)取扱 品目(廃止に係るもの) (4)営業の廃止	毒物及び劇物取締法第1 0条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
届出	安全な血液製剤の安定供 給の確保等に関する法律 第13条第5項				措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
けし栽培の変更の許可	あへん法第18条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要があるためこれ以上の簡素化は困難。)
栽培許可証記載事項変更 の届出	あへん法第22条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
覚せい剤製造業者の氏名 等変更の届出	覚せい剤取締法第12条 第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
覚せい剤原料輸入業者等 の氏名等変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(実態を正確に把握する必要が あるためこれ以上の簡素化は困難。)
製菓衛生師の養成施設の 生徒定員等の変更及び施 設の廃止の承認申請	0条第1項 製菓衛生師 法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
製菓衛生師養成施設の名 称変更の届出	0条第2項 製菓衛生師法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
理製造過程の変更の承認 申請		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(電子化の実施による手続きの 簡素化は既に図られている。近年本承 認施設における事故等にかんがみれ ば、内容面での簡素化は食品の安全 性の確保の点から困難。)
組換えDNA技術によって 得られた微生物を利用し た食品又は添加物の製造 について確認を受けた製 造業者の施設、設備又は 装置の軽微な変更の届出	(平成12年5月1日厚生 省告示第234号)第6条 食品衛生法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
食品衛生管理者の設置及 び変更の届出	第6項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
と畜場の構造設備等の変更についての届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項と変更によって影響を受ける事項を届出事項としているが、衛生確保の観点からこれ以上の簡素化は困難。)
食鳥処理場の軽微な変更等の届出	食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律 第6条第3項				措置済(変更事項と変更によって影響を受ける事項を届出事項としているが、衛生確保の観点からこれ以上の簡素化は困難。)

T/4.5	101677		措置内容		(## +*/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
食鳥処理衛生管理者の設 置及び変更の届出	食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律 第12条第4項及び同法施 行規則第7条	いて変更事項等のみを			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
製菓衛生師指定養成施設 の構造設備等の変更の届 出	0条第3項 製菓衛生師 法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(現在でも簡素化されており、これ以上の簡素化は困難。)
と畜場使用料又はと殺解 体料の認可及び変更の認 可の申請	と畜場法第8条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項と変更によって影響を受ける事項を届出事項としているが、衛生確保の観点からこれ以上の簡素化は困難。)
備の変更の許可申請	食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律 第6条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項と変更によって影響を受ける事項を届出事項としているが、衛生確保の観点からこれ以上の簡素化は困難。)
	食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律 第16条第2項				措置済(変更事項と変更によって影響を受ける事項を届出事項としているが、衛生確保の観点からこれ以上の簡素化は困難。)
化製場等の設置許可の変 更の届出	化製場等に関する法律第 3条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(都道府県に対するオンライン 実施方策の提示による手続の簡素化 は既に図られている。個々の届出内容 の簡素化については、都道府県が条 例で定めているために一律の簡素化 は困難。)
就業規則変更の届出	労働基準法第89条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
寄宿舎規則変更の届出	労働基準法第95条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
寄宿舎の設置、移転、変 更計画の届出	労働基準法第96条の2第 1項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
変更の承認	第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	,	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
全国社会保険労務士会連 合会の主たる事務所の所 在地の変更の報告	条の27第2項及び第25 条の39(同法施行規則第 19条の2及び第24条)	化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
所在地の変更に係るもの を除()	条の27第2項(同法施行 規則第19条)	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
に係るものを除()	条の27第2項及び第25 条の39(同法施行規則第 19条及び第24条)	化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
地変更届	労働保険の保険料の徴収 に関する法律第9条(施行 規則第10条第4項)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
請書及び添付書類の記載 事項等の変更		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
名称·所在地変更届	条)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
遺族(補償)年金算定基礎 変更の届出	労働者災害補償保険法施 行規則第21条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包			措置内容		/## ** /
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
給付基礎日額変更の届出	項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
障害特別年金変更の申請	労働者災害補償保険法第 29条(労働者災害補償保 険特別支給金支給規則第 7条)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
受給権者の住所・氏名変 更の届出	第21条の2)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
係変更の届出	第21条の2第1項)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
更の届出	第21条の3)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	第14条の3)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
を受ける指定病院等(変更)の届出	8条の5第2項)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
障害給付変更の請求		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
海外派遣者特別加入変更 の届出	6条の25の2)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
中小事業主等特別加入変 更の届出	6条の19)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
一人親方等特別加入変更 の届出	6条の23第4項)	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
勤労者財産形成給付金契 約の承認申請書の記載事 項等の変更届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の承認申請書の記載事項 等の変更届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
勤労者財産形成給付金契 約の変更等の承認		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
勤労者財産形成促進法第 7条の2第1項の一括支払 機関の指定又は変更の届 出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
勤労者財産形成促進法第 7条の21第1項の一括支 払機関の指定又は変更の 届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
勤労者財産形成基金の規 約の変更の認可	勤労者財産形成促進法第 7条の11第3項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)

			 措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
勤労者財産形成基金の規約(政令で定める事項に係るもの)の変更の届出	勤労者財産形成促進法第 7条の11第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の認可					措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
労働金庫及び労働金庫連 合会の定款変更等の認可 (1)定款の変更(2)業務 の種類又は方法の変更	労働金庫法第33条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
労働金庫連合会の国債等 の売買業務の内容及び方 法の変更の認可	労働金庫法第58条の2第 8項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
労働金庫連合会の信託業 務の種類及び方法の変更 の認可	労働金庫法第58条の2第 9項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
労働金庫の国債等の売買 業務の内容及び方法の変 更の認可	労働金庫法第58条第11 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
労働金庫の信託業務の種 類及び方法の変更の認可	労働金庫法第58条第12 項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(認可に係る適正な審査を行うために必要な最小限の書類を申請・届出等する手続である)。なお、共管している金融庁とも調整済。
	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第12 9条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第12 9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
第3項に基づくデリックの 変更検査	クレーン等安全規則第13 0条第1項	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
式エレベーターの検査設 備又は主任設計者等の変 更報告		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
第1項に基づ〈エレベー ター変更届出	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第16 3条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
第2項に基づ〈エレベー ター変更届出	クレーン等安全規則第16 3条	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第38条 第3項に基づ〈エレベー ターの変更検査	クレーン等安全規則第16 3条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

工件包		措置内容			,
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第1項に基づく建設用リフト変更届出	7条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づく建設用リフト変更届出	7条	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
トの変更検査	クレーン等安全規則第19 8条第1項	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第1項に基づくクレーンの 変更届出		入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づくクレーンの 変更届出	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第44 条	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
変更検査	クレーン等安全規則第45 条第1項	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
主任設計者等の変更報告	労働安全衛生法第100条 クレーン等安全規則第4条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
型式移動式クレーンの検 査設備又は主任設計者等 の変更報告		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第1項に基づく移動式クレーン変更届出	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第85 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づ〈移動式ク レーン変更届出	労働安全衛生法第88条 クレーン等安全規則第85 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第38条 第3項に基づ(移動式ケレーンの変更検査	クレーン等安全規則第86 条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	-				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	労働安全衛生法第100条 ゴンドラ安全規則第28条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
	労働安全衛生法第100条 ゴンドラ安全規則第28条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ゴンドラ又は許可型式ゴンドラの検査設備又は主任 設計者等の変更報告		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

		措置内容			
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
労働安全衛生法第88条 第1項に基づ〈ボイラー変 更届出	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第41条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づ〈ボイラー変 更届出	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第41条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第38条 第3項に基づ〈ボイラーの 変更検査	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第42条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ボイラー又は許可型式ボ イラーの検査設備又は工 作責任者の変更報告	労働安全衛生法第100条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第4条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
第1種圧力容器又は許可型式第1種圧力容器の検査設備工作責任者の変更報告		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第1項に基づ(第1種圧力 容器変更届出	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第76条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づ〈第1種圧力 容器変更届出	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安 全規則第76条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第38条 第3項に基づ〈第1種圧力 容器の変更検査	労働安全衛生法第38条 ポイラー及び圧力容器安 全規則第77条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
検査業者登録事項変更等 申請(機関則第19条の1 7第1項)	製造時等検査代行機関等 に関する規則第19条の1 7第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
検査業者登録事項変更等 申請(機関則第19条の1 7第2項)	製造時等検査代行機関等 に関する規則第19条の1 7第2項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づ〈軌道装置の 設置·変更届	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づ〈型わ〈支保 工の設置·変更届	労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
第2項に基づく架設通路の 設置・変更届	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条 第2項に基づく足場の設 置·変更届	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
更の届出	第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
粉じん作業非該当認定申 請書記載事項の変更等の 報告	粉じん障害防止規則 労 働安全衛生法 第2条第5 項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T (+ 4)	101677		措置内容		(## ++/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
粉じん障害防止規則一部 適用除外申請書記載事項 の変更報告		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
認定大学等の認定申請書 記載事項の変更の届出	作業環境測定法施行規則 第5条の2第5項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
作業環境測定機関の業務 規程変更の届出	の2第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
新規化学物質に労働者が さらされるおそれがない旨 の確認の申請事項等の変 更の届出	安全衛生法 第34条の6	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
鉛業務一部適用除外認定 申請書記載事項等の変更 報告	3項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
規則一部適用除外申請書 等記載事項変更の報告		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の許可申請書等の記載事 項の変更報告		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
更の報告	製造時等検査代行機関等 に関する規則第19条の19				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
社会保険労務士試験事務 に従事する役員の変更の 届出	条の40第2項(同法施行 規則第25条第2項)	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
社会保険労務士試験委員 の変更の届出	社会保険労務士法第25 条の41第3項(同法施行 規則第27条第2項)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
試験事務規程の変更認可 申請		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
事業計画等の変更認可申 請		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
建設物・機械等の設置・移転・変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第 1項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
動力プレスの設置、移転、 変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
2項に基づ〈金属その他の 鉱物の溶解炉の設置、移 転、変更の計画の届出	労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
2項に基づ〈化学設備の設置、移転、変更の計画の届出	2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
2項に基づ〈乾燥設備の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
2項に基づ〈アセチレン溶 接装置の設置、移転、変更 の計画の届出	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
2項に基づくガス集合溶接	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

	III III A		措置内容		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
手続名	根拠法令 	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
2項に基づ〈機械集材装置	労働安全衛生法第88条第 2項 労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
2項に基づく運材索道の設置、移転、変更の計画の届出	労働安全衛生規則第88条 及び別表第7	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づく有機則第5条 又は第6条の有機溶剤の 蒸気の発散源を密閉する 続、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置又は 全体換気装置の設置、移 転、変更の計画の届出	労働安全衛生法第88条第 1項·第2項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づ《鉛則第2条、第 5条から第15条まで及び第 17条から第20までに規定 する鉛等又は焼結鉱等の 粉じんの発散源を密閉す る設備又は局所排気装置 の設置、移転、変更の計画 の届出	労働安全衛生規則第85	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づく特化則第2条 第1項第1号に掲げる第1 類物質又は特化則第4条 第1項の特定第2類物質等 を製造する設備の設置、移 転、変更の計画の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づ〈特定第2類物 質又は特化則第2条第1項 第5号に掲げる管理第2類 物質のガス、蒸気又は粉 じんが発散する屋内作業 場に設ける発散抑制の設 備の設置、移転、変更の計 画の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づく電離則第15条 第1項の放射線装置、同則 の放射線装置室、電離則 第22条第2項の放射線物 質取扱作業室又は電離則 第2条第2項の放射線物質 に係る貯蔵施設の設置、 移転、変更の計画の届出	労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
2項に基づく事務所衛生基 準規則第5条の空気調和 設備又は機械換気設備で 中央管理方式のものの設 置、移転、変更の計画の届 出	労働安全衛生規則第85 条·第86条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
2項に基づく粉じん則別表第2条第6号及び第8号に 掲げる特定粉しん発生源 を有する機械又は設備並 びに同表第14号の型ばら し装置の設置、移転、変更 の計画の届出	労働安全衛生法第88条第 1項·第2項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
労働安全衛生法第88条第 2項に基づく粉じん則第4 条又は第27条第1項ただし 書きの規定により設ける 局所排気装置又はブッシュブル型換気装置の設 置、移転、変更の計画の届	労働安全衛生法第88条第 1項·第2項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T (+ 4)	101677	措置内容			/#: ±z	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	
労働安全衛生法第88条第 2項に基づ〈令別表第6条 第2号に掲げる業務に用 いる機械又は装置の設 置、移転、変更の計画の届 出	労働安全衛生法第88条第 1項·第2項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
2項に基づく令第15条第9 号の特定化学設備及びそ	労働安全衛生法第88条第 1項·第2項 労働安全衛生規則第85 条·第86条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
2項に基づ〈特化則第10条		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
2項に基づ〈特化則第11条	労働安全衛生規則第85	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
社会保険労務士の変更登 録		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
社会保険労務士法人定款 の変更届け	社会保険労務士法第25 条の14	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
掛金月額の変更申込み	中小企業退職金共済法第 9条(同法施行規則第11 条)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
被共済者とならない者の 範囲の変更	中小企業退職金共済法施 行規則第53条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
元請負人の事務処理届書 の変更届書	中小企業退職金共済法施 行規則第65条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
共済契約者の氏名・住所 変更届出	中小企業退職金共済法施 行規則第71条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
印章の印影の変更届出	中小企業退職金共済法施 行規則第71条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
被共済者氏名変更届出	中小企業退職金共済法施 行規則第71条第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
派遣事業対象業務の変更 許可申請	項、同法施行規則第17条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化	申請に係る記載必要事 項の削減について検討 開始。			
港湾労働者派遣事業変更 届出書	項、同法第19条第1項、 同法施行規則第18条第1 項前段	化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
港湾労働者派遣事業変更 届出書及び許可証書換申 請書		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	

-4-	IEI III A	措置内容			/# +-/
手続名	根拠法令 	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
港湾労働者雇用安定センターの名称、住所、事務所の所在地等の変更の届出	項、同法施行規則第25条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
行う事務所の所在地の変更の届出	港湾労働法第31条第2項 後段	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	港湾労働法第32条第1項 後段、同法施行規則第27 条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ターの事業計画等の変更の認可	港湾労働法第34条第1項 後段、同法施行規則第35 条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
常用労働者の氏名変更の 届出	港湾労働法施行規則第5 条第1項第1号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
港湾労働者派遣事業関係 変更の届	港湾労働法施行規則第5 条第1項第3号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
主たる業務変更の届	港湾労働法施行規則第5 条第1項第4号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
派遣資格変更の届	港湾労働法施行規則第5 条第1項第5号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
事業所名称、所在地変更 の届	港湾労働法施行規則第5 条第1項第6号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
ターの会計規定の変更の 承認	1条第2項、同条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
雇用保険被保険者区分変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2	性別欄の削除について 検討し、その結果を踏ま えて対応。電子申請シス テムにおいて変更事項 等のみを入力することに より簡略化			
雇用保険被保険者氏名変 更届	施行規則第14条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
雇用保険の事業所の各種 変更届出	4 2条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
届	雇用保険保施行規則第4 9条	検討し、その結果を踏まえて対応。電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			
届出	労働者供給事業業務取扱 要領第2 4	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	労働者供給事業業務取扱 要領第2 4	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

THA			 措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
更の届出 住所 法人にあつては、その 代表者の氏名 法人にあつては、その 役員の氏名及び住所 派遣元責任者の氏名及 び住所		に施行!により、事業主の負担を軽減して、事業動的な事業運動的な事業運営出を事業に可能業力を事業に登出を事業に改めたこと。るを事業には現係っても変のみの法さいてのおり、たついてのおり、というとのもののるがであるよりにあるよう申請を表すである。まり、大力はのようにあるようによりにあるようによりにあるようによりにあるようによりによりになるようによりには、事業を表すがある。			
	関する法律第11条第2項	に施行)により、事業主 の負担を軽減し機動的			
特定労働者派遣事業の変更の届出	者の就業条件の整備等に 関する法律第19条	法改正(平成15年東 に施行)により、は の負担を軽減を可能と がな事業に をを必ら事業が をを必ら事業は をを必ら事業は を変からままままずで を変からままままずで を変からまする。 を変かのか、 はなの事業になる を変かのか、 はなの事まままずで でいるののか、 はなの事まままずで でいるののか、 はなの事まままずで でいるののかまなの事まを についるのがまないまで はないるのがまないまで はないるのがまないまで はないますると にいるのがまないます。 にいるのが、 にいるのが			
届出制手数料の額の変更		法改正(平成15年度中に成15年度中に施行)により、甲より、機関では、一個人の負担を軽減を可能と変更を立めた。事業には、一個人の主要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を			

エはね	4日 4世 十 人		措置内容		/#. **
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
の届出 事業者の住所の変更 代表者、役員、職業紹 介責任者の変更 兼業の変更	職業安定法第32条の7第1項	に施行)により、事業主の負担を軽減し機動です。 事業運営出を事業運営出を事業に改めたこと。 を事業運営出を事業に改めたこと。 を変更する記正を要するになる事業に改せるののみ決改ものが決立もののるかはでものであり、いてものであり、いてもの措うといる。 はついての場合と。 はついての場合と、まずでは、まずでは、まずである。 はついての場合と、まずでは、まずでは、まずである。 は、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずで			
の届出及び許可証の書換の申請 氏名又は名称の変更 事業所の名称又は所在 地の変更		に施行)により、事業主の負担を軽減し機動です。 の負担を軽減しが機動でするです。 を軽減しがまませれるです。 を変すがいるです。 を変すがいるでするです。 を変すがいるでするです。 を変すがいるでするです。 を変すがいるでするです。 はなの様項をできるいてののるがいるのいるののであり、 はないまでであるようによってのできる。 はないまででは、 はないまではないまでは、 はないまではないまではないまではないまではないまではないまではないまではないまで			
無料職業紹介事業の変更 の届出 事業者の住所の変更 代表者、役員、職業紹 介責任者の変更 兼業の変更	職業安定法第33条第4項	法改正(平成15年度中に成15年度中に成1)に事業運動のな事業運動のな事業運動のな事業に改善を選出を開始した。 を主要を関係している。 は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で			
無料職業紹介事業の変更 の届出及び許可証の書換 の申請 氏名又は名称の変更 事業所の名称又は所在 地の変更		法改正(平成15年度中に施行)により、一次は15年度中に施行)により、一次は15年度中の負担を軽減し一次を軽減しの事業連動的な事を一般を15年間である。 15年間である。 15年間では、15年間である。 15年間では、15年間である。 15年間である。 15年間である。 15年間である。 15年間である。 15年間である。 15年間では、15年間である。 15年間である。 15年間である。 15年間では、			
の届出	等に関する法律第24条第 3項				手続廃止済み
	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第30条第 1項後段				手続廃止済み

	1=11=11	措置内容			,,,,,,	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	
都道府県高年齢者等雇用 安定センターの名称等の 変更	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第44条 (第24条第3項準用)				手続廃止済み	
	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第42条第 1項後段)				手続廃止済み	
	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第32条の 3				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
高年齢者職業経験活用センターの事業計画書及び 収支予算書の変更の提出	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第34条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
全国高年齢者職業経験活 用センターの名称等の変 更の届出	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第39条 (第32条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
用センターの事業計画書	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第39条 (第34条第1項後段準用)	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
全国シルバー人材セン ター事業協会の名称等の 変更の届出	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第48条 (第32条第3項準用)	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
全国シルバー人材セン ター事業協会の事業計画 書、収支予算書の変更の 提出	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第48条 (第34条第1項後段準用)	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
変更 した障害者雇入れ計画の提出	障害者の雇用の促進等に 関する法律第46条第4項 後段				措置済(新規手続と変更手続の様式が 統一されており、十分に簡素化がなさ れている。)	
変更した特定身体障害者 雇入れ計画の提出	障害者の雇用の促進等に 関する法律第48条第5項 (第46条第4項後段準用)	いて変更事項等のみを			措置済(新規手続と変更手続の様式が 統一されており、十分に簡素化がなさ れている。)	
	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第1項、第3項(「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
	者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律,第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)					
シルバー人材センターの 名称の変更	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律施行規則 第25条(高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律 施行規則第19条準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
シルバー人材センターの 事業計画書及び収支予算 書の変更	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律第43条 (高年齢者等の雇用の安 定等に関する法律第34条 第1項後段準用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
シルバー人材センター連 合の名称の変更	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律施行規則 第30条(高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律 施行規則第19条)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
シルバー人材センター連合の事業計画書及び収支 予算書の変更	高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律施行規則 第30条(高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律 施行規則第22条第2項準 用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	

T/4.5	1014071 V	措置内容			/#.# <u>*</u>	
手続名	根拠法令 	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	
障害者雇用支援センター の住所等の変更の届出	障害者の雇用の促進等に 関する法律第27条第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
センターの事業計画書及 び収支予算書の変更の提 出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
障害者就業・生活支援センターの住所等の変更の 届出	障害者の雇用の促進等に 関する法律第35条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
支援センターの事業計画 書及び収支予算書の変更 の提出	関する法律第35条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
改善計画の変更認定	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律9条1 項				措置済(都道府県の自治事務であり、 法律や省令等において記載事項を定 めていない。)	
認定を受けた技能審査の 名称等の変更の届出	厚生労働省告示	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
	技能審査認定規程第5条 第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
認定社内検定合格者の称 号の変更の届出	社内検定認定規定第5条 後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
認定社内検定の名称等の 変更の承認	社内検定認定規定第6条 第1項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
事業主の名称等の変更の 届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
認定職業訓練に関する事項の変更の届出	職業能力開発促進法施行規則第33条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
認定訓練の指導員訓練に 関する事項の変更届出	職業能力開発促進法施行 規則第36条 の13(第33条準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
	職業能力開発促進法施行 規則第51条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
職業訓練法人の定款又は 寄附行為の変更の届出	職業能力開発促進法第3 9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
指定施設の学則の変更承 認	条の8第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
指定施設の設置者の氏名 等の変更の届出	児童福祉法施行規則第6 条の8第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	

T (+ 4)	1011077.4		措置内容		/## +v
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
短時間労働援助センターが 短時間労働者福祉事業関 係業務を行う事務所の所 在地の変更の届出	短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律第 16条第3項後段				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
短時間労働援助センター の名称及び住所並びに事 務所の所在地の変更の届 出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
短時間労働援助センター の業務規定の変更の認可 の申請					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
短時間労働援助センター の事業計画書及び収支予 算書の変更の認可	短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律第 20条第1項後段				事業計画書及び収支予算書の変更には、当初認可と同様の手続の他に変更 しようとする事項及びその理由が必要 であるため、手続の簡素化は困難
短時間労働援助センター の会計規程の変更の承認	短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律施 行規則第22条第2項後段	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
短時間労働援助センター の会計規程の制定又は変 更後の当該規程の提出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			会計規定の制定の承認及び変更の承認については、基本的事項で承認を受けるため、実際に制定(変更)後の会計規定につき提出の必要があり、更なる簡素化は困難
指定法人の名称及び住所 並びに事務所の所在地の 変更の届出	児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第36条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
業務規程の変更の認可の申請	児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第40条第1項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定法人の事業計画書及 び収支予算書の変更の認 可	児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第43条第1項後段	化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定法人の会計規程の変 更の承認					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定法人の会計規程の制 定又は変更後の当該規程 の提出	児又は家族介護を行う労 働者の福祉に関する法律	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定法人が福祉関係業務 を行う事務所の所在地の 変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定保育士養成施設の学 則の変更承認	条の3第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(一部の変更事項については承認事項から届出事項とするなど、既に 提出書類等の簡素化について実施し てるところである。)
指定保育士養成施設の設 置者の氏名等の変更の届 出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(一部の変更事項については届出を不要とするなど、既に提出書類等の簡素化について実施してるところである。)
事業の変更の届出	母子及び寡婦福祉法施行 規則第4条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定療育機関の名称等の 変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)

工结点	担加计会	措置内容			備考	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	·	
指定養育医療機関の名称 等の変更の届出	母子保健法施行規則第1 2条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
受胎調節実地指導員の住 所変更の届出	母体保護法施行規則第1 3条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
受胎調節実地指導員の認 定講習の変更の届出	母体保護法施行規則第1 8条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
指定療育機関の結核の種 別の変更の申請	児童福祉法施行規則第1 4条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
変更の届出	児童手当法施行規則第5 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
児童手当の受給者の住所 変更の届出	児童手当法施行規則第6 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
定款変更の認可	消費生活協同組合法第4 3条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
共済事業規約の設定、変 更、廃止の認可(変更) (1)実施方法 (2)共済契 約 (3)共済掛金及び責 任準備金の額の算出方法	3条第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
定款変更の届出	消費生活協同組合法第4 3条第6項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
共同プール事務の規約の 変更の届出	自動車損害賠償保障法第 28条の4第2項後段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
名称、住所又は事務所の 所在地の変更の届出	法第93条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)	
事業計画書及び収支予算書の変更の提出(中央福祉人材センター)		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)	
事業約款の変更の認可 (福利厚生センター)	社会福祉法第104条第1 項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)	
福利厚生センターの名称、 住所又は事務所の所在地 の変更の届出	法第93条第3項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)	
事業計画書及び収支予算 書の変更の認可(福利厚 生センター)	法第96条第1項準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)	
関学則変更の承認		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(養成機関指定事務の適正な事務の遂行のために必要な最低限の書類であり、簡素化することは困難。)	
社会福祉主事指定養成機 関名称等変更の届出	社会福祉主事養成機関等 指定規則第4条第2項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(養成機関指定事務の適正な事務の遂行のために必要な最低限の書類であり、簡素化することは困難。)	

-4-	IT III A	措置内容			, m + c
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
指定養成施設等の学則等 の変更の承認	社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則第4条第1項				措置済(養成機関指定事務の適正な事務の遂行のために必要な最低限の書類であり、簡素化することは困難。)
指定養成施設等の名称等 の変更の届出	社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則第4条第2項				措置済(養成機関指定事務の適正な事務の遂行のために必要な最低限の書類であり、簡素化することは困難。)
社会福祉法人の定款変更 の認可		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
社会福祉法人の定款変更 の届出		電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
施設を設置する第一種社 会福祉事業経営の事項の 変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業経営の事項の変更の届出については、必要な書式、添付書類等を国において示しておらず、必要な簡素化があれば都道府県の判断において行われるものと考えられることから、一律に簡素化を行うことは困難
社会福祉施設を設置する 第一種社会福祉事業の経 営内容の変更の許可	社会福祉法第63条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営内容の変更の許可については、必要な書式、添付書類等を国において示しておらず、必要な簡素化があれば都道府県の判断において行われるものと考えられることから、一律に簡素化を行うことは困難
施設を必要としない第一 種社会福祉事業開始の届 出事項等の変更の届出	社会福祉法第68条前段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出事項等の変更の届出については、必要な書式、添付書類等を国において示しておらず、必要な簡素化があれば都道府県の判断において行われるものと考えられることから、一律に簡素化を行うことは困難
第二種社会福祉事業開始 の届出事項変更の届出	社会福祉法第69条第2項 前段	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			第二種社会福祉事業開始の届出事項変更の届出については、必要な書式、添付書類等を国において示しておらず、必要な簡素化があれば都道府県の判断において行われるものと考えられることから、一律に簡素化を行うことは困難
都道府県福祉人材セン ターの名称、住所又は事 務所の所在地の変更の届 出	社会福祉法第93条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)
事業計画書及び収支予算 書の変更の届出(都道府 県福祉人材センター)		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(団体指定事務の適正な遂行のために必要な最低限の書類であり、 簡素化することは困難。)
定款変更の認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
共済事業規約の設定、変 更、廃止の認可(変更) (1)実施方法 (2)共済契 約 (3)共済掛金及び責 任準備金の額の算出方法		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
定款変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
社会福祉法人の定款変更 の認可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T/4-0			 措置内容		/## ±z/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
の届出	社会福祉法第43条第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
保護施設の名称等の変更 認可(1)施設の名称及び 種類(2)寄付行為、定款 その他の基本約款(3)設 備の規模及び構造(4)取 扱定員(5)事業開始の予 定年月日(6)経営責任者 等の氏名及び経歴(7)経 理の方針	生活保護法第41条第5項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			保護施設の名称等の変更認可については、必要な書式、添付書類等を国において示しておらず、必要な簡素化があれば都道府県の判断において行われるものと考えられることから、一律に簡素化を行うことは困難
指定医療機関の変更の届 出等	生活保護法第50条の2	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
出等	用)	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
助産機関等の変更の届出等	(同法第50条の2準用)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
所の変更)	7条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(退職手当共済の適正な事務の遂行のために必要な最低限の届出を行うものであり、更なる簡素化は困難。)
共済契約者の届出(被共 済職員の氏名の変更)	8条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(退職手当共済の適正な事務の遂行のために必要な最低限の届出を行うものであり、更なる簡素化は困難。)
年金等の支給を受けてい る者の氏名変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援 護法施行規則第39条	証書搭載交付申請書と 様式を統一化する。電 子申請システムにおい て変更事項等のみを入 力することにより簡略化			
年金等の支給を受けている者の住所変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援 護法施行規則第39条の2	「受領代理人変更の届出」の手続と様式を統一化する。電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			
支払郵便局変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援 護法施行規則第39条の3	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
受領代理人変更の届出	戦傷病者戦没者遺族等援 護法施行規則第39条の4	「年金等の支給を受けて いる者の住所変更の届 出」の手続と様式を統一 化する。電子申請システ ムにおいて変更事項等 のみを入力することによ り簡略化			
戦傷病者手帳の記載事項 の変更	戦傷病者特別援護法第5 条、同法施行令第7条、同 法施行規則第3条				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
障害の程度の変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
センターの名称、住所又は 事務所の所在地の変更の 届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第51条 の5第1項後段				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T/4-0			措置内容		/# +*
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
センターの事業計画書及 び収支予算書の変更の提 出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
の変更の承認	精神保健福祉士短期養成 施設及び精神保健福祉士 一般養成施設等指定規則 4条1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
の変更の届出	精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士 一般養成施設等指定規則 4条3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
試験事務規程、変更の認 可	精神保健福祉士法第13条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
精神保健福祉士試験委員の選任、変更の認可	<u>\$</u>	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
可		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
更時の届出	登録機関に関する省令第 2条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
更時の事務	登録機関に関する省令第 22条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
身体障害者居宅生活支援 事業等の変更の届出	条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	身体障害者福祉法施行令 第9条第2項、第4項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(身体障害者手帳の記載変更であり、書き換え後の手帳を交付するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている)。
指定医療機関の医療の種類の変更の申請·承認	身体障害者福祉法施行令 第22条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定医療機関の名称等の 変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
知的障害者居宅生活支援 事業等の変更の届出	条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
児童居宅生活支援事業の 変更の届出	児童福祉法第34条の3第 2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
の変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
事業の変更の届出		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
支給量の変更の申請、居宅受給者証の提出	条の7	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(申請者に居宅受給者証の提出を求め、当該受給者証に市町村が変更の決定に係る支給量を記載し返還するのに必要な最小限の手続である。)

工件包	4日 4四 十 人		措置内容		/# 1 /
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
提出	条の12	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(申請者に施設受給者証の提出を求め、当該受給者証に市町村が変更の決定に係る身体障害程度区分を記載し返還するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている。)
指定居宅支援事業者の変 更の届出等		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
指定身体障害者更生施設 等の変更の届出	身体障害者福祉法第17 条の27	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
宅受給者証の提出	知的障害者福祉法第15 条の8	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(申請者に居宅受給者証の提出を求め、当該受給者証に市町村が変更の決定に係る支給量を記載し返還するのに必要な最小限の手続である。)
提出	条の13	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(申請者に施設受給者証の提出を求め、当該受給者証に市町村が変更の決定に係る身体障害程度区分を記載し返還するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている。)
指定居宅支援事業者の変更の届出等	条の20	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定知的障害者更生施設 等の変更の届出	条の27	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
宅受給者証の提出	児童福祉法第21条の13	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(申請者に居宅受給者証の提出を求め、当該受給者証に市町村が変更の決定に係る支給量を記載し返還するのに必要な最小限の手続である。)
指定居宅支援事業者の変更の届出等	条の20	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
精神障害者保健福祉手帳 の氏名等の変更の届出の 際の返還	第7条第2項、第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
の居住地の変更の届出の 際の再交付	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行令 第7条第4項、第5項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
の障害等級の変更の申 請·再交付	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行令 第9条第1項、第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(申請者に手帳の提出を求め、 さきに交付した精神保健福祉手帳と引 換えに新たに精神障害者保健福祉手 帳を交付するのに必要な最小限の事 項の申請・届出である)
特別障害者手当(障害児 福祉手当)受給者の氏名 変更の届出	障害児福祉手当及び特別 障害者手当の支給に関す る省令第7条、第16条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(届出者に手当証書の提出を求め、当該証書の氏名欄を訂正し返還するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている。)
特別障害者手当(障害児 福祉手当)受給者の住所 変更の届出	障害児福祉手当及び特別 障害者手当の支給に関す る省令第8条、第16条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(届出者に手当証書の提出を求め、当該証書に、変更後の住所を記載し返還するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている。)
特別児童扶養手当受給者 の氏名変更の届出	特別児童扶養手当等の支 給に関する法律第35条及 び同法施行規則第5条				措置済(届出者に手当証書の提出を求め、当該証書の氏名欄を訂正し返還するのに必要な最小限の事項の申請・届出となっている。)

-45	IT III A		 措置内容	/#.#Z	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考
特別児童扶養手当受給者 の住所変更の届出	特別児童扶養手当等の支 給に関する法律第35条及 び同法施行規則第6条				措置済(届出者に手当証書の提出を求め、当該証書に、変更後の住所を記載 し返還するのに必要な最小限の事項 の申請・届出となっている。)
療を受ける病院等の変更 の届出	第4条の2第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
精神障害者保健福祉手帳 の氏名等の変更の届出	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行令 第7条第2項、第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の居住地の変更の届出	第7条第4項、第5項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の障害等級の変更の申請	第9条第1項、第3項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(申請者に手帳の提出を求め、 さきに交付した精神保健福祉手帳と引 換えに新たに精神障害者保健福祉手 帳を交付するのに必要な最小限の事 項の申請・届出となっている。)
整備計画の変更の認定	保健及び福祉のための総 合的施設の整備の促進に 関する第8条第1項	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
の変更の認定	地方拠点都市地域の整備 及び産業業務施設の再配 置の促進に関する法律第 三十三条第四項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			電子化の実施により手続の簡素化は図られているが、共管手続であるため、各共管府省において簡素化について検討
指定訪問介護事業者の変 更の届出	介護保険法施行規則第1 31条第1項第1号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定訪問入浴介護事業者 の変更の届出	介護保険法施行規則第1 31条第1項第2号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定訪問看護事業者の変 更の届出 	31条第1項第3号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定訪問リハビリテーション事業者の変更の届出	31条第1項第4号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定居宅療養管理指導事 業者の変更の届出	介護保険法施行規則第1 31条第1項第5号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定通所介護事業者の変 更の届出	介護保険法施行規則第1 31条第1項第6号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定通所リハビリテーショ ン事業者の変更の届出	31条第1項第7号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
指定短期入所生活介護事 業者の変更の届出	31条第1項第8号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
指定短期入所療養介護事 業者の変更の届出	介護保険法施行規則第1 31条第1項第9号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T/4-0	10 thin 1.1 A	措置内容			/ 世 ·李	
手続名	┃ 根拠法令 ┃	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	
指定痴呆対応型共同生活 介護事業者の変更の届出	31条第1項第10号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
指定特定施設入所者生活介護事業者の変更の届出	31条第1項第11号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
指定福祉用具貸与事業者 の変更の届出	31条第1項第12号	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
指定居宅介護支援事業者 の変更の届出	33条第1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
指定介護老人福祉施設の 変更の届出	35条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
介護老人保健施設の変更 の届出	37条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
員)	39条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(様式は特に規定しておらず、 指定介護療養型医療施設の指定申請 の場合と重複する事項については、同 一の様式を使用しても差し支えない。)	
指定介護療養型医療施設 の変更の届出	40条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
訪問介護員養成研修事業 者の変更、廃止、休止、再 開の届出	第7条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
氏名変更の届出	介護保険法施行規則第2 9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(当該届出自体は住基法に基づく届出により代替することができるとされており、更なる簡素化は困難。)	
住所変更の届出	介護保険法施行規則第3 0条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(当該届出自体は住基法に基づく届出により代替することができるとされており、更なる簡素化は困難。)	
世帯変更の届出	介護保険法施行規則第3 1条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(当該届出自体は住基法に基づく届出により代替することができるとされており、更なる簡素化は困難。)	
休止、廃止の届出	老人福祉法第29条第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
老人居宅生活支援事業の変更の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
老人デイサービスセン ター、老人短期入所施設 又は老人介護支援セン ターの変更の届出	老人福祉法第15条の2第 1項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	

T (+ C)	中地よる		措置内容		/##
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
	老人福祉法第15条の2第 2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
整備計画変更認定申請の 経由	保健及び福祉のための総 合的施設の整備の促進に 関する法律第8条第2項	入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
護老人ホームの入所者 (特別養護老人ホームに あっては、老人福祉法第 11条第1項第2号の措置に 係る者に限る)についての 措置の変更、停止又は廃 止を必要とする事由の届 出	条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
要介護状態区分変更認定 の申請	2条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示	標準様式の一本化等に ついて検討	応	
介護給付等対象サービス の種類指定変更の申請	9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示	標準様式の一本化等について検討	検討結果を踏まえて対応	
の認可	健康保険法第16条第2項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化(平成14年度措置 済)			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。) 電子申請システムによる簡略化は平成 14年度措置済み
の届出	健康保険法第16条第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化(平成14年度措置済)			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。) 電子申請システムによる簡略化は平成 14年度措置済み
指定訪問看護事業者の事業所の名称等の変更又は 事業の廃止、休止若しくは 再開の届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険組合の一般保険 料率の変更に係る認可	0項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化(平成14年度措置済)			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。) 電子申請システムによる簡略化は平成 14年度措置済み
組合債に係る変更の届出	条第2項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化(平成14年度措置済)			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。) 電子申請システムによる簡略化は平成 14年度措置済み
変更の申請	健康保険法第66条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
承認の変更の申請	健康保険法第86条第13項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
管轄地方社会保険事務局 変更の届出	保険医療機関及び保険薬 局の指定並びに特定承認 保険医療機関の承認が に保険医及び保険薬剤 の登録に関する政令 健 康保険法 第7条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
保険医等の氏名変更等の 届出	保険医療機関及び保険薬 局の指定並びに特定承認 保険医療機関の承認並び に保険医及び保険薬剤師 の登録に関する省令健 康保険法 第9条第1項	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
保険医療機関等の届出事 頂の変更	保険医療機関及び保険薬 局の指定並びに特定承認 保険医療機関の承認並び に保険医及び保険薬剤師 の登録に関する省令第3 条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

T/+ 5	1E17P0.7T V	措置内容			/# * *	
手続名	┃ 根拠法令 ┃	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考	
定款の変更の認可	船員災害防止活動の促進 に関する法律第39条第2 項				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
被保険者の氏名変更の届 出	国民健康保険法施行規則 8条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
被保険者の世帯変更の届出	国民健康保険法施行規則 9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
世帯主の住所変更の届出	国民健康保険法施行規則 10条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
世帯主の変更の届出	国民健康保険法施行規則 10条の二	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
被保険者資格喪失後の療 養費等の給付、第28条第 1項の支給を受ける者の 氏名、住所変更による届 出	国民健康保険法施行規則 28条 5項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
氏名変更の届出	老人保健法施行規則第6 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
居住地変更の届出	老人保健法施行規則第7 条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
保険関係変更の届出	<u></u>	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
国民健康保険組合の役員の変更の届出	国民健康保険法施行規則 第23条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
厚生年金基金規約変更認 可申請		電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
国民年金基金規約変更認 可申請	国民年金法第120条第3項、国民年金基金令第5条、第53条及び国民年金基金党第5条、第53条及び国民年金基金規則第4条	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
国民年金基金諸規程の設 定変更、廃止の届出	国民年金基金規則第42条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
厚生年金基金規約変更の 届出	厚生年金保険法第115条 第2項·第3項、厚生年金 基金令第2条、厚生年金 基金規則第2条	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	

T (+ C)	中地よる	措置内容			供 耂	
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	· 備考	
国民年金基金規約変更の 届出		電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
規約型企業年金に係る規約変更の承認申請	確定給付企業年金法第6 条、確定給付企業年金法 施行規則第8条	次期年金制度改正における関係法令の整備に 付る関係法令の整備に 向けて簡素化を検討。 電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。また、国民年金法等の一部を改正する法 律に簡素化を盛り込んだ。)	
規約型企業年金に係る規 約変更の届出	確定給付企業年金法第7 条、確定給付企業年金法 施行規則第9条	次期年金制度改正における関係法令の整備に 向けて簡素化を検討。 電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。また、国民年金法等の一部を改正する法 律に簡素化を盛り込んだ。)	
企業年金基金の規約変更 の認可申請	確定給付企業年金法第1 6条、確定給付企業年金 法施行規則第16条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
企業年金基金の規約変更 の届出	確定給付企業年金法第1 7条、確定給付企業年金 法施行規則第17条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
確定拠出年金企業型年金 規約変更の承認申請		次期年金制度改正における関係法令の整備に 向けて簡素化を検討。 電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。また、国民年金法等の一部を改正する法 律に簡素化を盛り込んだ。)	
確定拠出年金企業型年金 規約変更の届出	確定拠出年金法第6条	次期年金制度改正における関係法令の整備に向けて簡素化を検討。 同けて簡素化を検討。 電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。また、国民年金法等の一部を改正する法 律に簡素化を盛り込んだ。)	
確定拠出年金運営管理機 関登録変更の届出	確定拠出年金法第92条 第1項、確定拠出年金運 営管理機関に関する命令 第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
氏名変更の届出	国民年金基金規則第16条、第63条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
住所変更の届出	国民年金基金規則第17 条、第63条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
払渡希望機関の変更の届 出	国民年金基金規則第18条、第63条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
氏名変更届	厚生年金基金規則第25条 (第74条)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
住所変更届	厚生年金基金規則第26条 (第74条)	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
氏名変更届	石炭鉱業年金基金法施行 規則第5条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
事業所名称所在地変更届	石炭鉱業年金基金法施行 規則第6条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	

T/4/2	田地子人		措置内容		/# +*/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
事業主変更届	石炭鉱業年金基金法施行規則第7条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
氏名変更届(受給者)	石炭鉱業年金基金法施行 規則第9条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
住所変更届(受給者)	石炭鉱業年金基金法施行 規則第10条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険·厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届	健康保険法施行規則26条 健康保険法、厚生年金 保険法施行規則19条、19 条の2 厚生年金保険法				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険·厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書、船員保険·厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書	険法施行規則96条の3の5	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険·厚生年金保険 事業所関係変更(訂正)届	健康保険法施行規則30 条、31条 健康保険法、 厚生年金保険法施行規則 23条、24条、29条 厚生年 金保険法				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険·厚生年金保険 適用事業所所在地名称変 更(訂正)届(管轄内)(管 轄外)、船員保険·厚生年 金保険船舶所有者氏名 (名称)住所(在地)変更 届(管轄内)(管轄外)	条、59条、99条 健康保険 法、船員保険法施行規則 17条、17条の2、17条の5、				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
	条、47条、48条、49条、59 条、99条 健康保険法、船	入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
健康保険任意継続·厚生 年金保険第四種被保険者 住所変更届	健康保険法施行規則44 条、47条、48条、49条、59 条、99条 健康保険法、厚 生年金保険法施行規則9 条の2 厚生年金保険法	入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険被保険者氏名・住所変更届	健康保険法施行規則117 条、121条、132条、134条 健康保険法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険の消印に使用す る印影届(印影変更届)	健康保険法施行規則147 条 健康保険法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	健康保険法施行規則173 条 健康保険法、船員保 険法施行規則96条の7 船 員保険法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
船員保険·厚生年金保険被保険者種別変更届	船員保険法施行規則11条 船員保険法、厚生年金 保険法施行規則20条 厚 生年金保険法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
保険者氏名変更届、船員 保険疾病任意継続被保険 者住所変更届		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
船員保険失業保険金受給 期間延長申請書の変更・ 終了に関する届	船員保険法施行規則48条 の9の2 船員保険法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

	III III A	措置内容			准 字	
手続名	根拠法令 	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	- 備考	
の指定・変更・指定取消届	昭和61年附則21条、旧船 員保険法施行規則74条の 6、74条の7 船員保険法	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
届	船員保険法施行規則94条 船員保険法	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
	厚生年金保険法施行規則 5条の5、21条の2 厚生年 金保険法				措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
年金受給権者氏名変更届	厚生年金保険法施行規則 37条、53条、70条、厚生年 金保険法施行規則昭和年 年附則14条、旧厚生年和金 保険法施行規則37条、43 条の9、53条、70条、76条 の12 厚生年金保険法則19条 国民年金法法、船員保 国民年金法法、船員保 五流的元期175条、82条の 13.船員保険法施行規則 昭和61年附則21条、旧 日保 日保 日保 日保 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)	
年金受給権者住所·支払 機関変更届		いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)	
厚生年金保険遺族年金差 額支給額変更届	厚生年金保険法施行規則 昭和61年附則14条、旧厚 生年金保険法施行規則65 条の4 厚生年金保険法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
資格取得·種別変更·種別	国民年金法施行規則1条 の2、3条、4条、6条、6条の 2、6条の3、7条、8条 国民 年金法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
更届	国民年金法施行規則83条 の3 国民年金法	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
船員保険·厚生年金保険被保険者報酬月額変更 (基準日)届	船員保険法施行規則9条、 9条の2 船員保険法、厚 生年金保険法施行規則19 条、19条の2 厚生年金保 険法	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	
厚生年金保険被保険者種 別変更届	厚生年金保険法施行規則 20条 厚生年金保険法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)	

T/4/2	中地よる		措置内容		/## +z/
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
納付受託者の名称等の変 更の申出	国民年金法施行規則72条 の3 国民年金法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
健康保険被保険者氏名・住所変更届	健康保険法施行規則117 条、121条、132条、134条 健康保険法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国民年金被保険者資格取得届(申出)書·国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届書	の2、2条、6条の2 国民年	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国民年金被保険者資格喪 失届(申出)書·国民年金 被保険者種別変更(第2号 被保険者該当)届書	国民年金法施行規則3条、 6条 国民年金法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国民年金被保険者氏名· 生年月日·性別変更(訂 正)届	国民年金法施行規則7条 国民年金法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項のみを申請・届出等する手続である。)
国民年金被保険者住所変 更届(同一市区町村内) (同一市区町村外)	国民年金法施行規則8条 国民年金法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
年金受給権者氏名変更届	条、国民年金法施行規則 昭和61年附則8条、旧国民 年金法施行規則19条、30	電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国民年金障害基礎·遺族 基礎年金受給権者支給停 止額変更届		電子申請システムにおいて変更事項等のみを いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンラ イン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	国民年金法施行規則昭和 61年附則8条、旧国民年金 法施行規則34条の2 国民 年金法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
	国民年金法施行規則昭和 61年附則8条、旧国民年金 法施行規則、43条、43条 の2、50条 国民年金法	いて変更事項等のみを			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
国民年金老齡福祉年金支 給停止関係発生·消滅·額 変更届	老齡福祉年金支給規則4 条、14条 国民年金法	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化を推進するようオンライン化実施方策を提示			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
					措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請·届出等する手続である。)
の新設、廃止、変更の通	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律4条2項、4項、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令3条	いて変更事項等のみを 入力することにより簡略			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
あっせん事項の変更若し(は追加	労働委員会規則第64条 第3項	電子申請システムにお いて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)

手続名	根拠法令		措置内容	備考	
一一一	似沙心	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	開っ
	労働委員会規則第70条 第3項	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
仲裁事項の変更若しくは 追加	労働委員会規則第79条	電子申請システムにおいて変更事項等のみを 入力することにより簡略 化			措置済(変更事項等最小限の事項の みを申請・届出等する手続である。)
手続件数	660件				

- (注)1.平成15年度までにオンライン化を実施(オンライン化実施方策の提示を含む)する手続については、「措置内容」欄に 「電子申請システムにおいて変更事項等のみを入力することにより簡略化(電子申請システムにおいて変更事項等のみ
 - を入力することにより簡略化を推進するようオンライン化実施方策を提示)」と記載している。 これは電子申請システムを利用して申請等を行う場合に、申請書等のデータを申請者のパソコンに保存しておき、 次回に申請書等を作成する際にパソコンに保存しているデータを再利用することで入力の手間を省くこと等を内容とする ものである。
 - 2.「備考」欄には、変更事項等最小限の記載事項であること等すでに簡素化しているものについては、「措置済」と記載 している。また、簡素化の余地がないもの等についてはその理由等を記載している。 3.上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

6 その他(具体的な簡素化・合理化事項ごとに記載)

社会保険関係及び労働保険関係の19届出をオンラインで行う場合にあっては、届出理由が共通する届出について、 同じ内容の記載項目の重複入力を省略した上で、一括して提出することができるように措置する。

	措置内容					
手続名	根拠法令	2003年度(平 成15年度)	2004年度(平 成16年度)	2005年度(平 成17年度)	備考(届出理由)	
労働保険保険関係成立届 (継続)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4条の2第1項、同施行規則第4条	オンラインで行う場合に、同じ内容の 記載項目の重複入	,			
雇用保険適用事業所設置届	雇用保険法施行規則第141条	力を省略した上で、 一括して提出する ことが出来るよう措			(事業(所)新規適用)	
健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保 険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	健康保険法施行規則8条の2、10条 健康保 険法 、船員保険法施行規則5条、23条の3 船員保険法 、厚生年金保険法施行規則 13条、29条、29条の2、29条の3 厚生年金 保険法				(FR (III) NIMAGIS)	
労働保険名称、所在地等変更届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4条の2第2項、同施行規則第5条	オンラインで行う場合に、同じ内容の記載項目の重複入				
雇用保険事業主事業所各種変更届	雇用保険法施行規則第142条	一記載場合の重複ス 力を省略した上で、 一括して提出する ことが出来るよう措				
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更(訂正)届(管轄内)(管轄外)、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)住所(所在地)変更届(管轄内)(管轄外)	3、45条の4、63条の9 健康保険法 、船員 保険法施行規則17条、17条の2、17条の5、				(事業(所)所在地名称 の変更)	
労働保険代理人選任・解任届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施 行規則第71条第2項	オンラインで行う場合に、同じ内容の 記載項目の重複入				
労働者災害補償保険代理人選任・解任届	労働者災害補償保険法施行規則第3条	一記載場合の重複ス 力を省略した上で、 一括して提出する ことが出来るよう措				
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	雇用保険法施行規則145条	置。			(事業主代理人の選任・ 解任) 	
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	健康保険法施行規則8条の2、18条、20条 健康保険法 、厚生年金保険法施行規則 23条、24条、29条 厚生年金保険法					
雇用保険被保険者氏名変更届 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険 者氏名変更訂正届	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条 健康保険法施行規則20条の2、23条、45条 の4、48条、63条の9 健康保険法、船員保 院法施行規則13条、17条の2、17条の5、47 条の2 船員保険法 、厚生年金保険法施行 規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険 法	合に、同じ内容の 記載項目の重複入 力を省略した上で、 一括して提出する			(被保険者氏名・変更)	
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条	オンラインで行う場合に、同じ内容の記載項目の重複入				
雇用保険被保険者転勤届	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条	力を省略した上で、 一括して提出する				
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得 届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取 得届	健康保険法施行規則10条の2、11条 健康 保険法 、船員保険法施行規則7条、8条 船員保険法 、厚生年金保険法施行規則 15条、16条 厚生年金保険法	置。			(被保険者資格取得)	
雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条	オンラインで行う場合に、同じ内容の 記載項目の重複入				
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失 届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪 失届	健康保険法施行規則10条の3、23条の3、45 条の4、63条の9 健康保険法 、船員保険 法施行規則10条、17条の7、24条の2の5 船員保険法 、厚生年金保険法施行規則 22条 厚生年金保険法	力を省略した上で、 一括して提出する ことが出来るよう措			(被保険者資格喪失)	
雇用保険適用事業所廃止届	雇用保険法施行規則第141条	オンラインで行う場合に、同じ内容の記載項目の重複入				
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、 船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届	昭和62年10月23日庁保険発第32号「健康保険・厚生年金保険の適用関係業務取扱要領及び徴収関係業務取扱要領の一部改正について」、昭和62年9月17日庁保険発第31号「社会保険業務の新しい事務処理方式(後期計画)の実施に伴う船員保険・厚生年金保険適用関係業務の取扱いについて」	力を省略した上で、 一括して提出する ことが出来るよう措 置。			(事業(所)廃止)	
手続件数	19件	-	-	-	-	

⁽注)上記の網掛をしている手続については、2003年度末(平成15年度末)までに措置を実施したものである。

民間が発行する証明書等の名称	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	制度見直し等の実施時期			備考(電子化の方
			2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	法、電子化困難な 理由)
死産証書(死胎検案書)	医師法、死産の届出に関する規程、保健師助産師看護師法	医師、助産師	検討会の設置、電 子化に関する検 討	電子化に関する検討結果の提示		
医師の死亡診断書、死亡診断書、 死体検案書、検視調書、死亡の事 実を証明する書類	医師法、歯科医師法等	医師、歯科医 師等	検討会の設置、電 子化に関する検 討	電子化に関する検討結果の提示		
医師の診断書	医師法	医師	検討会の設置、電 子化に関する検 討	電子化に関する検討結果の提示		
職場環境改善着手確認書	平成9年1月23日労働省発労徴第 2号·基発第35号	都道府県快適 職場推進セン ター	電子化の課題の 検討	電子化に関する 検討	電子化に関する 検討結果の提示	
作業環境測定法第16条第2項に規 定される講習修了証	作業環境測定法	指定講習機関	電子化の課題の 検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
じん肺健康診断の結果を証明する 書面 (じん肺管理区分決定について)	じん肺法	健康診断実施機関		医師法における証明書の検討状況 を踏まえ、検討	医師法における証明書の検討状況を踏まえ、電子化に関する検討結果の提示	
実技教習を修了したことを証明する 書面 (揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士について)	労働安全衛生法	実技教習を実 施した指定教 習機関	電子化の課題の検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
勤労学生の証明書(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生について、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書)	昭和48年4月17日訓発第85号	職業訓練法人	電子化の課題の検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設の卒業証明書、修了証明書及び卒業証書	児童福祉法施行規則第6条の6	指定保育士養 成施設	電子化の課題の 検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
共同募金会の発行に係る申請前1年以内に共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類		共同募金会	電子化の課題の 検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
実習施設の設置者の承諾書	社会福祉士介護福祉士学校職業 能力開発校等養成施設指定規 則、社会福祉主事養成機関等指 定規則	実習施設	電子化の課題の 検討	電子化に関する検討	電子化に関する検討結果の提示	
検討対象数	11件					

レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)

1.見直しの対象とするレガシーシステム

労災行政情報管理システム

労働基準行政情報システム

労働保険適用徴収システム

総合的雇用情報システム

雇用保険トータル・システム

社会保険オンラインシステム

- ・社会保険オンラインシステム
- ・年金相談に関するシステム
- ・基礎年金番号管理システム
- ・年金給付の裁定及び支払等に関するシステム
- ・年金給付システム

2 . 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

レガシーシステムの見直しに向けた作業として、レガシーシステム刷新可能性調査の実施、見直し方針の策定、最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行について計画的に進める。

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

レガシーシステム刷新の可能性を判断するため、当該システムと関係のない外 部専門家による業務分析、システム分析、評価を内容とした調査を実施する。

本調査は、(3)の最適化計画の策定のための予備的調査として位置付け、 厚生労働省のレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、使用者 (厚生労働省)及び利用者(国民等)の利便性を下げずに経費の総額(初期 経費+運用経費×耐用年数)を下げることができるか否か、について検討し、 結論を得る。

本調査は、システムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、主として効率性、経済性(経費面)の評価を中心に実施する。

()効率性の評価のポイント

主にシステムの性能と資源を中心に把握調査。業務の要求に対するシステム側処理の合理性について評価

【評価の主なポイント】

システムにおける業務処理過程の合理性

- ・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されているか(過剰な業務処理過程が含まれていないか 等)システム構成の合理性
- ・必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して 必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか(メ インフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データ ベース 等)

()経済性の評価のポイント

必要な機器 (ソフトウェアを含む。) の費用算定方法の妥当性、費用対効果、コスト削減の可能性について評価

【評価の主なポイント】

厚生労働省自らが機器を調達し運用するシステム

- ・開発・運用経費の算定方法の妥当性
- ・競争入札に移行する場合の課題(随意契約で行われている場合)等 データ通信役務サービスを利用するシステム
- ・データ通信役務サービス使用料の算定方法の妥当性
- ・データ通信役務サービス以外の方式に移行する場合の課題等

(2)見直し方針の策定

各業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする業務・システムの見直し方針を遅くとも2005年(平成17年)6月までに策定する。

(3)最適化計画の策定

レガシーシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、システムの安全性の確保、 信頼性維持に配慮しつつ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像等か らなる最適化計画を2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に策定す る。

レガシーシステムに係る最適化計画は、「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン)」に沿って策定作業を行う。

最適化計画の策定に当たっては、以下の点について検討し、結論を得ることとする。

- ・他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革(業務の効率化・合理化)を行うこと
- ・刷新可能性調査を通じ、
 - 汎用パッケージソフトウェアの利用
 - オープンシステム化

- ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化 (分離調達)
- 随意契約から競争入札への移行
- データ通信役務サービス契約の見直し
- 国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

- ・システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅 な費用低減及び業務運営の合理化を図る。
- ・他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの 効果的な見直しを図る。
- ・関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ・システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

(4) 最適化計画等の公表

刷新可能性調査結果等各段階の取組状況及び策定した見直し方針、最適化計画については、当該業務・システムのセキュリティ(安全性)に直接かかわる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議に報告し、助言を受けるとともに、インターネットの利用その他により公表する。

特に、国民、企業等に密接に関係する業務・システムの見直し方針及び最適化 計画については、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)を行う。

また、最適化計画に基づき整備するシステムの仕様書等については、情報システムに係る政府調達事例データベースにより、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議を含む政府内の共有を図るとともに、インターネットを通じ広く一般の利用に供する。

(5)最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、見直し方針、最適化計画を踏まえ、順次レガシーシステム及び関連業務の最適化を実施する。

3 . 各レガシーシステムの見直しに係る取組のポイント

労災行政情報管理システム

- ・刷新可能性調査については、2004年度(平成16年度)にシステム構成及び業務 プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証
- ・最適化計画の策定に先立って、システムのオープン化の可能性及び調達方式の 見直しを検討
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

労働基準行政情報システム

・刷新可能性調査については、2004年度(平成16年度)にシステム構成及び業務 プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証

- ・同一システム内に機能別に異なるシステム開発業者の参入機会を与えるための 検討(2003年(平成15年)4月~)
- ・機器使用料単価の大幅削減達成(2003年度(平成15年度)10月)

労働保険適用徴収システム

- ・刷新可能性調査については、2004年度(平成16年度)にシステム構成及び業務 プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証
- ・最適化計画の策定に先立って、システムのオープン化の可能性及び調達方式の 見直しを検討
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討

雇用保険トータル・システム

- ・刷新可能性調査については、2004年度(平成16年度)にシステム構成及び業務 プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討
- ・刷新可能性調査を適正に行うため、外部有識者を含めた刷新可能性調査評価委員会を設置(2004年(平成16年)1月~)
- ・最適化計画の策定に先立って、現行のシステム構成のもとでのオープン化の可能性及び調達方式の見直しの検討を行う。

総合的雇用情報システム

- ・刷新可能性調査については、2004年度(平成16年度)にシステム構成及び業務 プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証
- ・刷新可能性調査を適正に行うため、外部有識者を含めた刷新可能性調査評価委員会を設置(2004年(平成16年)1月~)
- ・最適化計画の策定に先立って、現行のシステム構成のもとでのオープン化の可能性及び調達方式の見直しの検討を行う。

社会保険オンラインシステム

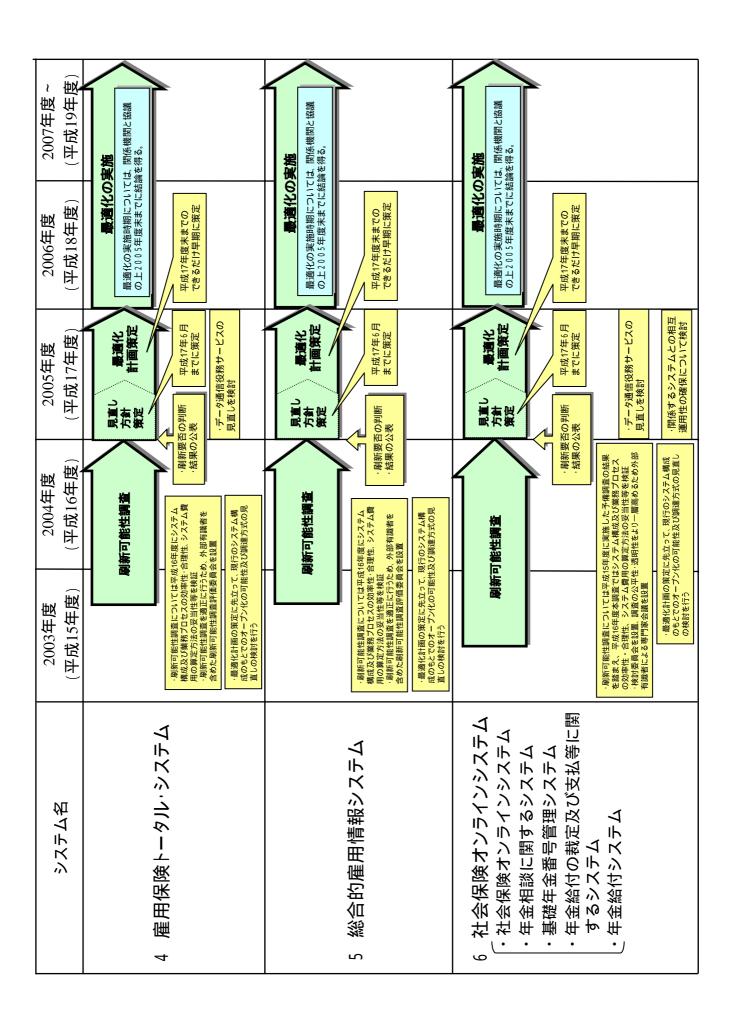
- ・刷新可能性調査については、2003年度(平成15年度)に実施した予備調査の結果を踏まえ、2004年度(平成16年度)本調査ではシステム構成及び業務プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証
- ・データ通信役務サービスの見直しを検討
- ・関係するシステムとの相互運用性の確保について検討
- ・刷新可能性調査の実施に当たっては、庁内に検討委員会を設置するほか、調査の公平性・透明性をより一層高めるため外部有識者による専門家会議を設置(2003年(平成15年)10月~)
- ・最適化計画の策定に先立って、現行のシステム構成のもとでのオープン化の可能性及び調達方式の見直しの検討を行う。

4 . 全体予定表

別紙のとおり

平成19年度 2007年度 最適化の実施時期については、関係機関と協議 の上2005年度末までに結論を得る。 最適化の実施時期については、関係機関と協議 の上2005年度末までに結論を得る。 最適化の実施時期については、関係機関と協議 の上2005年度末までに結論を得る。 最適化の実施 最適化の実施 長適化の実施 平成18年度 平成17年度末までの できるだけ早期に策定 平成17年度末までの できるだけ早期に策定 平成17年度末までの できるだけ早期に策定 2006年度 ·データ通信役務サービスの見 直しを検討 ·データ通信役務サービスの見 直しを検討 最適化 計画策定 最適化 計画策定 最適化 計画策定 平成17年6月 までに策定 平成17年6月 までに策定 平成17年6月 までに策定 平成17年度 2005年度 ・同一システム内に機能別に異なるシステム開発業者の参入機会を与えるための検討 見 か か か が が が が が 見画 方針 策定 見 と お 単 が が ·刷新要否の判断 ·結果の公表 刷新要否の判断 ·刷新要否の判断 ·結果の公表 ・結果の公表 平成16年度 2004年度 ・最適化計画の策定に先立って、システムのオー プン化の可能性及び調達方式の見直しを検討 ・最適化計画の策定に先立って、システムのオ プン化の可能性及び調達方式の見直しを検討 刷新可能性調查 剥新可能性調查 剥新可能性調查 刷新可能性調査については平成16年度にシス ・刷新可能性調査については平成16年度にシステム構成及び業務プロセスの効率性・合理性、システム費用の算定方法の妥当性等を検証 刷新可能性調査については平成16年度にシス テム構成及び業務プロセスの効率性·合理性、 システム費用の算定方法の妥当性等を検証 テム構成及び業務プロセスの効率性·合理性、 システム費用の算定方法の妥当性等を検証 ·機器使用料単価の大幅削減 (平成15年10月) 平成15年度) 2003年度 労災行政情報管理システム 労働基準行政情報システム 労働保険適用徴収システム システム名 ~ \sim

「厚生労働省レガシーシステム見直し全体予定表」



農林水産省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトの整備・充実に向け、「行政ポータルサイトの整備方針」等を踏まえ、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

- (1)国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、 書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供 の一層の充実を図る。
- (2)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に基づき、ホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載情報の充実を図るとともに、農林水産省のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置について政府共通の方針に基づき整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。
 - イ・ガ ブ
- (3)e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内のうち農林水産省所管部分について、手続概要、提出時期等の手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。
- (4)「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえ、2004年度(平成16年度)においては、告示・通知等の情報の提供の充実を図る。
- (5)手続案内、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

(1)輸出入・港湾手続のワンストップ化

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠など手続の徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、CIO連絡会議の下、最適化計画の策定が求められる農林水産省所管部分については、2005年度末(平成17年度末)までに策定する。

また、関係府省と連携して、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とするFAL条約の締結を行うための措置を2004年度中(平成16年度中)に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係府省と連携して、着実な対応を図る。

イ・ガ ブ

(2) e-Govを活用したワンストップサービスの推進

電子申請等受付業務について、2004年(平成16年)7月までに担当府省が策定する業務・システムの見直し方針を踏まえ、農林水産省電子申請システムの必要な見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)オンライン利用の促進

農林水産省所管の申請・届出等手続のオンライン利用の向上について、以下のとおり取り組む。

ア 農林水産省電子申請システムによる申請・届出等手続について、2004年度(平成16年度)のできるだけ早期に、原則として24時間365日受付を開始する。

また、農林水産省電子申請システムと連携する個別業務・システムのうち、品種登録出願等電子化システム及び動物用医薬品検査システムについ

て、2004年度(平成16年度)中に24時間365日受付を開始する。

- イ オンライン利用に係る手数料については、引き続き、業務・システムの 効率化による行政経費の低減を図り、実費を適切に反映した手数料を設定 する。
- ウ 申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」を踏まえ、2005 年度末(平成17年度末)までに、以下のとおり取り組む。(別添1)

(ア)必要性の乏しい手続の廃止

平成12年度から平成14年度の3か年の申請・届出等件数が0件の手続等必要性の乏しい手続について、2003年度末(平成15年度末)までに、34件を廃止した。

(イ)申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続について、2004年(平成16年)6月までに、1件の手続を廃止した。

(ウ)添付書類の省略、廃止

法令に添付書類の義務付けがない手続等について、2005年度末(平成 17年度末)までに、10件について添付書類の省略・廃止、33件について 法令に添付書類の義務を明記並びに15件について添付書類の省略・廃止 又は法令に添付書類の義務を明記する。

(エ)処理期間の短縮

国民からのオンラインによる申請・届出等を促進するとともに、行政機関からの処分・通知及び縦覧・閲覧等の電子化等により、全体として事務処理の効率化を図ることで処理期間の短縮に努める。

(オ)変更手続の簡素化

変更に係る申請・届出等手続について、2004年(平成16年)4月までに、 328件について手続の簡素化等を行った。 また、年間申請件数が10万件以上の手続で業務・システムの最適化計画 の策定対象となっているものについては、計画の策定過程において、手続 の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

- エ 農林水産省のホームページにおいて、オンラインで行うことができる申請・届出等手続及びその利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するとともに、広報誌等による利用の普及・啓発を図る。 また、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の要請を行う。
- (2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多用な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。
 - ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、 ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動 向を踏まえ、提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を図る。
 - イ 携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供について、システム及 び提供すべき情報内容の検討を進める。

IT化に対応した業務改革

IT導入による業務・システムの最適化を通じた行政運営の効率化・合理化を 戦略的、横断的に推進するため、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

- 1 業務・システムの最適化
- (1)府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム

「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府 省について」に掲げる府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・シス テムについては、担当府省に協力を行うとともに、最適化計画の策定が求められる農林水産省所管部分について、早期に策定する。

(2)個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」に掲げる農林水産省所管の業務・システムについては、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、最適化計画を策定する業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、2003年度(平成15年度)に実施した刷新可能性調査結果を踏まえ、2004年度(平成16年度)に 最適化計画を策定し、2005年度(平成17年度)から最適化の実施を行う。(別添2)

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

(1)人事・給与等業務

ア 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004年(平成16年)6月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取り組む。

イ 給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005年度末 (平成17年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、 原則として100%の実施を目指す。

(2) その他官房基幹業務

共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、2004年(平成16年)7月までに担当府省が策定する最適化計画に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、農林水産省内ネットワークについて最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するための、業務・システムの最適化を 強力に推進する体制整備及び情報システムの整備・運用管理の一層の高度化について、農林水産省においては、以下のとおり取り組む。

1 推進体制の充実・強化

CIO補佐官の体制を強化し、農林水産省の業務・システムの最適化その他電子 政府構築、情報システムの安全性・信頼性(セキュリティ)対策に係る推進体 制の一層の充実・強化を図る。

2 情報セキュリティ対策等の充実・強化

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づいて制定した情報セキュリティに関する規則にのっとり、農林水産省内での情報資産の適切な管理や、安全なネットワーク設計、ネットワークを経由したコンピュータ・ウィルス拡散防止、外部委託先の適切な管理、外部監査の実施と、これにより明らかになった事項の改善を行う等、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

3 関係機関との連携協力

農林水産省の関係機関における所管手続のオンライン化や手続案内等行政情報のインターネットによる提供に協力するとともに、総合的なワンストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムとe-Govとの連携を図る。

1 必要性の乏しい手練等の廃止 別添1

手続件数	8件	-	-	-	_
		ı	1	1	11
(2) (1)以外で廃止するもの					
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
計画出荷基準数量の変更の承認	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第3項	廃止した。			
計画出荷米以外の売渡数量の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第5項	廃止した。			
第1種出荷取扱業の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条第1項	廃止した。			
第1種出荷取扱業の更新の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第10条第2項	廃止した。			
第1種出荷取扱業の地位承継の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第11条第2項	廃止した。			
第1種出荷取扱業の登録事項の変更 の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第12条	廃止した。			
第1種出荷取扱業の廃止の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第13条	廃止した。			
第1種出荷取扱業の事業報告書の提出 出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第17条第2項	廃止した。			
第2種出荷取扱業の更新の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第27条第1項(第10条 第3項準用)	廃止した。			
第2種出荷取扱業の登録事項の変更 の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第27条第1項(第12条 準用)	廃止した。			
第2種出荷取扱業の廃止の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第27条第1項(第13条 準用)	廃止した。			
第2種出荷取扱業の事業報告書の提出 出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第27条第1項(第17条 第2項準用)	廃止した。			
自主流通計画の認可及び変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条第1項	廃止した。			
自主流通法人の自主流通米の売渡し 等の報告、事業報告書及び収支決算 書の提出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第31条	廃止した。			
卸売業の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第36条第1項	廃止した。			
卸売業の更新の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項(第10条 第2項準用)	廃止した。			

卸売業の地位承継の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項(第11条 第2項準用)	廃止した。			
卸売業の登録事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項(第12条 準用)	廃止した。			
卸売業の廃止の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項(第13条 準用)	廃止した。			
卸売業の事業報告書の提出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第41条第1項(第17条 第2項準用)	廃止した。			
小売業の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条第1項	廃止した。			
小売業の変更の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項	廃止した。			
小売業の更新の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項(第10条 第2項準用)				
小売業の地位承継の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項(第11条 第2項準用)				
小売業の登録事項の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項(第12条 準用)				
小売業の廃止の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項(第13条 準用)	廃止した。			
手続件数	26件	-	-	-	-

2 申請·届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令		/#: #x		
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
市況等に関する報告	卸売市場法第47条				
			16年度をもって廃止		
手続件数	1件	-	-	-	-

3 流付書類の省略、廃止

T/40	12 th 14 A	措置内容			Att. rhv.
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
取引の受託等の許可 (1)第1種商品取引受託業(2)第2種商品 取引受託業	商品取引所法第126条第1項	省令に添付を明記した。			
取引の受託等の許可の更新 (1)第1種商品取引受託業 (2)第2種商 品取引受託業	商品取引所法第126条第4項	省令に添付を明記した。			
商品取引員に係る変更許可 (1)資本の 額の減少 (2)受託等業務の方法の別		省令に添付を明記した。			
商品取引員の商号、役員氏名、資本の 館の変更、本店及び従たる営業所の名 称及び位置変更、従たる営業所の開設 及び廃止、受託等業務の開始、休止、再 開及び廃止の届出		省令に添付を明記した。			
商品取引員の兼業業務の開始の届出	商品取引所法第133条第1項前段	省令に添付を明記した。			
商品取引員の兼業業務廃止又は届出 事項の変更(事前)の届出	商品取引所法第133条第1項後段	省令に添付を明記した。			
商品取引員の支配関係の発生の届出	商品取引所法第133条第2項前段	省令に添付を明記した。			
商品取引員の支配関係消滅又は届出 事項の変更の届出	商品取引所法第133条第2項後段	省令に添付を明記した。			
商品取引員等の特定業務の届出	商品取引所法第133条第3項前段	省令に添付を明記した。			
商品取引員等の特定業務の届出事項 の変更の届出	商品取引所法第133条第3項後段	省令に添付を明記した。			
商品取引員たる合併による地位の承 継の届出	商品取引所法第134条第2項	省令に添付を明記した。			
商品取引員の純資産額調書の提出	商品取引所法施行規則第34条	省令に添付を明記した。			

商品取引員の分離保管等に関する調 書の提出	商品取引所法施行規則第44条第1項	省令に添付を明記した。		
商品取引員の決算書類の提出	商品取引所法施行規則第60条	省令に添付を明記した。		
商品先物取引協会の苦情の処理状況報 告書の提出	商品取引所法施行規則第64条	省令に添付を明記した。		
商品投資顧問業者の廃業等の届出	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第33条第1項(第11条第1 項準用)	省令に添付を明記した。		
輸入禁止品の輸入の許可申請	植物防疫法第7条第1項		16年度をもって添付書類を 廃止	
	植物防疫法第13条第1項			添付書類の廃止又は法令 に添付を明記
土地改良区役員の就任又は退任に係 る氏名及び住所の届出	土地改良法第18条第16項前段			省令に添付を明記
土地改良区の清算結了の届出	土地改良法第76条(民法第83条準用)			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第84条(第18条第16項前段準用)			省令に添付を明記
三条資格者申請に係る国営土地改良事業の都道府県知事から農林水産大臣へ の進達				添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
事業の申請人からの都道府県知事への提出	土地改良法第85条第8項			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
市町村申請に係る国営土地改良事業の都道府県知事から農林水産大臣への進達				添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
の申請人からの都道府県知事への提 出	土地改良法第85条の2第10項			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
土地改良区申請に係る国営土地改良事業の都道府県知事から農林水産大臣への進達				添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
事業の申請人からの都道府県知事へ の提出	土地改良法第85条の3第5項			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
土地改良区申請に係る国営土地改良事業(関連施行事業)の都道府県知事から 農林水産大臣への進達 土地改良区申請に係る国営土地改良	土地改良法第85条の3第11項			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
工地は民医中間にはる国音工地は民 事業(関連施行事業)の申請人から の都道府県知事への提出 土地改良区の交換分合計画の認可	土地改良法第99条第1項			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記
農業協同組合等の交換分合計画の認可				省令に添付を明記
土地改良区の交換分合計画の認可	土地改良法第111条(第99条第1項準			省令に添付を明記
農業協同組合等の交換分合計画の認可	用)			省令に添付を明記
	準用) 土地改良法第111条の13第1項			省令に添付を明記
立地改良事業団体連合会の定款変更	土地改良法第111条の16第3項			省令に添付を明記
の認可 議決による土地改良事業団体連合会	土地改良法第111条の22第3項			省令に添付を明記
の解散の届出 土地改良事業団体連合会の清算結了	土地改良法第111条の23(第7			省令に添付を明記
の届出	6条準用)			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記

土地改良区役員の就任又は退任に係 る氏名及び住所の届出	土地改良法第18条第16項前段 (第124条)			省令に添付を明記	
特定受益者への賦課徴収に係る認可	土地改良法第36条第8項(第12 4条)		16年度をもって添付書類を		
土地改良区の清算結了の届出			廃止		
工地区民区の海界結丁の油田	土地改良法第76条(第124条)			添付書類の廃止又は省令 に添付を明記	
土地改良区連合の役員の就任又は退任に係る氏名及び住所の届出	土地改良法第84条(第18条第1 6項準用)(第124条)			省令に添付を明記	
土地改良区の交換分合計画の認可	土地改良法第99条第1項(第12 4条)			省令に添付を明記	
農業協同組合等の交換分合計画の認 可	土地改良法第100条第1項(第1 24条)			省令に添付を明記	
土地改良区の交換分合計画の認可	土地改良法第111条(第124 条)			省令に添付を明記	
農業協同組合等の交換分合計画の認 可	土地改良法第111条(第124 条)			省令に添付を明記	
法第138条第2項において準用する法第17条第1項の設立の認可	漁船損害等補償法第138条第2項			法令に添付を明記	
法第138条第4項において準用する法 第44条第2項の定款の変更の認可	漁船損害等補償法第138条第4項			法令に添付を明記	
ひめうみがめ等の採捕の許可	水産資源保護法施行規則第1条第1 項			添付書類の廃止又は法令 に添付を明記	
償却資産の指定	独立行政法人さけ・ます資源管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令第9条第1項		添付書類を廃止した。		
全国農林漁業体験民宿業協会の指定の申し出	農山漁村滞在型余暇活動のための基 盤整備の促進に関する法律第16条 第1項			添付書類の省略又は法令に添付省略を明記	
農林漁業体験民宿業団体の指定	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤 整備の促進に関する法律第24条			添付書類の省略又は法令 に添付省略を明記	
商品投資販売業者の中間業務報告書の提出	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条	添付書類を廃止した。			
卸売業者の兼業業務に関する事業計画の届出	卸売市場法第23条第1項前段、同 法施行規則第10条		16年度をもって添付書類を 廃止		
卸売業者の兼業業務に関する事業計 画の変更の届出	卸売市場法第23条第1項後段、同 法施行規則第11条		16年度をもって添付書類を 廃止		
他の法人に関する支配関係発生の届出	卸売市場法第23条第2項前段、同法施行規則第13条		16年度をもって添付書類を 廃止		
他の法人に関する支配関係の変更の 届出	卸売市場法第23条第2項後段、同法施行規則第13条		16年度をもって添付書類を 廃止		
専門技術員資格試験の受験資格の認定	専門技術員資格試験等に関する省令第 4条第4項		16年度をもって添付書類を 廃止		
専門技術員資格試験の受験申請	専門技術員資格試験等に関する省令第 6条		16年度をもって添付書類を廃止		
手続件数	58件		-	-	-
1十、	備考欄の は、「添付書類の省略・廃止」	け「注金に添け書籍の	美教太明記 け 「法付書	新の少敗, 廃止 ワけ 土 ふこぶ	(4) 事務の美数を叩き ま

4 変更手続の簡素化

4 変更手続の簡素化					
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
指定製造施設の変更の承認	甘味資源特別措置法第15条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
指定法人の事務所地所在変更の届出	沿岸漁場整備開発法15条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
漁場利用協定変更の届出	沿岸漁場整備開発法第25条後段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
育成水面区域又は育成水面利用規則の変更の認可	沿岸漁場整備開発法第12条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
業務実施計画変更の認可	沿岸漁場整備開発法第20条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
養ほう業者の届出事項の変更の届出	養ほう振興法第3条第2項		電子申請システムにおり て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
業務規程に規定する事項等の変更	卸売市場法第11条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
卸売業者の兼業業務に関する事業計 画の変更の届出	卸売市場法第23条第1項後段、同法施行規則第11条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
他の法人に関する支配関係の変更の 届出	卸売市場法第23条第2項後段、同法施行規則第13条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
業務規程変更の承認	卸売市場法第64条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
認定資源管理協定の変更の認定	海洋水産資源開発促進法施行令第 9 条第 1 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
認定協定の変更の認定	海洋生物資源の保存及び管理に関す る法律施行令第7条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。			
受託規定変更の届出	加工原料乳生産者補給金等暫定措置 法 9 条 2 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
指定法人の業務実施規程の変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の5 第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
指定法人の事業計画、収支予算の変更の承認	果樹農業振興特別措置法第4条の6 第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
指定法人の名称等の変更の届出	果樹農業振興特別措置法施行規則第 2条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。			
家畜登録規程変更の承認	家畜改良増殖法第32条の2第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
登録事項変更の届出	家畜商法施行令第3条		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。		
従業者の変更等の場合の免許証の交 付	家畜商法施行令第4条の3		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		

			電子申請システムにおい	
処理高度化施設整備計画の変更等	家畜排せつ物の管理の適正化及び利 用の促進に関する法律第10条		て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
事業者からの事業内容変更後の第二 種事業の概要の届出の受理及びアセ ス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第4項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設に掲示する標識の変更の承認	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 第26条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
振込取扱金融機関の変更の認可	協同組織金融機関の優先出資に関す る法律14条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
経営改善計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関す る特別措置法施行令第3条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
再建計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関す る特別措置法施行令第5条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
整備計画変更の認定	漁業経営の改善及び再建整備に関す る特別措置法施行令第9条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
組合の地域共済事業に係る共済規程 の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の14第 2項において準用する第40条第2 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
地域再共済事業に係る共済規程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196条の19において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
連合会の地域共済事業に係る共済規 程の設定又は変更の認可	漁業災害補償法第196の20において準用する第40条第2項において準用する第196条の14第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
組合の定款又は共済規程の変更の認可	漁業災害補償法第40条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
連合会の定款又は共済規程変更の認可	漁業災害補償法第67条第2項にお いて準用する第40条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
遊漁規則変更の認可	漁業法第129条第3項及び第13 6条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の移転、変更 及び消滅等の登録	漁業法第50条第1項及び第136 条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
指定漁業の許可又は起業の認可の内 容変更の許可	漁業法第61条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
再保険約款の変更の認可	漁船損害等補償法第133条の4第 1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
漁船保険中央会の定款の変更の認可	漁船損害等補償法第138条第4項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
漁船保険中央会の任意保険事業に係 る再保険約款の設定又は変更の認可	漁船損害等補償法第143条の15 第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
漁船保険組合の任意保険約款の変更 認可	漁船損害等補償法第143条の5第 2項(第44条の2第1項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
漁船保険組合の定款の変更認可	漁船損害等補償法第44条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
漁船保険組合の保険約款の変更認可	漁船損害等補償法第44条の2第1 頂	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

漁船損害等補償法第137条の2第 2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
漁船乗組員給与保険法第 2 6 条第 2 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
漁船法第17条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
漁船法第32条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
漁船法第33条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
漁船法第47条		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
漁船法第4条第6項、第9項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
獣医療法施行令第4条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
獣医療法第3条後段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
獣医療法第7条第1項(第3条後段適用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
鉱工業技術研究組合法第 1 0 条第 1 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
鉱工業技術研究組合法第 1 1 条第 1 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
鉱工業技術研究組合法第 1 2 条第 2 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
鉱工業技術研究組合法第16条(中 小企業等協同組合法第35条の2準 用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
工場立地法第12条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
工場立地法第8条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
工場立地法附則第3条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
小売商業調整特別措置法第7条		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
農林中央金庫及び特定農業協同組合 等による信用事業の再編及び強化に 関する法律第32条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
農林中央金庫及び特定農業協同組合 等による信用事業の再編及び強化に 関する法律第36条第1項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
砂糖の価格調整に関する法律第18 条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
産業廃棄物の処理に係る特定施設の 整備の促進に関する法律第8条第1 項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。		
	2項 漁船乗組員給与保険法第26条第2項 漁船乗組員給与保険法第26条第2項 漁船法第17条第1項 漁船法第32条第2項 漁船法第33条第2項 漁船法第3条第2項 漁船法第47条 漁船法第4条第6項、第9項 獣医療法施行令第4条第1項 獣医療法施行令第4条第1項 就医療法第3条後段 獣酒用) 鉱項 鉱項 鉱項 鉱項 鉱項 鉱項 鉱項 大子祭 大子祭 大子祭 大子祭 大子祭 大子祭 大子祭 大子	活用できるよう措置した。 漁船乗組員給与保険法第26条第2 電子申請システムにおいて、当初申期請のデータを、活用できるよう措置した。 漁船法第17条第1項 漁船法第32条第2項 電子申請システムにおいて、当初申期請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申期請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申期請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申期請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初をよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初をよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のデータを、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のよう措置した。 電子申請システムにおいて、当初申請のよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいて、活用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。 電子申請システムにおいるに用できるよう措置した。	清用できるよう措置した。	活用できると対策した。 添加番組目結ら保険活業 2 6 参案 2 表 で 1 項目を含まる 2 元 正 1 項目 2 7 年 2 元 正

			泰フ中性シフニルにもい	
保全事業等の計画の変更	山村振興法第12条第5項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
陸揚港変更の許可	指定漁業の許可及び取締り等に関す る省令第18条第3項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
母船式漁業の管理人の選任又は変更 の届出	指定漁業の許可及び取締り等に関す る省令第25条第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
届出書記載事項変更届	指定漁業の許可及び取締り等に関す る省令第32条第2項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
小型捕鯨業の漁獲物の製品の陸揚港 変更の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する 省令第44条第4項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
鯨体処理場の設置又は変更の許可	指定漁業の許可及び取締等に関する 省令第83条第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
指定漁業の許可証の記載事項に変更 を生じた場合の許可証書換交付	指定漁業の許可及び取締り等に関す る省令第11条第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
登録事項の変更	獣医師法施行規則第3条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農用地の保全等に関する協定の変更	集落地域整備法施行令第 1 2 条第 1 項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
種苗業者の届出事項変更の届出	種苗法第49条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
出願者の名義変更	種苗法第7条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
自主流通米価格形成センターの名称 等の変更の届出	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
自主流通米価格形成センターの業務規程 の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関 する法律第50条第1項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
自主流通米価格形成センターの事業計画 及び収支予算の変更の認可	主要食糧の需給及び価格の安定に関 する法律第54条第1項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
届出書記載事項変更の届出	承認漁業等の取締りに関する省令第 19条第2項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
承認証記載事項変更による書換	承認漁業等の取締りに関する省令第 11条第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
選定陸揚港変更の許可	承認漁業等の取締りに関する省令第 18条第3項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
商品投資販売業者の許可申請書記載 事項等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第10条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品投資販売業者の許可の有効期間 の更新	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第8条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品投資販売業者の業務の種類及び 方法等の変更の認可	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第9条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
相互決済結了取引取り決めに係る取 引資格者の名称変更又は資格喪失の 届出	商品取引所法施行規則第18条後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引員の分離保管等の措置に係る契約締結、変更の契約書の写しの 提出	商品取引所法施行規則第44条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
取引の受託等の許可の更新 (1)第1 種商品取引受託業 (2)第2種商品 取引受託業	商品取引所法第126条第4項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	ı.	1		

	T	1		
商品取引員に係る変更許可 (1)資本 の額の減少 (2)受託等業務の方法の 別	商品取引所法第131条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引員の商号、役員氏名、資本 の額の変更、本店及び従たる営業所 の名称及び位置変更、従たる営業所 の開設及び廃止、受託等業務の開 始、休止、再開及び廃止の届出	商品取引所法第132条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引員の兼業業務廃止又は届出 事項の変更(事前)の届出	商品取引所法第133条第1項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引員の支配関係消滅又は届出 事項の変更の届出	商品取引所法第133条第2項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引員等の特定業務の届出事項 の変更の届出	商品取引所法第133条第3項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
外務員登録の更新	商品取引所法第136条の4第7項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
店頭商品先物取引の開業届出事項の 変更の届出	商品取引所法第145条の5第2項 後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引所の役員又は会員の氏名等の変更の届出	商品取引所法第19条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引所の定款の変更の認可	商品取引所法第20条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商品取引所の業務規程、受託契約準 則、紛争処理規程又は市場取引監視 委員会規程の変更の認可	商品取引所法第20条の2第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
弁済業務規程の変更の認可	商品取引所法第97条の12第1項 後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
指定弁済機関の事業計画等の変更の 認可	商品取引所法第97条の13第1項 後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
弁済業務に係る商品市場の変更の認 可	商品取引所法第97条の9	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
聴聞期間の変更の申出	商品取引所法に基づく不利益処分に 係る聴聞手続規則第3条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
再生利用事業の登録事項の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に 関する法律第10条第5項前段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
再生利用事業の登録の更新の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に 関する法律第11条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
再生利用事業に係る料金の変更の届出	食品循環資源の再生利用等の促進に 関する法律第14条後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
再生利用事業計画の変更の認定の申請	食品循環資源の再生利用等の促進に 関する法律第19条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
食品流通構造改善促進機構の会計規程の基本的事項の制定、変更の承認	食品流通構造改善促進法施行規則第 10条2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
食品流通構造改善促進機構の会計規 程の制定、変更の届出	食品流通構造改善促進法施行規則第 10条3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

			T	T
食品流通構造改善促進機構の名称、 住所又は所在地の変更の届出	食品流通構造改善促進法第11条第 3項、同施行規則第2条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
債務保証業務に係る業務規程の変更 の認可	食品流通構造改善促進法第14条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
食品流通構造改善促進機構の事業計画及び収支予算の変更の認可	食品流通構造改善促進法第15条第 1項後段、同施行規則第6条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
構造改善計画の変更の認定	食品流通構造改善促進法第5条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
飼料製造管理者の届出事項変更の届 出	飼料の安全性の確保及び品質の改善 に関する法律第25条第3項	電子申請システムにおりて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
新事業分野開拓の実施に関する計画 の変更の認定	新事業創出促進法第11条の3第1 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
生産森林組合の定款変更の認可	森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
森林組合連合会が定める監査規程の 変更又は廃止の承認	森林組合法第102条第1項	電子申請システムにおりて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
森林組合連合会が定める共済規程の 変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用 する同法第19条第3項	電子申請システムにおりて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
森林組合連合会が定める林地処分事 業実施規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項で準用 する同法第24条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
森林組合連合会の定款変更の認可	森林組合法第109条第3項で準用 する同法第61条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
森林組合が定める信託規程の変更又 は廃止の承認	森林組合法第10条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
森林組合が定める共済規程の変更又 は廃止の承認	森林組合法第19条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
森林組合が定める林地処分事業実施 規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第24条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
森林組合の定款変更の認可	森林組合法第61条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
保険証書の記載事項の変更	森林国営保険法施行令第7条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
施業実施協定の変更の認可	森林法第10条の11の12第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
森林施業計画の変更認定	森林法第12条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
保安林の指定施業要件の変更	森林法第33条の2第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

	T.	T	T	1	
保安林の指定施業要件の変更	森林法第33条の2第2項 (第1号法定受託事務)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
保安施設地区内の指定施業要件の変 更	森林法第44条で準用する第33条 の2第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
事業計画変更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法に よる倉荷証券発行の許可等に関する 省令第2条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
臨時報告書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法に よる倉荷証券発行の許可等に関する 省令第4条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
倉荷証券発行の許可を受けた森林組 合及び森林組合連合会の事業計画変 更等の届出書の提出	水産業協同組合法及び森林組合法に よる倉荷証券発行の許可等に関する 省令第2条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
水産加工業協同組合連合会の信用事 業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項 (第11条の4第3項準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
水産加工業協同組合連合会の監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項 (第87条の2第1項後段準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
水産加工業協同組合連合会の子会社対象会社を認可対象会社に変更する場合の認可	水産業協同組合法第100条第1項 (第87条の3第6項(第87条の 3第4項準用)準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。			
水産加工業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条第3項 (第48条第2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
共済水産業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条の6第 1項(第15条の2第2項準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
共済水産業協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第100条の6第 3項(第48条第2項準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第11条第7項後 段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第11条第8項後 段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第11条の2第1 項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の4第3 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の2第2 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。			
共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の3第2 項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		

定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
定款変更の認可	水産業協同組合法第86条第2項 (第48条第2項準用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第87条8項(第 11条第7項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第87条第9項 (第11条第8項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
監査規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第87条の2第1 項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
子会社対象会社を認可対象会社に変 更する場合の認可	水産業協同組合法第87条の3第6 項(第87条の3第4項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
水産協同組合連合会の資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第92条第1項 (第11条の2第1項後段準用)	電子申請システムにおりて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
水産協同組合連合会の信用事業規定 の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第92条第1項 (第11条の4第3項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
水産協同組合連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第92条第3項 (第48条第2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第93条6項(第 11条第7項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第93条第7項 (第11条第8項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
水産加工業協同組合の信用事業規定 の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項 (第11条の4第3項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
水産加工業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項 (第15条の2第2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
水産加工業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第1項 (第15条の2第2項準用) (自治事務)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
水産加工業協同組合の定款変更の認可	水産業協同組合法第96条第3項 (第48条第2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
投信窓販業務の事業の変更の認可	水産業協同組合法第97条7項(第 11条第7項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
信託業務の種類及び方法の変更の認可	水産業協同組合法第97条第5項 (第11条8項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。	而了中性、	
都道府県青年農業者等育成センター の事業計画等変更の申請	青年等の就農促進のための資金貸付 け等に関する特別措置法施行規則第 11条		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できる措置の方策提示済。	
認定就農計画の変更	青年等の就農促進のための資金貸付 け等に関する特別措置法第4条第4 項及び第5項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できる措置の方策提示済。	
特定農地貸付けに関する変更の承認	特定農地貸付けに関する農地法等の 特例に関する法律施行令第4条		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
特定国内種事業の変更及び廃止の届出	絶滅の恐れのある野生動植物の種の 保存に関する法律第30条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
大豆の調整販売計画等の変更の承認	大豆交付金暫定措置法第4条2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に 係る支援事業実施機関に関する省令 第2条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
経営基盤強化計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第11条第 1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
商工組合及び商工組合連合会の役員 の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 47条第2項(組合法 第35条の 2準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第 47条第2項(組合法 第51条第 2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
協業組合の役員の変更の届出、定款 の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第 5条の23第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第82条の10第4項(組合法第51条第2項準用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第82条の8 (組合法第35条の2準用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
事業協同組合の責任共済等に関する 共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の 2第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第 4項(組合法第9条の6の2第3項 準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
定款又は業務方法書の変更の認可 (定款)	中小漁業融資保証法第38条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
認定計画の変更	中小小売業業振興法施行令第9条、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則第2条、第4条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
特定事業計画の変更の認定	中心市街地における市街地の整備改 善及び商業等の活性化の一体的推進 に関する法律第17条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
医薬品等製造所の製造品目の変更追加の許可	動物用医薬品等取締規則第12条第 1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
外国製造医薬品等の製造承認事項の 一部変更承認	動物用医薬品等取締規則第18条の 10(第9条第1項準用)		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できる措置の方策提示済。	
輸入販売業の許可の更新	動物用医薬品等取締規則第19条の 2		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	

		T		
医薬品等輸入販売業者の輸入品目の 変更追加の許可	動物用医薬品等取締規則第19条の 3第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
	動物用医薬品等取締規則第19条の 6(第9条第1項)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
医薬品販売業の許可更新	動物用医薬品等取締規則第36条 (第3条の2準用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
製造業の許可の更新	動物用医薬品等取締規則第3条の2		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
	動物用医薬品等取締規則第66条の 2第1項及び第2項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
	動物用医薬品等取締規則第68条第 2項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
	動物用医薬品等取締規則第69条第 2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	動物用医薬品等取締規則第9条第1 項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
土地改良事業団体連合会の定款変更 の認可	土地改良法第111条の16第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	土地改良法第111条の23(第6 8条第2項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
土地改良区役員の氏名及び住所の変 更の届出	土地改良法第18条第16項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
土地改良区の定款変更の認可	土地改良法第30条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
土地改良事業計画の変更等の認可	土地改良法第48条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
換地計画変更の認可	土地改良法第53条の4第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
農業用用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第57条の2第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	土地改良法第57条の8(第57条の4第1項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	土地改良法第68条第2項(第18 条第16項後段準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
所属土地改良区数の増減の認可	土地改良法第81条	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	土地改良法第84条(第18条第1 6項後段準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	土地改良法第84条(第30条第2 項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
土地改良区連合の土地改良事業計画 変更等の認可	土地改良法第84条(第48条第1 項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

		_		
土地改良区連合営土地改良事業の換 地計画の変更の認可	土地改良法第84条(第53条の4 第1項準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
土地改良区連合の農業用用排水施設 等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第84条(第57条の2 第3項準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
使用処分計画の変更承認	土地改良法第94条の8の2第4項 (第124条)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合等営土地改良事業計画 の変更・廃止の認可	土地改良法第95条の2第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合等営土地改良事業の換地計画変更の認可	土地改良法第96条(第53条の4 第1項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合等の農業用用排水施設等管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第96条(第57条の2 第3項準用)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
業務規定の変更	肉用子牛生産安定等特別措置法第8 条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
入会権者についての変更があったと き等の入会林野整備計画変更の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化 の助長に関する法律第9条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
入会林野整備計画変更の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化 の助長に関する法律第9条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
入会林野整備計画に定める規約又は 代表者変更の届出	入会林野等に係る権利関係の近代化 の助長に関する法律第9条第6項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
都道府県農業会議会則変更の認可	農業委員会等に関する法律第45条 第2項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
全国農業会議所の定款の大臣による 変更認可	農業委員会等に関する法律第74条 第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
高性能農業機械実用化促進事業に関する計画の変更の認定申請	農業機械化促進法第5条の6第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出	農業協同組合及び農業協同組合連合 会の信用事業に関する命令第7条第 2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合合併推進支援法人の名称等の変更の届出	農業協同組合合併助成法第14条 (農業協同組合合併助成法第6条第 3項)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合合併推進支援法人の事業計画等の認可の申請、その変更の認可の申請	農業協同組合合併助成法第14条 (農業協同組合合併助成法第8条第 1項)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
都道府県農業協同組合合併推進法人 の名称等の変更の届出	農業協同組合合併助成法第6条第3 項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
都道府県農業協同組合合併推進法人 の事業計画等の認可、変更の申請	農業協同組合合併助成法第 8 条第 1 項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
国債等の売買等の事業の内容及び方 法の変更の認可	農業協同組合法第10条第20項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信託業務の事業の種類及び方法の変更の認可	農業協同組合法第10条第21項後 段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信用事業規程の変更(軽微な事項) の届出	農業協同組合法第11条第4項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

	I	T	I	
農業協同組合又は連合会の農業経営 規程の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11条の15の3 第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合又は連合会の宅地等供 給事業実施規定の変更又は廃止の承 認の申請	農業協同組合法第11の14条第3 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合又は連合会の共済規程 の変更又は廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の4条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合の信託規程の変更又は 廃止の承認の申請	農業協同組合法第11の8条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
農業協同組合又は連合会の定款変更 の認可の申請	農業協同組合法第44条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合又は連合会の軽微な事 項等に係る定款の変更の届出	農業協同組合法第44条第4項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農事組合法人の定款変更の届出	農業協同組合法第72条の13第2 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農事組合法人の組織変更の届出	農業協同組合法第73条の12第1 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合中央会の監査規程の変 更の承認の申請	農業協同組合法第73条の26第3 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業協同組合中央会の定款の変更の 認可の申請	農業協同組合法第73条の33第2 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
中央会の軽微な事項等に係る定款の 変更の農林水産大臣への届出	農業協同組合法第73条の33第3 項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法第12条の2第 1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法第23条の2第 1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
特定農用地利用規程の変更の届出	農業経営基盤強化促進法第23条の2第 2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農地保有合理化支援法人の名称、住 所又は事務所の所在地の変更の届出	農業経営基盤強化促進法第11条の 2第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農地保有合理化支援法人の債務保証に係る業務規程の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の 5第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農地保有合理化支援法人の事業計画 及び収支予算の変更の認可	農業経営基盤強化促進法第11条の 6第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信託財産の管理方法の変更の請求	農業経営基盤強化促進法第29条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農地保有合理化事業規程の変更又は廃止の承認	農業経営基盤強化促進法第8条第1 項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
共済事業実施に関する条例変更の認 可申請	農業災害補償法第85条の10	省庁間電子交換システムを 利用することにより、電子 データを利用できるように措 置した。		

	T			
市町村の共済事業実施区域拡張に係る市町村又は都道府県への通知	農業災害補償法第85条の6第3項	省庁間電子交換システムを 利用することにより、電子 データを利用できるように措 置した。		
市町村の都道府県への事務費賦課額等変更の報告	農業災害補償法施行令第2条の4第 4項	省庁間電子交換システムを 利用することにより、電子 データを利用できるように措 置した。		
市町村の連合会からの賦課を組合員 等に充てることの変更の都道府県へ の報告	農業災害補償法施行令第2条の4第 2項	省庁間電子交換システムを 利用することにより、電子 データを利用できるように措 置した。		
農業共済組合又は連合会の事務費賦 課額等変更の承認申請	農業災害補償法施行令第2条の4第 1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農業共済組合の事務費賦課額等変更の報告	農業災害補償法施行令第2条の4第 4項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
包括共済関係に係る家畜共済の共済金額の変更	農業災害補償法第114条第5項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農業共済組合及び連合会の定款変更 の認可申請	農業災害補償法第43条第2項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
施設の維持運営に関する協定の変更	農業振興地域の整備に関する法律施 行令第15条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
農業信用基金協会の定款等の変更の 認可	農業信用保証保険法45条2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農業倉庫業者の業務規程の変更の認 可の申請	農業倉庫業法第13条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
連合農業倉庫業者の業務規程の変更の認可の申請	農業倉庫業法第26条第1項(農業 倉庫業法第13条)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
全国農林漁業体験民宿業協会の住所 等の変更の届出	農山漁村滞在型余暇活動のための基 盤整備の促進に関する法律第16条 第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
全国農林漁業体験民宿業協会の事業計画書及び収支予算書の変更の提出	農山漁村滞在型余暇活動のための基 盤整備の促進に関する法律第18条 第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関する適正営業規程の変更の認可	農山漁村滞在型余暇活動のための基 盤整備の促進に関する法律第21条 第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
土地の利用に関する協定の変更の認 定	農山漁村滞在型余暇活動のための基 盤整備の促進に関する法律第8条第 1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
登録検査機関の登録事項の変更の届出	農産物検査法第17条第7項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
登録検査機関の登録の更新の申請	農産物検査法第18条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録検査機関の変更登録の申請	農産物検査法第19条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農地等の賃貸借契約の締結内容の変更の通知	農地法第25条第2項後段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	

草地利用権の存続期間の更新等に関する承認	農地法第75条の7第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
国内管理人の変更の届出	農薬取締法第15条の2第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
外国製造農薬の輸入者の届出事項変 更及び事業廃止の届出	農薬取締法第15条の4第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農薬登録の申請書記載事項の変更に 係る届出	農薬取締法第6条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農薬販売者の届出事項変更の届出	農薬取締法第8条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
公益信託の受託者の住所、職業又 は、信託管理人等の氏名、住所等の 変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信 託の引受けの許可及び監督に関する 規則第14条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
公益信託の事業計画書及び収支予算 書の変更の届出	農林水産大臣の所管に属する公益信 託の引受けの許可及び監督に関する 規則第5条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
公益信託の信託条項の変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する 規則第8条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
公益法人の寄附行為変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益法 人の設立及び監督に関する規則第 4 条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
公益法人の定款変更の認可	農林水産大臣の所管に属する公益法 人の設立及び監督に関する規則第 4 条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
代理業務の範囲の変更、廃止の認可	農林中央金庫及び特定農業協同組合 等による信用事業の再編及び強化に 関する法律第42条第2項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農林中央金庫の定款の変更の認可	農林中央金庫法第49条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
農林中央金庫の定款の変更の届出 (軽微な事項その他の省令で定める 事項に係るもの)	農林中央金庫法第49条第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
信託業務の種類及び方法の変更の認可	農林中央金庫法第54条第10項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
証取法第65条第2項各号に定める 業務(証券業務)の内容及び方法の 変更の認可	農林中央金庫法第54条第9項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録格付機関の登録事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第16条第6項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録格付機関の格付業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第17条の2第1 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録認定機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第17条の6第2 項において準用する第17条第2項 において準用する第16条第1項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		

	I	I	T	
登録認定機関の認定業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第17条の6第2 頃において準用する第17条の2第 1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを活用できるよう措置した。		
登録外国格付機関の格付業務規程の 変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第19条の6の2 第2項において準用する17条の2 第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録外国格付機関の変更・廃止の届 出	展林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第19条の6の2 第2項において準用する第16条第 6項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録外国格付機関の登録の更新の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第19条の6の2 第2項において準用する第17条第 2項において準用する第16条第1 項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録外国認定機関の登録事項の変更の届出	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第19条の6の4 第2項において準用する第16条第 6項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録外国認定機関の認定業務規程の変更の申請	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律第19条の6の4 第2項において準用する第17条の 2第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
肥料生産事業場に係る略称届出事項 変更の届出	肥料取締法施行規則第11条第2項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
公定規格が定められている普通肥料 の登録の更新	肥料取締法第12条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
普通肥料の登録事項変更の届出	肥料取締法第13条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
指定配合肥料の生産業者の届出事項 変更の届出	肥料取締法第16条の2第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
特殊肥料の生産業者又は輸入業者の 届出事項変更の届出	肥料取締法第22条第2項前段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
肥料販売業務の届出事項変更の届出	肥料取締法第23条第2項前段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
国内管理人の変更等の届出	肥料取締法第33条の2第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
外国生産肥料の輸入業者届出事項変 更の届出	肥料取締法第33条の4第2項前段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
分収林契約に係る募集又は途中募集 の届出の変更の届出	分収林特別措置法第5条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
市民農園の整備運営計画の変更認定	市民農園整備促進法第7条第5項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
事業実施計画等の変更認可	緑資源公団法第23条第1項	廃止した。		
国土緑化推進機構の事業計画書及び収支予算書の変更の提出	緑の募金による森林整備等の推進に 関する法律第15条(第8条第1 項)	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
国土緑化推進機構の名称、住所又は 事務所所在地の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に 関する法律第15条で準用する同法 第5条第3項	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
都道府県緑化推進委員会の名称、住 所又は事務所所在地の変更の届出	緑の募金による森林整備等の推進に 関する法律第5条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
都道府県緑化推進委員会の事業計画 書及び収支予算書の変更の提出	緑の募金による森林整備等の推進に 関する法律第8条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
森林施業計画の変更の認定	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第10条第1項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
木材安定供給確保支援法人の名称、 住所又は事務所の所在地の変更届け 出	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第17条第3項	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
	1	I .	1	

木材安定供給確保支援法人の債務保 証業務に係る業務規程の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第20条第1項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを		
皿本5月にはる本5月が任い名文の部門	月三/477 € ♥ 水水	活用できるよう措置した。		
木材安定供給確保支援法人の事業計 画及び収支予算の変更の認可	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第 2 1 条第 1 項後段	電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
事業計画の変更申請の認定	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第5条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
外国製造承認取得者の氏名、住所等 の変更の届出	薬事法施行令第1条の5の3		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
医薬品等製造業の廃止、休止、再開 及び製造管理者等の変更の届出	薬事法第19条		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
国内管理人に関する変更の届出	薬事法第19条の3		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
医薬品等輸入販売業の廃止、休止、 再開及び輸入販売管理者の変更の届 出	薬事法第23条(第19条準用)		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
遊漁船業者の登録変更の届出	遊漁船業の適正化に関する法律第7 条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
優良田園住宅建設計画の変更	優良田園住宅の建設の促進に関する 法律第4条第6項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
定款変更の認可	輸出水産業の振興に関する法律第1 5条	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
主原料購入事業に係る書類の重要記載事項変更の認可	輸出水産業の振興に関する法律第17条の2第1項後段	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
役員変更の届出	輸出水産業の振興に関する法律第2 5条(組合法第35条の2準用)	電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できるよう措置した。		
登録事項変更の届出	輸出水産業の振興に関する法律第3 条の4第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
登録事項変更の届出	養鶏振興法第9条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
林業経営改善計画変更の認定	林業経営基盤の強化等の促進のため の資金の融通等に関する暫定措置法 施行令第1条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
木材の生産又は流通の合理化を図る ための計画の変更の認定	林業経営基盤の強化等の促進のため の資金の融通等に関する暫定措置法 施行令第4条第1項		電子申請システムにおいて、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示済。	
登録証記載事項変更の届出	林業種苗法第13条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
登録申請書記載事項の変更又は生産 事業廃止の届出	林業種苗法第13条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
届出事項変更の届出等	林業種苗法第17条第2項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	
林業労働力確保支援センターの名 林、住所又は事務所の所在地の変更 の届出	林業労働力の確保の促進に関する法 律第11条第3項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。	

	林業労働力の確保の促進に関する法 律第19条第1項後段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
	林業労働力の確保の促進に関する法 律第20条第1項後段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
	林業労働力の確保の促進に関する法 律第6条第1項		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
	飼料の安全性の確保及び品質の改善 に関する法律第50条第4項前段		電子申請システムにおい て、当初申請時のデータを 活用できる措置の方策提示 済。		
手続件数	328件	-	-	-	-

「レガシーシステム見直しのための農林水産省行動計画(アクション・プログラム)」

1 見直しの対象とするレガシーシステム

システム名	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム 林野庁における改善分散処理システム
-------	--

2 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

外部専門家による業務分 析、システム分析、評価を 内容とした調査の実施	レガシーシステムの見直しに向けて、レガシーシステム刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定及びこれらを踏まえた新システムへの移行について計画的に作業を進める。調査の実施に当たっては、当該システムと関係のない外部専門家による業務分析、システム分析、評価を主な内容とする。
調査の目的	本調査は、最適化計画の策定のための予備的調査として位置付け、農林水産省のレガシーシステムを新たなシステムに刷新した場合に、利便性を下げずにトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げることができるか否か、について検討し、結論を得る。また、本調査結果は公表する。
調査のポイント	本調査は、主として効率性、経済性(コスト面)の評価を中心に実施する。 1.効率性の評価のポイント システムにおける業務処理過程の合理性 ・求められる業務処理内容に対して必要かつ十分な業務処理過程が実現されているか(過剰な業務処理過程が含まれていないか 等) システム構成の合理性 ・必要とされる業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか(メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等) 2.経済性の評価のポイント機器調達における、・開発・運用経費の算定方法の妥当性・競争入札に移行する場合の課題(随意契約で行われている場合)等

(2)最適化計画の策定

レガシ・システム刷新可能性調査の結果を踏まえ、業務プロセスの 見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を踏まえ、2004年度末(平成16年度末)までに策定する。

レガシーシステムに係る最適化計画の策定に当たっては、

- ・他の業務・システムに係る最適化計画と同様に、抜本的な業務改革(業務の効率化・合理化)を行う。
- ·業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行う。
- ・汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化の可能 性について検討する。
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化、随意契約から競争入札への移行、国庫債務負担行為の活用についての可能性を検討する。

最適化計画の策定について

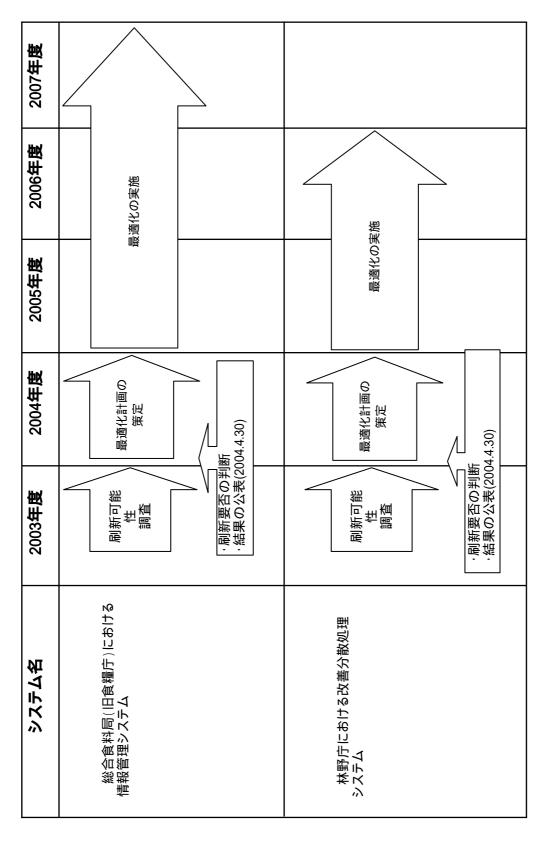
(3)最適化の実施

レガシーシステム刷新可能性調査、最適化計画を踏まえ、順次システム及び関連業務の最適化を実施する。なお、最適化の実施時期については、関係機関と協議の上、

システム及び関連業務の 最適化の実施

- ・総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムについては、 2004年度(平成16年度)に行う最適化計画の策定及び 2006年度(平成18年度)に予定されている地方組織再編を踏まえ、 2005年度(平成17年度)からの3か年計画とする。
- ・林野庁における改善分散処理システムについては、 2004年度(平成16年度)に行う最適化計画の策定を踏まえ、 2005年度(平成17年度)からの2か年計画とする。

「レガシーシステム見直し全体スケジュール」



経済産業省電子政府構築計画

第1 基本的な考え方

計画期間

計画期間は2003 年度(平成15 年度)から2005 年度(平成17 年度)までの3か年とする。

計画の位置付け

本計画は、全体計画「第2 施策の基本方針」を受け、今後2年間の電子政府の構築過程の中で、経済産業省が実施すべき事項についてとりまとめたものである。当省としては、業務改革とシステム化を一体的に推進し、2年後に世界最先端の電子政府と呼ばれるにふさわしい姿となることを目指す。電子政府の進化は、今後2か年の計画期間内で完結するものではない。PDCA(Plan(計画) Do(実行) Check(監査) Action(見直し))サイクルを構築し、常に改善を進めていく必要がある。単に3か年の計画期間のみを念頭に置くのではなく、より長期的に見た経済産業省のミッション(任務)業務、システムの将来像を見据え、これらを実現する過程の中の基礎作りの期間として、業務改革とシステム化を進めていくことを目指す。

計画の目的

経済産業省の使命は、民間の経済活力の向上、対外経済関係の円滑な発展等、我が国経済・産業の発展に資する政策の企画・立案及び実施にある。この任務を円滑に進めるために、省内にある人材、予算、情報等の経営資源を最適に配置・連携し、創造的、機動的、効率的に業務を進める環境を整える必要がある。

また、政策の企画、立案、実施に当たっては、顧客である個人、企業との間でより身近な位置に存在し、関係者、関係機関との密接な連携、双方向の情報交流を行うことにより、社会のニーズ(要請)にマッチ(合致)した業務を遂行しなければならない。

全体計画「第1 基本的考え方」にある8つの原則及び2つの目標は、内部

組織の改革と利用者指向の追求により、利用者本位で、透明性が高く、効率的な政府を目指すものであるが、その理念の延長線上には、経営資源の最適な活用と、顧客との距離の極小化により、行政の政策立案能力を飛躍的に高めることが求められているものと考えられる。

本計画は、経済産業省が将来的にはこのような長期的目標を実現するために、2年間で以下のような改革を進め、2005年度末(平成17年度末)に最先端の電子政府となることを目指すとともに、更なる改革の基礎作りを図るものである。

- (1) 経済産業省の業務を抜本的に見直し、業務内容、業務方法の徹底した 合理化を図る。見直しの範囲は、バックオフィス(内部管理業務)、ミ ドルオフィス(政策立案・企画等業務)、フロントオフィス(個人・企 業との窓口業務)すべての領域に亘り、その内容は、当省所管法の執行 方法全般に及ぶものとする。
- (2) 経済産業省の経営資源(人材、予算、情報等)を発掘、進化、連携、 拡大させるためのツールを開発するとともに、蓄積された資源を最適に 配置・連携させるための環境・システム作りを目指す。
- (3) 長期的には、経済産業省が顧客に対して行政機関であることを意識させない程身近な存在となっていくことを念頭に置き、2005 年度末(平成 17 年度末)には当省が顧客のニーズ(要望)に対応した形で電子サービスを提供することが可能となるよう体制作りを急ぐ。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

当省では、e-Govを通じて、2004 年(平成16 年)3 月末から、当省所管法令に係る全ての行政手続について24 時間365 日オンラインによる電子申請の受付を開始するとともに、オンライン受付を行った案件については、申請のみならず、その申請に関する当省からの通知も電子的に行うことが可能となった。しかしながら、分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあることから、当省においても、「行政ポータルサイトの整備方針」及び、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、2004 年(平成16 年)7 月に策定される業務・システムの見直し方針に従い、政府全体と

して統一性があり、わかりやすい情報の提供等を行う行政ポータルサイトの 整備を推進するため、以下の取組を行う。

- 1 行政ポータルサイトの整備、充実
- (1)当省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に 基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等)について、掲載情報の充実を 図るとともに、当省のホームページ画面上における当該カテゴリーの 表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上に努める。
- (2)申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見 募集および結果公表)について、e-Govを通じて、迅速に更新、提供す るとともに、上記手続案内について、当省は、引き続き利用者にとっ て有益な関連情報の提供を推進する。

2 ワンストップサービスの拡大

「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、当省においても、利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、当省の汎用電子申請受付システムを可能な限りe-Govへ統合するための見直しを実施する。

当省では、2003 年度(平成15 年度)に、会社設立の手続案内、申請書の作成支援及び申請書様式のダウンロードまでを行うことができ、また、利用者に対し、創業支援施策紹介、専門用語解説及び掲示板などの情報提供を行う「創業ナビ」(http://www.sogyo-navi.jp)の実証実験を行った。今後は、本実証実験の結果を踏まえ、当省の所管する業種に関係する手続について、e-Gov等への参加を積極的に推奨する。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

当省は、「e-METI実現に向けた「手続改革」の基本方針」(2002年(平成 14 年)6月e-METI推進本部報告)に則り、手続廃止等の抜本的減量化 (SLIM)、添付資料等の簡素化や手続規制の透明化(SIMPLE)、事務処理 電子化等による手続処理期間の短縮(SPEEDY)の3つの「手続改革」に取り組み、一定の成果を得たところである。今後も引き続き、必要性の乏し

い手続の廃止など手続の簡素化、合理化の徹底を図るとともに、事務処理期間の短縮などの措置を2005年度末(平成17年度末)までに講じていくこととする(別添1参照)。

また、携帯端末、携帯電話等の普及によるアクセス手段の多様化に対応したホームページについて見直しを行い、提供すべきコンテンツ(情報)を選定し、そのコンテンツ(提供情報)の作成を行うとともに、電子政府システムについて、技術動向を踏まえつつ、多様なのS(オペレーティングシステム)に対応できるよう検討を進める。

IT化に対応した業務改革

- 1 業務・システムの最適化
- (1)府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム

「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」に掲げる府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムのうち、当省が担当となっている物品調達業務、物品管理業務、謝金・諸手当業務、補助金業務、旅費業務及び国家試験業務については、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、以下のとおり業務・システム最適化計画(以下「最適化計画」という。)を策定し、その実行を図る。

物品調達業務、物品管理業務、謝金・諸手当業務、補助金業務及び 旅費業務については、2004 年(平成16 年)7 月までに、国全体とし ての、最適化計画を策定する。

国家試験業務については2005 年度末(平成17 年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

(2)個別府省業務・システム最適化

「個別府省業務・システムについて」に掲げる「工業標準策定プロセス電子化事業」及び「セーフティネットと産業再生」については、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

また、特許事務システムについては、別添2 の「レガシーシステム見直しのための特許庁行動計画」に基づき、今後も引き続き必要な見直し

を行う。

(3)モデル事業による業務・システム最適化

貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) の見直し

JÉTRÁSについては、2003 年度(平成15 年度)からCIO補佐官の協力を得て、業務・システムの見直しに着手しており、引き続き、「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」に掲げる「輸出入及び港湾・空港手続関係業務」の一部として、最適化に取り組む。

調査統計システムの見直し

調査統計システムについては、2003 年度(平成15 年度)からCIO補 佐官の協力を得て、業務・システムの見直しに着手しており、引き続 き、「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並び に担当府省について」に掲げる「統計調査等業務」の一部として、最 適化に取り組む。

その他の業務・システムの見直し

「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに 担当府省について」に掲げる「研究開発管理業務」等について、担当 府省が最適化計画を策定することと併せて、当省内の関係する業務・ システムを見直す。

(4)業務・システムの最適化に係る作業の透明性、整合性の確保

最適化計画の策定、公表等にあたっては、「業務・システム最適化計画の策定、公表等について」(2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、CIO補佐官の評価、パブリックコメント(意見募集)の実施等を速やかに行うものとする。

(5)最適化計画に関わる参照モデルの整備

当省においては、最適化計画を策定する際に活用される業務、データ、 アプリケーション及び技術などを広汎に収集・整理して参照モデルとし て整備し、最適化計画の策定者がいつでも参照できるポータルサイトを 構築してきた。引き続き、当該参照モデルの情報の充実や更新を鋭意行 っていくものとする。

- 2 内部管理業務の業務・システムの最適化及び省内業務の高度化
 - (1)内部管理業務の業務・システムの最適化

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004年(平成16年)6月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取り組む。給与全額振込化について職員の協力を得つつ推進し、2004年(平成16年)9月までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則として100%の実施を目指す。

また、CIO連絡会議の下、財務省及び経済産業省が中心となって2004年(平成16年)7月に策定する「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき、また、「行政改革の実施状況」(2004年(平成16年)3月31日行革本部報告)にある「内部管理業務定員を2008年度までに40%程度削減する」という目標の設定を踏まえ、メリハリのある定員再配置を図る。具体的には、2004年(平成16年)6月に、各業務の効率化等について検討する省内委員会を設置し、2004年(平成16年)8月までに、2008年度(平成20年度)までの年度別実施計画を策定する。

- <業務効率化項目例>
- ・研修業務の外部委託化
- ・新旧対照表の自動作成ソフト導入による、省全体の法令業務の合理 化・効率化
- ・会計事務について、外部委託化の可能性を含めた最適化
- ・評価業務のマニュアル化及び外部委託化
- ・図書業務及び共済業務の外部委託化

(2)外部リソースの活用等による執行体制の効率化

各府省は、予算、人員等の「外部リソース」の活用について外部制約があるため、機動的に組織を編成し、効果的に執行業務を行う事が難し

い。特に、多数の違反者を取り締まる等の法令の執行業務において、機動的に経営資源を確保することが困難であるため、十分に法益が実現されているとは言えないケースがある。そこで、法令の執行業務の高度化を図るため、法令の執行体制の改革に着手する。具体的には、予算措置を前提に、商品取引所法、特定商取引法、製品安全関係法等に基づく執行業務の外部委託・補助職員の採用等を実施する。これを皮切りに、2004年度中(平成16年度中)に、当省における規制及び法執行体制のあり方を効率化するための「電子政府における法執行業務の高度化に係る計画(仮称)」を作成し、e-METI推進本部に報告する。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、省内ネットワークについては、 2005 年度末(平成17 年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定 し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備等

1 推進体制の充実・強化

当省は、2003 年度(平成15 年度)に、外部の専門家を活用しつつ、e-METI 推進本部を設置し、CIO補佐官の支援体制の構築、各業務・システムの最適化 の取組に係る工程管理(プロジェクトマネジメント)、仕様策定、システム 監査などを実施してきた。今後ともCIOの下、情報システム部門、組織・定員 部門、政策部門、会計部門間の密接な連携を図りつつ、定員化されたCIO補佐 官に対して下記のような権限を付与するとともに、CIO補佐官スタッフの充実 等省内の業務・システムの最適化その他電子政府構築に係る推進体制の一層 の充実・強化を図る。

< CIO補佐官の権限 >

- ・担当する最適化計画に関し、必要な範囲において業務及びシステムの実態を調査し、担当課室の作業責任の明確化及び作業の工程管理を行うとともに、必要に応じ最適化計画を策定するために必要なバーチャル組織を編成するための企画・調整を行う。
- ・担当する最適化計画を策定する上で必要な手続の合理化及び簡素化につい

て他府省及び省内関係課と調整を行う。

- ・担当する最適化計画の策定について、担当課室に対し、必要な原案の提示 及び改善のための助言を行う。
- ・情報化推進に係る予算について、システム開発プロジェクト等の品質、価格、納期等に関する評価及び助言を行い、担当課室に対して改善を促す。
- ・業務・システムの最適化に必要な予算の執行を管理する。
- ・省内の業務・システム最適化の状況について、年2回、当省CIOに対して 報告する。

2 人材育成及び外部専門家の活用

(1)人材の開発及び活用

当省においては、2006 年度(平成18 年度)から予定されている新人事制度の導入に向けて、当省職員全体の大幅なスキルアップ(技術の向上)を目指し、これまで、研修等を積極的に実施してきた。今後とも、情報システムについては、全職員が一定レベルのスキルを有することが必要であることから、研修等を通じて積極的に情報リテラシー(情報活用能力)の改善を図るとともに、希望・適性を有する職員について、教育と登用を行うこととする。

(2)外部専門家の活用

「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」 を踏まえ、引き続き、外部委託化を推進するとともに、任期付採用の促 進、官民交流法の活用等を通じて、特に専門知識を必要とする行政事務 の分野において、外部人材の活用を図る。

3 情報システムの整備・運用管理の高度化等

(1)省内情報基盤の改善

当省はこれまで、当省共通情報システム基盤システム(PC-LANシステム)の更新、E U C (エンドユーザーコンピューティング)ガイドラインの策定及び主な現行システムの改善の方向性についての基本的な考え方のとりまとめ等を着実に実施してきた。今後は、これらを活用し、標準的で合理的なシステム・データベースの整備を推進することとする。

(2)情報システムに係る政府調達の改善

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、プロジェクトマネジメント手法(開発工程管理手法)の活用を通じた調達プロセス(過程)の適正な管理、インセンティブ付契約の導入等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進するとともに、可能な案件から逐次適用していくこととする。

さらに、当省の情報システムの調達においては、情報セキュリティ、 高齢化対策技術等、当省の政策に応じた先端技術の積極的な導入に努め る。

(3) 当省関係機関及び地方公共団体との連携協力

当省所管の関係機関(独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人の一部)に対し、当省が所管する手続のオンライン化、手続の案内情報の提供についての要請を行うとともに、これら関係機関における電子申請システムの重複開発の防止とe-Govとの連携を図る。

このため、独立行政法人等に対しては、簡略版の汎用電子申請システムを無償で提供すること、及びASP等の活用によるオンライン化の実現性を引き続き検討する。

なお、独立行政法人等が行う業務については、国の行政機関の取組に 準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、引き続き、各法人 の中期目標に最適化計画の策定について盛り込むものとする。

また、経済産業省が進めている電子政府実現の過程、進捗状況に関する情報の開示、情報セキュリティ関連情報の提供、地域情報化に関する事業の成果の活用等を通じて、電子自治体構築作業を強力に後押しする。特に電子自治体構築に向け、当該地域の枠を越えて連携を進めている自治体等におけるシステムの共同利用、業務の標準化等の活動と定期的な連携の場を持つ。

(4)諸外国との連携

当省においては、2003 年度(平成15 年度)に中国及び韓国における電子政府施策に関する調査を実施した。当該調査の下、今後の連携、協力、各電子政府市場への関与を含めた戦略を打ち出す。また、EUとの間で、エンタープライズ・アーキテクチャ(Ê A、当計画においては「業務・システム最適化計画」)策定に係る取組に関する意見交換等を実施することに向けて取り組む。

(5)電子政府関連産業の育成

民間ポータル、情報セキュリティ監査をはじめとする情報セキュリティ関連全般、外部委託、汎用アプリケーション開発、個人情報保護等、電子政府の推進に関連する産業の振興及び官民連携ポータルなどをはじめとする電子政府に関連する電子商取引等の産業が発展する基盤の整備を図る。このため、関連の中小企業・ベンチャー企業の育成、及び市民社会のデジタルデバイド(情報格差)解消のための施策をとりまとめた電子政府関連産業育成に関する指針を2004年度(平成16年度)早期にとりまとめ、e-METI推進本部に報告する。また、最適化計画策定作業へ適正な対価を支払うことによりシステム開発・運用業者の収益構造の改善を図る。

4 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1)セキュリティ対策の推進

当省の共通情報基盤に関しては、最低毎年1回、セキュリティ監査及びシステム監査を実施し、外部からの助言を受け、これに基づき必要な措置を講じている。「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って2002年度(平成14年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

特に、電子政府の基盤となるシステムについては、その安全対策を徹底し、信頼性の確保を図る。

当省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

当省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

ICカードの導入

当省においては、2004 年(平成16 年)3 月より6ヶ月間、省内での一部飲食について決済可能なICカードの実証実験を実施しているところである。今後も引き続き、ICカードの導入を前提として、セキュリティ対策や個人情報保護への活用方法の検討を行う。

(2)個人情報保護法制への対応

当省においては、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、大臣官房に個人情報保護室を設置した。保有する個人情報の保護については、総務省が策定する指針等を参考に、その保有する個人情報の取り扱いの実情に則した個人情報の適切な管理に関する定め等を整備し、法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

5 執務環境の改善

(1)電子化の推進とペーパーレス化

電子経済産業省の一層の推進に向けて、一部部局において、先進的ペーパーレス化を実施してきたところである。今後とも、業務の電子化とペーパーレス化のための環境整備を全省的に推進する。

(2)在宅勤務等新たな勤務形態の実現

2003 年(平成15 年)7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法」 においては2004 年度末(平成16 年度末)までに特定事業主としての行 動計画の策定・公表が義務付けられている。

少子化の進行は我が国の経済社会に大きな影響を与えるものであり、 同法に基づく職場環境の整備は極めて重要であることから、当省として は積極的な取組を示すこととし、関係府省庁、産業界、地方公共団体等 の取組を促進することとする。具体的には、在宅勤務の試行の実施及び 目標設定等を含めた、当省としての特定事業主行動計画を2004 年(平 成16 年)6 月末までに策定・公表する。

特に、特許庁においては、迅速・的確な権利付与実現の観点から、在宅勤務・テレワークの導入の可能性について検討する。

### 1998年	<u>1 . 申請件数が 0 件のもの</u>					
### 1988 (中の元の日の一)	手続名	根拠法令	2003年度(亚成15年度)	措置内容	2005年度(亚成17年度)	備考
## 1985 1 1 1 5 1 1 5 1 1 5 7 1 1 5	新株発行時の認可	電源開発促進法第十五条第四		2004年及(十成10年及)	2003年及(十成17年及)	平成 1 5 年 1 0 日 2 日廢止
### 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	取締役及び監査役の選任及び	-2		-	-	
## 1990年	解任の決議の認可		法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
### 2018年7 年 2018年7	事業経宮の認可		法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
### 2015 19 10 10 12 12 日本	電気の供給に係る認可		法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
### 15 年 15 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	委託事業の認可	電源開発促進法第二十三条の	法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
無数性の音響の目の19世間 のである場合の目の19世間 のである場合の目の19世間 のであるというのである。 のであるといるのである。 のであるといるのであ	弁済期間が1年をこえる資金					
### 15-61-10月21日政上	の借入れ ※雪体設等を所有権及び貸借	電流開発促進注第二十二条	法律廃止済	-	-	千成 5 年 0 月 2 日廃止
#社会の対象の表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	権以外の権利の目的とすると	电脉角光促连/4分二十 示	法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
日本学生の必要は「日本の主体」では、日本の主体と対していまった。 「日本学生の必要は「日本の主体」では、日本の主体と対していまった。 「日本の主体」では、日本の主体と対していまった。 「日本の主体」では、日本の主体、日本の		電源開発促進法第三十二条第	- - - - - -			亚代 1 5 年 1 0 日 2 日底止
#### 1995 19月1日		1項		-	-	
開始的分別を取り回生	事業計画の変更	電源開発促進法第三十三条		-	-	
関連の公司主義を企動性 「中央15年10月2日建上 「中央15年10月2日ま上 「中央15年10月2日ま上 「中央15年	新株発行の認可		法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
電点の保持設定	取締役及び監査役の選任				-	
・	電気の供給認可	電源開発促進法第二十三条第		-		
受力 (外国における電源開発事業の					
20	認可定数である。			-	-	
語彙形の姿で 20		1項	法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
	発電施設等を所有権及び貸借 権以外の権利の目的とすると	电源開発促進法第三十一条	法律廃止済	-	-	平成15年10月2日廃止
類型計画の認可。	き	雷源盟登促准注第二十冬		_	_	
## 新作業の設可申請	事業計画の認可	電源開発促進法第三十三条	法律廃止済	-		平成15年10月2日廃止
関係を登場的の語の中語			法律廃止済	-	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成15年10月2日廃止
加速等後、理等後の認可申請		四条第2項	-	-		
### 1		五条第3項	-	-	法律廃止予定	
(日夏の本曜鉄上の行列深部中 大売を) 19 (日東の東海県流産 大売乗) 19 (日東の東海県流産 大田東東) 19 (日東の東海県流産 大田東) 19 (日東の東海県流産 大田東) 19 (日東の東海) 19 (日東の海) 19 (日東の東海) 19 (日東の東海) 19 (日東の東海) 19 (日東の東海)	副理事長・理事長の認可申請		-	-	法律廃止予定	
2個の東部域上の特別表記号	解任の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第	-	-	法律廃止予定	
議員の認可申請 法律廃止予定 法律原止予定 法律原止》 于以及的规则可可可可可可可可证。 其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其以其	役員の兼職禁止の特例承認申	核燃料サイクル開発機構法第	_	_		
一	請 委員の認可申請		-	-		
		二十三条第1項	-	-	法律廃止予定	
一一四条第 2 項 一一四条第 2 項 一四条第 2 列 一回条第 2 列 一回条 2 列			-	-	法律廃止予定	
機能等の表記	業務の認可申請		-	-	法律廃止予定	
京都田等の変更の認可申請 一十五条 中元名祭 市 大工会 日本五条 市 大工会	施設等の利用の認可申請	核燃料サイクル開発機構法第	-		法律廃止予定	
事業計画等の変更の認可申請	業務の委託		_	_		
■素計画等の変更の認可申請	事業計画等の認可申請					
□・・		二十九条	-	-	法律廃止予定	
世十一条第 1項		二十九条	-	-	法律廃止予定	
一	財務諸表等の承認申請		-	-	法律廃止予定	
横四野子で 神の 大田 中部	借入金等の認可申請		-	-	法律廃止予定	
(職务発行事務の委託の認可申請 大阪無対サイクル開発機構法第	借り換えの認可申請	核燃料サイクル開発機構法第	-	-	法律廃止予定	
議備選計画の認可申請	債券発行事務の委託の認可申	核燃料サイクル開発機構法第				
財産の処分等に係る認可申請	請 償還計画の認可由語		-	-		
三十八条 一 一 一 一 一 一 一 一 一		三十六条	-	-	法律廃止予定 ————————————————————————————————————	
三十九条 一		三十八条	-	-	法律廃止予定	
総与等の支給基準の変更の承 優秀を負担する行為の認可申 核燃料サイクル開発機構法施 行規則第九条 業務に関する規定の政策の届 出 当の供給事業者の供給条件の届 出 当工業等第二十四条 対保齢事業者の供給条件の届 出 当工業等第二十四条 技化等数量を使動性の変更届出 指定検査機関の事業所の存在 地の変更届出 指定検査機関の収支予算の変 更認可 指定検査機関の収支予算の意 技展科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の二十五 指定検査機関の収支予算の意 更認可 指定検査機関の収支予算の意 技展科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の二十五 核原科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十第二頃 技配発物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十第二頃 大十一条の三十第二頃 大十一条の三十第二頃 大十一条の三十第一時 更認可 指定検査機関の収支予算の意 世の許可 指定検査機関の検査業務の廃 止の許可 指定検査機関の事業所の廃 核原科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十第二頃 大十一条の三十第二頃 大十一条の三十第一時 更認可 指定検査機関の検査業務の廃 止の許可 指定検査機関の審業所の 指定検査機関の検査業務の廃 上の許可 指定検査機関の事業所の 核原科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十六 第一分の目子 手続廃止済 六十一条の三十六 手続廃止済 六十一条の三十六 手続廃止済 六十一条の三十六 手続廃止済 六十一条の二十六 本の第十一第一時 上の許可申請 指定検査機関の事業所の 核原科物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の二十六 本の十二十二 本の十二十二 本の十二十二 本の十二十二 本の十二十二 本の十二十二 本の第十二 本の十二 本の十二 本の十二 本の第十二 本の十二	給与等の支給基準の承認申請		-	-	法律廃止予定	
語呼師		核燃料サイクル開発機構法第	-	-	法律廃止予定	
1	債券を負担する行為の認可申	核燃料サイクル開発機構法施	_	_		
	請 業務に関する規定の届出		-	-		
出		行規則第二十四条	-	-		
出 第一項	出	行規則第二十四条	-	-	法律廃止予定	
指定検査機関の指定 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第	卸供給事業者の供給条件の届 出	第一項	手続廃止済	-	-	平成16年4月1日廃止
六十一条の二十五 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の二十九 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の二十九 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 打定検査機関の収支予算の変 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 指定検査機関の検査業務の廃 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 打定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 打定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 打定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質 核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元十一条の三十六 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元十一条の四十一 第三項 指定廃棄確認機関の業務の体 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 テ続廃止済 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元十一条の四十一 第三項 手続廃止済 っ 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下元 1 5 年 1 0 月 1 日廃止	指定検査機関の指定	核原料物質、核燃料物質及び	壬结廢止沒			亚成15年10日1ロ鹵止
地の変更届出		六十一条の二十五	ᄀᆒᄺᄺ	-	-	
六十一条の二十九 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十 第一項 「原子炉の規制に関する法律第 六十一条の三十 第一項 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 一 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 日廃止 日廃止 日原子炉の規制に関する法律第 一 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下井・一条の三十一 第一項 「房子炉の規制に関する法律第 一 下成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下井・一条の三十六 「房子炉の規制に関する法律第 一 下成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下井・一条の三十六 「房子炉の規制に関する法律第 一 下成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下井・一条の三十六 「房子炉の規制に関する法律第 一 下成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 下成 1 5 年 1 0 月 1 日産 1 日本	指定検査機関の事業所の所在 地の変更届出		手続廃止済	_	_	平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止
原子炉の規制に関する法律第		六十一条の二十九				
指定検査機関の収支予算の変 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 - - -	指定快宜機関の業務規定の認 可	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
原子炉の規制に関する法律第	指定検査機関の収支予算の変					
指定検査機関の検査業務の廃 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 十一条の三十六 指定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 - 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 十一条の回れ 第三項 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 十一条の回れ 第三項 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 十一条の四十一 第三項 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	更認可	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
六十一条の三十六 指定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の四十一 第三項 指定廃棄確認機関の業務の体 使の許可申請 原子炉の規制に関する法律第 手続廃止済 - 平成15年10月1日廃止		核原料物質、核燃料物質及び				
指定廃棄確認機関の事業所の 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 手続廃止済 - 平成15年10月1日廃止 - 平成15年10月1日廃止 15廃棄確認機関の業務の体 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 手続廃止済 - 平成15年10月1日廃止 15年10月1日廃止	止の許可		手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
六十一条の四十一 第三項		核原料物質、核燃料物質及び	工结底上这			亚代 1 5 年 1 5 日 4 日 南 1
指定廃棄確認機関の業務の休 核原料物質、核燃料物質及び 止の許可申請 原子炉の規制に関する法律第 手続廃止済 - 平成15年10月1日廃止		六十一条の四十一 第三項	于顽廃止済		-	平成 I 5 年 I 0 月 1 日廃止
		核原料物質、核燃料物質及び	手続磨止済			平成15年10日1日寮 止
	프V미리쿠朋) WIRELLIA	-	-	「「「「「日光工

指定検査機関の指定の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の事業所の変更 の届出	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の業務規定の認 可の申請	六十一条の二十九 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の業務の休止の 許可申請	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の事業計画の変 更認可	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の検査業務の休 止の許可	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定廃棄確認機関の事業計画 等の変更認可の申請	六十一条の三十六 核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第 六十一条の四十一第三項	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定廃棄確認機関の業務の廃 止の許可申請		手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の事業計画等の 変更認可の申請		手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関の業務の廃止の 許可申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の三十六	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
従たる事務所の設置の認可	金属鉱業事業団法第三条第2	计			平成16年2月29日廃止
公員の兼職の予 証	項	法律廃止済	-	-	
役員の兼職の承認 目的達成業務の認可	金属鉱業事業団法第十四条 金属鉱業事業団法第十八条第	法律廃止済	-	-	平成16年2月29日廃止
	3項	法律廃止済	-		平成16年2月29日廃止
業務の委託の認可	金属鉱業事業団法第十九条第	法律廃止済	-	-	平成16年2月29日廃止
役員の解任の認可	金属鉱業事業団法第十三条第	法律廃止済	_	_	平成16年2月29日廃止
土地等への立入りの承認	2 項 金属鉱業事業団法第二十条の		-	-	
	十一第2項	法律廃止済	-	-	平成16年2月29日廃止
精密調査の負担金の滞納処分 の認可	金属鉱業事業団法第二十条の 九第3項	法律廃止済	-	-	平成16年2月29日廃止
短期借入金の借換の認可	金属鉱業事業団法第二十五条 第 2 項	法律廃止済	-	-	平成16年2月29日廃止
債権発行事務の委託の認可	金属鉱業事業団法第二十五条	法律廃止済	_		平成16年2月29日廃止
会計規程の承認	第 6 項 金属鉱業事業団法施行規則第		-		
	十七条第2項	法律廃止済	-	<u>-</u>	平成16年2月29日廃止
指定検査機関による加工施設 の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の四第一項	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
指定検査機関による輸入した 加工施設の溶接検査	原子炉の規制に関する法律第	手続廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
電気事業者又は自家用電気工 作物を設置する者の事故報告 (表中四号事故報告)	十六条の四 第四項 電気関係報告規則第三条第一 項	手続廃止済	-	-	平成16年3月1日廃止
電気事業者又は自家用電気工 作物を設置する者の事故報告 (表中十五号事故報告)		手続廃止済	-	-	平成16年3月1日廃止
水資源開発施設等の管理及び 災害復旧工事に要する費用の 負担額が公平を欠く際の負担 する者からの意見聴取	十六条第一項	政令廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
油層別採取装置に係る性能の	石油及び可燃性天然ガス資源 開発法施行規則第四条第五項	手続廃止済	-	-	平成15年3月31日廃止
認定 従たる事務所の設置の認可	石油公団法第三条第二項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
副総裁及び理事の任命の認可	石油公団法第十条第二項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
副総裁及び理事の解任の認可 役員の兼職の承認承認	石油公団法第十二条第二項 石油公団法第十四条	-	法律廃止予定 法律廃止予定	<u> </u>	平成 1 7 年 3 月末廃止予定 平成 1 7 年 3 月末廃止予定
目的達成業務の認可	石油公団法第十九条第三項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
業務の委託の認可	石油公団法第十九条の二第一項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
業務方法書の認可	石油公団法第二十条第一項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
予算等の認可 財務諸表等の承認	石油公団法第二十二条 石油公団法第二十三条第一項	-	法律廃止予定 法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定 平成17年3月末廃止予定
借入金及び石油債券発行の認		-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
可 短期借入全の借り換えの認可	石油公団法第二十五条第二項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
	石油公団法第二十五条第六項	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
償還計画の認可	石油公団法第二十七条	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
重要な財産の処分等の認可 給与及び退職手当の支給の基	石油公団法第二十九条 石油公団法第三十条	-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
準の承認		-	法律廃止予定	-	平成17年3月末廃止予定
事務所の設置 監査結果の意見提出	日本貿易振興会法第三条第 2 項 日本貿易振興会法第九条第 5	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
	項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
副理事及び理事の解任の認可	2項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
必要業務の認可	日本貿易振興会法第二十一条 第 2 項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
業務の方法の認可	日本貿易振興会法第二十二条	法律廃止済			平成15年10月1日廃止
車業計画の本面の約1	第1項 日本貿易振興会法第二十四条		-	-	
事業計画の変更の認可 資金計画の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	法律廃止済	-	-	平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止 平成 1 5 年 1 0 月 1 日廃止
収支予算の変更の認可	日本貿易振興会法第二十四条	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
貸借対照表等の承認	日本貿易振興会法第二十五条 第 1 項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
給与及び退職手当の支給の基 準の承認		法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
予算総則で指定する経費全額	日本貿易振興会の業務の方法				T-# 4 5 7 4 6 7 1 7 7 7 7
の承認	ならびに財務および会計に関 する省令第十条第1項	省令廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止

	日本貿易振興会の業務の方法 ならびに財務および会計に関 する省令第十条第2項		-	-	平成15年10月1日廃止
	日本貿易振興会の業務の方法 ならびに財務および会計に関 する省令第二十二条第2項		-	-	平成15年10月1日廃止
事務所の設置		法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
副理事及び理事の解任の認可	日本貿易振興会法第十四条第2項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
必要業務の認可	日本貿易振興会法第二十一条第2項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
業務の方法の認可	日本貿易振興会法第二十二条第1項	法律廃止済	-	-	平成15年10月1日廃止
手続件数	109 件	71 件	15 件	23 件	-

2.申請·届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令		措置内容				備考
••		2003年度(平成15年度	2004年度(平成16年度	2005年度(平成17年度	の頻度	頻度 (予定)	開写
事業月報の提出	中小企業投資育成株式会 社業務処理規則第8条	省令改正済	-		毎月		平成16年3月31日 改正済
自家用電気工作物を設置する 者の定期報告(表中八号定期 報告)		省令改正により廃止済	-	-	毎月	-	
電気事業者の定期報告(表中 八号報告)	電気関係報告規則第2条	省令改正により廃止済	-	-	毎月	-	
自家用発電所運転半期報(表中十号報告)	電気関係報告規則第2条	-	省令改正措置検討	-	年2回	年 1 回	
収入収支の報告	産業基盤整備基金の財務 及び会計に関する省令第 10条		省令廃止予定	-	年4回	-	
	産業活力再生特別措置法 施行規則第39条	-	省令改正措置	-	年4回	年2回	
手続件数	6	3	3	-			

3 添付書類の省略、廃止 (1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

	I				
手続名	根拠法令		措置内容		備考
3 700 H		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	ms J
補助金交付の申請	企業合理化促進法施行規則第 四条第一項	任意提出資料の廃止	-	-	
試験研究終了の届出	企業合理化促進法施行規則第 十二条	任意提出資料の廃止	-	-	
補助金償還計画書の提出	企業合理化促進法施行規則第 十五条第二項	任意提出資料の廃止	-	-	
工業化試験の成果に関する届 出	企業合理化促進法施行規則第 十六条	任意提出資料の廃止	-	-	
第一種事業所新設の届出	石油コンピナート等災害防止法 第5条第1項	任意提出資料の廃止	-	-	
特別防災区域の指定に伴う第 一種事業所(既存)の届出	石油コンピナート等災害防止法 第6条第1項	任意提出資料の廃止	-	-	
第一種事業所変更に関する計 画の届出	石油コンビナート等災害防止法 第7条第1項	任意提出資料の廃止	-	-	
第一種事業所新設等完了届出	石油コンビナート等災害防止法 第十一条第一項	任意提出資料の廃止	-	-	
指定外国製造事業者の変更	計量法第百一条第三項	任意提出資料の廃止	-	-	
指定外国製造事業者の品質管 理の方法の変更	計量法第百一条第三項	任意提出資料の廃止	-	-	
指定製造事業者の品質管理の 方法の変更(電気計器以外:都 道府県 国)	計量法第九十四条第一項	任意提出資料の廃止	-	-	
第二種電気工事士養成施設の 指定	電気工事士法第四条第四項 第 二号	任意提出資料の廃止	-	-	
電気工事業の登録	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第三条 第一項	任意提出資料の廃止	-	-	
みなし登録電気工事業の開始 届出	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第三十四条第四項	任意提出資料の廃止	-	-	
みなし登録電気工事業に係る変 更届	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第三十四条第四項	任意提出資料の廃止	-	-	
みなし通知電気工事業の開始 通知	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第三十四条第五項	任意提出資料の廃止	-	-	
みなし通知電気工事業の変更 通知	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第三十四条第五項	任意提出資料の廃止	-	-	
通知電気工事業の開始通知	電気工事業の業務の適正化に 関する法律第十七条の二 第一	任意提出資料の廃止	-	-	
第一種事業所の氏名等の変更 の届出	石油コンピナート等災害防止法 第13条第1項	任意提出資料の廃止	-	-	
第一種事業所の地位承継の届 出	石油コンピナート等災害防止法 第14条第3項	任意提出資料の廃止	-	-	
特定物質許可申請書の内容変 更の届出	特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律第九条第 一項	任意提出資料の廃止	-	-	
確認製造者の変更の届出	特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律第十四条	任意提出資料の廃止	-	-	
特定対内投資事業者の認定 (輸入の促進及び対内投資事 業の円滑化に関する臨時措置 法第二条第四項第一号)	輸入の促進及び対内投資事業 の円滑化に関する臨時措置法第 二条第六項の特定対内投資事 業者に関する省令第一条	任意提出資料の廃止	-	-	
特定対内投資事業者の認定 (輸入の促進及び対内投資事 業の円滑化に関する臨時措置 法第二条第四項第二号)	輸入の促進及び対内投資事業 の円滑化に関する臨時措置法第 二条第六項の特定対内投資事 業者に関する省令第一条	任意提出資料の廃止	-	-	
指定製造事業者の品質管理の 方法の変更(電気計器)	計量法第九十四条第一項	任意提出資料の廃止	-	-	
会員制事業協会の指定	ゴルフ場等に係る会員契約の適 正化に関する法律第十三条第一 項	任意提出資料の廃止	-	-	
名称、住所又は事務所の所在 地の変更の届出	コルノ場等に係る云貝突約の過 正化に関する法律第十三条第三	任意提出資料の廃止	-	-	
手続件数	27 件	2.7件	-	-	

3 添付書類の省略、廃止 (c) ハー・音科を活用して添付書料の省略を予定するもの

(2) 公表資料を活用して添付資料 手続名	根拠規定	2002年度/亚出45年度	措置内容	2005年度(亚共47年度)	備考
公益法人の設立の許可	民法(民法第一編第二編第三編)第3		2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
	4条	ついてインターネットの利用等により省略	-	-	
	中小企業等協同組合法第九条の二 の三 第一項	最近3事業年度の事業報告書、 財産目録、貸借対照表及び損 益計算書についてインターネットの利用等により省略	-	-	
事業協同組合連合会の会員以外の 者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第九条の九 第四項	最近3事業年度の事業報告書、 財産目録、貸借対照表及び損 益計算書についてインターネットの利用等により省略	-	-	
事業協同組合等の決算関係書類の 提出	中小企業等協同組合法第百五条のニ	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
中小企業団体中央会の決算関係書 類の提出	中小企業等協同組合法第百五条の 二	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
商品取引員の決算書類の提出	商品取引所法施行規則第六十条	財務諸表についてインターネットの利用等により省略	-	-	
協会の財務諸表の提出	高圧ガス保安法第五十九条の三十三	予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表、決算報告書に関する監事の意見書についてインターネットの利用等により省略	-	-	
監事の意見の提出	中小企業金融公庫法第十条第五項	監事監査報告についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
事業報告書等の提出	ガス事業法第三十六条の七 第二項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
株式の取得に係る確認申請	租税特別措置法施行規則第18条の 15第5項第1号	直近の決算期における財務諸 表についてインターネットの利 用等により省略	-	-	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第 五条の二十三 第六項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
商工組合の組合員以外の者の事業 の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第 十七条の二 第一項	最近3事業年度の事業報告書、 財産目録、貸借対照表及び損益計算書についてインターネットの利用等により省略	-	-	
商工組合連合会の会員以外の者の 事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第 三十三条	最近3事業年度の事業報告書 財産目録、貸借対照表及び損益計算書についてインターネットの利用等により省略	-	-	
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第 七十一条	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
指定開発促進機関の財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書の提出及び承認	航空機工業振興法第十六条	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
決算関係書類の提出	商工会法第五十八条第五項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
鉱工業技術研究組合の決算関係書 類の提出	鉱工業技術研究組合法第十六条	事業報告書、財産目録、貸借対 照表、損益計算書及び損失の 処理の方法を記載した書面に ついてインターネットの利用等 により省略		-	
決算関係書類の提出	商店街振興組合法第八十二条	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略			
財務諸表の提出	日本電気計器検定所法第二十八条 第一項 日本電気計器検定所法第二十八条 第二項	当該事業年度の決算報告書、 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見についてイン ターネットの利用等により省略	-	-	
振興事業計画の承認	下請中小企業振興法第五条第一項	当該特定下請組合等の最近一期間の事業報告書、賃借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)についてインターネットの利用等により省略			
指定試験機関の事業報告書及び収 支決算書の提出	特定工場における公害防止組織の整 備に関する法律第八条の七 第二項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
事業報告書及び収支決算書の提出	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 二十三条 第二項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
指定検定機関の事業報告書、収支 決算書の提出	計量法第百六条第三項	事業報告書及び収支決算書に ついてインターネットの利用等 により省略	-	-	
全国団体の保証事業等に係る事業 報告書等の承認	商工会及び商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法律第十三条		-	-	
商工会等の基盤施設計画認定申請	商工会及び商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法律第五条第 一項		-	-	

手続の簡素化・合理化計画

	商工会及び商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法律第十八条 第一項		-	-	
中期目標に係る事業報告書の提出	独立行政法人通則法第三十三条	中期目標に係る事業報告書に ついてインターネットの利用等 により省略	-	-	
財務諸表の承認		財務諸表についてインターネットの利用等により省略	-	-	
指定試験機関の事業報告書及び収 支決算書の提出	火薬類取締法第四十五条の十第3項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
監事の意見の提出	地域振興整備公団法第九条第五項	監事監査報告書についてイン ターネットの利用等により省略	-	-	
事業報告書及び収支決算書の提出	中小企業の創造的事業活動の促進 に関する臨時措置法第十四条の五第 2項	事業報告書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
財務諸表の承認(特定保険等業務を 除く)	中小企業総合事業団法第三十条第一項	当該事業年度の決算報告書、 監事の意見書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
	中小企業総合事業団法第三十一条 第一項	監事の意見書についてインター ネットの利用等により省略	-	-	
	中小企業総合事業団法第三十一条 第四項	決算報告書、監事の意見書に ついてインターネットの利用等 により省略	-	-	
財務諸表の承認申請 財務諸表の承認申請 手続件数	特定放射性廃棄物の最終処分に関す る法律第六十五条第1項 35件	予算の区分に従い作成した決 算報告書、財務諸表、決算報告 書に関する監事の意見書につ いてインターネットの利用等によ り省略			
丁 統計数	301+	301+	-	•	

4 処理期間の短縮

引き続き、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理の電子化による事務処理期間の短縮を図る。具体的には、2004年度(平成16年度)6月を目途に、当省が所管する標準処理期間を定めるべき手続について、これまでの書面による申請の場合の標準処理期間から、適切に短縮を図ることを前提としたオンライン申請の場合の標準処理期間を新たに定め、公表する。

5 変更手続の簡素化	IDIMA A		措置内容		
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
貸付等金額 借入金額の最高限度の議決、規程の制定・改廃、法による登記、加入または脱退者、特定取引勘定の設置・廃止、特定取引として経理する取引の種類等の変更、ディスクロージャー誌の縦覧の開	商工組合中央金庫法施行規則	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
始にかかる届出 使用人以外の者を作業に従事させる場合 の保安措置の変更の届出	鉱山保安法第二十三条の二 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第773条及び第774条の届出に係る坑水 又は廃水の排水系統別の汚染状態及び量 の変更の届出	鉱山保安規則第七百七十五条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
汚濁負荷量の測定方法の変更の届出 保安統括者の職務範囲の制定又は変更の	鉱山保安規則第七百八十三条 深海底鉱山保安規則第二十六条第二	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
届出 製造工場の名称及び所在地の変更の届 出、合格証の承継の届出	頃 鉱山坑内用品検定規則第十三条第三 項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
石炭鉱山における実務研修実施の変更の 届出 保安技術管理者、副保安技術管理者、保	鉱山保安規則第八百七十七条の四第 一項 深海底鉱山保安規則第二十六条第二	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
安監督員、保安監督員補佐員の職務範囲 の制定又は変更の届出 役員の変更の届出	項 中小企業等協同組合法第三十五条の	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第三十五条の	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•		
中小企業団体中央会の役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第八十二条の ハ	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
指定認定機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第三十一条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第四十五条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
承認認定機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第三十九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
承認検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第五十三条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づ〈公示による検査 に関する省令第四条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		<u>-</u>	
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査 に関する省令第十四条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
承認申請事項に変更があった旨の届出	に関する省令第一条第二項 工業標準化法に基づく指定認定機関等	システム上、一部入力事項の簡	-	-	
	に関する省令第十一条第2項 工業標準化法に基づく認定試験事業者	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	_		
法定申請事項に変更があった旨の届出	等に関する省令第一条第二項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-		
製造施設等の軽微変更の届出 製造施設等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	•	
火薬庫の設置、移転又は構造等の軽微変		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	•	•	
更の届出	火薬類取締法第十二条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	•	
危害予防規程の軽微変更の届出	火薬類取締法第二十八条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
危害予防規程の軽微変更の届出	火薬類取締法第二十八条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-		
定期自主検査変更の届出定期自主検査変更の届出	火薬類取締法第三十五条の二第2項 火薬類取締法第三十五条の二第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	•	•	
認定完成検査実施者の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三の八第	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
	1項 火薬類取締法第四十五条の三の八第	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	•	<u> </u>	
認定保安検査実施者の変更の届出商品取引所の役員又は会員の氏名等の変	2項 商品取引所法第十九条第二項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-		
更の届出 商品取引員の商号、役員氏名、資本の額 の変更、本店及び従たる営業所の名称及 び位置の変更、従たる営業所の開設及び 廃止、安託等業務の開始、休止、再開及び 廃止の届出	商品取引所法第百三十二条第一項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-		
商品取引員の兼業業務廃止又は届出事項 の変更(事前)の届出	商品取引所法第百三十三条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品取引員の支配関係消滅又は届出事項 の変更の届出	商品取引所法第百三十三条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
商品取引員等の特定業務の届出事項の変更の届出	商品取引所法第百三十三条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品先物取引協会の事務所の所在の場 所、役員及び協会員の氏名又は名称の変 更の届出	商品取引所法第百三十六条の四十四 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品先物取引協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	商品取引所法第百三十六条の四十四 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
店頭商品先物取引の開業届出事項の変更 の届出	商品取引所法第百四十五条の五 第二 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
相互決済結了取引取決めに係る取引資格 者の名称変更又は資格喪失の届出	商品取引所法施行規則第十八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品先物取引協会による外務員の登録、 登録の変更、抹消の届出	商品取引所法第百三十六条の十一第 四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
共同鉱業出願人の代表者の変更の届出	鉱業法第二十三条 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
鉱業出願人の名義の変更の届出(特定承 <u>継)</u>	鉱業法第四十二条 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
鉱業出願人の名義の変更の届出(一般承 継等)	鉱業法第四十二条 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
共同鉱業権者の代表者の変更の届出	鉱業法第四十四条 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
試掘施業案変更の届出(金属鉱山等)	鉱業法第六十三条第一項後段 鉱業法施行規則第二十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
試掘施業案変更の届出(石炭または亜炭 鉱山)	鉱業法第六十三条第一項後段 鉱業法施行規則第二十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
試掘施業案変更の届出(石油、可燃性天 然ガスまたはアスファルト鉱山)	鉱業法第六十三条第一項後段 鉱業法施行規則第二十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	•	
鉱種名変更の届出	鉱業法第六十七条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
共同租鉱権設定申請者の代表者の変更の届出	鉱業法第八十七条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
共同租鉱権者の代表者の変更の届出鉱業代理人の選任、変更、代理権の消滅	鉱業法第八十七条	システム上、一部人刀事項の間 素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
の届出	鉱業法施行規則第三十一条 第二項	素化が図られている。	-	-	

鉱業出願人の氏名等の変更の届書	鉱業法施行規則第十一条 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
租鉱権申請人の氏名等の変更の届出	鉱業法施行規則第二十六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定完成検査実施者の変更届(一般則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定完成検査実施者の変更届(液石則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定完成検査実施者の変更届(コンピ則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定完成検査実施者の変更届(冷凍則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定保安検査実施者の変更届(一般則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定保安検査実施者の変更届(液石則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定保安検査実施者の変更届(コンピ則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定保安検査実施者の変更届(冷凍則)	高圧ガス保安法第三十九条の九第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録容器等製造業者の変更の届出(経済 産業大臣)	高圧ガス保安法第四十九条の十二	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
外国登録容器等製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第四十九条の三十一 第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録特定設備製造業者の変更の届出(経 済産業大臣)	高圧ガス保安法第五十六条の六の九	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
外国登録特定設備製造業者の変更の届出	高圧ガス保安法第五十六条の六の二 十二第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の変更の届出(経済産業大 臣)	高圧ガス保安法第五十八条の六第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の変更の届出(都道府県知事)	高圧ガス保安法第五十八条の六第2項	シフェルト かんも事情の筋	-	-	
指定試験機関の試験委員の選任及び変更 の届出	高圧ガス保安法第五十八条の十二第3項		-	-	
指定完成検査機関の事業所の変更の届出 (経済産業大臣)	高圧ガス保安法第五十八条の二十二	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
(経済産業人民) 指定輸入検査機関の事業所の変更の届出 (経済産業大臣)	高圧ガス保安法第五十八条の三十の 二第2項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	•		
指定保安検査機関の事業所の変更の届出	高圧ガス保安法第五十八条の三十の	システム上、一部入力事項の簡	•		
(経済産業大臣) 指定容器検査機関の事業所の変更の届出 (経済産業+5)		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
(経済産業大臣) 指定特定設備検査機関の事業所の変更の		システム上、一部入力事項の簡	-	-	
届出(経済産業大臣) 指定設備認定機関の事業所の変更の届出	第2項 高圧ガス保安法第五十八条の三十三	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
検査組織等調査機関の事業所の変更の届	第2項 高圧ガス保安法第五十九条	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		_	
出第一種製造者の製造施設等の軽微な変更	高圧ガス保安法第十四条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		_	
の届出(一般則) 第一種製造者の製造施設等の軽微な変更	高圧ガス保安法第十四条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		_	
の届出(液石則) 第一種製造者の製造施設等の軽微な変更	高圧ガス保安法第十四条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡			
の届出(コンビ則) 第一種製造者の製造施設等の軽微な変更		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		-	
の届出(冷凍則) 第二種製造者の製造施設等の変更の届出	高圧ガス保安法第十四条第2項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
(一般則) 第二種製造者の製造施設等の変更の届出	高圧ガス保安法第十四条第4項	素化が図られている。	-	-	
(液石則) 第二種製造者の製造施設等の変更の届出 (冷凍即)	高圧ガス保安法第十四条第4項	素化が図られている。	-	-	
第二種設置自め設置施設等の変更の届出 (冷凍則) 第一種貯蔵所の軽微な変更の届出 (一		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
般則)	高圧ガス保安法第十九条第2項	素化が図られている。	-	-	
第一種貯蔵所の軽微な変更の届出 (液 石則)	高圧ガス保安法第十九条第2項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
第二種貯蔵所の変更の届出 (一般則)	高圧ガス保安法第十九条第4項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
第二種貯蔵所の変更の届出(液石則)	高圧ガス保安法第十九条第4項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
協会の実施した完成検査に合格した旨の届出(変更、製造、一般則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	奈15万一回うれている。	-	-	
協会の実施した完成検査に合格した旨の 届出(変更、製造、液石則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	SILDINGSTICITS.	-	-	
協会の実施した完成検査に合格した旨の 届出(変更、製造、コンビ則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	SELD ESTECTIO	-	-	
協会の実施した完成検査に合格した旨の 届出(変更、製造、冷凍則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	÷	÷	
協会の実施した完成検査に合格した旨の 届出(変更、貯蔵、一般則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
協会の実施した完成検査に合格した旨の 届出 (変更、貯蔵、液石)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の実施した完成検査に 合格した旨の届出 (変更、製造、一般則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の実施した完成検査に 合格した旨の届出 (変更、製造、液石則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の実施した完成検査に 合格した旨の届出 (変更、製造、コンビ則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の実施した完成検査に 合格した旨の届出(変更、製造、冷凍則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の実施した完成検査に 合格した旨の届出 (変更、貯蔵、一般則)	高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
指定完成検査機関の実施した完成検査に	高圧ガス保安法第二十余第3項第一号 高圧ガス保安法第二十条第3項第一号	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
合格した旨の届出 (変更、貯蔵、液石則) 販売する高圧ガスの種類の変更の届出 (一般則)	高圧ガス保安法第二十余第3項第一号 高圧ガス保安法第二十条の七	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
販売する高圧ガスの種類の変更の届出 (冷凍則)	高圧ガス保安法第二十条の七	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
特定高圧ガス消費者の消費施設等の変更	高圧ガス保安法第二十四条の四第1項	システム上、一部入力事項の簡		-	
の届出 (一般則)		素化が図られている。			

特定高圧ガス消費者の消費施設等の変更 の届出 (液石則)	高圧ガス保安法第二十四条の四第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出(一般則)	高圧ガス保安法第二十六条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出(液石則)	高圧ガス保安法第二十六条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届出(コンビ則)	高圧ガス保安法第二十六条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第一種製造者の危害予防規程の変更の届		システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
出(冷凍則) 指定試験機関の変更の届出(都道府県知	高圧ガス保安法第二十六条第1項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
事) 指定完成検査機関の事業所の変更の届出	高圧ガス保安法第五十六条の六第2項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
(都道府県知事) 指定輸入検査機関の事業所の変更の届出		システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
(都道府県知事) 指定保安検査機関の事業所の変更の届出	二第2項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
(都道府県知事)	高圧ガス保安法第五十八条の三十の三 	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
二次採取法実施計画の変更の届出	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第	システム上、一部入力事項の簡	-	-	
<u>許可事業者の氏名等の変更の届出</u> 届出事業者の氏名等の変更の届出	航空機製造事業法第四条第一項 航空機製造事業法第四条第二項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
協会の設立、財団法人の協会への組織変	信用保証協会法施行規則第九条	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		_	
更の届出 大口ガス事業者の工事計画の軽微な変更	ガス事業法第三十七条の十	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡		_	
の届出		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
大口ガス事業者の工事計画の変更の届出		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	•	
事業届出事項変更届出	ガス事業法第三十九条の七	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	•	
認定ガス用品検査機関の事業所変更届出		素化が図られている。	-	-	
ガス工作物等の変更の届出 事業者氏名等の変更の届出及びガス工作	ガス事業法第九条第一項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
物の軽微変更の届出	ガス事業法第九条第二項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
供給約款の変更届出	ガス事業法第十七条第四項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
選択約款の変更届出	ガス事業法第十七条第七項	素化が図られている。	-	-	
接続供給約款の変更届出	ガス事業法第二十二条の二 第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
供給計画の変更届出	ガス事業法第二十五条第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
大口供給に係る事業計画の変更の届出	ガス事業法第二十五条の二 第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
特定ガス工作物等の変更の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
簡易ガス事業者氏名等の変更の届出及び 特定ガス工作物の軽微変更の届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
供給約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
選択約款の変更届出	ガス事業法第三十七条の七 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
工事計画の軽微変更の届出	ガス事業法第三十六条の二 第八項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
保安規程変更の届出	ガス事業法第三十条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
簡易ガス事業者の保安規程の変更の届出	ガス事業法第三十七条第七項 第三号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
大口ガス事業者の保安規程変更の届出	ガス事業法第三十七条第十項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
準用事業者の工事計画の変更の届出	ガス事業法第三十八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
試験委員の選任・変更の届出	ガス事業法第三十六条第十項 第三号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
事業所の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十一	システム上、一部入力事項の簡			
	カス争集広第二 八赤の二	素化が図られている。	-	-	
業務規程の(変更)届出		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	· .	-	
業務規程の(変更)届出 準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出	ガス事業法第三十六条の二十二 第一	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更	ガス事業法第三十六条の二十二 第一項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-		
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出	ガス事業法第三十六条の二十二 第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	· · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出 ガス発生器等の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二 第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一 項 第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。			
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号	素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更 の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号	素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 認定ガス用品検査機関の業務規程の変更	ガス事業法第三十六条の二十二 第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項 第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項 第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項 第一号 ガス事業法施行規則第百十三条第一 項 第一号 ガス事業法第三十九条の十六第 2 項	素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 認定ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第二十九条の十五第二項 自動車損害賠償保障法第二十八条の回第二項後段 自動車損害賠償保障法第二十八条の	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第三号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項	素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。システム上、一部人力事項の簡素化が図られている。			
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 認定ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第三号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十五第二項 自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段 自動車損害賠償保障法第二十八条の四第二項後段 工業用水法第九条 核原料物質及び原子炉の	素化が図されている。 システム上、一部人力事項の簡素化が図されている。			
準用ガス事業者の工事計画の軽微な変更の届出 ガス発生器等の変更の届出 ガス工作物の使用方法の変更の届出 ばい煙等の変更の届出 承認ガス用品検査機関の事業所変更届出 承認ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 認定ガス用品検査機関の業務規程の変更 の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出 共同ブール事務の規約の変更の届出	ガス事業法第三十六条の二十二第一項 ガス事業法第三十八条 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第二号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第三号 ガス事業法施行規則第百十三条第一項第一号 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十六第2項 ガス事業法第三十九条の十五第二項 自動車損害賠債保障法第二十八条の四第二項後段 自動車損害賠債保障法第二十八条の四第二項後段	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。			

研究開発段階にある発電の用に供する				
原子炉の設置、運転等に関する規則第 十六条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
研究開発段階にある発電の用に供する 原子炉の設置、運転等に関する規則第 十九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
研究開発段階にある発電の用に供する 原子炉の設置、運転等に関する規則第 七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第六条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十七条の 五 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質の加工の事業に関する規 則第三条の十三 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質の加工の事業に関する規 則第三条の十六 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質の加工の事業に関する規 則第三条の五 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質の加工の事業に関する規 則第三条の九 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
使用済燃料の再処理の事業に関する 規則第五条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•		
使用済燃料の再処理の事業に関する 規則第七条の十 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
使用済燃料の再処理の事業に関する 規則第七条の三 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の再処理の事業に関する 規則第七条の七 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規 則第十二条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規 則第十六条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規 則第十九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規 則第七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第四十三条の十三	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第四十三条の七 第 二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第四十四条の四 第 二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第四十四条の四 第 四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第四十六条の四	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第六十一条の二十 九	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原科物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第六十一条の四十 二 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律第十六条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
則第八条の三 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
する規則第十七条第二項	素化が図られている。	-	-	
則第三十九条第二項	素化が図られている。	-	-	
使用済燃料の再処理の事業に関する 規則第十七条の三 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の五第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
関等に関する規則第二十四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の	素化が図られている。	-	-	
規制に関する法律第六十一条の四十 - 第三項 	素化が図られている。	-	-	
規制に関する法律第三十条	素化が図られている。	-	-	
関等に関する規則第三十一条	素化が図られている。	-	-	
関等に関する規則第六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
規制に関する法律第六十一条の二十 九	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
経済産業大臣の指定する指定検査機 関等に関する規則第六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質又は核燃料物質によつて 汚染された物の廃棄物管理の事業に関 する規則第十六条第三項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
核燃料物質又は核燃料物質によつて 汚染された物の廃棄物管理の事業に関 する規則第十二条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質又は核燃料物質によつて 汚染された物の廃棄物管理の事業に関 する規則第十九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
核燃料物質又は核燃料物質によつて 汚染された物の廃棄物管理の事業に関	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。			
一句嗅出 有嗅出 格夫一格良一格具一格具一格具一格共一格共一格共一格共一格共一格共一格共一格共一格第一条移名共一格共一条移名的一格,这一格为多一格为多一格为多一	研究解析的原因	77. 分外 第一項 東京開発時間にある発電の用に供する	アボニュー頃 F7 (大学) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7・7

使用前検査申請書の記載事項の変更の届	実用発電用原子炉の設置、運転等に関	システム上、一部入力事項の簡			
出(実用炉の廃止措置) 溶接検査申請書等の記載事項の変更の届	する規則第三条の四第二項 実用発雷用原子炉の設置 運転等に関	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	•	•	
出(実用炉の廃止措置) 輸入品の溶接検査申請書等の記載事項の	する規則第三条の九第三項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	-	-	
変更の届出(実用炉の廃止措置)	する規則第三条の十三第三項	素化が図られている。	-	-	
施設定期検査申請書の記載事項の変更の 届出(実用炉の廃止措置)	する規則第三条の十五第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 五条の二十三 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 五条の二十三 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 四十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商工組合及び商工組合連合会の役員の変 更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 四十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十五条第七項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十五条第七項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十六条第八項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十六条第八項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 九十七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第 百条の十四	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第百条の十四	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
氏名若しくは名称又は住所の変更の届出	工業用水道事業法第七条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
自家用工業用水道布設の届出事項の変更	工業用水道事業法第二十一条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
給水区域・給水能力・水源の種別及び取水 地点の変更の届出	工業用水道事業法第六条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
供給規程変更の届出	工業用水道事業法第十七条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。			
氏名等の変更の届出	工場立地法第十二条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	•		
特定工場変更の届出	工場立地法第八条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。			
特定工場変更の届出	工場立地法第七条 第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
出願人名義変更届	特許法第34条第4項 特許法第34条第5項 工業所有権に関する手続等の特例に	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
出願人名義変更届	関する法律施行令第1条第17号 実用新案法第11条 第2項 工業所有権に関する手続等の特例に	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。			
出願人名義変更届	関する法律第1条 第17号 意匠法施行規則第11条 第1項 工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律施行令第1条 第17号 工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律施行令第12条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
出願人名義変更届	商標法施行規則第13条第2I頁 工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律施行令第1条 第17号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
小売市場の許可申請事項の変更届出	小売商業調整特別措置法第七条 第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
鉱工業技術研究組合の規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第十一条第二 項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
鉱工業技術研究組合の事業計画及び収支 予算書の変更の届出	~	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
鉱工業技術研究組合の役員の氏名又は住 所の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第十六条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
許可申請事項に関する事項の変更届出 (契約約款に関するものを除く)(前払式割 賦販売業者)	割賦販売法第十九条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
割賦購入あっせん業者の変更登録	割賦販売法第三十三条の三第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
許可申請事項に関する事項の変更届出 (契約約款に関するものを除く)(前払式特定取引業者)	割賦販売法第三十五条の三の三	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業届出事項変更の届出	電気用品安全法第五条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定(承認)検査機関の事業所変更の届出	電気用品安全法第三十四条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
氏名等の変更又は承認番号の廃棄の届出 (雑貨工業品)	雑貨工業品に関する品質表示者番号 承認規程第六条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
役員の変更の届出	商店街振興組合法第四十五条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
役員の変更の届出	商店街振興組合法第四十五条	システム上、一部入力事項の簡	-	-	
事業計画、資金計画、収支予算等の届出	中小企業投資育成株式会社法第七条	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
及び変更届出 電気工作物の変更の届出	電気事業法第九条第一項	素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡	_	_	
モXI上IF何い女丈い曲田	电XI学表/G先/I示先一垻	素化が図られている。	-	-	

	I	Г		I	I
電気事業者の氏名等の変更及び電気工作物の軽微な変更の届出	電気事業法第九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
選択約款変更の届出	電気事業法第十九条第七項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定電気事業者の供給条件の変更の届出	電気事業法第二十四条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
振替供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の三 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
特定規模電気事業の変更の届出	電気事業法第十六条の二 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
供給約款変更の届出	電気事業法第十九条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
一般電気事業者の最終保障約款の変更の 届出	電気事業法第十九条の二第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
接続供給約款の変更の届出	電気事業法第二十四条の四 第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
供給計画の変更届出	電気事業法第二十九条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
工事計画の軽微変更の届出	電気事業法第四十七条第五項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
事業用電気工作物の保安規程の変更の届 出	電気事業法第四十二条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業用電気工作物の工事計画軽微変更届 出	電気事業法第四十七条第五項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定教育施設の変更届出	電気事業法の規定に基づく主任技術者 の資格等に関する省令第一条の二	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業用電気工作物の工事計画の変更届出	電気事業法第四十八条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
供給約款の変更の届出	電気事業法第十九条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録行政庁変更届出(経済産業大臣)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録行政庁変更届出(都道府県知事)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
液化石油ガス販売所等変更届出(経済産 業大臣)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
液化石油ガス販売所等変更届出(都道府 県知事)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定行政庁変更届出(経済産業大臣)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十五条の 四	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定行政庁変更届出(都道府県知事)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の四、二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
保安機関変更届出(経済産業大臣)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の四、	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
保安機関変更届出(都道府県知事)	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十五条の 四	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業届出事項変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第四十三条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定(承認)検査機関の事業所変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第五十六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定(承認)検査機関の業務規程届出及び 変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第五十七条第1 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
貯蔵施設等変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十七条の 二第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
充てん設備変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十七条の 二第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定液化石油ガス設備工事事業変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十八条の 十第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
砂利採取業登録の変更の届出	砂利採取法第九条第一項 砂利採取業者の登録等に関する規則 第五条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
大臣登録業者の知事登録業者への登録行 政庁の変更の届出		システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。		-	
知事登録業者の登録行政庁の変更の届出	電気工事業の業務の適正化に関する 法律第八条第三項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
登録事項変更の届出	電気工事業の業務の適正化に関する 法律第十条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
登録事項変更の届出	電気工事業の業務の適正化に関する 法律第十条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
みなし登録電気工事業に係る変更届	電気工事業の業務の適正化に関する 法律第三十四条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
みなし登録電気工事業の開始届出事項変 更又は業務廃止の届出	電気工事業の業務の適正化に関する 法律第三十四条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等の変更届出	特定工場における公害防止組織の整 備に関する法律に基づく指定試験機関 に関する省令第三条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
熱供給施設の軽微な事項の変更の届出	熱供給事業法第七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
氏名、名称、住所変更の届出	熟供給事業法第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
工事計画の変更の届出	熱供給事業法第二十一条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
保安規程変更の届出	熱供給事業法第二十三条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
熱供給施設に準ずる施設の工事計画変更 の届出	熱供給事業法第二十四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
事業用施設等の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第八条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第九条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
1				t	<u> </u>

597%(手続の間系化	口柱心可凹		
事業用施設の工事の計画の軽微変更の届 出	石油パイプライン事業法第十五条第七 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第十九条第四 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用済特定施設鉱害防止事業計画の変更 の届出	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第五 条第一項後段 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行 規則第五条第一項後段	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定鉱害防止事業機関の名称又は所在地 などの変更の届出	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二十条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
届出事項の変更の届出	消費生活用製品安全法第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定(承認)検査機関の事業所変更届出	消費生活用製品安全法第二十一条 消費生活用製品安全法第二十九条第 二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定(承認)検査機関の業務規程の届出及 び変更届出	消費生活用製品安全法第二十二条第 一項 消費生活用製品安全法第二十九条第 二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第1種特定化学物質の許可製造業者の氏名、事業所の所在地等の変更の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に 関する法律第10条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第2種特定化学物質又は第2種特定化学 物質使用製品の製造予定数量等の変更の 届出	化学物質の審査及び製造等の規制に 関する法律第26条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
石油生産計画、石油輸入計画又は石油販 売計画の変更の届出	石油需給適正化法第六条第一項後段	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第一種事業所変更に関する計画の届出	石油コンビナート等災害防止法第7条 第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
第一種事業所の新設又は変更の完了の届 出	石油コンピナート等災害防止法第十一 条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	-	
第一種事業所の氏名等の変更の届出	石油コンピナート等災害防止法第13条 第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
取引関係変更の届出(石油)	石油の備蓄の確保等に関する法律施 行規則第十七条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
取引関係変更の届出(石油ガス)	石油の備蓄の確保等に関する法律施 行規則第二十六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
石油精製業変更届出	石油の備蓄の確保等に関する法律第 二十三条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
(特定)石油販売業変更届出	石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
石油ガス輸入業変更届出	石油の備蓄の確保等に関する法律第	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-		
名称等変更の届出	二十五条第二項 特定商取引適正化業務を行う者に関す	システム上、一部入力事項の簡	-	-	
揮発油輸入の届出に係る事項の変更の届		素化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡			
出	律第十七条の四第五項 揮発油等の品質の確保等に関する法	素化が図られている。			
軽油輸入の届出に係る事項の変更の届出	理光/(海守の川東)の曜保学に関する法律第十七条の八第二項 理発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
灯油輸入の届出に係る事項の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法 律第十七条の十第二項 揮発油等の品質の確保等に関する法 律施行規則第三十一条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
生産(確認)揮発油品質維持計画の変更の 届出	揮発油等の品質の確保等に関する法 律施行規則第十四条の六第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
揮発油販売業者の登録事項の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律 第八条第一項 律 第八条第一項 揮発油等の品質の確保等に関する法 律施行規則第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
共同申請人の代表者変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接 する大陸棚の南部の共同開発に関する 協定の実施に伴う石油及び可燃性天然 ガス資源の開発に関する特別措置法第 十三条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
共同申請人の脱退による申請人の名義変 更の届出(死亡によるものを除()	日本国と大韓民国との間の両国に隣接 する大陸棚の南部の共同開発に関する 協定の実施に伴う行油及び可燃性天然 ガス資源の開発に関する特別措置法第 十五条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
相続その他の一般承継又は死亡による共 同申請人の脱退による申請人の名義変更 の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接 する大陸棚の南部の共同開発に関する 協定の実施に伴う石油及び可燃性天然 ガス資源の開発に関する特別措置法第 十五条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
特定鉱業権共有者の代表者の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接 する大陸棚の南部の共同開発に関する 協定の実施に伴う石油及び可燃性天然 ガス資源の開発に関する特別措置法第 二十三条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	·	-	
申請人の氏名等の変更の届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接 する大陸棚の南部の共同開発に関する 協定の実施に伴う石油及び可燃性天然 ガス資源の開発に関する特別措置法施 行規則第八条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。			
鉱山保安代理人委任範囲変更届出	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する は定の実施に伴う行油及び可燃性天然 対ス資源の開発に関する特別措置法の 施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の 適用の特別措置等に関する省令第二 条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
共同申請人の代表者の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第6条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
申請人の名義変更の届出(承継又は死亡 による共同申請人の脱退の場合を除く。)	深海底鉱業暫定措置法第10条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	

申請人の名義変更の届出(承継又は死亡 による共同申請人の脱退の場合)	深海底鉱業暫定措置法第10条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
深海底鉱業者の氏名等の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第15条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
共同深海底鉱業者の代表者の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第16条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
使用人以外の者を作業に従事させる場合 の保安措置の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法第三十九条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
申請人の氏名若い(は名称又は住所の変更の届出	深海底鉱業暫定措置法施行規則第10 条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
申請者の名義の変更の届出(相続その他 一般承認以外の場合)	半導体集積回路の回路配置に関する 法律第四条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
申請者の名義の変更の届出(相続その他 一般承継による場合)	半導体集積回路の回路配置に関する 法律第四条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定物質許可申請書の内容変更の届出	特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律第九条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
確認製造者の変更の届出	特定物質の規制等によるオゾン層の保 護に関する法律第十四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品投資販売業者の許可申請書記載事項 等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法 律第十条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
商品投資顧問業者の許可申請書記載事項 等の変更の届出	商品投資に係る事業の規制に関する法 律第三十三条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定製品輸入事業者の認定の申請書又は 書面の記載事項の変更の届出	輸入の促進及び対内投資事業の円滑 化に関する臨時措置法施行令第五条 の経済産業大臣の認定に関する省令 第三条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
外国特殊容器の変更の届出	計量法第六十九条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		•	
指定校正機関の所在地変更届	計量法第百四十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定校正機関の名称等の変更届	計量法施行規則第八十四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
承認輸入事業者の変更届(指定法人)	計量法第八十一条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
承認外国製造事業者の変更届(指定法人)	計量法第八十九条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
認定事業者の名称等の変更届	計量法施行規則第九十二条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
届出製造事業者の変更の届出(電気計器 以外:申請者 都道府県)	計量法第四十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
届出製造事業者の変更の届出(電気計器)	計量法第四十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
届出修理事業者の変更(電気計器以外)	計量法第四十六条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
届出修理事業者の変更(電気計器)	計量法第四十六条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
非自動はかり、分銅、おもりの販売事業の 変更届出	計量法第五十一条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
計量証明事業者の変更の届出	計量法第百十四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定計量証明検査機関の所在地変更届	計量法第百二十一条 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特殊容器の変更の届出	計量法第六十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
名称、住所又は事務所の所在地の変更の 届出	関する法律第十三条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定国際種事業の変更の届出	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定債権等の譲渡及び譲受けの計画の変 更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する 法律第三条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定債権等の信託の計画の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十一条	素化が図られている。	-	-	
特定債権等譲受業者の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第三十七条	素化が図られている。	-	-	
小口債権販売業者の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第五十四条	素化が図られている。	-	-	
特定物質の製造の許可の変更の届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制 等に関する法律第七条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定物質の許可製造者の氏名等の変更の届出	等に関する法律第七条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定法人の名称等の変更の届出	容器包装に係る分別収集及び再商品 化の促進等に関する法律第21条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
大規模小売店舗の変更の届出(名称等の変更)	大規模小売店舗立地法第六条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	•	•	
大規模小売店舗の変更の届出(名称等以 外の変更)	大規模小売店舗立地法第六条第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	•	
都道府県からの意見に基づく変更の届出	大規模小売店舗立地法第八条第七項 大規模小売店舗立地法附則 第五条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
法施行時に現に店舗を設置している者の 変更の届出	第一項 大規模小売店舗立地法施行規則附則 第五条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
法施行前から大店法に基づ〈設置の手続 をしている者の最初の変更の届出	大規模小売店舗立地法附則 第五条 第三項 大規模小売店舗立地法施行規則附則 第五条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
氏名等の変更の届出	対人地雷の製造の禁止及び所持の規 制等に関する法律第八条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
会社設立に係る変更の届出	新事業創出促進法第十条の八第二項 新事業創出促進法施行規則第七条第 四項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
L					i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

電子保存安全対策基準確保の認定事項又は認定証記載事項の変更の届出	電磁的方法による保存等をする場合に 確保するよう努めなければならない基 準の確保についての認定に関する規程 第七条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
年度計画変更の届出	独立行政法人通則法第三十一条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
会計規程変更の届出	独立行政法人通則法第四十九条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
役員報酬等の基準の変更届出	独立行政法人通則法第五十二条第2 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	•	•	
職員給与の支給基準の変更届	独立行政法人通則法第五十七条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
勤務時間、休日等の規程変更の届出	独立行政法人通則法第五十八条第1 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
職員給与の支給基準の変更届	独立行政法人通則法第六十三条第二 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
役員報酬等の基準の変更届出	独立行政法人通則法第六十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
許可事項の変更の届出(アルコールの製造の事業)	アルコール事業法第八条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
許可事項の変更の届出(アルコールの輸入の事業)	アルコール事業法第八条第二項(第二 十条において準用する同法)	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
許可事項の変更の届出(アルコールの販売の事業)	アルコール事業法第八条第二項(第二 十五条において準用する同法)	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
許可事項の変更の届出(アルコールの使用)	アルコール事業法第八条第二項(第三十条において準用する同法)	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定認証事業者の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律 第九条第四項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律 第十五条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律 第二十一条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
承認調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律 第三十一条第六項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定外国認証事業者の名称変更等の届出	電子署名及び認証業務に関する法律 第十五条第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第1種フロン類回収業者の変更の届出	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十三条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第2種特定製品引取業者の変更の届出	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
第2種フロン類回収業者の変更の届出	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十三条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
フロン類破壊業者の変更の届出	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十七条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
認定適合性評価機関の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者 及び役員の氏名の変更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共 同体との相互承認の実施に関する法律 第七条第4項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定調査機関の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更の 届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共 同体との相互承認の実施に関する法律 第十八条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大 臣への届出書の記載事項の変更の届出	情報通信産業特別地区の区域内にお ける事業の認定申請等に関する命令第 4条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
内閣総理大臣及び経済産業大臣への届出 書の記載事項の変更の届出	自由貿易地域及び特別自由貿易地域 の区域内における事業の認定申請等に 関する命令第3条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
競輪開催の届出事項の変更の届出	自転車競技法施行規則第二条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
施設等改善競輪の開催の届出事項変更の届出	自転車競技法施行規則第四条の六第 2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
製造施設等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
火薬庫の設置、移転又は構造等の軽微変更の届出	火薬類取締法第十二条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
危害予防規程の軽微変更の届出	火薬類取締法第二十八条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の七第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の七第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関試験委員の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の十三第3項 火薬類取締法第四十五条の二十八	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の事業所の変更届出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十一の十	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定完成検査機関の事業所の変更届出	火薬類取締法第45の28条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定保安検査機関の事業所の変更の届出	火薬類取締法第四十五条の三十八第 二項 火薬類取締法施行規則第八十一条の 十一の二十二	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-		
指定保安検査機関の事業所の変更の届出	火薬類取締法第45の38条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
小型自動車競走開催の届出事項変更の届 出	小型自動車競走法施行規則第二条第 二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	

施設等改善競走の開催の届出事項変更の 届出	小型自動車競走法施行規則第六条の 三 第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定講習機関の名称等の変更の届出	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造 保安責任者試験等に関する規則第十 四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の試験員変更の届出	電気工事士法第七条の九第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
試験員変更の届出	電気事業法第八十四条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
調査機関の業務規程変更届出	電気事業法第九十二条の三第二項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等の変更の届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律施行規則第百 二十二条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等変更届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律施行規則第122 条第2項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関における試験委員の選任又 は変更の届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律施行規則第百 二十八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の変更の届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第38の17条第2	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関変更届出	坦 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第38の17条第1	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の試験委員変更届出	頂 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第38の23条第3	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。			
充てん作業者指定養成施設の変更届出	項 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律施行規則第79	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の変更の届出	条第3項 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律第三十八条の	※化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
情報処理技術者試験委員の変更等の届出	十七 第一項	※化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	<u> </u>	-	
試験員の選任又は変更の届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づ〈指定試験機関 に関する省令第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定鉱害防止事業機関による鉱害防止事 業計画の変更の届出	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十 四条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
共済金貸付規程の制定·変更又は廃止の 届出	中小企業倒産防止共済法施行規則第 二十三条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
一時貸付金貸付規程の制定·変更又は廃 止の届出	中小企業倒産防止共済法施行規則第 二十八条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の試験員変更届	エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条の十四第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の名称等の変更の届出	エネルギー管理士の試験及び免状の 交付に関する規則第十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定講習機関の名称等の変更の届出	エネルギー管理員の講習に関する規則第六条第1項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
事務所の変更の届出	半導体集積回路の回路配置に関する 法律第三十二条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定調査機関の変更の届出	特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十六条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定法人の名称等の変更の届出	特定家庭用機器再商品化法第32条第3 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
会計規程の制定及び変更又は廃止の届出 (特定保険等業務を除く)	中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令第三十条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。		-	
指定法人の名称等の変更届	特定放射性廃棄物の最終処分に関す る法律第七十五条第3項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
指定調査機関の指定申請書の記載事項変 更の届出	特定機器に係る適合性評価の欧州共 同体との相互承認の実施に関する法律 に基づ、指定調査機関等に関する省令 附則 第四条第三項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
定款、事業計画書等の変更その他に係る 報告書等の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十四 第七号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十四 第十号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十四 第十一号	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十四 第十四号	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
定款、事業計画書等の変更その他に係る報告書等の提出	火薬類取締法施行規則第八十一条の 十四 第十五号	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定外国製造事業者の変更	計量法第百一条第三項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定外国製造事業者の品質管理の方法の 変更	計量法第百一条第三項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定検定機関の所在地変更	計量法第百六条第二項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
適管(国の事業所)の変更(申請者 特定 市町村)	計量法第百三十三条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
適管(国の事業所)の変更(申請者 都道 府県)	計量法第百三十三条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
型承の事業者の変更(指定法人)	計量法第七十九条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
指定製造事業者の品質管理の方法の変更 (電気計器)	計量法第九十四条第一項	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
適管(国の事業所以外)の変更(特定市町 村の区域内:申請者 特定市町村)	計量法第百三十三条	システム上、一部入力事項の簡素化が図られている。	-	-	
適管(国の事業所以外)の変更(特定市町	計量法第百三十三条	※化が図られている。 システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
村の区域外)		糸北が図られている。			

別添1

認定特定計量証明事業者の変更	計量法施行規則第四十九条の六 第一 項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
特定計量証明認定機関の所在地の変更	計量法第百二十一条の十	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録更新及び登録証の記載事項の変更	競輪審判員、選手および自転車登録規 則第四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
登録更新及び登録証の記載事項の変更	小型自動車競走審判員、選手および小 型自動車登録規則第四条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
登録の変更	中小企業診断士の登録及び試験に関 する規則第十一条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	•	
事務所の変更	電気工事士法施行規則第十三条の二	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
事業所の所在地の変更	電気事業法第七十一条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	÷	
事業所の所在地の変更	電気事業法第81の3条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
指定試験機関の試験人の選任又は変更	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関 に関する省令第八条	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
引受条件の変更	貿易保険法第二十三条第一項	システム上、一部入力事項の簡 素化が図られている。	-	-	
手続件数	439 件	-	-	-	-

レガシーシステム見直しのための特許庁行動計画

 見直しの対象とするレガシーシステム 特許事務システム

2. 最適化計画の策定

2004年(平成 16年) 3月に公表した刷新可能性調査の結果、及び「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を踏まえ、業務処理プロセス(過程)の見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を、2004年度(平成 16 年度)6月を目途に策定する。

従来から実施してきた、オープンシステム化、随意契約から競争入札への移行、汎用パッケージソフトウェアの利用、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化については、引き続き推進する。また、技術・市場動向を踏まえた多様なプラットフォーム(OS・ハード・ミドルウェア等)への対応を検討する。

なお、最適化計画の策定に当たっては、以下の点について実施に向けた検討を行う。

- ・業務プロセス(過程)の見直し
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

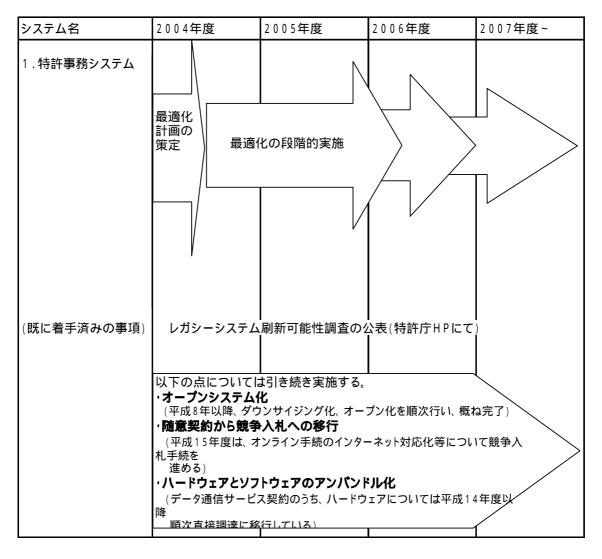
3. 最適化の実施

特許事務システムについては、レガシーシステム及び非レガシーシステムが混在した多数のサブシステムにより構成されているため、各サブシステムの最適化、他の施策との優先順位との調整を図りつつ、財務省等の関係機関とも協議の上、最適化計画に従い、2004年度(平成 16年度)以降順次、対象システムの最適化に着手する。

4. 全体スケジュール

2004 年度(平成 16 年度)6 月を目途に特許事務システムの最適化計画の 策定を行い、見直しが必要との結論に至ったものについては、2004 年度(平成 16 年度)以降、関係機関と協議の上、システムの利便性や安定稼動の確保 を前提にしつつ、システムの最適化に段階的に着手する。

特許庁レガシーシステム見直し全体スケジュール



国土交通省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向けて、「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」(2003年(平成15年)7月9日国土交通省情報化施策委員会決定)を踏まえ、引き続き情報提供の充実を図る。

また、e-Govとの連携にも配慮し、国土交通省ホームページに掲載するカテゴリー、表示位置等について各府省との整合性を確保しつつ、手続案内、組織・制度概要及びパブリックコメント(意見募集及び結果公表)の迅速な更新を行うとともに、手続案内に関し利用者に有益な関連情報の提供を行う等、利用者利便の向上を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

(1)輸出入・港湾手続のワンストップ化

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠などその徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の締結を行うための措置を 2004 年度中(平成 16 年度中)に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁と連携して、着実な対応を図る。

(2)自動車保有関係手続のワンストップ化

自動車保有に関する手続(検査・登録、自動車関係諸税など)のワンスト

ップサービス(インターネット上の一つの窓口)化について、2005 年中(平成 17 年中)の安定したシステム稼動を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。このため、2004 年度(平成 16 年度)には、2003 年度(平成 15 年度)に開始した試験運用の結果を踏まえたシステムの改良及び対象地域等を拡大して試験運用を行う。なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の届出管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。

(3) e-Govを活用したワンストップサービスの推進

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備すること等に伴い、 国土交通省電子申請システムについて必要な改善を行う。

- 3 オンライン利用の促進のための環境整備
- (1)オンライン利用の促進方策
 - ア 「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、当省所管の申請・届出等手続について、2005年度末(平成17年度末)までに、必要性の乏しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。(別添1)

また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で、業務・システムの最適化計画の策定対象となっているものについては、最適化計画の策定過程において、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

- イ 国土交通省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。また、利用説明会、講習会を適宜開催するとともに、書類の申請窓口や業界団体を通じ、オンライン利用の普及・啓発をする他、利用者からの要望等に対しても的確な対応を行う。
- (2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取 りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府利用環境の整備 を推進するため、国土交通省においては、携帯端末、携帯電話等に対応した

行政情報の提供に関し、国土交通省ホームページの情報内容について、提供 すべき情報を選定し、2004年度末(平成16年度末)までに情報内容を検討・ 作成する。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(1)府省共通業務・システム及び一部関係府省共通業務・システム

「府省共通・業務システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」に基づき、国土交通省においては、担当府省として各府省の協力を得て、「公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)」について、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

(2)個別府省・業務システム

「個別府省業務・システムについて」に掲げる所管の個別府省業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を活用し、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための国土交通省行動計画(アクション・プログラム)」(別添2)に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

なお、個別府省業務・システムについて、業務・システムの分析状況等を 踏まえつつ、適宜、追加等の見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004年(平成 16 年) 6月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入 計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取 り組む。 また、給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末 (平成 17 年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、原則 として 100%の実施を目指す。

3 共通システムの最適化

府省内ネットワークについての最適化計画を 2005 年度末(平成 17 年度末) までのできる限り早期に策定する。

共通的な環境整備(情報セキュリティ対策等の充実・強化)

国土交通省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って改定した「国土交通省情報セキュリティポリシー」(2003年(平成15年)3月19日国土交通省IT施策委員会決定)に基づき、引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

<u>1 必要性の乏い1手続の原則廃止</u> 別添1

申請件数が0件のもの

工体力			措置内容		All artes	***
手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考	措置内容
	0/4/13 - 7 / 10/2 / 23 - 75	平成14年法律第146号により、 当該手続は廃止 (施行日未定:平成16年7月ま でに施行)			平成16年7月1 日施行	法律改正済み (廃止)
		平成14年法律第146号により、 当該手続は廃止 (施行日未定:平成16年7月ま でに施行)			平成16年7月1 日施行	法律改正済み (廃止)
		平成15年度省令改正(平成16 年4月目途)により登録制度に 移行するため廃止	現在、校正を行う者が1社であるため、平成16年4月(予定)に登録制度に移行後の動向により、申請制度を創設する予定		現在、指定を受けるための申請制度 は無いが、今後、登録制度に移行する に当たり、申請制度を創設する予定	省令改正済み
手続件数	3件	-	-	-		

2 申請・届出等の頻度軽減

<u>4 中間・周田寺の</u>	<u> </u>						
手続名	根拠法令		措置内容		これまでの頻度	キアの細度 軽減後の頻度	
丁原口	作为6/女マ	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	これはこの頻度	(予定)	備考
	船員職業安定法施行規 則第26条第1項		省令改正措置		毎月	年1回	
	船員職業安定法施行規 則第26条第2項		省令改正措置		年4回	年1回	
手続件数	2件	-	-	-			

3 添付書類の省略、廃止

(1) 法令に義務付けた	ー 「ない添付書類の廃止	=				
手鏡名	根拠法令		措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	僧号	措置内容
営業所調査表	建設業法施行規則第6条	廃止の検討	廃止予定			平成15年度末をもっ て廃止
内航に係る第一種利用運送 事業の登録の申請	貨物利用運送事業法第4 条第1項			2005年度(平成17年度)以 降に内航海運業法の改正 に伴い検討する。	内航運送事業の兼業状況を示した書類	
内航に係る第一種利用運送 事業の法第4条第1項第4号 事項の変更の登録の申請				2005年度(平成17年度)以降に内航海運業法の改正に伴い検討する。	内航運送事業の兼業状況を示した書類	
内航に係る第二種利用運送 事業の許可申請	貨物利用運送事業法第2 0条			2005年度(平成17年度)以 降に内航海運業法の改正 に伴い検討する。	内航運送事業の兼業状況を示した書類	
第二種利用運送事業の事業 計画及び集配事業計画(内 航利用運送に係る運送機関 の種類の変更に係るものに 限る)の変更の認可申請	貨物利用運送事業法第2 5条第1項			2005年度(平成17年度)以降に内航海運業法の改正に伴い検討する。	内航運送事業の兼業状況を示した書類	
測量標の使用承認申請書	測量法第26条	添付書類の省略の可能 性の検討	「電子申請用添付地図作成支援システム(仮称)」を利用することによる、地図の添付を省略	-		「電子申請用添付地図作成支援・確認サービス」の利用により紙地図自体の添付の省略を可能とした。
測量成果の複製承認申請書	測量法第29条	添付書類の省略の可能 性の検討	n	-		「電子申請用添付地 図作成支援・確認 サービス」の利用により紙地図自体の添付 の省略を可能とした。
測量成果の使用承認申請書	測量法第30条第1項	添付書類の省略の可能 性の検討	n	-		「電子申請用添付地 図作成支援・確認 サービス」の利用により紙地図自体の添付 の省略を可能とした。

(2) 公表資料等を活用する添付省略

手続件数

手続名	根拠法令	2002年度(亚出45年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度) インターネットを活用した左	2005年度(平成17年度)	
倉庫証券発行の許可	倉庫業法施行規則第10条 第1項	申請書に添付する貸借対照表、損益計算書、損益処分表による 表についてHP公表による 代替方法の検討	の措置によって負荷がかかり処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通常の倉庫業務システムの送 での倉庫業務システムの送 受信し支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
	倉庫業法施行規則第15条 第2項第3号	申請書に添付する損益計算 書についてHP公表による 代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 総等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
発券倉庫業者の営業譲渡・譲 受の認可	倉庫業法施行規則第15条 第2項第4号第7(二)	申請書に添付する貸借対照表、掲益計算書、掲益処分表についてHP公表による代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
	倉庫業法施行規則第15条 第2項第5号(二)	申請書に添付する貸借対照表、損益計算書、損益処分表についてHP公表による代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		・申請者のほとんどが、HP等での公表を行っていない模様であるので、左の措置を行っても実態は変わらないものと思料。 ・実際に手続処理を行う各地方運輸局にて、上記措置を試行するとともに法務省登記情報提供システムについても動作確認をしたところ、 操作機種の原係に 容量 不足等のため、画面が近く表示されなかっ
発券倉庫業者の合併・分割の	倉庫業法施行規則第16条 第2項第4号(口)	申請書に添付する付帯業務 又は兼営事業の種類及び 概要を記載した書類につい てHP公表による代替方法 の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		たり、内容確認に数十分要したり、動作停止に陥ったりすることが判 明した。現在これらの結果を踏まえ検討しているところであるが、全局 ハード面での整備が一律に行われ、通常業務に一切支障をきたすこ とのないような措置がなされれば、今のところ左の措置の試行は可能 と考えている。
忍可	倉庫業法施行規則第16条 第2項第4号(チ)	申請書に添付する貸借対照表、損益計算書、損益処分表についてHP公表による 代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信し支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
魚業協同組合に対する倉荷証	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信し支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
券の発行許可	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト	申請書に添付する保管事業 以外の事業の概要説明書 についてHP公表による代 替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
漁業協同組合連合会に対する	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ	表、損益計算書、損益処分	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか)処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信と支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		

手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
倉荷証券の発行許可	Landard Marian		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか		
	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト		り処理に遅延を生じたり、回線等の容量の制約により通 第の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
水産加工業協同組合に対する	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ	申請書に添付する貸借対照 表、損益計算書、損益処分 表、事業報告書についてHP 公表による代替方法の検討	の措置によって負荷がかかり り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
水産加工業協同組合連合会に	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ	申請書に添付する貸借対照 表、損益計算書、損益処分 表、事業報告書についてHP 公表による代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
森林組合に対する倉荷証券の	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ	申請書に添付する貸借対照表、損益計算書、損益処分表、事業報告書についてHP公表による代替方法の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		・申請者のほとんどが、HP等での公表を行っていない模様であるので、左の措置を行っても実態は変わらないものと思料。
発行計 可	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行 インターネットを活用した左		実際に手続処理を行う各地方運輸局にて、上記措置を試行するともに法務省登記情報提供システムについても動作確認を したところ、操作機種の映画化、容量不足等のため、画面が正 しく表示されなかったり、内容確認に数十分要したり、動作停止 に陥ったりすることが判明した、現在これらの結果を踏まえ検討 しているところであるが、全周八十下面での整備が一律に行われ、通常業務に一切支障をきたすことのないような措置がなさ
森林組合連合会に対する倉荷	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ロ	申請書に添付する貸借対照 表、損益計算書、損益処分 表、事業報告書についてHP 公表による代替方法の検討	の措置によって負荷がかかり処理に遅延を生じたり、回線等の容量の制約により通常の倉庫業務システムの送受信に支障をきたすことのないよう基盤整備され次第言試行		れれば、今のところ左の措置の試行は可能と考えている。
証券の発行許可	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 1条第2項第3号ト		インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
倉荷証券発行の許可承継の届 出	水産業協同組合法及び森 林組合法による倉荷証券発 行の許可等に関する省令第 6条第2項	申請書に添付する貸借対照 表、損益計算書、損益処分 表、事業報告書についてHP 公表による代替方法の検討	インターネットを洁用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
商店街振興組合に対する倉荷	る倉荷証券発行の許可等に	表、事業報告書についてHP	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか り処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
証券の発行許可	る倉荷証券発行の許可等に 関する省令第1条第2項第3		インターネットを洁用した左 の措置によって負荷がかか 処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支速整備され次の ないよう基盤整備され次第 はインターネットを活用した左		
商店街振興組合に対する倉荷	る倉荷証券発行の許可等に		の措置によって負荷がかかり処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 はだった。		
証券の発行許可	中小企業等協同組合法による倉荷証券発行の許可等に 関する省令第1条第2項第4 号	申請書に添付する組合の行 う事業の概要説明書につい てHP公表による代替方法 の検討	インターネットを活用した左 の措置によって負荷がかか 切処理に遅延を生じたり、回 線等の容量の制約により通 常の倉庫業務システムの送 受信に支障をきたすことの ないよう基盤整備され次第 試行		
第一種利用運送事業の登録 の通知	貨物利用運送事業法第5 条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ にのでは、 の整備状況などを踏まえ、 事業登録申請書に添付する 登記簿と、 (時内)は、 (時内)は、 (時内)は、 (時内)は、 (日)、 (日)、 (日)、 (日)、 (日)、 (日)、 (日)、 (日)			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容	2005年度(平成17年度)	備考
第一種利用運送事業の登録 の拒否の通知	貨物利用運送事業法第6 条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 システムの運用な当や国土 交通省におけるインターネッ トの整備状況などを踏まえ フー、第一種領外利用運送 事業登録申請書に添付する 登記清騰本(版存の法人の 場合)。貸借対照表(既存の法人 人の場合)。投借対照表(既存の法 人) 公司信報提供制度、電子 公司記申載、日本の報子 、日本の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			
第一種利用運送事業の法第 4条第1項第4号事項の変更 の登録の通知	貨物利用運送事業法第7条第2項(同法第5条第2 項の準用)	国土交通省オンライン申請 システムの運用の書や国土 交通省におけるインターネットの整備状況致なと容額まえ、 切くを内容が変更される 場合に限る)な登記の 場合に限る)な登記の 場合に限る)な登記の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			
第一種利用運送事業の法第 4条第1項第4号事項の変更 の登録の拒否の通知		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ。 つ、変更多単中調書にか 付(その内容が変更される 場合に限る)する登記が 海艦本(既存の法人の場合)、戸 新継本(既存の法人の場合)を引 対照表(既存の法人の場合)。 合)についてインタイン登記 情報提供制度、電子証明 最大の等による代替方 法検討			
第一種貨物利用運送事業の 法第4条第1項第1号 - 第3 号事項の変更後の届出	貨物利用運送事業法第7 条第3項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つの、登録事項変更更届出書 に添付しその内容が変更さ 市る場合に配うする登記 薄謄本(既存の)法人の場合 合)、戸舗能本(個人の場合 人の場合)についてオンライン と記録機能機能は、一定のは、 の場合、といるである。 は証明書、中公表等による代 替方法検討			
第一種利用運送事業の承継 (譲渡)の届出	貨物利用運送事業法第1 4条第2項	国土交通省メンライン申請 システムの運用改善や国土 交適省におけるインターネットの整備状況はなど監査え つつ、承継和書に添付 (承継人が承継前に第一種 博物利用選送事業を経営していない場合に限る) する登 50. 戸龍順本(限人の場 合)、戸龍順本(個人の場 合)、厚値が関係表(既存の法 人の場合)についてオンラン 登記情報提供制度、電子 監督、肝子公表等による代 替力法検討 替力法検討			
第一種利用運送事業の承継 (相続)の届出	貨物利用運送事業法第1 4条第2項	国土交通省オンライン申請システムの運用改善や国土 交通省におけるインラーネットの整備状況などを踏まえ つの整備状況などを踏まえ つの、死態届出書に添付 (承継人が変雑制に第一経 質物利用運送事業を経営し で、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			
第一種利用運送事業の承継 (合併)の届出	貨物利用運送事業法第14条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つの、承姫間書に添付 (承健人が承姫前に第一種 資物利用運送事業を経営していない場合に限る)する登 記添騰本。貸付対照表につ いてオンライン受記情報提 供制度、ドアシ表等による代 替方法検討			
第一種利用運送事業の承継 (分割)の届出	貨物利用運送事業法第14条第2項	国土交通省オフライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況はるとを設まえ つの、承継用書に添付 (承継人が承継前に第一種 資物利用運送事業を経営していない場合に限る)する登 記添騰本、資値対照表につ いてオンライン登記情報提 供制度、肝心表等による代 替方法検討			
第二種利用運送事業の許可	貨物利用運送事業法第2 0条	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ トの整備状況などを踏まえ フ、第二年間 ・ 一、第一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、第一、第一、 ・ 一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
第二種利用運送事業の事業 計画及び集配事業計画 利 用運送に係る運送機関の種 類の変更に係るものに限る) の変更の認可	貨物利用運送事業法第2 5条第1項	る)する登記簿謄本(既存の 法人の場合)、戸籍謄本(個 人の場合)、貸借対照表及 び損益計算書(既存の法人 の場合)についてオンライン 登記情報提供制度や電子 証明書、HP公表等による代 替方法検討			
第二種利用運送事業の事業 計画及び集配事業計画(利 用運送に係る運送機関の種類の変更に係るもの以外)の 変更の認可	貨物利用運送事業法第2 5条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土・ システムの運用改善や国土・ 交通省に裁けるくと数で、 のを構状況価を整度が同変を のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のとなるで、 のは、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 は、 の場合が、 は、 は、 の場合が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は			
第二種利用運送事業の事業 計画(のみ)の変更の認可	貨物利用運送事業法第2 5条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省に対するインターネス ウの運用改善やラインターネス ・ の整備状況画面要 が同変を要認って のまま ・ の表するでは、 の場合は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の			
第二種利用運送事業の集配 事業計画(のみ)の変更の認 可	貨物利用運送事業法第2 5条第1項	国主交通省オンライン申請 システムの運用の書物画・ システムの運用の書物画・ システムの運用の書が画・ システムの運用が高い。 の整備状況画の要では、 計画を更認い。 連記の事業計画・ の内容がる空間が、 をの内容が多では、 が、 の場合が、 は、 の場合が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は			
第二種貨物利用運送事業の 省令で定める集配事業計画 の変更の届出	貨物利用運送事業法第2 5条第3項前段	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や申国土 システムの運用ではするである。 通省におけるインターネえ 小の整備状況などを踏ま が開発が一次のである。 が開発が一次のである。 のである。 のである。 の場合、はの場合、に係るの場合、 の場合、はの場合、はの場合、 の場合、はの場合、はの場合、 が関係がある。 が関係がある。 が関係がある。 が関係がある。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、			
第二種利用運送事業の省令 で定める軽微事項(事業計 画及び集配事業計画に係る ものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第2 5条第3項後段	国土交通省メンライン申請 システムの運用欠高やマステムの運用で高やステムの運用で高やステムの運用を計するインターまえ、 の整備状況画を医療事業計付その内容が変更事態を の内容が変更多にある場合である。 の内容が変更合い。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			
第二種利用運送事業の省令 で定める軽徴事項(事業計 画に係るものに限る)の変更 後の届出	貨物利用運送事業法第2 5条第3項後段	国土交通の運用なきつくかでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			
第二種利用運送事業の省令 で定める軽微事項(集配事 業計画に係るものに限る)の 変更後の届出	貨物利用運送事業法第2 5条第3項後段	国土交通公司を システムの運用な子ので システムの運用なインターネットの整備状況而至で ので ので ので ので ので ので ので ので ので の			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
第二種利用運送事業の譲渡 し及び譲受けの認可	9条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用収高や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ に添付り譲受人が現底が重算と に添付り譲受人が現底が重算と にが付います。 にが付います。 を記述簿座、総件の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算書、既存の法人の場合 計算等といる。			
第二種利用運送事業の合併 の認可	貨物利用運送事業法第2 9条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つ、譲渡襲撃30可申請 に添付・譲受人が現し第三 権援物利用運送事業を経営 していは、1場合に限る)する 登記通腊集、貸借対照表及 び受記通能等についてオンライン登記情報提供制度や 電子証明書、アビスをは のでは、日本で表現を のでは、 の			
第二種利用運送事業の分割 の認可	貨物利用運送事業法第2 9条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や画土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まい で通りでは、1000円である。 に添付、銀安運火が現代を発電が に添付、銀安運火が現代をする はでいない場合に限り照えない では、1000円である。 では、10			
第二種貨物利用運送事業の 相続の認可申請	貨物利用運送事業法第3 0条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ トの整備状況などを除まえ つつ、事業の継続認可申請 電に添付(承継人が現に第 世していない場合に限る)す ら戸籍簡本について電子証 明書等による代替方法検討			
外国人の第一種利用運送事 業(外航海運)の登録の通知	貨物利用運送事業法第3	国土交通省オンライン申請 システムの連用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つつ、外国人国際第一種貨 物利用運送事業登録申請 書に添付する貸借対照表 (法人の場合)についてHP 公表等による代替方法検討			
外国人の第一種利用運送事 業 (国際航空)の登録の通知		国土交通省オンライン申請 システムの適用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ フラ、外国人国際第一種貨 物利用運送事業管録申請 書に添付する貸借対照表 (法人の場合)についてHP 公表等による代替方法検討			
外国人の第一種利用運送事 業の登録の拒否の通知	貨物利用運送事業法第3 8条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用の悪や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ フ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
外国人等の第一種貨物利用 運送事業の法第4条第1項 第4号事項の変更の登録の 申請	貨物利用運送事業法第3 9条第2項(第36条第1 項の準用)	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つつ、変更登単申請書にな 付くの内容が変更される 場合に限る)する貸借対照 表 (法人の場合)について 叶少公奏等による代替方法 検討			
外国人の第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項の変更登録の拒否の適知	9条第2項(同法第38条第	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通者におけるイシターネットの整備状況などを踏まえ つつ、変更登録申請書に添 付(その内容が変更むる 場合に限る)する貸債対照 表(法人の場合)について HP公表等による代替方法 検討			
外国人等の第一種貨物利用 運送事業の法第4条第1項 第1号 - 第3号事項の変更 後の届出	貨物利用運送事業法第3 9条第3項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つつ、登録事項変更届出書 に添付(その扱う) に添付(その扱う) は現表(法人の場合)につい て中公表等による代替方法 検討			
外国人の第二種利用運送事 業 (外航海運)の許可	貨物利用運送事業法第4 5条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインラーネッ 内の整備状況なとを踏まえ つつ、外国人国際第二程貨 物利用運送事計可申請 書に添付する貸借対限表及 び担益計算書(法人の場 合)についてFP公表等によ る代替方法検討			

手続名	根拠法令	2003年度(平成15年度)	措置内容 2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	備考
外国人の第二種利用運送事 業 (国際航空)の許可	貨物利用運送事業法第4 5条第1項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ トの整備状況などを踏まえ つこ、外国人国際第二種投 新利用運送事計可申請 書に添付する貸借対照表及 行員益計算書 合別についてHP公表等によ る代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条第1項第5号((1)、(4)及びロ(1)、(3)(集配自動車の営業所の位置に限る)(4)(、)、(4)(、)の変更の認可	貨物利用運送事業法第4 6条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの連用改善や国土 交通省におけるインターネッ トの整備状況などを除まえ つま書に変を受認可申 調書に添付(その内容が変 更される場合に限る)する貸 値対照表及び損益計算書 (法人の場合)についてIP 公表等による代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条 第1項第5号(付)、(4)に係る事項に限る)の変更の認可		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるイシターネットの整備状況などを踏まえ つつ、事業計画変通可申 請書に添付(その内容が変 更される場合に限る)する貸 値対照表及び規益計算書 (法人の場合)について中 公表等による代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条 第1頁第5号(11)、(3)(集配自動車の営業所の位置に限る)(4)(一)に係る事項に限る)の変更の認可	貨物利用運送事業法第4 6条第2項	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえ つつ、事業計画を更認可申 請書に添付この内容が変 更される場合に限る)する貸 信対照表及び損益計算書 (法人の場合)についてい 公表等による代替方法検討			
外国人等の第二種貨物利用 運送事業の省令で定める事 業計画の変更の届出	貨物利用運送事業法第4 6条第4項前半	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ の整備状況をと踏まえ つの、事業計画で変更前届 出書に添付この内容が変 更される場合に限る)する貸 情対照表及び規益計算書 (法人の場合)について中 公表等による代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項 (省令第39条第1項第5号イ (2)、(3)、(5)、(6)、(7)及 び紅(2)、(3)(集配自動車の 営業所の位置を除く)、(5) に係るものに限る)の変更後 の届出		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネッ の整備状況なとを踏まえ つき、事業計画変更事後届 出書に添付しての内容が変 更される場合に限る)する貸 値対域表及び規益計算書 (法人の場合)について中 公表等による代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項 (省令で定める軽微事項 (省令(2)(3)(5)(6)(7)に 係るものに限る)の変更後の 届出		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるイシターネッ トの整備状況などを踏まえ つつ、事業計画変更を協 更される場合に限るする資 値対照表及び損益計算書 (法人の場合)について中 公表等による代替方法検討			
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号日(2)、(3)(集配自動車の営業所の位置を除く)、(5)に係るものに限る)の変更後の居出	貨物利用運送事業法第4 6条第4項後段	国土交通省オンライン申請システムの運用改善や国土交通省におけるインターネットの整備状況などを踏まえつ。 事業計画変更事後届出きに添ける場合に限るする貸債対照表及び規益計算書 (法人の場合)について中公表等による代替方法検討			
第一種利用運送事業(外国人会む)の事業の計画(省会第4条第2項第1号(八を除く)及び第30条第2項第1号(八を除く)人を除く))の変更届出	行規則第49条第1項第1	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況をと踏まえ つの整備状況とと踏まえ つつ、変更届出書に添付 (その内容が要更れる場合 合に限るする登記簿艦本 についてオンライン登代情 報提供制度等による代替方 法検討			
第二種利用運送事業者の氏 名、もしくは名称、住所の変 更届出		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるイシターネットの整備状況などを踏まえ つつ、届出書に添付する登 記簿匯本(法人の設立、合 併、分割があった場合)につ いてオンライン登記情報提 供制度等による代替方法検 討			
外国人の第二種利用運送事業者の氏名、もいは名称、 住所または国籍の変更届出	行規則第49条第1項第4	国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるインターネットの整備状況など容務まえ つご、種出書に添付する登 団活護路 (法人の設立、合併、分割があった場合)につ いてオンライン登記情報提 供制度等による代替方法検 討			

手続名	根拠法令	措置内容			備考
于統日	1100000	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	(HI)
営業報告書及び実績報告書 の提出		国土交通省オンライン申請 システムの運用改善や国土 交通省におけるイソターネッ トの整備状況などを踏まえ つつ、営業報告書に添付す も貸借対照表、損益計算書 についてIPP公表による代替 方法検討			
業務の管理の受委託の許可	航空法第113条の2	商業登記簿の謄本の提 出を省略し、オンライン登記情報提供制度を活用 することにより、送信され る登記情報をもって商業 登記簿の謄本に代えることができることとする。			
手続件数	65件				

4. 変更手続の簡素化

描置内容	備考		措置内容		根拠法令	手鏡名
300 E 3 E	m	2005年度(平成17年度)	2004年度(平成16年度)	2003年度(平成15年度)	初主八国法等に名等った	公園施設の設置又は管理の許
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第5条第2項	公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第6条第2項	都市公園の占用許可の変更の 申請
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第10条の3	国の設置に係る都市公園の行 為の許可の変更の申請
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第23条第3項	公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請(公園予定地内)
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第23条第3項	都市公園の占用許可の変更の 申請 (公園予定地内)
		利用者ニーズを把握した上で、シ ステム面で対応できるものについ て措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	都市公園法第23条第3項	国の設置に係る都市公園の行 為の許可の変更の申請(公園 予定地内)
t	都道府県が法人を対象とした 発行又は証明する添付書類及 び指導員としての資格を証明 する添付書類等がオンライン 化可能になった後、順次実施 予定		電子的に証明できる添付書類 から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	自動車整備士技能検定規則第 6条の2第4項<道路運送車 両法>	自動車整備士養成施設の指定 申請の記載事項等の変更届出
			電子的に証明できる添付書類 から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	道路運送車両法第52条後段	整備管理者の変更の届出
			から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	道路運送車両法第81条第1 項	自動車分解整備事業の認証に 係る変更届
			電子的に証明できる添付書類 から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	道路運送車両法第94条の4 第3項	自動車検査員の変更の届出
			電子的に証明できる添付書類 から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	道路運送車両法第94条の9 (第81条第1項第4号準 用)	の設備の変更の届出
			電子的に証明できる添付書類 から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	優良自動車整備事業者認定規 則第9条<道路運送車両法>	優良自動車整備事業者の変更 届
	校正を行う者が現在1社であ り、今後の登録制度に移行し てからの動向を踏まえ検討		電子的に証明できる添付書類から順次措置する	変更手続に係る添付書類が電 子的に証明できるかを検討	指定自動車整備事業規則第1 3条第2項<道路運送車両法 >	校正に関する規則の変更の届 出
			予算要求	個別業務システムのブログラム改修設計の検討及び費用 見積り。	航空法第29条の2第1項	技能証明の限定変更
			予算要求	個別業務システムのプログラム改修設計の検討及び費用 見積り。	航空法施行規則第50条	技能証明又は技能証明の限定 変更
国土交通省オンライン申請システム において、認定申請に統合するよう に措置済み				国土交通省オンライン申請システムにおいて、認定申請に統合するように措置	民間都市開発の推進に関する 特別措置法第14条の5	事業用地適正化計画の認定の 変更に関する手続き
国土交通省オンライン申請システム において、認定申請に統合するよう に措置済み				国土交通省オンライン申請システムにおいて、認定申請に統合するように措置	第1項	民間都市再生事業計画の変更 の認定
		検討結果を踏まえ、簡素化できる ものについては措置予定	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	下水道処理施設維持管理業者 登録規程第8条	変更等の届出
	-	-	-	-	18件	手続件数
	-	ものについては措置予定	変更手続の簡素化方策検討	テムにおいて、認定申請に統合するように措置 国土交通省オンライン申請システムにおいて、認定申請に統合するように措置 変更手続の簡素化方策検討	特別措置法第14条の5 都市再生特別措置法第24条 第1項 下水道処理施設維持管理業者 登線規程第8条	変更に関する手続き 民間都市再生事業計画の変更 の認定 変更等の届出

レガシーシステム見直しのための国土交通省行動計画 (アクション・プログラム)

- 1.見直しの対象とするレガシーシステム
 - ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システム
 - 気象資料総合処理システム(Cアデス系)
- 2 . 各レガシーシステムの見直しに向けた作業
- (1)自動車登録検査業務電子情報処理システム

自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTÂŜ」という。)は、2004年(平成16年)1月に新しいシステムに移行することとしており、現在その作業を行っているところである。この新しいシステムは、現行と同様のメインフレーム型システムにより8年間稼動することとして設計されている。したがって、この新しいシステムについて、最適化に向けた検討を行うこととする。

レガシーシステム刷新可能性調査の実施

2004 年(平成 16 年) 1 月に移行する新しいシステム(以下「旧システム」という。)をオープンプラットホーム型システム(以下「新システム」という。)に刷新した場合に、システム利用者に対する利便性を保ちつつ、トータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げることが可能か否かについて、2003 年度(平成 15 年度)よりMOTÂS刷新可能性検討委員会を立ち上げ、2004 年度(平成 16 年度)に当該システムと関係のない外部調査機関を利用した刷新可能性調査を実施し、当該委員会において、その調査結果に基づき、2004 年度中(平成 16 年度中)を目途に、旧システム及び新システムの効率性、経済性を中心に以下の評価を行い、その結果を公表する。

a.効率性の評価

- ・新旧システムにおける業務処理過程の合理性 自動車登録検査業務内容に対して必要かつ十分な業務処理が実現されているか(過剰な業務処理が含まれていないか 等)
- ・新旧システム構成の合理性

自動車登録検査業務処理過程及びデータ処理件数、データ量に対して信頼性、安全性を含め必要かつ十分な性能を発揮できるシステム構成となっているか(メインフレーム、サーバ、ネットワーク、アプリケーション、データベース 等)

b. 経済性の評価

新旧システムにおける導入方法の適正化について、下記の導入方法ごとに導入時期(早期導入の可能性)も含め、その妥当性をそれぞれ検証する。

- ・国土交通省自らが機器・ソフトウエアを調達・外注し運用する場合
- 開発・運用経費の算定方法の妥当性
- 競争入札に移行する場合の課題(随意契約で行われている場合)等
- ・データ通信役務サービスを利用する場合
- データ通信役務サービス使用料の算定方法の妥当性
- データ通信役務サービス以外の方式に移行する場合の課題 等

最適化計画の策定

MOTAS刷新可能性検討委員会の検討結果を踏まえ、2005年度中(平成17年度中)に「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則って業務プロセスの見直しや業務・システムの将来像からなる最適化計画を関係機関と調整の上策定する。

最適化の実施

関係機関と協議の上、2006 年度末(平成 18 年度末)までに本システム及び 関連業務の最適化について結論を得る。

(2) 気象資料総合処理システム

本システムは 1995 年度(平成7年度)に整備したメインフレームシステム

であり、老朽化が進んでいるとともに、IT施策に適合した気象情報の高度化を推進するにあたり通信・データ処理能力が十分ではないため、最適化計画を策定し2005年度(平成17年度)早期に本システムを改良・更新する。また、改良・更新後においても、構築したシステムの適正性に関して、当該システムと関係のない外部専門家による監査を定期的に受け、結果を公表する。

レガシーシステムの刷新可能性調査

刷新可能性の分析を実施し、新システムに刷新することにより、システム利用者に対するサービス向上を図りつつ、トータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)を下げることが可能であるとの結論を得た。その調査結果を気象庁ホームページに公表した。

最適化計画について

レガシーシステムの刷新可能性調査を踏まえ、気象庁のスーパーコンピュータシステムなどを含めた気象資料処理に関連する全体システムとして、サービスの高度化に伴うデータ量の増大とプログラムの複雑化等に柔軟に対応しつつ、24時間連続稼動に耐える安定性、信頼性を確保した効率的な新システムを構築すべく、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って最適化計画を見直し、整備を進める。

最適化の実施

競争入札による契約を実施しており、2005 年度(平成 17 年度)には最適化されたシステムを稼動させ業務の最適化を図る。

最適化の実施については、関係機関とは300年 と協議の上 2006 年度末でに結論を得る。 平成 18 年度〕 2006年度 新システム運 用・外部監査の 定期実施 平成17年度〕 最適化計画の策定 2005年度 新システムの製作 要否の判断 結果の公表 最適化の実施 2004年度 (平成16年度) MOTAS刷新可能性 検討委員会の開催 刷新可能性調 査の実施 最適化計画 の見重し 刷新可能性調査結果の公表 (平成15年度) 2003 年度 概算要求 平成14年度) 2002 年度 最適化計 画の策定 技術資料招請 (平成13年度) 2001年度 レガシーシステム刷新可能性調査 自動車登録検査業務電 子情報処理システム 気象資料総合処理シス テム システム名

3. 全体スケジュール

環境省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1.行政ポータルサイトの整備、充実

手続案内、組織・制度の概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表) 情報について、e-Govを通じて迅速に更新、提供するとともに、利用者に有益な関連情報の提供を推進する。

環境省ホームページについて、2004年度中(平成16年度中)に高齢者や障害者がより利用しやすくなるよう改善を図る。

2.ワンストップサービスの拡大

e-Govに電子申請の受付等に係る各府省共通の機能が整備されることに伴い、環境省電子申請システムについて必要な見直しを検討する。

3.オンライン利用の促進のための環境整備

(1) 手続の簡素化・合理化

環境省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。

必要性の乏しい手続の廃止

過去3か年の申請・届出等件数が0件の手続138件のうち9手続について、 2003年度(平成15年度)に廃止した。(別添1)

添付書類の省略等

添付書類については、公表資料等を活用することによって添付書類の省略等が可能な 45 手続について、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の措置を講ずる。(別添2)

申請・届出等手続に必要となる添付書類をオンラインで提出できるようにするため、環境省所管の法令に基づき環境省が発行する証明書等 3 件について、2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。(別添3)

変更手続の簡素化

変更手続 110 手続きについて、2005 年度末(平成 17 年度末)までに所要の 措置を講ずる。(別添4)

(2)オンライン受付時間の拡大

環境省電子申請システムについて、2004年度末(平成 16 年度末)までに深夜のメンテナンス時間等を除き受付時間の拡大を行う。

IT化に対応した業務改革

個別府省業務・システムについて、今後の業務・システムの分析状況等により、 適宜、対象業務の追加等の見直しを行う。

1.人事・給与等業務の業務・システムの最適化

「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、2004 年(平成 16 年)6 月末を目途に人事・給与関係業務情報システムの導入計画を策定し、当該導入計画に沿って、既存のシステムを更新するなど、業務・システムの最適化に取り組む。

2. 国家公務員給与の全額振込化

国家公務員給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末(平成17年度末)までに原則として100%の実施を目指す。

3 . 共通システムの最適化

省内ネットワークについては、2005年度末(平成17年度末)までに最適化計画 を策定する。

共通的な環境整備

1.情報セキュリティ対策の充実・強化

環境省の保有する情報システムについて、第三者機関によるセキュリティ監査 を実施するなど、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

2.関係機関との連携協力

独立行政法人が行う業務については、環境省の取組に準じて業務・システムの 最適化を推進するものとし、中期目標を 2004 年度(平成 16 年度)以降に改定す る際に最適化計画の策定について盛り込む。 必要性の乏い・手続の廃止 別添1

接置内容 根拠法令 接換法令 2003年度(平成16年度) 2005年度(平成17年度) 2005年度(平成17年度) 2005年度(平成17年度) 東業者からの第二種事業に係る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業) 及び第4条第3項 ではい環境省関連事業 は対象外となる。 東業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業) 環境影響評価法第4条第4項 - に伴い環境省関連事業 は対象外となる。 平成16年4月1日に環境事業団が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 マ成16年4月1日に環境事業団が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 マ成16年4月1日に環境事業回が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 マ成16年4月1日に環境事業回が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 マ成16年4月1日に環境事業 日に環境事業 日に環境事業 日に環境事業 日に関境 日に環境 日に関境 日に環境 日に関境 日に環境 日に関境 日に関する 日に関する 日に関する 日に関する 日に関する 日に関する 日に関境 日に関境 日に関境 日に関境 日に関境 日に関境 日に関境 日に関する 日に関する	
第業者からの第二種事業に係る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	
る概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知 (環境影響評価法第4条第1項 / ス実施の必要性の有無の通知 (環境省関連事業) 東業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知(環境省関連事業 東美田が廃止されることに伴い環境省関連事業 東美田が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 東北 東東田が廃止されることに伴い環境省関連事業 は対象外となる。 東江 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	
の第二種事業の概要の届出の 受理及びアセス実施の必要性 の有無の通知(環境省関連事業) 第二種事業について、判定によ らず手続を行うこととした旨の 環境影響評価法第4条第6項 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
現二種事業について、利定によ 6ず手続を行うこととした旨の 環境影響評価法第4条第6項	
世知の支理(環境自関連事業) は対象外となる。	
評価書の受理及び当該評価書 に対する意見の提出(環境省関 連事業) 環境影響評価法第22条第1 項及び第24条	
補正後の評価書又は補正なき 場合の通知の受理(環境省関 連事業) 環境影響評価法第25条第3 項	
対象事業内容を修正する場合 の第二種事業に係る届出の受 理及びアセス実施の必要性の 有無の通知(環境省関連事業)	
事業内容の廃止・修正等後、ア セスの必要が無くなった旨の通 知の受理(環境省関連事業) 項	
ア成16年4月1日に環境 事業団が廃止されること の受理(環境事業団関連事業) 項、第9条第1項	
準備書について、住民意見書 の受理(環境事業団関連事業) 項、第19条第1項 平成16年4月1日に環境 事業団が廃止されること に伴い環境事業団関連 事業は対象外となる。	
手続件数 9件 - - - -	

(1) 添付書類の省略等 別添 2

手続名	根拠法令	措置内容			備考
于統石	1-11-1	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	(相名)
再商品化等の認定	特定家庭用再商品化法第23 条第1項	より代替)の検討			
再商品化等の変更の認定	特定家庭用再商品化法第24 条第1項	住民票の省略(住基ネットにより代替)の検討			
フロン類破壊業者(申請者)に よる主務大臣への許可の申請	特定製品に係るフロン類の改 修及び破壊の実施の確保等 に関する法律第44条1項	住民票の省略(住基ネットに より代替)の検討	平成16年度以降に法令等 以降に住基ネット利用の7		
フロン類破壊業者の許可(更新 の許可)	特定製品に係るフロン類の改 修及び破壊の実施の確保等 に関する法律第46条1項	住民票の省略(住基ネットに より代替)の検討	平成16年度以降に法令等 以降に住基ネット利用の		
フロン類破壊業者による主務大 巨への軽微な変更の届出	特定製品に係るフロン類の改 修及び破壊の実施の確保等 に関する法律第47条3項	住民票の省略(住基ネットに より代替)の検討	以降に住基ネット利用の		
清算人及び解散の届出	民法第77条第1項	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム	4開発、省令改正措置		
清算中に就職した清算人の届 出	民法第77条第2項	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
公益法人の設立許可の取消に よる解散の際に就職した清算 人の届出	民法第77条第3項	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
公益法人の設立登記完了の届 出	環境大臣の所管に属する公 益法人の設立及び監督に関 する省令第3条第1項	登記簿の省略(インターネットによる代替)の検討、システム			
公益法人の登記事項変更の届 出	環境大臣の所管に属する公 益法人の設立及び監督に関 する省令第3条第1項	登記簿の省略(インターネットによる代替)の検討、システム			
	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条の8廃棄物の 処理及び清掃に関する法律 施行令第5条の7廃棄物の処 理及び清掃に関する法律施 行規則第6条の9~第6条の 11	登記簿の省略(インターネットによる代替)の検討、システム			
一般廃棄物の輸出の確認	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第10条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
廃棄物の輸入の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第1 項	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
産業廃棄物の輸出の確認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の5第1項(第10条第1項準用)	登記簿の省略(インターネットによる代替)の検討、システム			
浄化槽管理士試験の指定試験 機関の指定の申請	環境省関係浄化槽法施行規 則第27条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
浄化槽管理士講習の指定講習 機関の指定の申請	環境省関係浄化槽法施行規 則第48条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
浄化槽設備士試験の指定試験 機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等 に関する省令第4条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
浄化槽設備士講習の指定講習 機関の指定の申請	浄化槽設備士に係る講習等 に関する省令第6条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
使用済指定再資源化製品の自 主回収及び再資源化の認定	資源の有効な利用の促進に 関する法律第27条	登記簿の省略(インターネット による代替)の検討、システム			
使用済指定再資源化製品の自	使用済指定再資源化製品の 自主回収及び再資源化の認 定に関する省令第3条	登記簿の省略(インターネットによる代替)の検討、システム			

の世史 定	産業廃棄物の処理に係る特 産施設の整備の促進に関す 法律第16条第1項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
債務保証業務の金融機関への定	産業廃棄物の処理に係る特 産施設の整備の促進に関す 法律第18条第1項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
南 高 日 商 品 化 等 の 認 定 び び び び び び り び り び り び り り り り り り り	容器包装に係る分別収集及 が再商品化の促進等に関す 法律第15条第2項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
井岡品化寺の総定 法	第23条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
井岡品化寺の変更の認定 法	法第24条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
登録再生利用事業者の登録 の	記品循環資源の再生利用等)促進に関する法律第10条 第1項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービス による代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
団球円土利用事未有の豆球争 の	電品循環資源の再生利用等 D促進に関する法律第10条 95項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
国野田主利用事業有の豆豉のの	記品循環資源の再生利用等)促進に関する法律第11条 92項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
	両極地域の環境の保護に関 「る法律第10条第3項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
確認を受けた南極地域活動に 係る主宰者の地位の引継ぎ又 は承継の届出(主宰者の地位を 承継するための承認)	両極地域の環境の保護に関 「る法律第10条第4項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
は承継の届出(主宰者の地位を 引き継ぐための承認)	る法律第10条第4項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
フロン類破壊業者の許可の申 収 請 に		登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
国立公園事業の執行の認可自	目然公園法第9条第3項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
相続による国立公園事業者た る地位の承継の届出	目然公園法施行令第11条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
合併による国立公園事業者た る地位の承継の届出	目然公園法施行令第11条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
分割による国立公園事業者た る地位の承継の届出	目然公園法施行令第11条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービス による代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
改业周山	目然公園法施行規則第7条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
保護増殖事業の認定 植 律	通滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 建施行規則第46条第3項、同 見則第33条	登記簿の謄本の省略(インターネット登記情報提供 サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改 正措置		
	b球温暖化対策の推進に関 「る法律第12条第1項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービス による代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
	b球温暖化対策の推進に関 「る法律施行規則第5条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービス による代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
上	目然公園法第37条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
	聚臭防止法施行規則第23条 92項	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
	□壌汚染対策法第10条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
指定又拨法人UII在中间 項	□壌汚染対策法第20条第1 頁	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービス による代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
国立公園の指定認定期間の指 定申請	目然公園法第17条	登記簿の省略(インターネット登記情報提供サービスによる代替)の検討、システム開発、省令改正措置		
手続件数	45件		-	-

(2) 環境省所管の法令に基づき環境省が発行する証明書等の電子化一覧表

別添3

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備考
適法捕獲等証明書	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第25条第3項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
許可証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第7項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
従事者証	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項	環境省	電子公文書に官職証明書を付与して発行
対象件数	3件		

変更手続の筒索化 別添 4

手続名	根拠法令	措置内容			備考
7200	1区が4	2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	M1"5
浄化槽設備士試験の指定試験 機関の事業計画等の変更認可 申請	浄化槽法第43条の4第1項 後段	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽設備士講習の指定講習 機関の事業計画等の変更認可 申請	浄化槽法第43条の19第1項 後段	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽設備士講習の指定講習 機関の講習業務規程の変更認 可申請	浄化槽法第43条の20第1項 後段	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽管理士試験の指定試験 機関の事業計画等の変更認可 申請		変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽管理士試験の指定試験 機関の試験事務規程の変更認 可申請		変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
	る浄化槽法第43条の19第1 項後段	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽管理士講習の指定講習 機関の講習業務規程の変更認 可申請		変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	

				,	
	環境省関係浄化槽法施行規 則第28条<浄化槽法>	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽管理士講習の指定講習 機関の名称の変更等の届出	第53条において準用する環 境省関係浄化槽法施行規則 第28条<浄化槽法>	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
	第53条において準用する環 境省関係浄化槽法施行規則 第31条<浄化槽法>	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽設備士講習の指定講習 機関の名称の変更等の届出	浄化槽設備士に係る講習等 に関する省令第7条<浄化槽 法>	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請	変更手続の簡素化の 実施	
	浄化槽設備士に関する省令 第13条<浄化槽法>	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽技術管理者変更の届出	浄化槽法第10条の2第2項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽管理者変更の届出	浄化槽法第10条の2第3項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
浄化槽清掃業の変更の届出	浄化槽法第37条	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
一般廃棄物の再生利用に係る 特例に係る再生利用の変更の 認定の申請	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条の8	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
一般廃棄物の再生利用に係る 特例に係る事業の廃止及び変 更の届出等	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条の8	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
一般廃棄物処分業の変更許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第7条の2第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
一般廃棄物収集運搬業の変更 許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第7条の2第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
は規模の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
一般廃棄物処理施設の軽微な 変更、廃止、休止又は再開の 届出	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条第3項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
施設の変更届出	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第9条の3第7項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
市町村設置の一般廃棄物処理 施設の軽微な変更、廃止、休止 又は再開の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第13条の16(第13条 の5第1項後段準用)	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
廃棄物再生事業者の変更の届 出	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行令第18条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 産業廃棄物収集運搬業の変更	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第14条の2第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
産業院業物収業運搬業の変生 等の届出(1)事業の廃止(2) 氏名、名称、役員、事務所及び 事業場の所在地(3)施設、設 備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項 (第7条の2第3項準用)	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
産業廃棄物処分業の変更等の 届出(1)事業の廃止(2)氏名、 名称、役員、事務所及び事業 場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第14条の2第3項 (第7条の2第3項準用)	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特別管理産業廃棄物収集運搬 業の事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第14条の5第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
事業範囲の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第14条の5第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
廃止(2)氏名、名称、役員、事 務所及び事業場の所在地(3) 施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項 (第7条の2第3項準用)	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
(2)氏名、名称、役員、事務所 及び事業場の所在地(3)施 設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項 (第7条の2第3項準用)	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第3項(第9条第3項準用)	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特定施設の整備計画の変更の 認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
産業廃棄物処理施設の変更の 許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条の2の4 第 1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第14条の2第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
使用済指定再資源化製品の自 主回収及び再資源化の変更認 定	資源の有効な利用の促進に 関する法律第28条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
事業計画書及び収支予算書の 変更の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項後段 家器句装に係る公別収集及	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第16条第1項 容器句装に係る公別収集及	変更手続の簡素化方策検討 共管府省と調整	検討を踏まえ電子申請システムの改修等の予算要求 検討を繋まる電子申請	変更手続の簡素化の 実施	
出	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第21条第3項 容器包装に係る分別収集及	変更手続の簡素化方策検討 共管府省と調整	検討を踏まえ電子申請システムの改修等の予算要求 締封を踏まる電子申請	変更手続の簡素化の 実施	
指定法人の再商品化義務規程の変更の認可	谷爺巴装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第24条第1項 容器包装に係る分別収集及	変更手続の簡素化方策検討 共管府省と調整	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 <u>算要求</u> 検討を踏まえ電子申請	変更手続の簡素化の実施	
指定法人の事業計画等の変更 の認可	谷裔包表に係る方別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第25条第1項	変更手続の簡素化方策検討 共管府省と調整	快討を踏まえ電子中請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	

議会的性 からな 50 mm		T		host towara 南フ山雄	T	
	再商品化等の変更の認定		変更手続の簡素化方策検討			
### 1995年				システムの改修等の予		
			変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予		
		の促進に関する法律第10条	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
			変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
語が知ら他の場合の見からいた。	基本計画の作成又は変更の認可		変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予		
型音楽性の回記			変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予		
	登録変更の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
			変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
型型性の関係を対する。	被認定者等の氏名等の変更の 届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
金型手級の開催した。			変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
	センターの名称等の変更		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	センターの施行規則第一条第 二項各号に掲げる書類の内容		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
接着助比方法の変更の届出	特定施設の数の変更の提出	騒音規制法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
	騒音防止方法の変更の届出	騒音規制法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
接動師比索利・条章 1項 服動師止の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服動師上の方法の変更の回出 服力性に対すると書所上 対象と思想を表現しています。 変更手様の陶素化方策検討 変更手様の陶素化方策検討 変更手様の陶素化方策検討 変更手様の陶素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 となるの変更の回出 展立は極端の変更の高さらは特別 関本とは関する法律が 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 次方なの姿態のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの必要のの 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 次方なの必要のの 変更手様の関素化方策検討 次方なの必要のの 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化の変更の が表に変更手続の関素化の変更の が表に変更手続の関素化の変更の が表に変更手続の関素化の変更 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化方策検討 次方なの必要のの 変更手様の関素化方策検討 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化の変換 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化の変 変更手様の関素化の変更 変更手様の関素化を変更 変更手様の関素化を変更 変更手様の関素化を変更を 変更手様の関素化を変更を 変更手様の関素化を変更を 変更手様の関素化を 変更手様の関素化を 変更手様の関素化を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変	氏名等変更の届出	騒音規制法第10条	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
無動的止の方法の変更の個出 振動物計法第16条 2 東手続の陶素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 変更手続の剛素化方策検討 次方なんの必然等のつ 変更手続の剛素化の 変更手続の一般などの 変更手続のの変更を 変更手続の一般などの 変更手続の一般などの 変更手続のの変更を 変更手続の一般などの 変更手続のの変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を 変更を	特定施設の変更等の届出	振動規制法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化力策略は 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化力策をは 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化力策をは 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化力策をは 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化力策略は 京芸学会の政策をの 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学校の職業化の 京芸学を表示を与事は 京芸学校の職業化の	振動防止の方法の変更の届出	振動規制法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
### 182 日本の	氏名等の変更の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
指定と称呼吸を受りついています。 日本の 会社 の	指定試験機関の試験事務規程 の変更認可申請	組織の整備に関する法律第8 条の5第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
規定と経験機関の名称等のの更更		組織の整備に関する法律第8 条の7第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
指正試機関例の名称等の変更 組織の整備に関する法律に	指定試験機関の試験人の選任 又は変更の届出	組織の整備に関する法律第8 条の10第3項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
はいた際生活の歌の情からな 大気汚染防止法第18条条第1項 変更手続の飼素化方策検討	指定試験機関の名称等の変更 届出	組織の整備に関する法律に 基づく指定試験機関に関する	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		
本の変更の 本質・		大気汚染防止法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
展出		大気汚染防止法第11条	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
大名の変更等の届出(一般粉)		大気汚染防止法第18条第3 項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
ル発生施設設置者に係る準用 (大会が内) (大会等の) (大会等的)	特定粉じん発生施設の変更の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
ル発生施設設置者に係る準用 (表現 1年) 第2項 2月	ん発生施設設置者に係る準用 規定)		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
第14条第1項 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 検討を踏まえ電子申請 変更手続の簡素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更手続の簡素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 無の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の簡素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 を変更 変求 検討を踏まえ電子申請 な変更 ま第 条第 1項 変更 手続の商素化方策検討 変更 表の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 検討を踏まえ電子申請 変更 手続の商素化の 実施 を要す を要す を要す を要す 変更			変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
氏名の変更の届出 第18条 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 実施 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化の 変更 要求 検討を踏まえ電子申請 変更手続の簡素化の 変施 変更手続の簡素化の 変形 複対を踏まえ電子申請 変更 が 質を取り ない 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の 変施 検討を踏まえ電子申請 変更手続の簡素化の 変施 を更 が 検討を踏まえ電子申請 を変更 変素 を要求 検討を踏まえ電子申請 変更手続の簡素化の 変更 変素 を要す を変更 変素 を要す を変更 変更 変	特定施設の構造等の変更の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
水質汚濁防止法第7条 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 実施 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の資要求 な要手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 変更 変更手続の簡素化の 変施 変更手続の簡素化の 変更	氏名の変更の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
氏名等の変更の届出 水質汚濁防止法第10条 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予算要求 水質汚濁防止法第14条第3 変更手続の簡素化方策検討 ジステムの改修等の予算要求 変更手続の簡素化方策検討 変更手続の簡素化方策検討 変更手続の簡素化方策検討 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化方策検討 ジステムの改修等の予算要求 変更手続の簡素化方策検討 ジステムの改修等の予算要求 変更手続の簡素化方策検討 ジステムの改修等の予算要求 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の資産を 変更手続の簡素化の		水質汚濁防止法第7条	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
7月周寅旬重 の	氏名等の変更の届出	水質汚濁防止法第10条	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
行と地域の構造等のを受い計	汚濁負荷量の測定手法変更の 届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
行足地域の構造等の軽減なる	可	法第8条第1項	変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求	実施	
に石寺の女堂、XIA世州応政 瀬戸内)海境境市主行が指重 変更手続の簡素化方策検討 システムの改修等の予 女堂 + 赤の間系化の 電板 電板 電板 電板			変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予 算要求		
	氏名等の変更、又は使用施設 廃止の届出		変更手続の簡素化方策検討	システムの改修等の予		

					,
指定施設の構造等の変更の届 出	湖沼水質保全特別措置法第 17条第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
氏名等の変更の届出	湖沼水質保全特別措置法第 17条第2項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
水道水源特定施設等の構造等の変更の届出	特定水道利水障害の防止の ための水道水源水域の水質 の保全に関する特別措置法 第13条第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
水道水源特定施設の設置者の 氏名等の変更の届出	特定水道利水障害の防止の ための水道水源水域の水質 の保全に関する特別措置法 第13条第2項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請システムの改修等の予算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特定施設の構造等の変更の届 出	ダイオキシン類対策特別措置法 第14条第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
氏名の変更の届出	ダイオキシン類対策特別措置法 第18条	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
井戸の変更の許可	工業用水法第7条第1項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
井戸使用者の氏名等変更の届 出	工業用水法第9条	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
井戸使用の廃止、施設変更の 届出	工業用水法第11条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
揚水設備の変更の許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
地下水採取者の氏名等変更の 届出	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
	建築物用地下水の採取の規 制に関する法律第9条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
土地の形質の変更届出	土壌汚染対策法第9条第1項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定区域が指定された際の土 地の形質の変更届出	土壌汚染対策法第9条第2項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
非常災害のための土地の形質 の変更届出	土壌汚染対策法第9条第3項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定調査機関の事業所変更届 出	土壌汚染対策法第13条第1 項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定調査機関の業務規程の変 更届出	土壌汚染対策法第15条第1 項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定支援法人の名称等の変更 届出	土壌汚染対策法第20条第3 項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定支援法人の事業計画等の 変更認可申請	土壌汚染対策法第24条第1 項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
国立公園の風景地保護協定の 変更	自然公園法第35条	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
管理又は経営方法のうち重要 なものの変更の届出	自然公園法施行令第5条後 段	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
国立公園事業執行認可事項の 変更承認	自然公園法施行令第6条第1 項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
	第1項第1号	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の 採取等の許可証の住所等変更 届	化に関する法律施行規則第7 条第10項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
従事者証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律施行規則第7 条第11項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
指定猟法許可証の住所等変更 届	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律施行規則第1 5条第6項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
適法捕獲等証明書の住所等変 更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律施行規則第2 6条第5項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
危険猟法許可証の住所等変更届	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律施行規則第4 6条第5項	変更手続の簡素化方策検討	算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特定国内希少野生動植物種に 関する特定国内種事業の変更 及び廃止の届出	絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律第30条第3項	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特定国際事業の変更及び廃止 の届出	絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律第33条の2	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
特定国際事業届出(廃止·変 更)	絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律第33条の5	変更手続の簡素化方策検討	検討を踏まえ電子申請 システムの改修等の予 算要求	変更手続の簡素化の 実施	
手続件数	110件	-	_	-	-